

由利本莊市立地適正化計画

計画書

令和6年8月

目 次

1 立地適正化計画策定の背景	1
1-1 立地適正化計画策定の背景	1
1-2 立地適正化計画の概要	1
2 計画の位置づけ	2
2-1 計画の位置づけ	2
2-2 計画の目標年次	2
2-3 計画の対象区域	3
3 上位・関連計画の整理	4
3-1 由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」（令和6年3月）	4
3-2 都市計画区域マスタープラン（平成24年12月）	7
3-3 由利本荘市都市計画マスタープラン（令和6年8月）	9
3-4 一番堰まちづくり地区計画	11
4 由利本荘市の現状	13
4-1 人口	13
4-2 産業別人口	19
4-3 通勤・通学	20
4-4 都市計画道路	22
4-5 公共交通	24
4-6 災害想定	25
4-7 財政	29
4-8 土地利用	31
4-9 まちづくりに関するアンケート調査	37
4-10 まちづくりの現状と課題	48
5 まちづくりの将来像	51
5-1 基本方針	51
5-2 都市構造	53
（1）拠点	54
（2）公共交通ネットワーク	55
（3）軸	55

6 誘導施設	57
6-1 都市機能増進施設の立地状況	57
(1) 行政施設	58
(2) 文化交流施設	60
(3) 医療施設	61
(4) 商業施設	63
(5) 金融施設	67
(6) 教育施設	69
(7) 児童福祉施設	71
(8) 高齢者福祉施設	73
6-2 誘導施設の考え方	75
6-3 誘導施設の設定	77
7 誘導区域	78
7-1 誘導区域に含めない区域	78
(1) 制度上位置づけられている「誘導区域に含めない区域」	78
(2) 本市における「誘導区域に含めない区域」	79
7-2 誘導区域の設定	82
(1) 都市機能誘導区域	82
(2) 居住誘導区域	90
(3) 誘導区域の検証	101
8 誘導施策の設定	102
8-1 都市機能の維持・誘導に資する施策	103
8-2 居住の維持・誘導に資する施策	104
8-3 公共交通の充実に資する施策	105
9 防災指針	106
9-1 防災指針の概要	106
(1) 防災指針の目的	106
(2) 対象とする災害と地域	107
(3) 子吉川水系流域治水プロジェクト 2.0 の概要及び防災指針との関係	108
9-2 災害リスク分析	109
(1) 津波浸水リスク（最大クラス）	109
(2) 洪水浸水リスク（想定最大規模の浸水想定）	110
(3) 洪水浸水リスク（降雨規模による多段階の浸水想定）	111
(4) 家屋倒壊リスク	113
(5) 浸水継続時間のリスク	114
(6) 雨水出水（内水）リスク	115
(7) ため池決壊リスク	116

(8) 土砂災害リスク	118
9-3 防災まちづくりの将来像、全体の取組方針の検討.....	119
(1) 将来像	119
(2) 全体の取組方針	119
9-4 防災施策とスケジュール.....	120
9-5 災害リスクの高い地域の抽出.....	122
9-6 地域ごとの防災上の課題の整理.....	123
(1) 中心市街地・梵天地域（洪水浸水）	123
(2) 中心市街地北西部（津波浸水）	124
(3) 本荘大堤下流（大鰐町）（ため池決壊による浸水）	125
(4) 防災上の課題の図示	126
9-7 地域ごとの防災まちづくりの取組方針.....	127
(1) 中心市街地・梵天地域	127
(2) 中心市街地北西部	128
(3) 本荘大堤下流（大鰐町）	128
(4) 取組方針図	129
(5) 地域ごとの防災施策の一覧.....	130
9-8 参考：子吉川河川整備等による災害リスクの減少.....	132
10 数値目標の設定	136
10-1 数値目標	136
(1) 数値目標の設定	136
(2) 居住の誘導に関する目標値設定の考え方.....	137
10-2 期待される効果の設定.....	138
11 施策の達成状況に関する評価方法	139
12 届出制度	140
12-1 都市機能誘導区域外における届出.....	140
12-2 都市機能誘導区域内における届出.....	140
12-3 居住誘導区域外における届出.....	141



1 立地適正化計画策定の背景

1-1 立地適正化計画策定の背景

超高齢社会を迎え、持続可能なまちづくりを進めていくためには、都市全体の観点から様々な関係施策と連携を図り、総合的に検討していくことが必要です。郊外開発が進み市街地が低密に拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれています。拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた、医療・福祉・子育て支援・商業などの生活サービスの維持が将来困難になりかねない状況にあります。

由利本荘市は、平成 17（2005）年 3 月 22 日に本荘市、由利郡矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町及び鳥海町が合併し、秋田県で最大の面積を誇る市として誕生しました。

本市は、秀峰「鳥海山」、人々の生活に潤いを与えてきた一級河川「子吉川」、白砂と美しい夕日の魅力あふれる「日本海」と、山、川、海の自然が織りなす我が国においても稀な風光明媚な都市ですが、近年では、スポーツ・防災・賑わいの拠点施設「総合防災公園・由利本荘アリーナ」が完成するなど、交流人口の拡大と賑わいの創出が期待されています。

こうした中、災害に強いまちづくりの推進、高齢者でも歩きやすく健康・快適な生活の確保、子育て世代などの若年層にも魅力的なまち、財政面・経済面で持続可能な都市経営、低炭素型の都市構造の実現などといった課題に対しては、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要です。こうした状況を踏まえ、平成 26（2014）年に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設されましたが、由利本荘市でもこの制度を活用し官民の協働による持続可能な都市の形成を推進していくことになりました。

1-2 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づく制度で、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ形成に向けた取組を推進するものです。また、都市全体を見渡ししながら今後の都市像を描き公共施設だけではなく民間の施設も対象としつつその誘導を図るための制度であり、これまでの土地利用規制などで都市をコントロールするだけではなく、住民・企業の活動などにこれまで以上に着目し、量ではなく質の向上を図り「マネジメント」という新たな視点をもって取り組んでいくことが求められています。

計画では、持続可能な都市形成の観点から、居住や医療・福祉・商業などの機能の立地の適正化に関する基本的な方針を示した上で、これまで都市計画の中で明確に位置づけられてこなかった各種の都市機能に着目し、これらを都市計画の中に位置づけ、その「魅力」を活かすことによって、居住を含めた都市の活動を「誘導」することで都市をコントロールする新たな仕組みを構築しています。これにより、居住や都市機能を誘導する区域を定め、誘導するために経済的なインセンティブや講ずべき施策や事業を示していきますが、時間をかけながら計画的な時間軸の中で、今の暮らしを尊重し、居住や都市機能の建替えなどに併せて、緩やかに誘導していくものとされています。

2 計画の位置づけ

2-1 計画の位置づけ

「由利本荘市立地適正化計画」（以下、「本計画」とします）は、本市のまちづくりの指針である市総合計画や、秋田県が広域的な視点から定める「都市計画区域マスタープラン」を踏まえ、関連する行政分野と整合を図りながら、『ネットワーク型コンパクトシティ』の具体化を推進する計画です。本計画で定める立地の適正化に関する基本的な方針は、都市再生特別措置法に基づき、本市が定める「由利本荘市都市計画マスタープラン」の一部とみなされます。

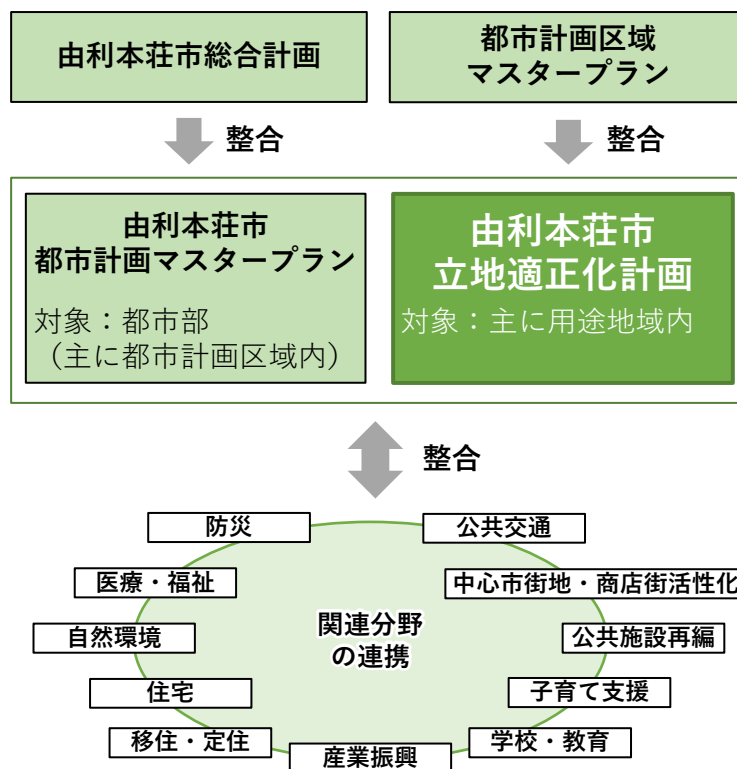


図 2-1 立地適正化計画の位置づけ

2-2 計画の目標年次

立地適正化計画は、概ね 20 年後の都市の姿を展望し、「都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2：都市計画に関する基本的な方針）」と調和が保たれたものである必要があります。

本計画は現在改定検討中の都市計画マスタープランとの整合を図り、令和 6（2024）年を基準年として、20 年後の令和 26（2044）年の都市の姿を展望するものとします。

なお、立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 84 条の規定により概ね 5 年ごとに施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう定められていることから、検証結果によって必要があると認められるときは、立地適正化計画及びこれに関連する都市計画を変更するものとします。

2-3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項の規定に基づき、都市計画法第 5 条の規定により指定した都市計画区域の全域とします。

なお、都市計画区域外については、総合支所周辺に本市独自で設定する拠点である地域拠点を位置づけ、分散している様々な生活サービスや地域活動の場などを兼ね備えた「小さな拠点」の機能を確保するとともに、都市拠点（本荘）と小さな拠点を結ぶ交通ネットワークの維持などにより、今後も生活の利便性を維持することとし、これを都市計画マスタープランにも位置付けます。

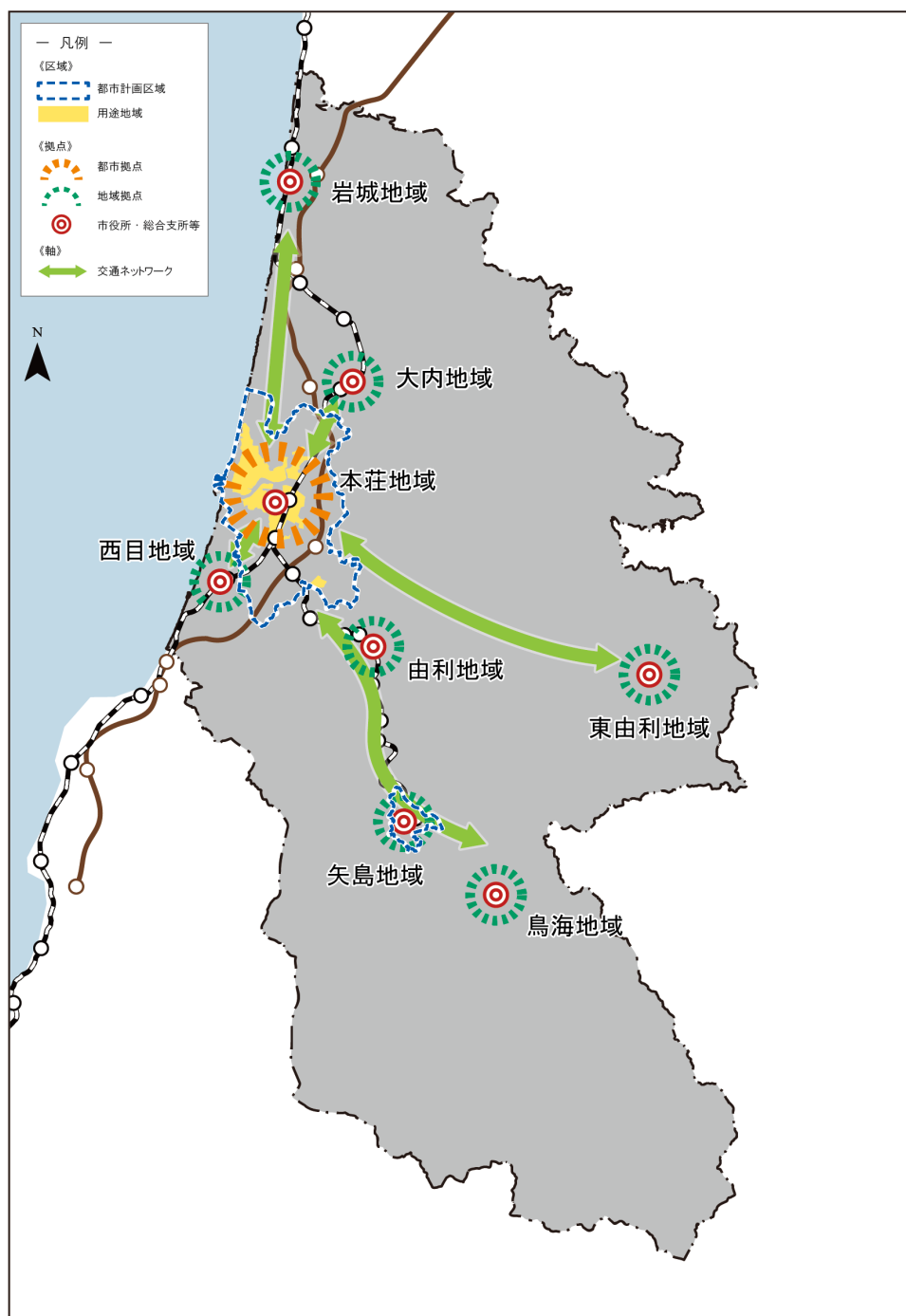


図 2-2 計画の対象区域及び対象区域外の位置付け

3 上位・関連計画の整理

3-1 由利本荘市総合計画「新創造ビジョン」（令和6年3月）

市総合計画は、まちづくりの基本理念と10年後のまちの将来像を定め、その実現に向けて、基本となる戦略・政策を定める市政経営方針です。

本計画は、市政経営の最上位計画に位置づけられるものであり、市民・地域企業・関係機関・行政が本市のまちの将来像を共有し、その実現に向かって、チーム「オール由利本荘」で新たなまちづくりを進める「羅針盤」の役割を果たします。

〔Ⅰ〕人と豊かな自然をつなぐ、健やかで創造性あふれるまちづくり

本市は、秀麗鳥海山を源流とする子吉川が紺青の日本海に注ぐ、「山・川・海」の大自然に恵まれた地域です。この豊かな自然の恵みを受けた地域の基幹産業である農業を始め、林業、水産業をこれからも守り育てていきます。

市域の中で、個性や独自の文化を持つ地域について、お互いがそれぞれを認め合いながら、市民が心をつなげて健やかで創造性あふれる新たなまちづくりを目指します。

〔Ⅱ〕交流とにぎわいを生み出す、活き活きと躍動するまちづくり

全国有数の広い面積を持つ本市は、地域特性を活かした発展を目指します。

力強い産業振興と雇用の創出を図るとともに、県立大学を核とした学園都市づくりを推進し、内外の活発な交流を促しながら、市民が市全域で活き活きと躍動する新たなまちづくりを目指します。

〔Ⅲ〕住民自治と協働の精神に基づく、可能性豊かで自立したまちづくり

それぞれの地域の独自性を活かしながら、各地域における自治活動を通して地域の魅力を高め、地域を支える人づくりを進めます。

本市がうるおいとやすらぎにあふれ、市民一人ひとりが幸せと誇りを実感できるように、市民と行政が協働して新しいまちの可能性を切り開いていき、地域の課題は地域が解決していける自立した新たなまちづくりを目指します。

また、まちづくりの基本理念の実現に向けて、本市の目指すまちの将来像を次のとおり定めており、将来人口目標は令和7（2025）年で70,000人以上を目指すものとしています。

〈まちの将来像〉

まち
人と自然が共生する躍動と創造の都市
～新たな「由利本荘市」への進化～

〈将来人口目標〉

令和7（2025）年 70,000人以上



令和3（2021）年9月に策定された後期基本計画では、近年の由利本荘市を取り巻く課題である「新型コロナウイルス感染症」と「人口減少」の克服に向け、連携した施策展開により相乗効果を十分に発揮させるとともに、これまでの取り組みの果実をより大きな成果につなげていくよう、6つの重点施策を掲げ、「後期基本計画重点化プロジェクト」として、推進することを記載しています。

4. 未来のさらなる飛躍を実現する「6つの重点施策」

1 地元産業振興による経済活性化と若者定着担い手育成

【主な取組】

- 由利本荘「地域技術集積力ブランド」の構築と成長分野への進出促進
- 「一番堰まちづくりプロジェクト」の推進
- インターンシップ推進制度の実施
- 商工会と連携した研修、情報提供、相談等による起業・創業支援
- 農協等と連携した若者の農業チャレンジ（挑戦）を促す総合的な支援スキーム（技術育成、生活支援、土地・資金調達等）の実施
- 施設の団地化、次世代型大規模施設園芸の推進等による施設型周年農業の推進（菌床しいたけ団地、根圏制御栽培施設）
- 若者が集う機会の提供等による独身男女の出会い、結婚支援

2 自治組織と協働による市民生活に密着した課題解決につなげる施策

【主な取組】

- 市民が地域コミュニティ活動に参加しやすい取り組みの推進
- 地域コミュニティビジョンの策定と実践活動のサポート
- 各種助成・地域づくり推進事業等の実施
- 高齢化に伴うコミュニティの機能低下に対応する仕組み作りの検討
- 地域間を結ぶ地域幹線路線の維持確保と交通空白地域の新たな交通サービスの導入
- 公共交通機関への市民の利用促進

3 未来を切り拓く子どもを地域社会全体で健やかに育てる施策

【主な取組】

- 医療費助成の高校生年齢までの拡充
- 保育料・副食費助成をはじめとした安心して子どもを産み育てることのできる支援の充実
- 不妊・不育症治療費助成の充実
- 子宮頸がんワクチンに関する正しい知識の普及と啓発
- 保育士確保に向けた取組の推進
- 自然環境を活かした公園・緑地の整備による市民のふれあいの場、子どもの遊び場や親子交流の場及び観光拠点の設置
- 学校統合や学区再編による適正な学校環境の構築
- ICT（注4）を活用した「GIGAスクール構想（注5）」の推進

注4 ICT：インターネット及びコンピュータを活用した情報通信技術のこと。

注5 GIGAスクール構想：文部科学省が提唱する、児童生徒1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで多様な子供たち一人ひとりに個別最適化された、教育情報通信環境の実現を目指す取り組み。

4 全ての世代が健康に生き生きと暮らすため必要な支援を受けられる医療と介護の連携強化

【主な取組】

- 住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的提供を目指す、地域包括ケアシステムの構築
- 地域での多様な社会参加活動の拡充
- 夜間、休日診療体制の強化・継続
- 多様な性的指向や性自認に対する偏見や差別を解消するための環境整備
- 誰も自殺に追い込まれることのない、健やかさと優しさあふれる健康福祉の推進

5 行財政改革の徹底と効率的な行財政運営

【主な取組】

- 効率・効果を重視し、部局横断的な施策実施体制の構築や、事業の再編、公共施設の統廃合と将来を見据えた効率的な配置の実施
- ふるさと納税、遊休資産の売却等による新たな財源確保
- 自治体情報システムの標準化・共通化など自治体DXの推進
- 2050年カーボンニュートラルに向けた、再生可能エネルギー設備の導入と地球温暖化防止対策の推進
- 新一般廃棄物処理施設の整備

6 アナログも大事にしつつIT技術を最大限活用した全世界への市の魅力発信

【主な取組】

- 首都圏を中心とした県外からの移住（UIターン）の促進
- シティプロモーションによる市産品等の魅力の発信
- ワーケーションやリモートワークに対応する施設の整備
- ふるさと納税返礼品協力事業者が行う返礼品の魅力発信支援
- 鳥海ダム周辺エリアの利活用の推進
- 広報紙やホームページ、SNSを用いた広報活動の実施
- 多様な手法を用いた多世代との対話型広聴活動の実施



3-2 都市計画区域マスタープラン（平成 24 年 12 月）

由利本荘都市計画区域マスタープランは、おおむね 20 年後の都市の姿を展望して定めるものとし、目標年次を平成 42（令和 12、2030）年としています。

また、「区域区分の決定の有無の方針」に関する事項については、おおむね 10 年後の将来予測を行ったうえで定めるものとし、目標年次を平成 32（令和 2、2020）年としています。

都市計画区域のおおむね 20 年後の将来像は、

「霊峰鳥海山と子吉川に育まれた歴史・文化のもと、新たな産業を創出する にぎわいのあるまち」

であり、都市計画区域の目標は次のとおりです。

- ① 広域都市圏の中核として圏域を先導する都市づくり
- ② 新たな産業を創出する都市づくり
- ③ 産業や広域観光、日常生活において活発に交流・連携する都市づくり
- ④ まちなかに賑わいを再生する都市づくり
- ⑤ 自然との調和を図り、水と緑・歴史的な街並みを活かし、うるおいと人とのふれあいのある都市づくり



3-3 由利本荘市都市計画マスタープラン（令和6年8月）

由利本荘市都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する「市町村の都市計画に関する基本的方針」であり、地方自治法に基づき策定された市総合計画、及び秋田県の都市計画区域マスタープランに基づきながら、市の主体的視点や市民意向なども踏まえて、今後の由利本荘市のまちづくりを進めていくための指針です。

都市づくりの基本方針としては、

- （1）コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり
- （2）人口減少下でも活力のあるまちづくり
- （3）歴史と文化の感じられるまちづくり
- （4）災害に強いまちづくり
- （5）自然環境の保全・活用と脱炭素のまちづくり

が掲げられ、これら基本方針を進めるうえでの前提として、都市機能集積地である本荘市街地を都市拠点とし、地域の核となる総合支所がある7つの地区を地域拠点とした集約型都市構造を目指すこととしています。

また、土地利用の基本的な考え方として、以下が示されています。

- 都市構造の枠組み図に示した4つのゾーンの方向性に基づくまとまりのある空間形成を基本として、計画的な土地利用の誘導を行い、コンパクト・プラス・ネットワークの実現を図ります。
- 都市計画区域、地域地区制度などの適切な運用により良好な地域環境の形成に向け秩序ある土地利用を誘導し、魅力ある都市空間の実現を図ります。
- 少子高齢化、人口減少時代に対応した集約型の土地利用を図り、土地利用の可逆性が極めて困難なことから安易な土地利用の転換はできるだけ抑制し、自然環境や農林地の保全などに配慮した土地利用を図ります。
- 日本海沿岸東北自動車道のIC周辺など、新たな土地利用の可能性が考えられる地区では、地域産業の活性化や広域交流の促進など本市の活性化に寄与するように土地利用の誘導を図ります。

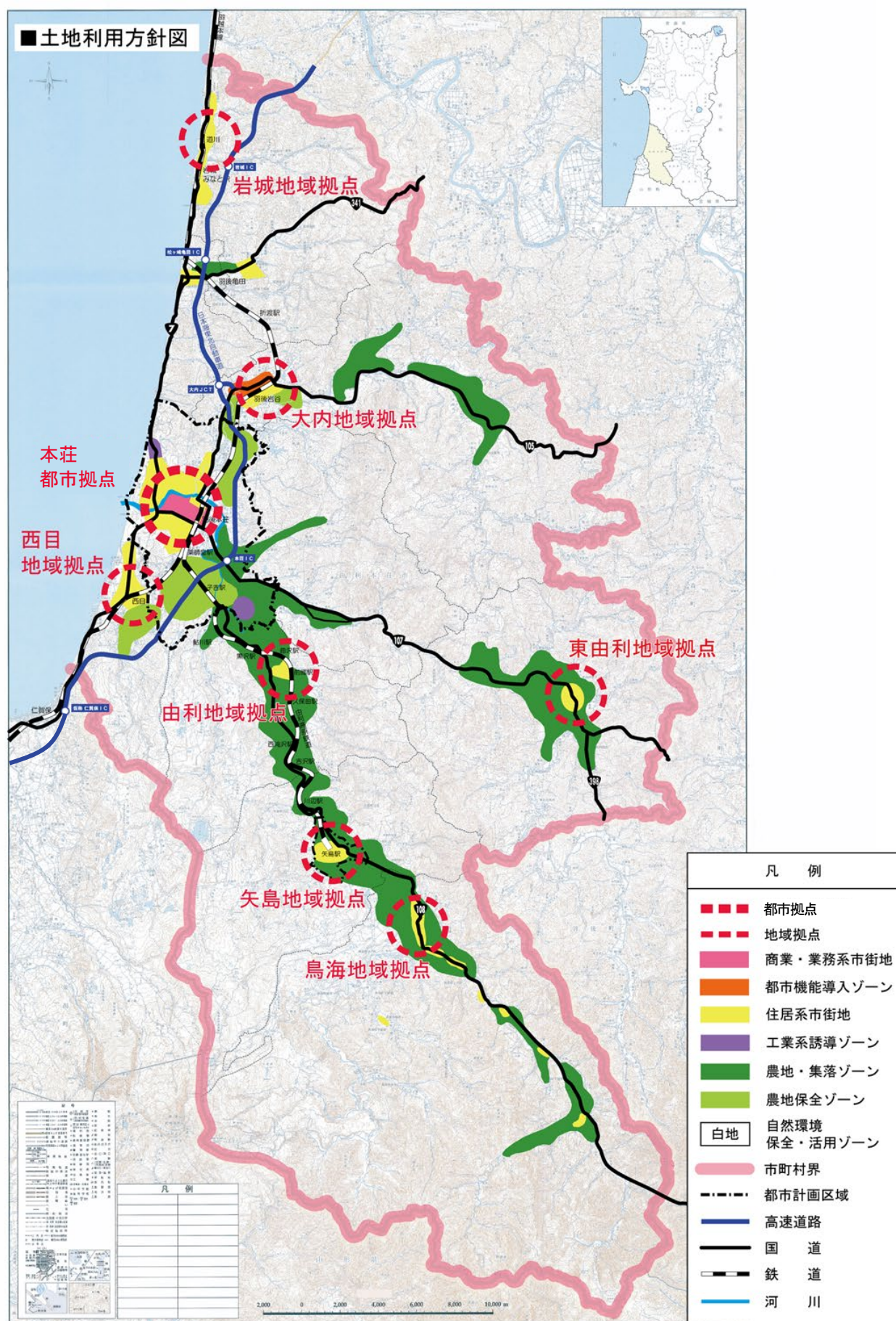


図 3-2 土地利用方針図

3-4 一番堰まちづくり地区計画

「一番堰まちづくり地区計画」は令和3（2021）年9月に都市計画決定された計画です。民間企業などと市が連携し「雇用創出」及び「若年者の定住促進」に寄与する共同住宅の建設と商業・福祉・医療施設や教育施設の整備を一体的に行うことで、地域の活性化や産業振興の場を創出することを目的としています。

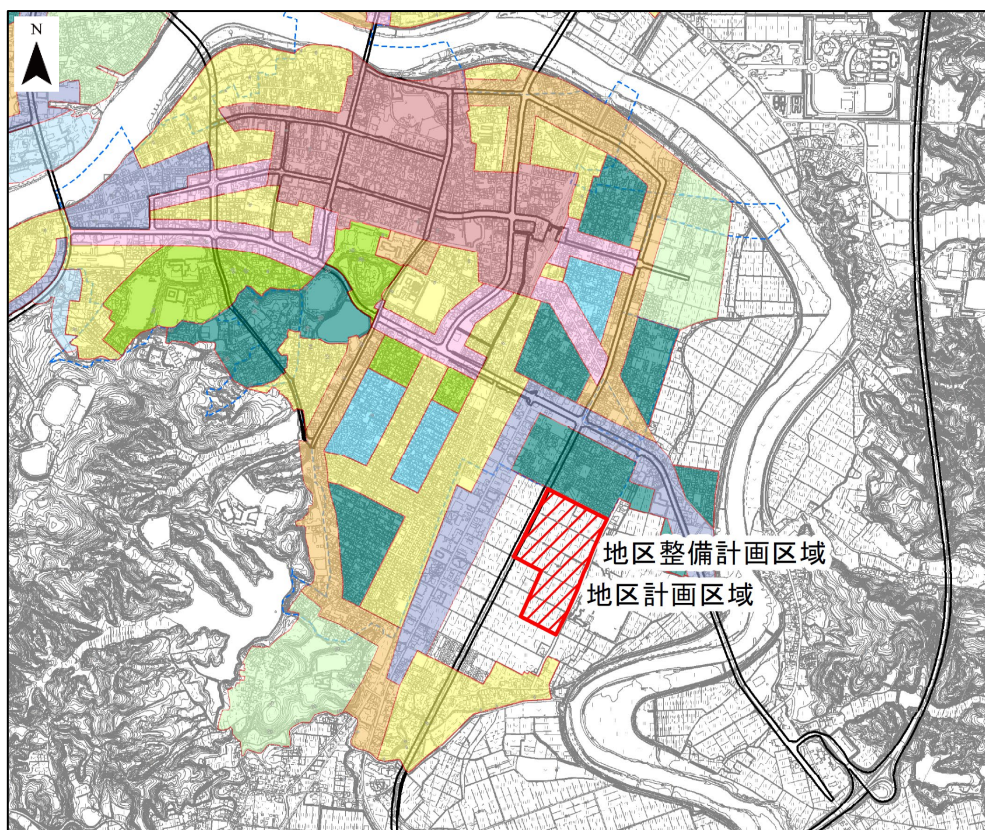


図 3-3 一番堰まちづくり地区計画位置図

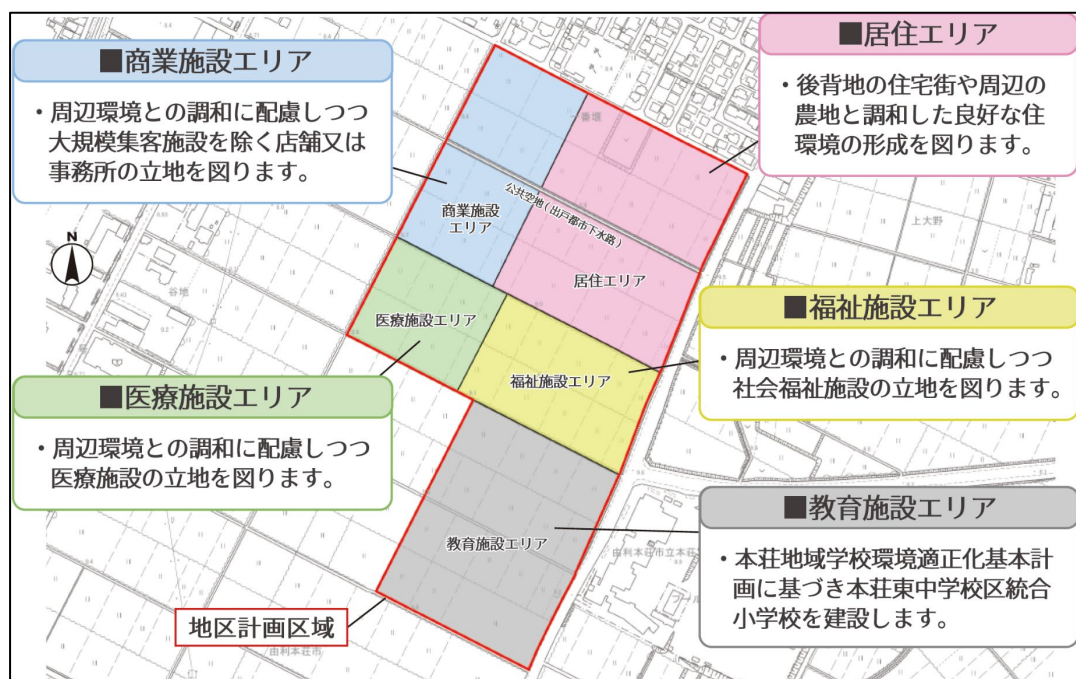


図 3-4 まちづくりの方針

表 3-1 建築物の用途の制限

エリアの名称	建築できるもの
居住エリア	住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 兼用住宅で非住宅部分の床面積が 50 平方メートル以下かつ建築物の延べ床面積の 2 分の 1 未満のもの 集会所の用に供する施設
福祉施設エリア	社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業の用に供する施設
医療施設エリア	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 12 項に規定する薬局
商業施設エリア	事務所等の床面積が 10,000 平方メートル以下のもの 店舗等の床面積が 10,000 平方メートル以下のもの
教育施設エリア	学校教育法第 1 条に規定する学校

出典)「一番堰まちづくり地区計画」由利本荘市ホームページ

4 由利本荘市の現状

4-1 人口

(1) 人口の推移

本市の人口は昭和 60（1985）年をピークに減少傾向であり、令和 2（2020）年には約 75,000 人となっています。

また、人口推計の結果によると、令和 32（2050）年には約 42,000 人まで人口が減少するとされています。

高齢化率については、令和 2（2020）年には約 37%ですが、令和 22（2040）年には約 50%まで上昇すると予測されています。

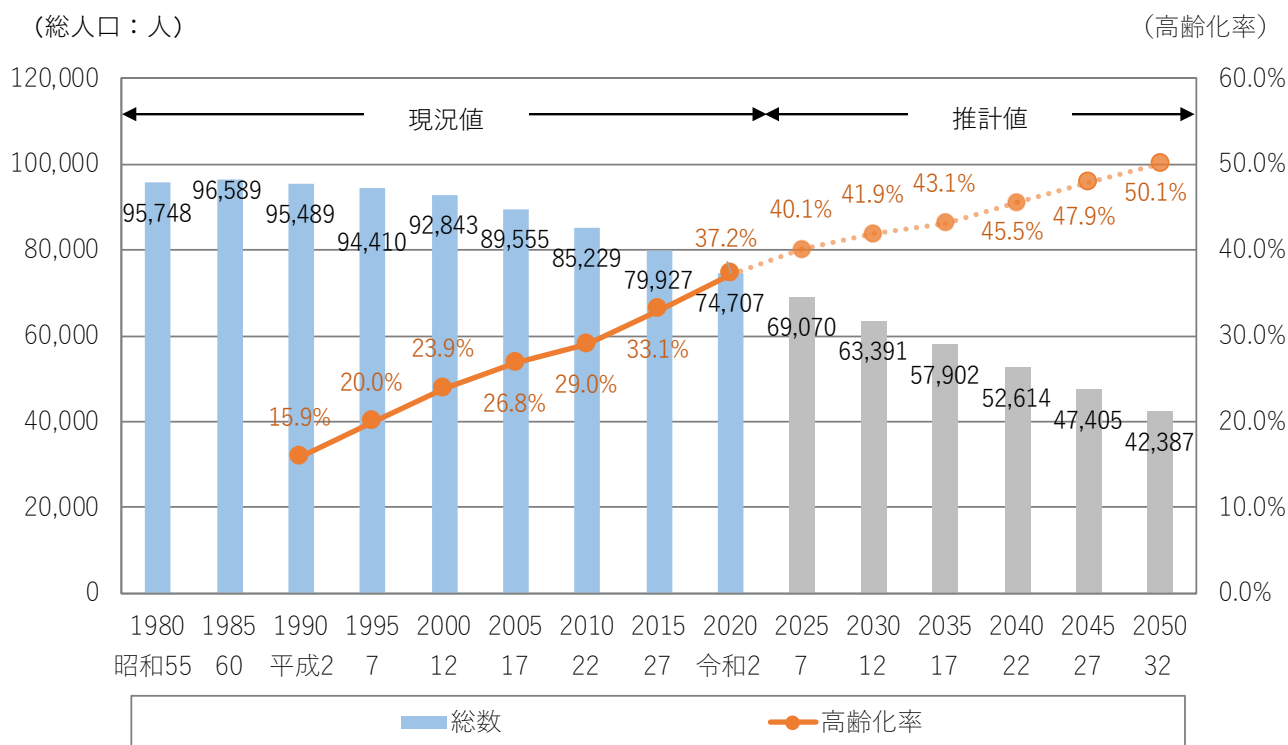


図 4-1 人口の推移

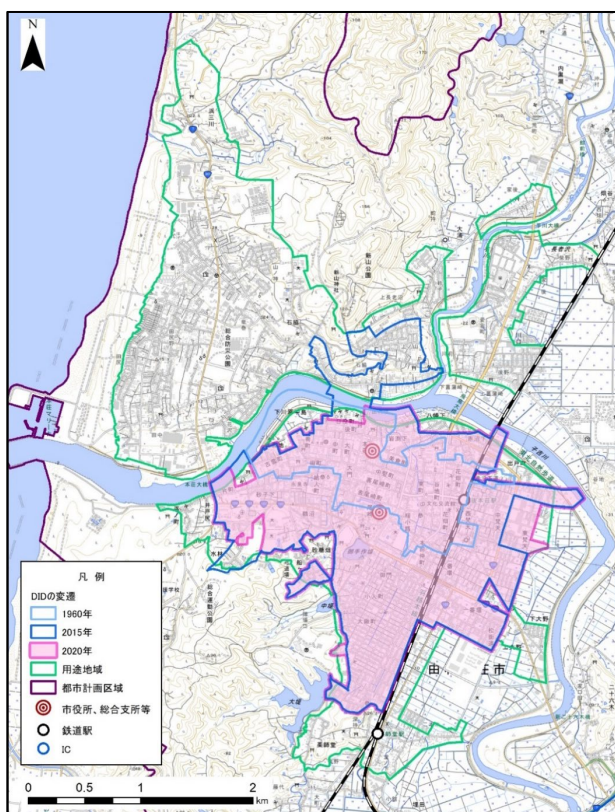
出典) 国勢調査(昭和 55 年～令和 2 年)

国立社会保障・人口問題研究所将来人口推計(令和 5 年 12 月)

※将来人口は、令和 2 年までの実績を用いて国立社会保障・人口問題研究所にて推計
(令和 7 年～令和 32 年)

(2) 人口集中地区 (DID) の変遷

人口集中地区 (DID) ※は、設定が開始された昭和 35 (1960) 年の面積が約 150ha で、年々面積が拡大し、平成 27 (2015) 年には最大となる 472ha となりましたが、令和 2 (2020) 年には 422ha に縮小しています。人口は平成 13 (2005) 年から減少に転じており、令和 2 (2020) 年の人口密度は 38.2 人/ha となっています。



出典) 国勢調査各年 (DID)
地理院タイルを加工して
作成 (地形図)

図 4-2 DID の変遷

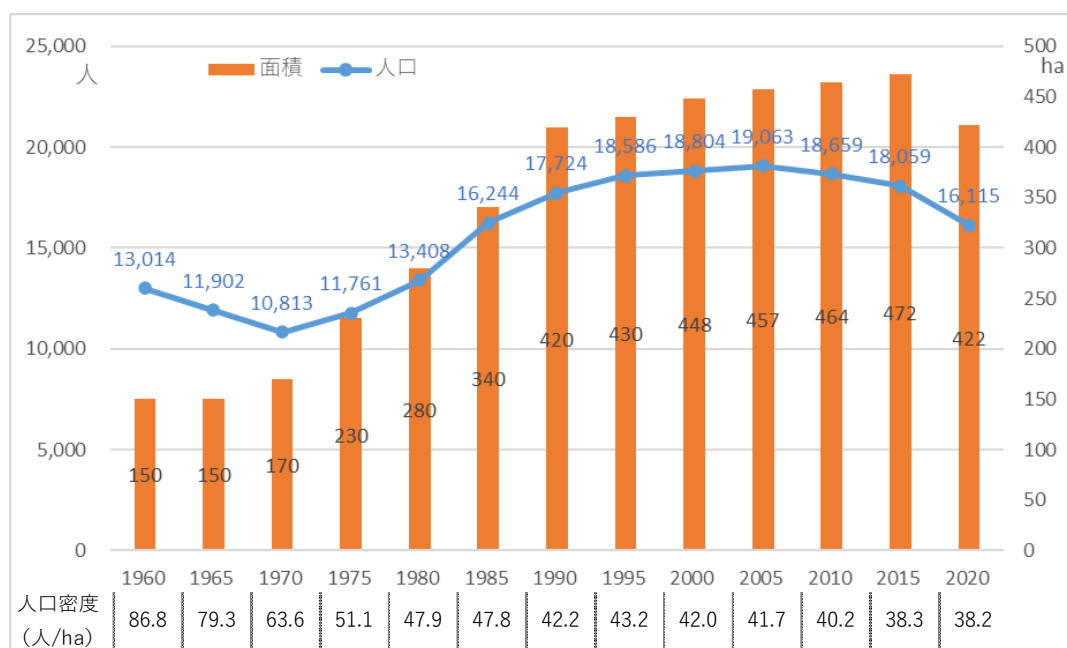


図 4-3 DID の推移

出典) 国勢調査 (各年)

※原則として人口密度が 40 人/ha 以上の基本単位区等が互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が 5,000 人以上である地域を基準に、各回の国勢調査の結果をもとに設定されている区域です。

(3) 地域別人口

平成 27 (2015) 年の地域別の人口 (人口密度) は、100mメッシュ単位でみると、概ね用途地域内が高くなっていますが、国道 107 号以南・JR 羽越本線西側の大湊町地区周辺で特に高くなっています。

人口密度が 40 人/ha を超える地区は、子吉川以北で国道 7 号西側の石脇字田尻野地区や国道 105 号東側川口地区、石脇字今町地区、子吉川以南の JR 羽越本線東側の西梵天地区となっています。

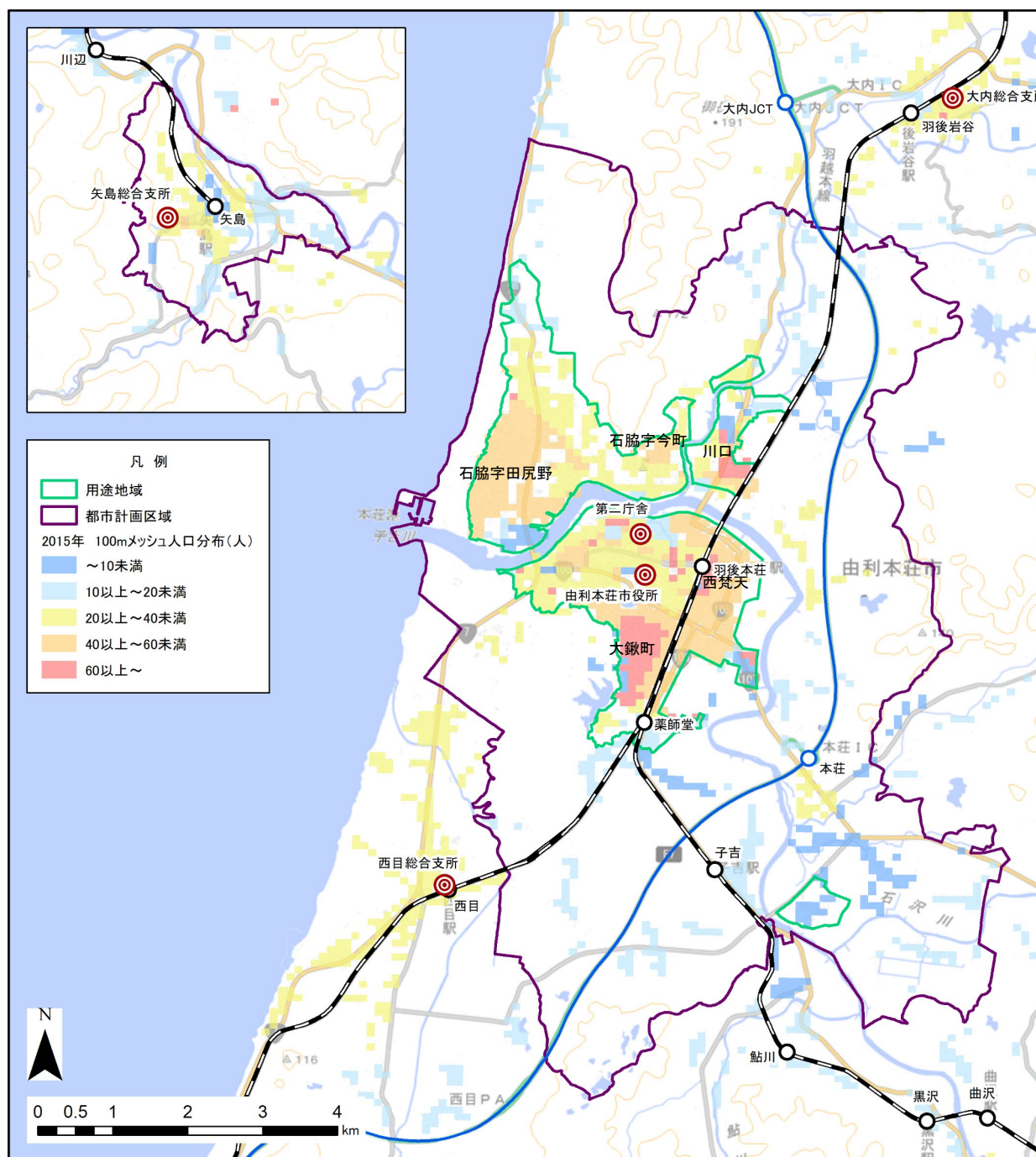


図 4-4 メッシュ別人口 (平成 27 年)

出典) 地理院タイル (地形図)

「将来人口・世帯予測ツール V2 (H27 国調対応版)」(国土技術政策総合研究所) による推計 (人口)

一方、将来推計に基づく、令和 22（2040）年の人口については、用途地域でも 40 人/ha を超える地域は範囲が少なくなり、大湊町地区周辺、石脇字今町地区、川口地区、西梵天地区などの一部、下大野地区や薬師堂字中道地区などの用途地域縁辺部となっています。

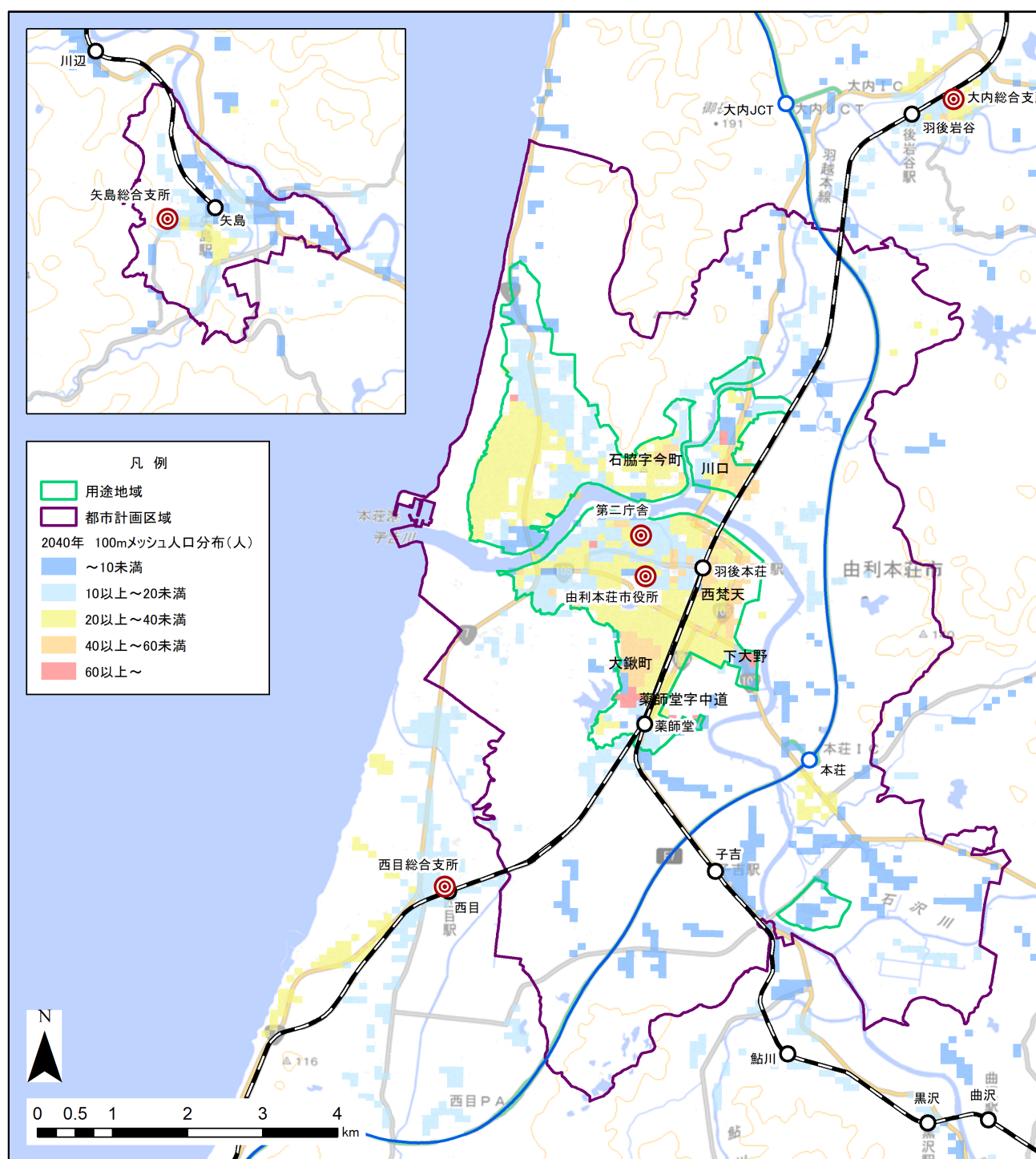


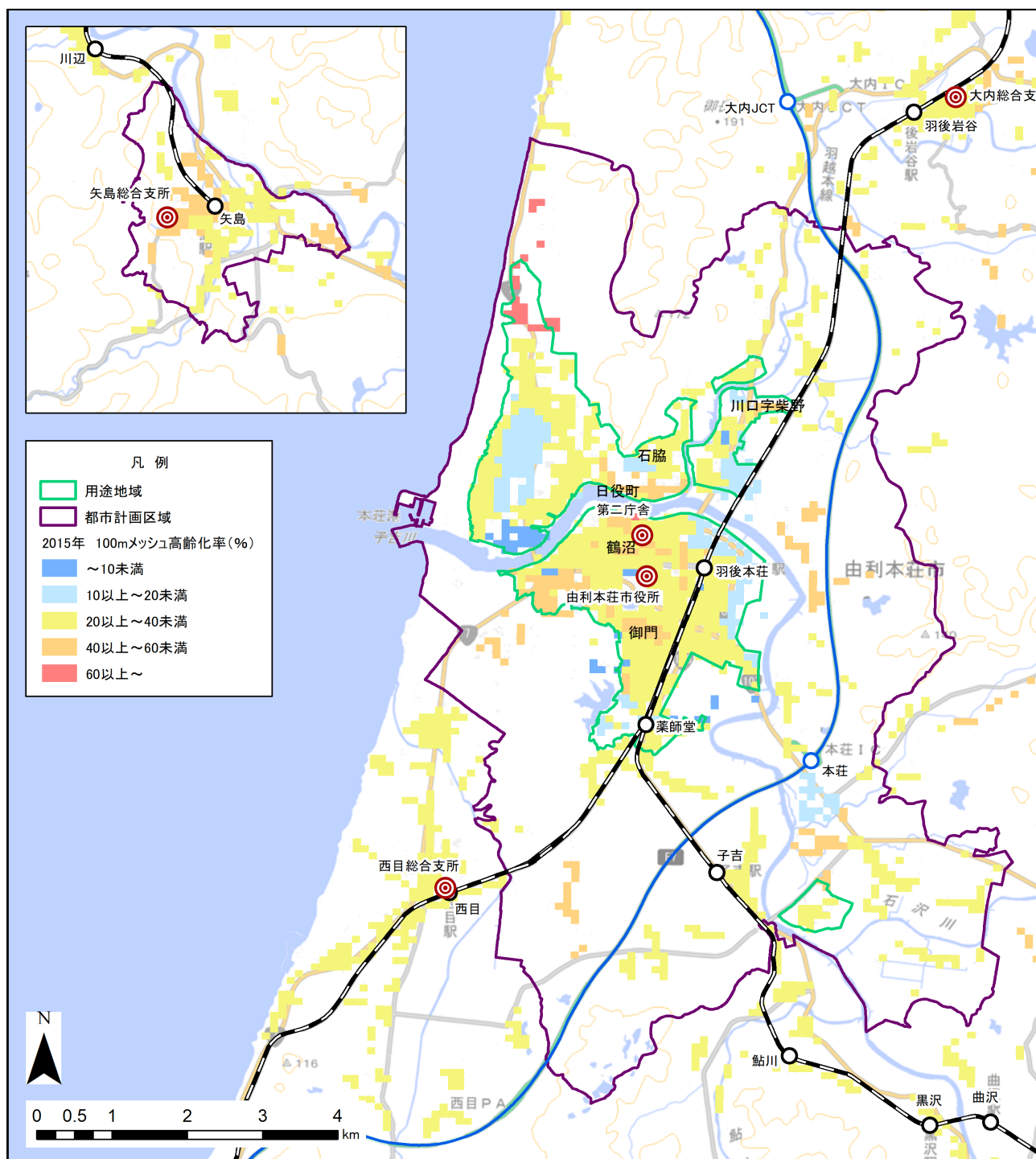
図 4-5 メッシュ別人口（令和 22 年）

出典）地理院タイル（地形図）

「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」（国土技術政策総合研究所）による推計（人口）

高齢化率については、国道 107 号以南の鶴沼地区や御門地区、子吉川左岸の日役町地区、右岸の石脇地区、川口字柴野地区、矢島総合支所周辺などが平成 27（2015）年の段階で 40%を超えています。

昭和 35（1960）年に初めて設定された人口集中地区（DID）の範囲を中心に特に高齢化が進んでいる一方で、新しい市街地では比較的若い世代が集中しています。



出典）地理院タイル（地形図）

「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」（国土技術政策総合研究所）による推計（高齢化率）

また、令和 22（2040）年の高齢化率は、用途地域内のほとんどで 40％を超え、特に、日役町地区や下大野地区、矢島駅東側では非常に高い割合を示しています。なお、国道 7 号沿道や子吉川以北の国道 105 号沿道、JR 羽越本線東側の地区では比較的高齢化率は抑えられています。

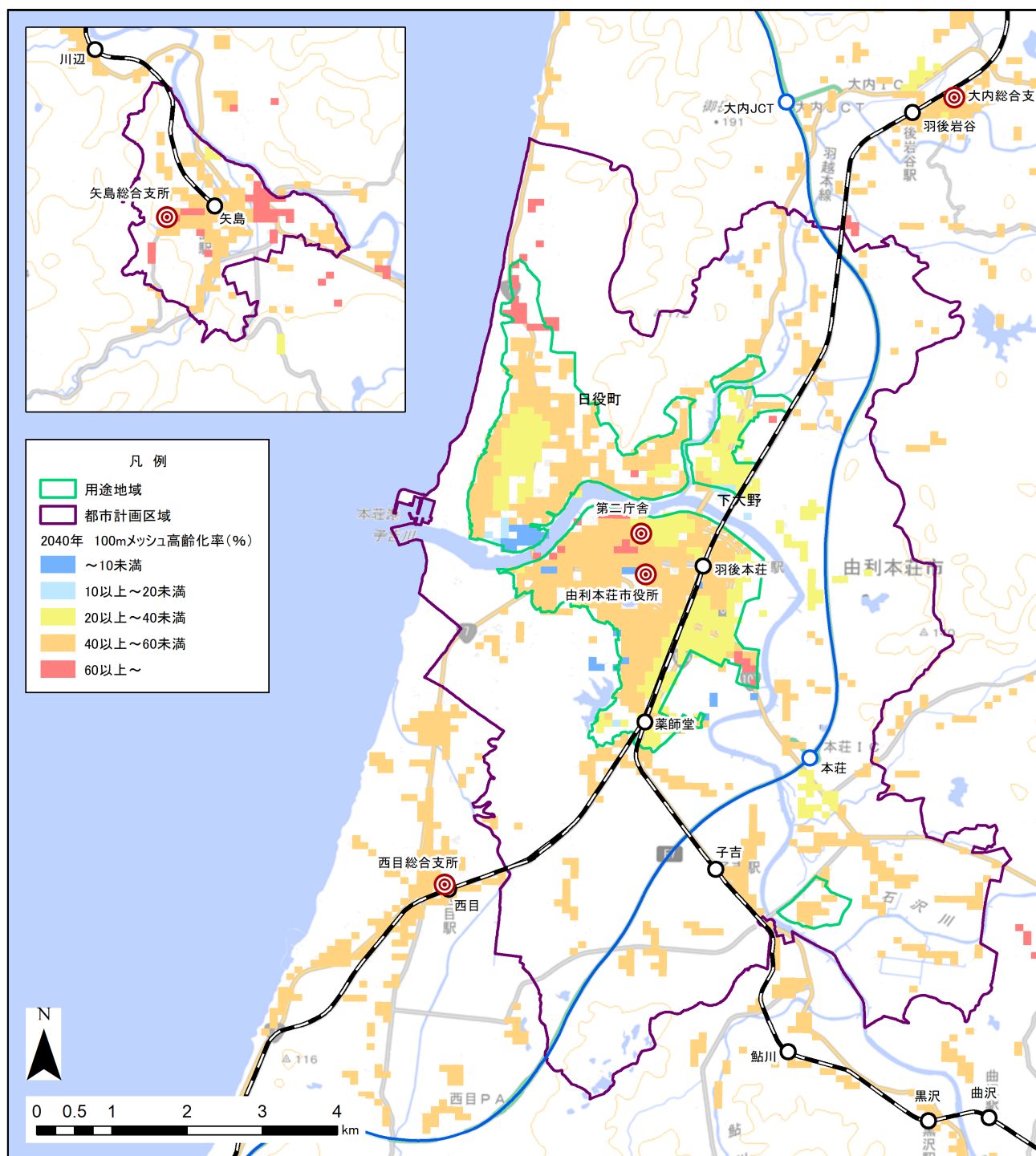


図 4-7 高齢化率（令和 22 年）

出典）地理院タイル（地形図）

「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」（国土技術政策総合研究所）による推計（高齢化率）

4-2 産業別人口

(1) 事業所数・従業者数

本市の事業所数については、昭和 56 (1981) 年～平成 13 (2001) 年はほぼ横ばいの状態でしたが、平成 13 (2001) 年以降は徐々に減少しています。従業者数についても、増減を繰り返しつつ横ばい傾向でしたが、徐々に減少していく傾向がみられます。

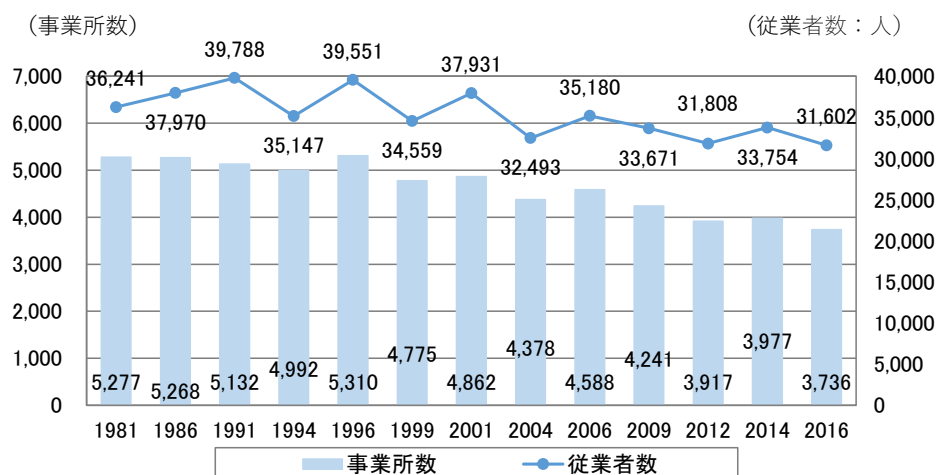


図 4-8 事業所数・従業者数の推移

出典) 事業所・企業統計調査、経済センサス (各年)

(2) 産業別人口

本市の産業大分類別の人口構成比は、第 1 次産業は平成 7 (1995) 年の約 14% から、令和 2 (2020) 年の約 10% まで 4 ポイントの減少傾向にあります。また、平成 7 (1995) 年には第 2 次産業が約 41%、第 3 次産業が約 45% とほぼ同じ割合でしたが、令和 2 (2020) 年にはそれぞれ約 31%、約 57% と、第 3 次産業の割合が増加しています。

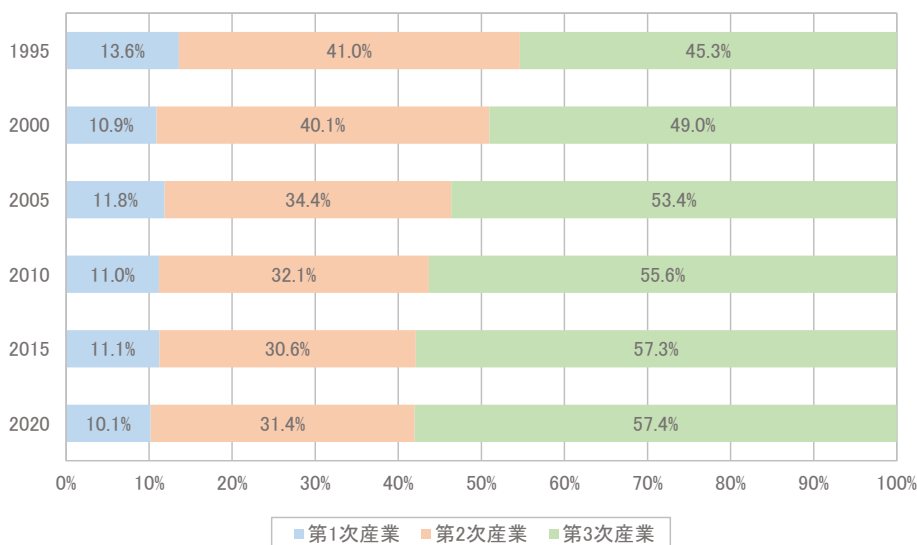


図 4-9 産業別人口割合の推移

出典) 国勢調査 (各年)

4-3 通勤・通学

本市からの通勤・通学者は、本市内を除き、秋田市・にかほ市が最も多くなっていますが、平成22（2010）年に対して令和2（2020）年は秋田市で0.4ポイント減少し、にかほ市で0.6ポイント減少しています。

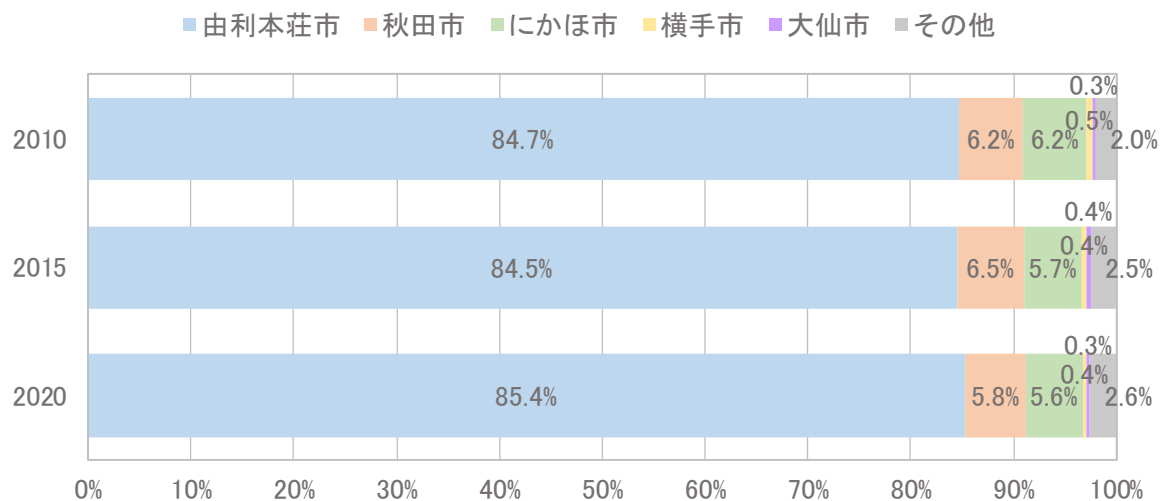


図 4-10 由利本荘市からの通勤・通学者数の構成比の推移

出典）国勢調査（各年）

他市町村からの通勤・通学者は、同様に秋田市・にかほ市からの通勤・通学者が多い傾向にあります。

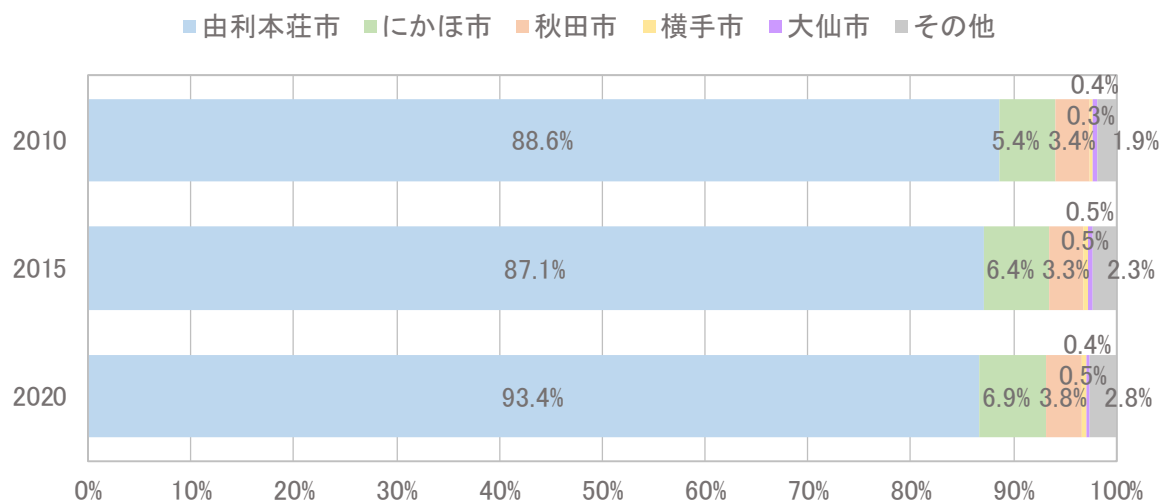


図 4-11 由利本荘市への通勤・通学者数の構成比の推移

出典）国勢調査（各年）

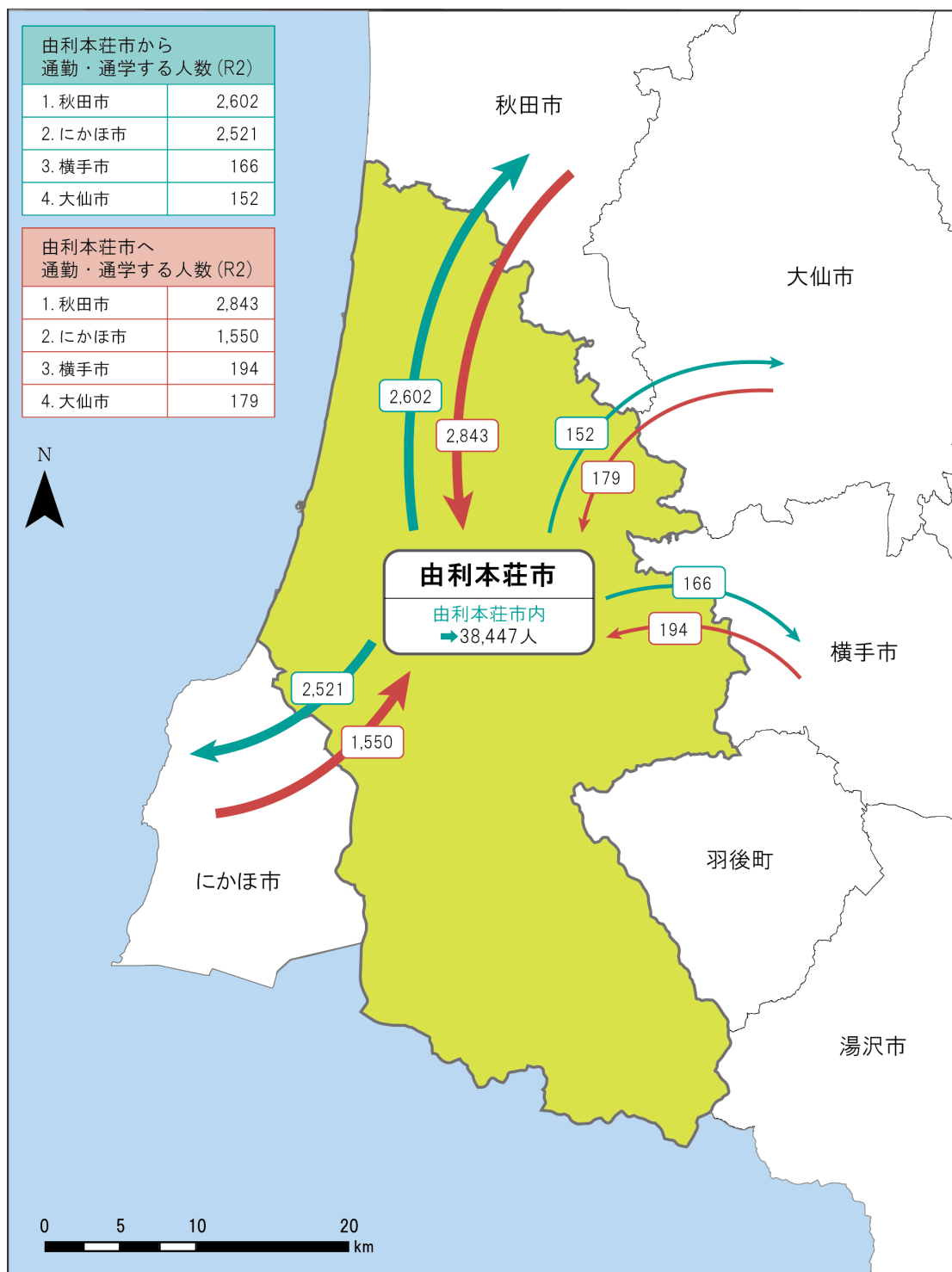


図 4-12 通勤・通学者数の流動図

出典) 国勢調査 (令和 2 年)

4-4 都市計画道路

都市計画区域（本荘区域）における都市計画道路は、図 4-13、表 4-1 の通りです。なお、都市計画道路の見直しを行っており、必要性の低い路線が廃止されています。

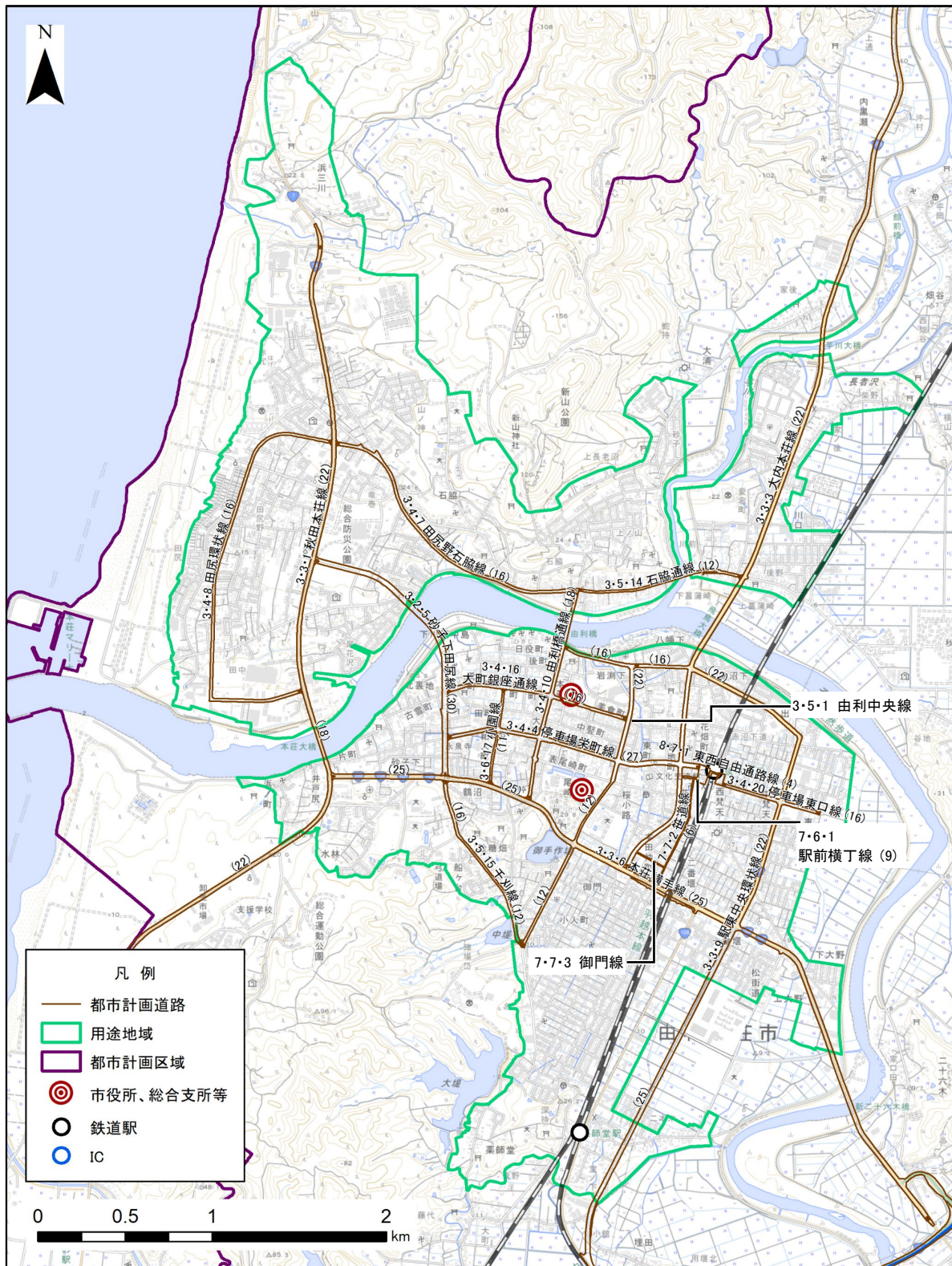


図 4-13 都市計画道路の位置及び路線名等

出典）地理院タイルを加工して作成

表 4-1 都市計画道路一覧

街路 番号	路線名	起点	終点	幅員	車線 の数	延長 (m)	最終決定年月日 及び告示番号	改良済 実延長 (m)	整備率 (%)
1・3・1	本荘高速線	由利本荘市二十 六木字根本田	由利本荘市岩城 町内道川字ウト 力鼻	23.5	4	21,620	H24.12. 7(H 8.12.13) 秋田県告示第633号	21,620 (2車線)	100
1・3・2	本荘南高速 線	由利本荘市西目 町出戸字猿田	由利本荘市二十 六木字根本田	23.5	4	10,580	H24.12. 7(H11. 5.18) 秋田県告示第633号	10,580 (2車線)	100
3・3・1	秋田本荘線	由利本荘市石脇 字赤冗、字山の 神	由利本荘市薬師 堂字水林	22	4	5,240	R4.8.30(S34. 3.24) 秋田県告示第367号	—	—
3・3・3	大内本荘線	由利本荘市米坂 字米ノ沢	由利本荘市本 田仲町	22	4	7,920	R4.8.30(S56. 8.25) 秋田県告示第367号	3,700	46.7
3・4・4	停車場栄町 線	由利本荘市西梵 天	由利本荘市給人 町	18	2	1,450	R4.8.30(S25. 5.20) 秋田県告示第367号	750	51.7
3・2・5	砂子下田尻 線	由利本荘市砂子 下、鶴沼	由利本荘市石脇 字田尻野	30	4	1,650	R4.8.30(S46. 8.14) 秋田県告示第367号	—	—
3・3・6	本荘横手線	由利本荘市井戸 尻	由利本荘市二十 六木字岡本	25	4	4,650	R4.8.30(S34. 3.24) 秋田県告示第367号	1,070	23.0
3・4・7	田尻野石脇 線	由利本荘市石脇 字田尻野	由利本荘市石脇 字石脇	16	2	1,790	R 3. 3.31(S46. 8.14) 由利本荘市告示第31号	302	16.9
3・4・8	田尻環状線	由利本荘市石脇 字田尻野	由利本荘市石脇 字田頭	16	2	2,480	R 3. 3.31(S46. 8.14) 由利本荘市告示第31号	2,480	100.0
3・3・9	駅東中央環 状線	由利本荘市岩渕 下	由利本荘市埋田 字元工伝	25	4	4,300	R4.8.30(S46. 8.14) 秋田県告示第367号	1,973	45.9
3・4・10	由利橋通線	由利本荘市石脇 字石脇	由利本荘市鶴 沼、瓦谷地	18	—	1,230	H24.12. 7(S34. 3.24) 由利本荘市告示第92号	1,100	89.4
3・5・13	由利中央線	由利本荘市巢 組、岩渕下	由利本荘市陳場 岱、大楯町	12	2	2,140	R 3. 3.31(S34. 3.24) 由利本荘市告示第31号	1,910	89.3
3・5・14	石脇通線	由利本荘市石脇 字石脇	由利本荘市川口 字後野、字上菖 蒲崎	12	2	970	R 3. 3.31(S34. 3.24) 由利本荘市告示第31号	430	44.3
3・5・15	千刈線	由利本荘市鶴 沼、砂子下	由利本荘市陳場 岱、大楯町	12	2	1,050	R 3. 3.31(S34. 3.24) 由利本荘市告示第31号	465	44.3
3・4・16	大町銀座通 線	由利本荘市古雪 町	由利本荘市美倉 町	16	2	990	R 3. 3.31(S25. 5.20) 由利本荘市告示第31号	559	56.5
3・6・17	小園線	由利本荘市中町 17の1	由利本荘市鶴沼 43	11	—	540	H24.12. 7(S34. 3.24) 由利本荘市告示第92号	540	100
3・4・20	停車場東口 線	由利本荘市西梵 天	由利本荘市東梵 天	16	2	560	H28. 5.19(H 2. 3.16) 由利本荘市告示第57号	230	41.1
7・6・1	駅前横丁線	由利本荘市西梵 天	由利本荘市花畑 町一丁目	9	—	90	H24.12. 7(H 1. 3.15) 由利本荘市告示第92号	90	100
7・7・2	笹道線	由利本荘市花畑 町一丁目	由利本荘市御門	6	—	800	H24.12. 7(H 1. 3.15) 由利本荘市告示第92号	800	100
7・7・3	御門線	由利本荘市御門	由利本荘市御門	6	—	180	H24.12. 7(H 1. 3.15) 由利本荘市告示第92号	180	100
8・7・1	東西自由通 路線	由利本荘市西梵 天	由利本荘市西梵 天	4	—	55	H28. 5.19 由利本荘市告示第57号	55	100
自専道 計		2 路線				32,200		32,200	100.0
幹線計		1 5 路線				36,960		15,509	42.0
区画計		3 路線				1,070		1,070	100.0
特殊ア 計		1 路線				55		55	100.0
計		2 1 路線				70,285		48,834	69.5

※ () は当初年月日

出典)「令和5年 秋田県の都市計画」令和5年3月

4-5 公共交通

(1) 路線バスなどの利用者数

路線バスの利用者は年々減少傾向にありますが、由利本荘市が運行する循環バスなどのコミュニティバスについては増加傾向となっています。

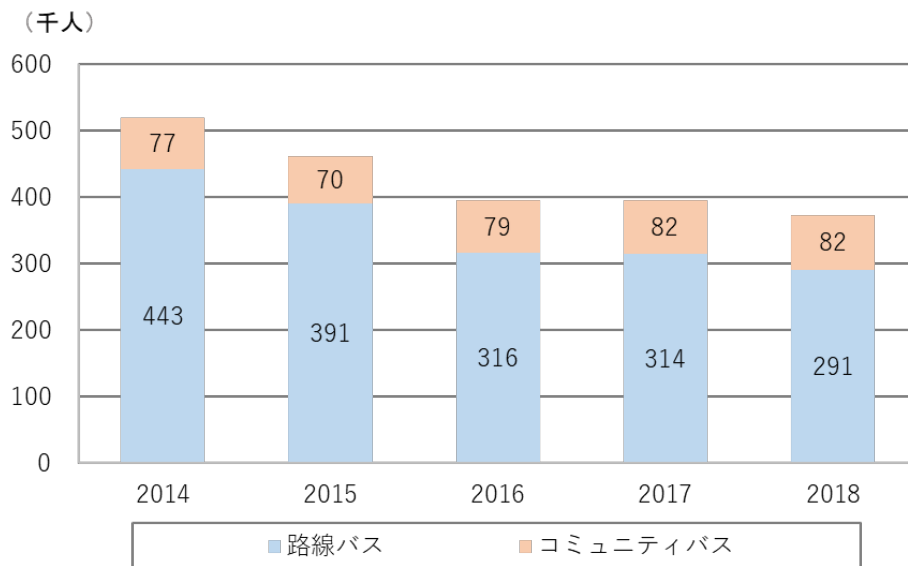


図 4-14 路線バス等の年間利用者数の推移

出典) 由利本荘市地域公共交通網形成計画(第二次)

(2) 鉄道利用者数

鉄道の乗車人員についても減少傾向にあり、平成 13(2001)年から令和 3(2021)年までの間に利用者がほぼ半数となっています。

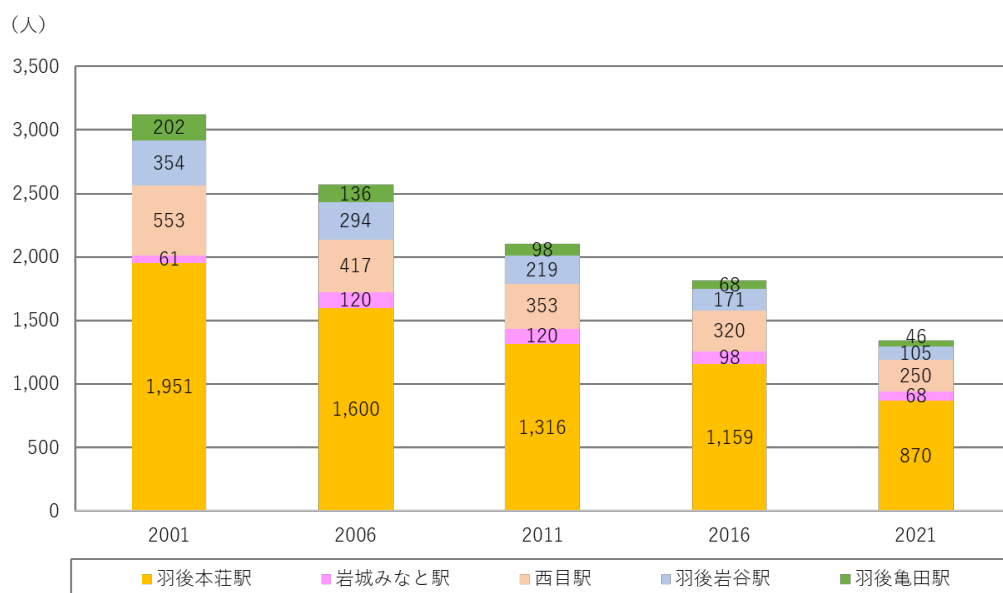


図 4-15 日平均鉄道乗車人員の推移

出典) 東日本旅客鉄道株式会社 HP

4-6 災害想定

(1) 津波浸水想定区域（最大クラス）

本市では、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波である「最大クラスの津波（L2津波）」において、石脇沿岸部で最大高さが海拔約11mの津波が到達することが想定されています。

津波浸水想定区域は、沿岸地域その他、子吉川及び西目川に沿って遡上することが想定されています。特に子吉川沿いでは、国道7号本荘大橋東側で2m以上の浸水深になっています。また、河口から離れた国道105号飛鳥大橋付近や県営住宅梵天団地東側にも浸水区域が広がっています。

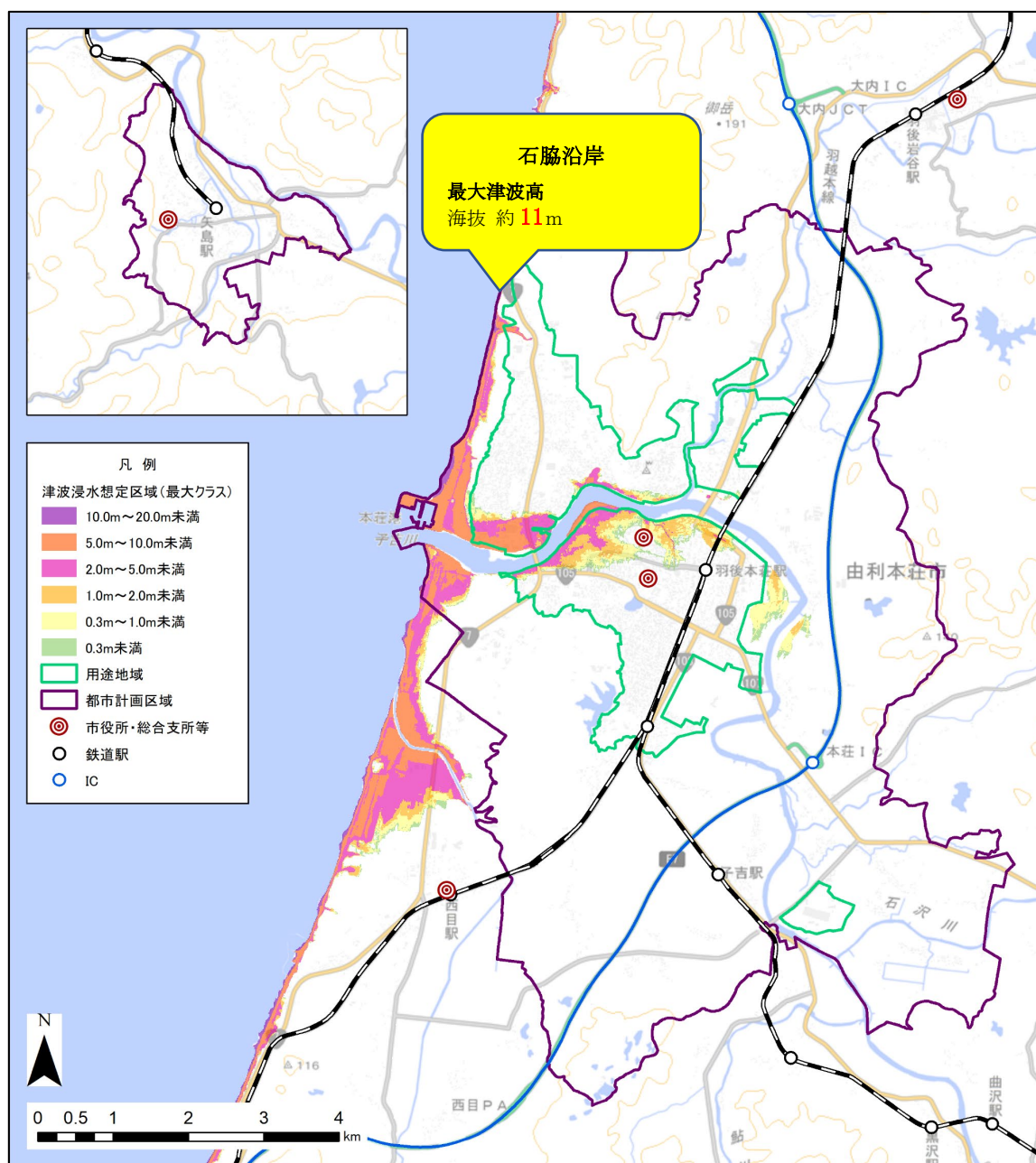


図 4-16 津波浸水想定区域（最大クラス）

出典) 地理院タイル (地形図)

秋田県提供データ (津波浸水想定区域)

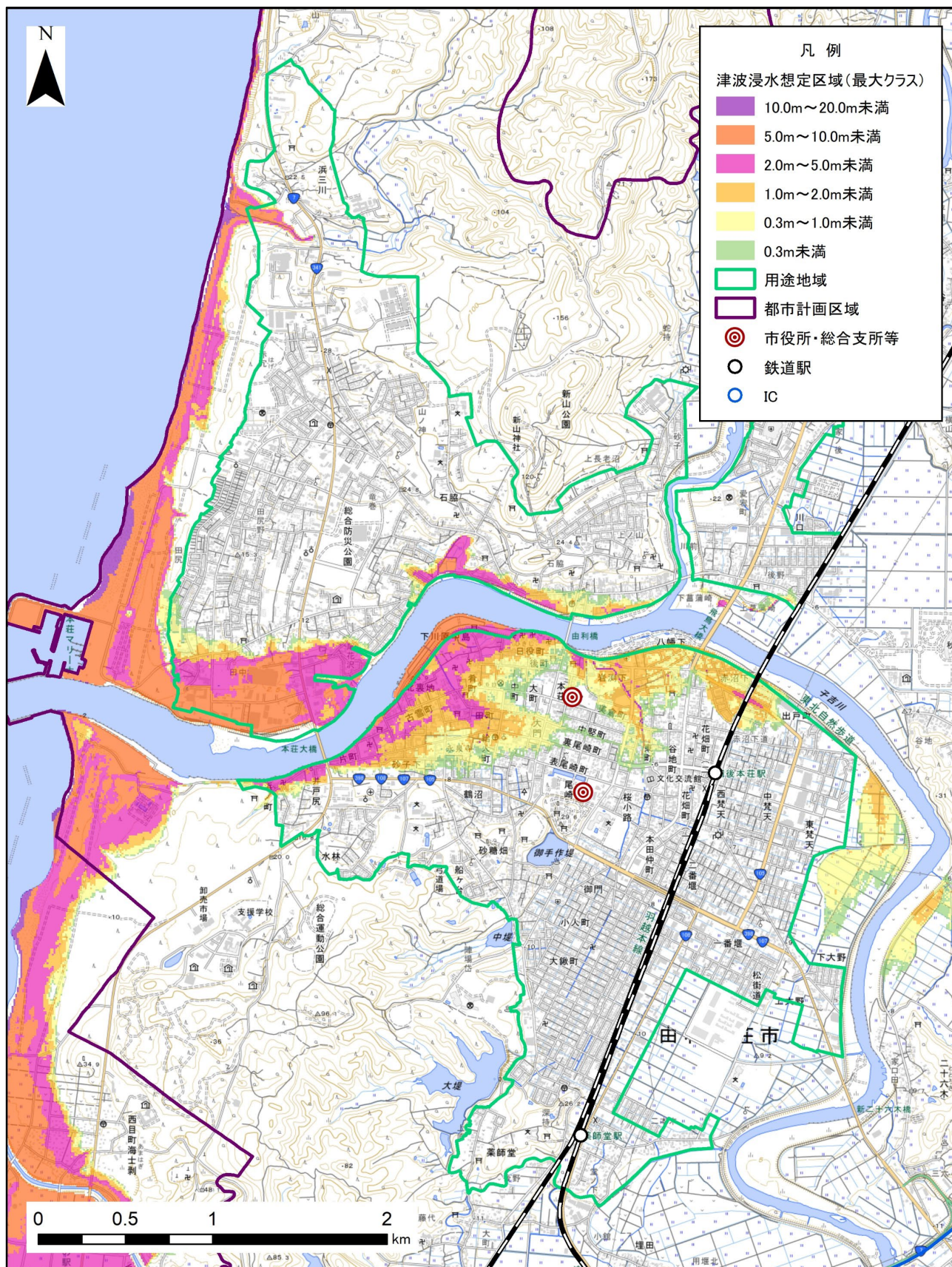


図 4-17 津波浸水想定区域（最大クラス）（本荘地域拡大）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）
秋田県提供データ（津波浸水想定区域）

(2) 洪水浸水想定区域（想定最大規模）・家屋倒壊等氾濫想定区域・土砂災害警戒区域

本荘地域の中心部は一級河川子吉川が貫流し、北部から芋川が合流する豊かな水環境を有しています。しかし、近年では異常気象が頻発しており、本荘地域では、平成 25（2013）年 7 月から令和元（2019）年 10 月までに 9 回の浸水被害が発生しています。

子吉川の洪水による想定最大規模降雨※の浸水想定区域は沿岸部全域に広がっており、羽後本荘駅を中心とした本荘市街地はほとんどの区域が浸水する状況です。特に第二庁舎から赤沼 JR アンダーパスにかけての区域と、アクアパル周辺、市民交流学習センター付近においては、浸水深が 3 mを超えることが想定されています。

また、芋川の洪水による浸水想定区域は、子吉川の浸水区域と重複して広がっており、川口地区周辺が浸水する状況です。

家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋倒壊などをもたらすような氾濫の発生が想定される区域が示されています。本荘市街地周辺部では由利橋付近の両岸、本荘大橋の両岸及び芋川両岸に河岸浸食エリアが分布しています。

土石流、急傾斜地の崩壊、若しくは地すべりを発生原因とする土砂災害から生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。

本荘市街地は概ね平坦な地形になっていますが、鶴舞球場西側や薬師堂駅の西側、中堤南東側、石脇北保育園付近などでは急峻な地形となっており、一部の区域が土砂災害特別警戒区域に指定されています。

表 4-2 家屋倒壊等氾濫想定区域及び土砂災害警戒区域の内容

名称	内容
家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	堤防決壊等により、木造家屋が倒壊等するような氾濫流が発生するおそれがある区域
家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	木造・非木造の家屋が倒壊するような河岸浸食が発生するおそれがある区域
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

※想定最大規模降雨（1000 年に 1 回程度の割合で発生する降雨量）

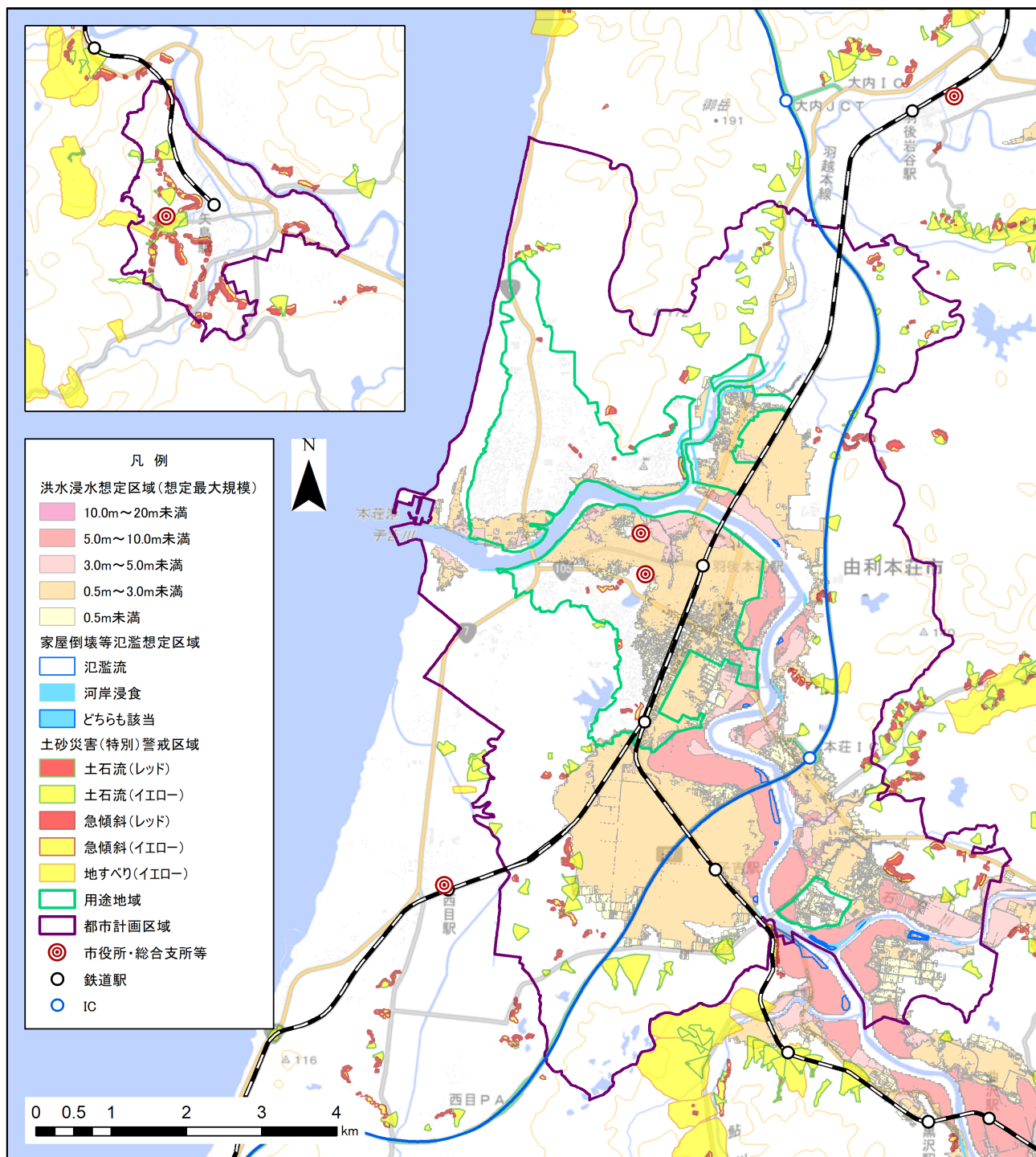


図 4-18 洪水浸水想定区域(想定最大規模)・家屋倒壊等氾濫想定区域・土砂災害警戒区域

出典) 地理院タイル(地形図)、秋田県資料(洪水浸水想定区域)

由利本荘市 Web ハザードマップ(家屋倒壊等氾濫想定区域・土砂災害警戒区域)

4-7 財政

本市の財政状況は歳入の推移を見てみると、概ね 500 億円前後で推移していますが、人口減少などにより令和 8（2026）年以降は 480 億円程度に減少することが見込まれています。

また、依存財源割合は 70% 台で推移しており、自主財源の確保が困難になる恐れがあります。

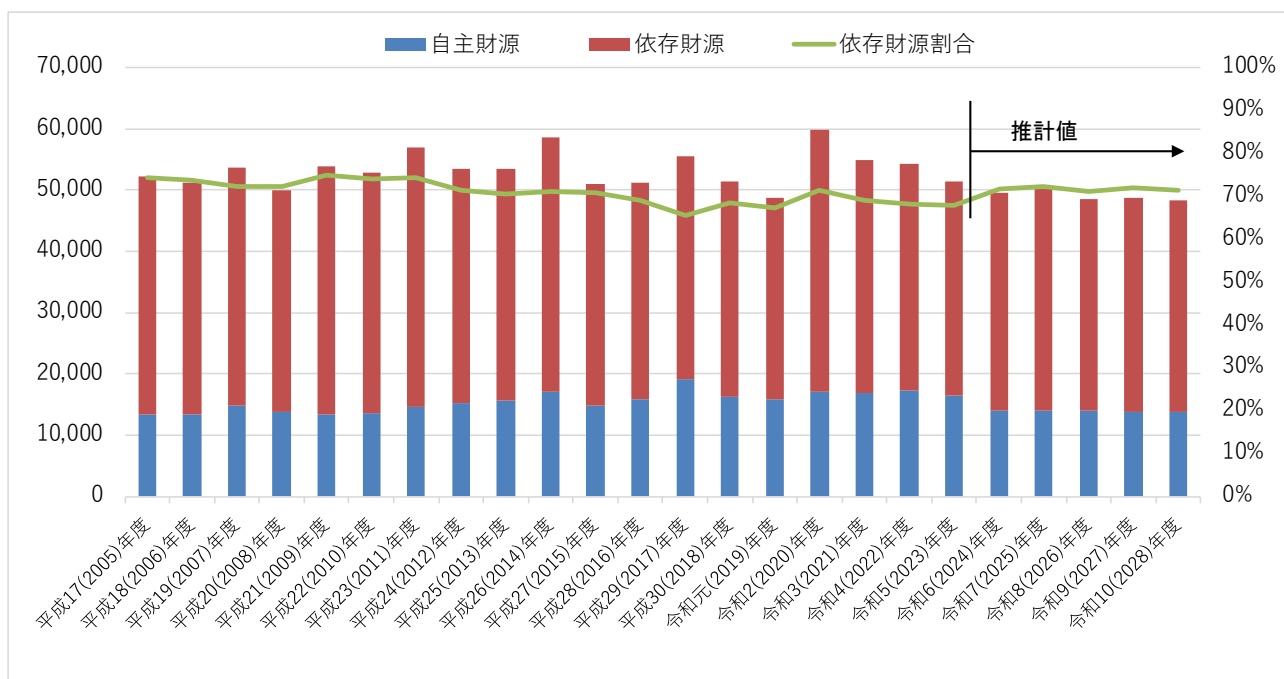


図 4-19 歳入の推移

出典)「由利本荘市財政推計（令和5年策定）」

歳出を見てみると、児童福祉費が特に増加傾向であり、社会福祉費や老人福祉費においても増加傾向にあります。

また、公共建築物とインフラ施設を合算した公共施設などを現状のまま推移した場合の全体更新費用は、今後 40 年間で約 6,424 億円、年平均更新費用は約 160 億円となり、直近 5 ヶ年の平均投資額約 102 億円と比較すると約 1.6 倍になると見込まれています。

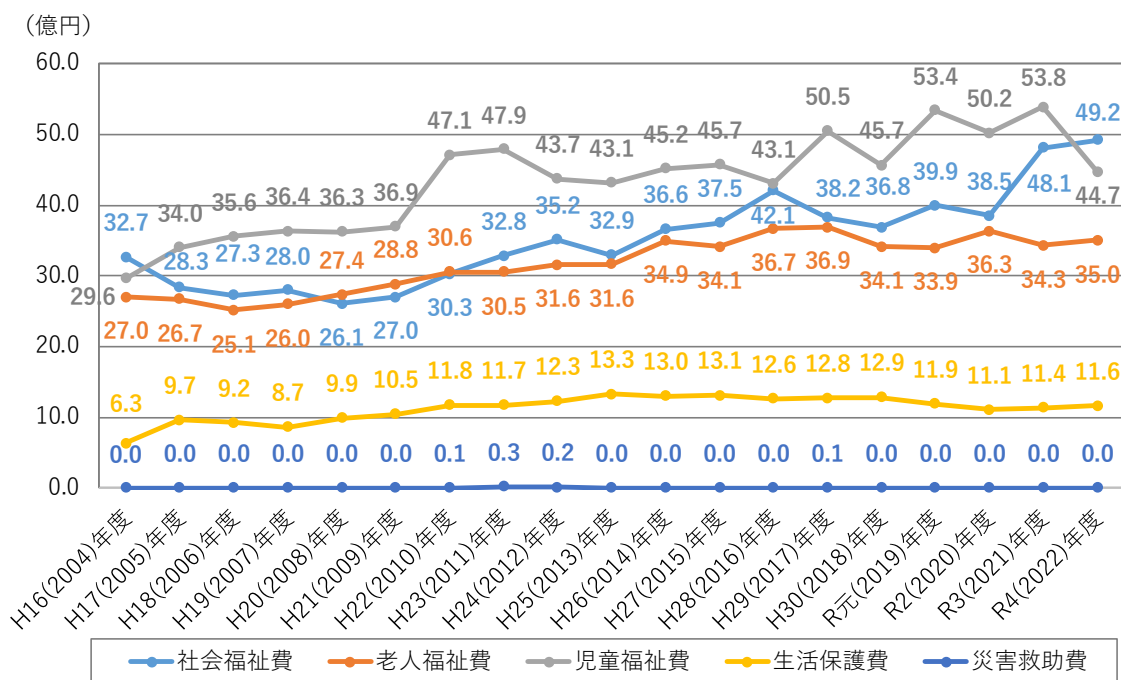


図 4-20 民生費の推移

出典)「市町村別決算状況調(総務省)」

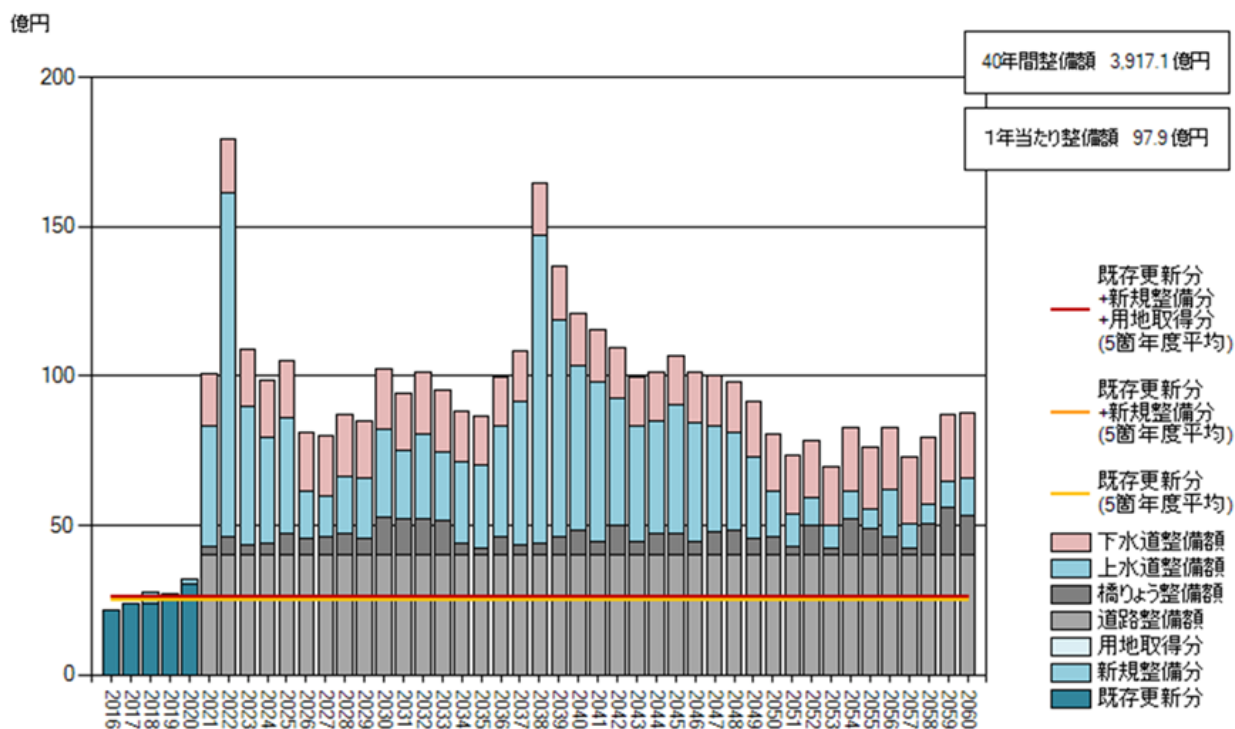


図 4-21 公共施設等の更新費用推計額

出典)「由利本荘市公共施設等総合管理計画」(令和 4 年 3 月改定)

4-8 土地利用

(1) 現況

本市の都市計画区域 6,894ha のうち、田畑が 29.8%、山林が 33.8%となっています。また、都市的土地利用としては、住宅用地が 9.2%、工業用地が 2.2%などとなっています。用途地域内では、住宅用地が 35.4%と、最も大きな割合を占めています。

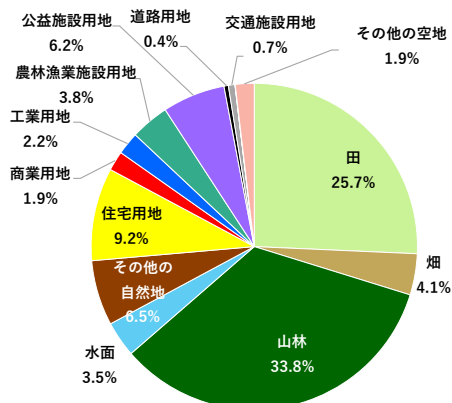


図 4-22 土地利用構成比（都市計画区域）
出典）令和 2 年度都市計画基礎調査

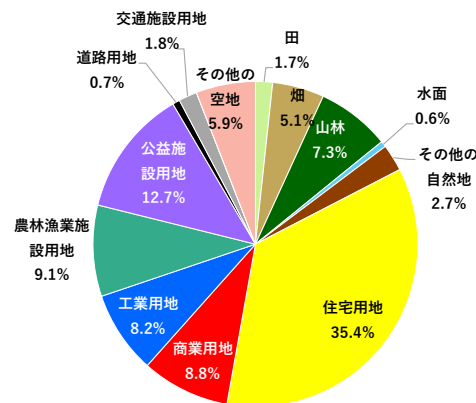


図 4-23 土地利用構成比（用途地域）
出典）令和 2 年度都市計画基礎調査

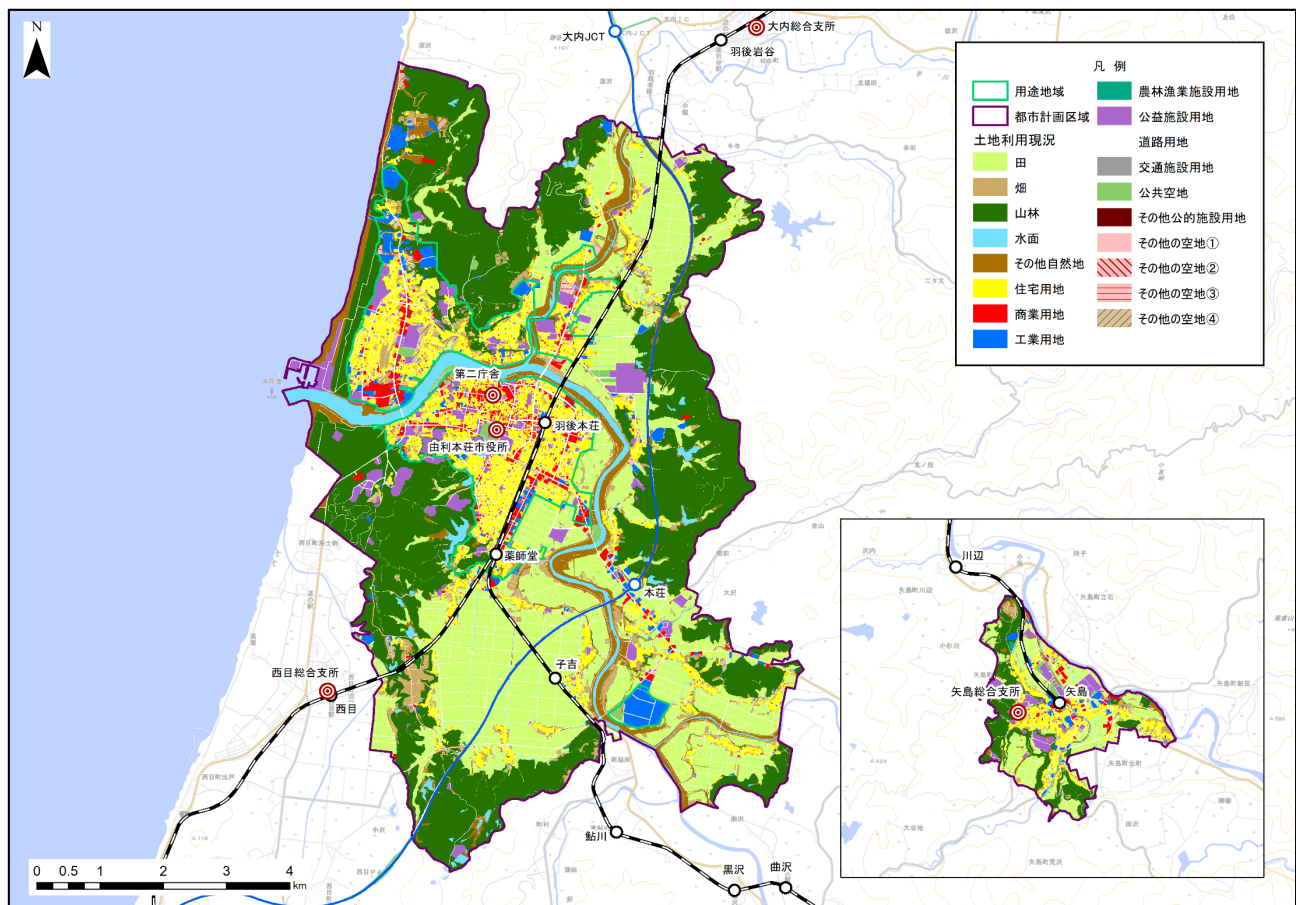


図 4-24 土地利用現況

出典）地理院タイル（地形図）

「都市計画基礎調査」令和 4 年 3 月（土地利用現況）

(2) 土地区画整理事業

本荘地域では、市街地中心部で3カ所の土地区画整理事業が完了しています。また、矢島地域では、これまで1カ所の個人施行の土地区画整理事業が完了しています。

表 4-3 土地区画整理事業

区域名 地区名	最終都市計画決定		事業認可 公告年月 日	施行者	施行 面積 (ha)	換地公告 年月日	備考
	面積 (ha)	年月日・番号					
本荘駅前	26.2	H24.12. 7(S46. 8.17) 由利本荘市告示第92号	S47. 9.28	本荘市	26.2	H 7. 7.28	本荘地域
川口 大鋤町線	3.9	H24.12. 7(H 3.12. 5) 由利本荘市告示第92号	H 4. 6.23	本荘市	3.9	H 8. 6.28	本荘地域
本荘中央	11.6	H25. 9.24(H 8.12. 3) 由利本荘市告示第52号	H 9.12.18	由利 本荘市	11.6	H26. 2.14	本荘地域
北東	-	-	S63. 8.30	個人	2.9	H 2. 3.23	矢島地域
計	41.7		4地区		44.6		

※()は当初決定年月日

出典)「令和5年 秋田県の都市計画」令和5年3月

(3) 本荘市街地の変遷

本荘市街地は、羽州浜街道や本荘街道、矢島街道が交差し、子吉川の舟運拠点として古雪地区や旧亀田藩領の石脇地区、本荘城を中心にまちが発展し、人口の増加や鉄道の開通とともに市街地が拡大しています。

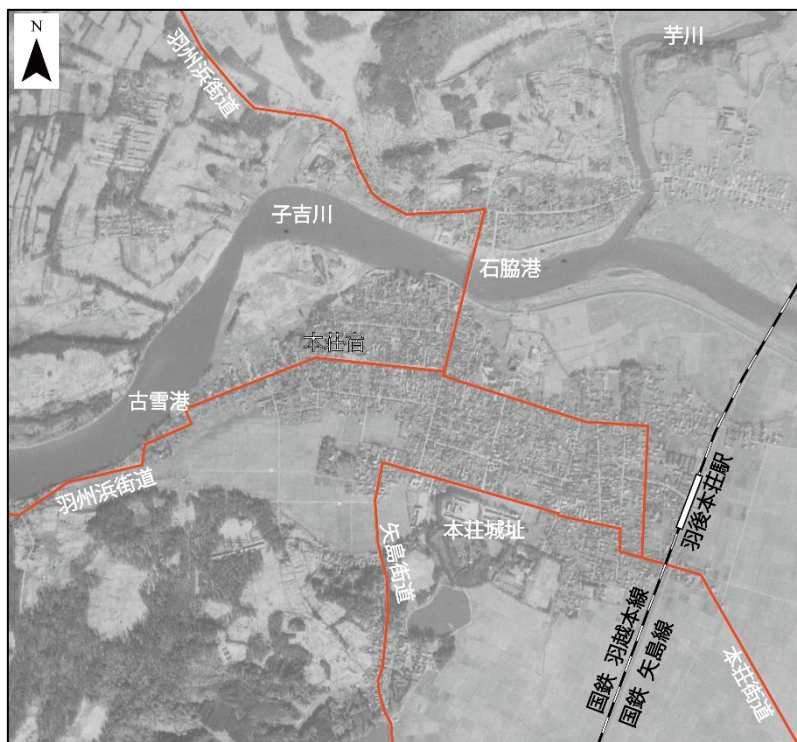


図 4-25 昭和 22 (1947) 年の航空写真と街道等の分布状況

出典)「地図・空中写真閲覧サービス」国土地理院ホームページ
「秋田街道情報」秋田河川国道事務所ホームページほか

なお、人口集中地区（DID）が設定された昭和 35（1960）年の区域は、概ね昭和 22（1947）年の街並みに近い範囲となっています。

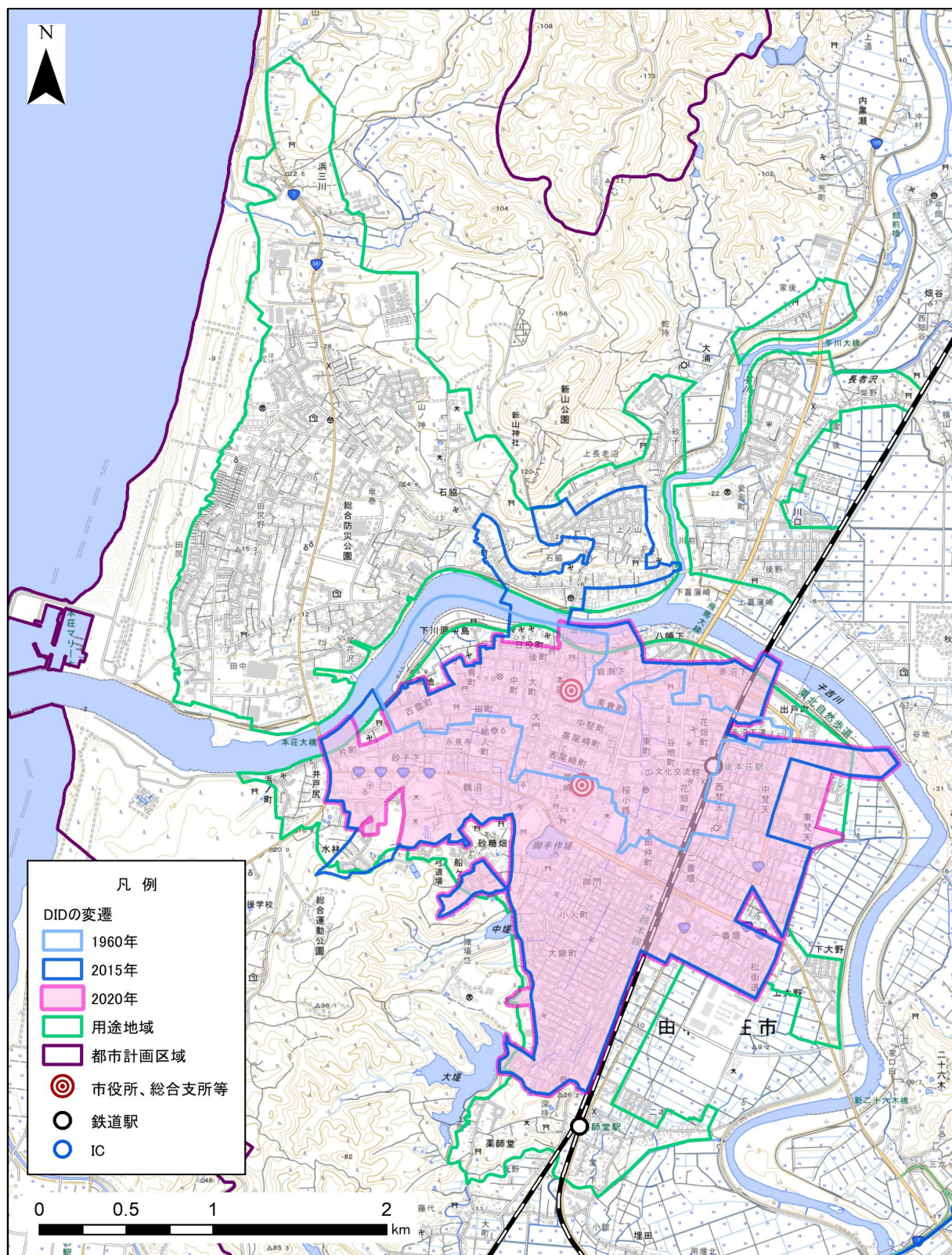


図 4-26 人口集中地区（DID）（昭和 35 年、平成 27 年、令和 2 年）

出典）国勢調査各年（DID）
地理院タイルを加工して作成（地形図）

その後、昭和 48（1973）年頃の地形図を確認すると、現在の国道 7 号が開通し、石脇地区の開発が進行しています。

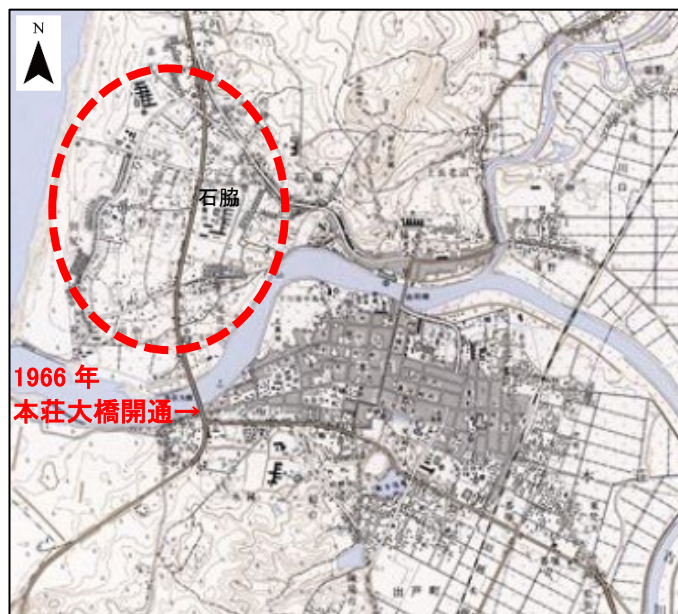


図 4-27 昭和 48（1973）年の 2.5 万地形図

出典）地図・空中写真閲覧サービス

同様に道路整備などが進展するにつれ、学校や病院などの大規模公共施設は、本荘市街地郊外への移転が進みました。



図 4-28 現在の地形と大規模施設の移転状況

出典）地理院地図

近年では、DID は平成 27（2015）年が最も広くなっていましたが、令和 2（2020）年には石脇地区が外れるなど DID が縮小し、本荘市街地の拡大圧力が低下しています。なお、DID が縮小する一方で、駅東側の梵天地区では、徐々に市街地が拡大しています。

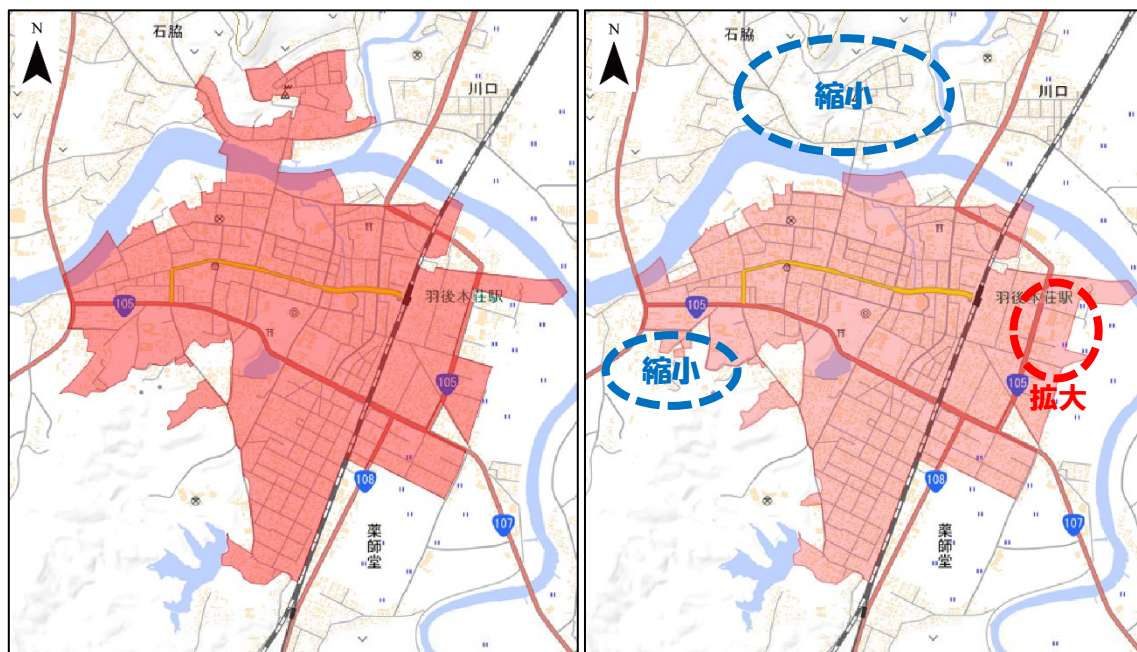


図 4-29 DID（左：平成 27 年、右：令和 2 年）

出典）地理院タイル（地形図）

表 4-4 DID の人口及び面積等の推移

		平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 27 年 2015 年	令和 2 年 2020 年
人口	人	19,063	18,659	18,059	16,115
面積	ha	457	464	472	422
人口密度	人/ha	41.7	40.2	38.3	38.2
世帯数	世帯	7,523	7,644	7,620	7,210

出典）国勢調査（各年）

4-9 まちづくりに関するアンケート調査

(1) 目的

市の現状や将来のまちづくりの方向性などについて本計画の参考とするため、市民の意見を広く把握するまちづくりのアンケート調査を実施しました。

アンケート調査は、18 歳以上の男女を対象とした「一般市民調査」、市内の高等学校及び大学に通学している学生を対象とした「学生調査」の2種類を実施しました。

(2) 調査概要

調査対象者、回収方法、実施期間は下記のように実施しました。

表 4-5 調査概要

項目		内容
対象者	一般市民調査	・18 歳以上の市民 2,000 人を住民基本台帳より無作為抽出
	学生調査	・市内の県立高等学校（5 校）に通学する 2 年生の生徒 ・秋田県立大学本荘キャンパスに通学する学生
回答方法	一般市民調査	・郵送配布・回収 ※web フォーム回答も選択可
	学生調査 （高校生）	・学校に配布・回収を依頼
	学生調査 （大学生）	・web フォームでの回答
実施期間		・令和 4 年 8 月 22 日（月）～令和 4 年 9 月 5 日（月）

(3) 回収状況

アンケート調査の結果、全体で 1,296 件の回答を得られました。なお、一般市民調査は 2,000 件を配布して 833 件の回答があり、回収率は 41.7%で比較的兴趣が高いことがうかがえます。

表 4-6 配布と回収数

調査区分	配布	宛先 不明	回収			有効	無効
			紙回答	web 回答	合計		
一般市民	2,000 件	4 件	735 件	98 件	833 件	771 件	62 件
		0.2%	36.8%	4.9%	41.7%	38.6%	3.1%
高校生			500 件	—	500 件	500 件	0 件
大学生			—	25 件	25 件	25 件	0 件

※無効は、既定の選択数以上回答したもの

(4) 調査結果の概要

① 土地利用

土地利用に関わる各項目について、満足度及び重要度を問いました。

ア まちの賑わい

土地利用については、バイパス沿道よりも中心部などの賑わいなど、市街地におけるまちづくりが重要と認識している一方で、市街地周辺部のまちの整備の重要度も高くなっています。

なお、高校生の回答も一般と同様の傾向にありますが、満足度及び重要度の割合が高く、満足度は一般の2倍以上となっています。

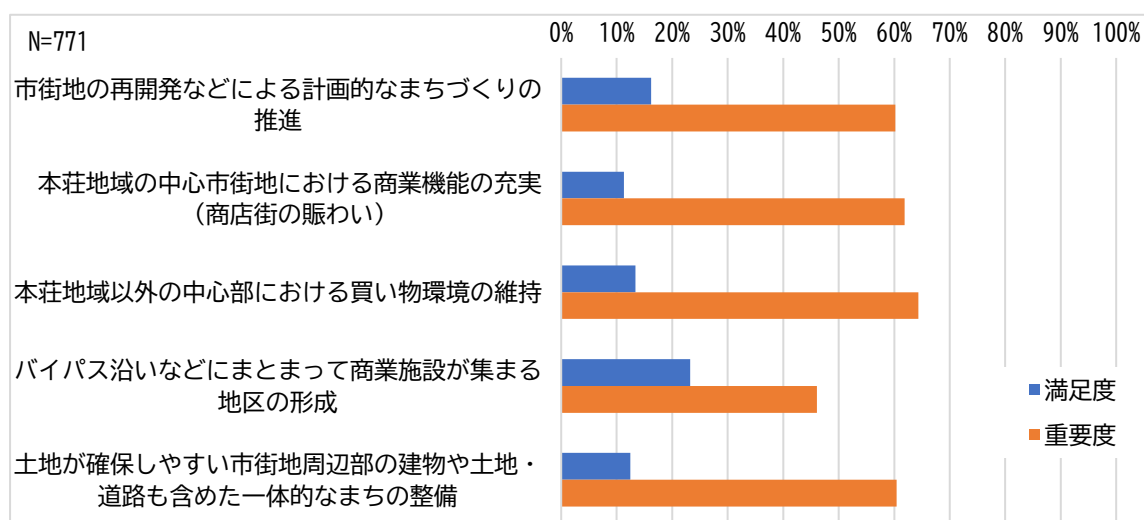


図 4-30 土地利用の方向性（一般）

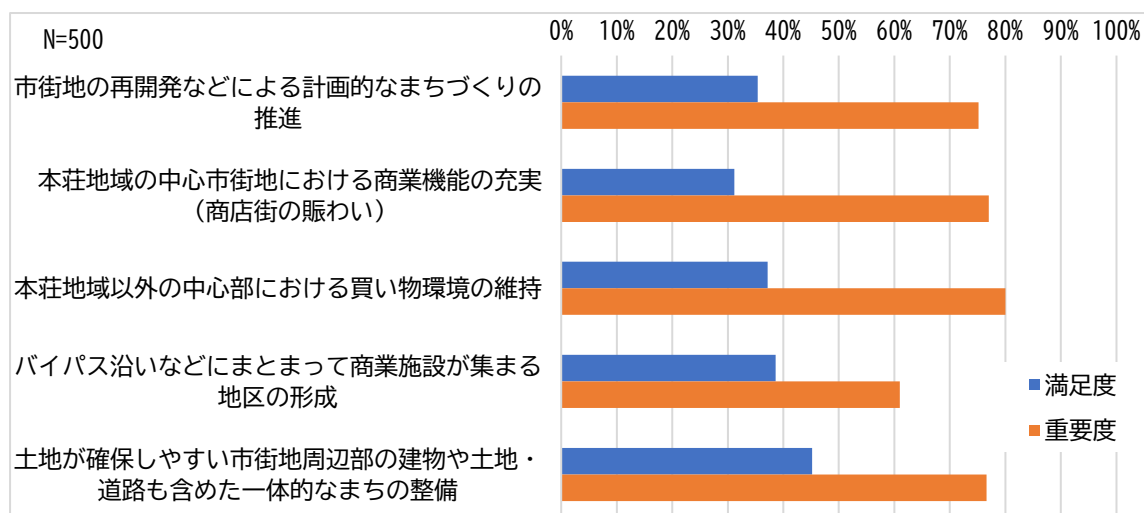


図 4-31 土地利用の方向性（高校生）

イ 居住

居住については、郊外のゆとりある住みやすい住宅の満足度が高く、重要度も高くなっています。

高校生においても一般と同様の傾向で、満足度及び重要度の割合が高くなっています。

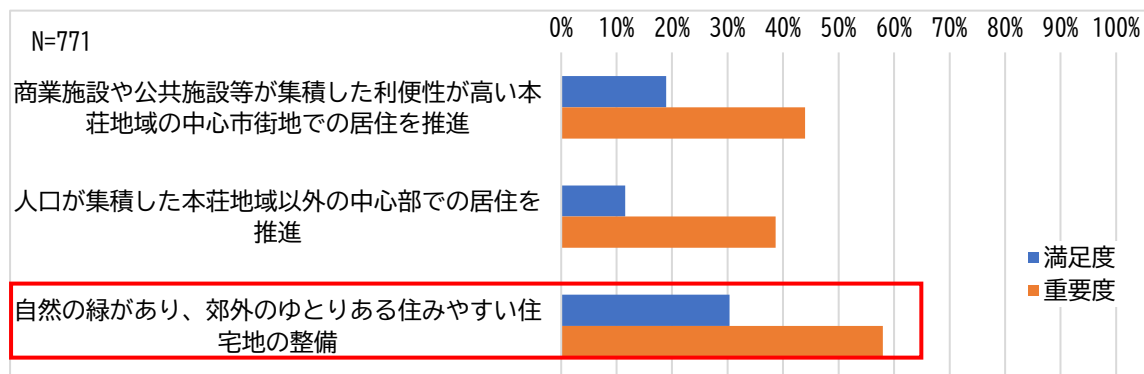


図 4-32 居住地の方向性（一般）

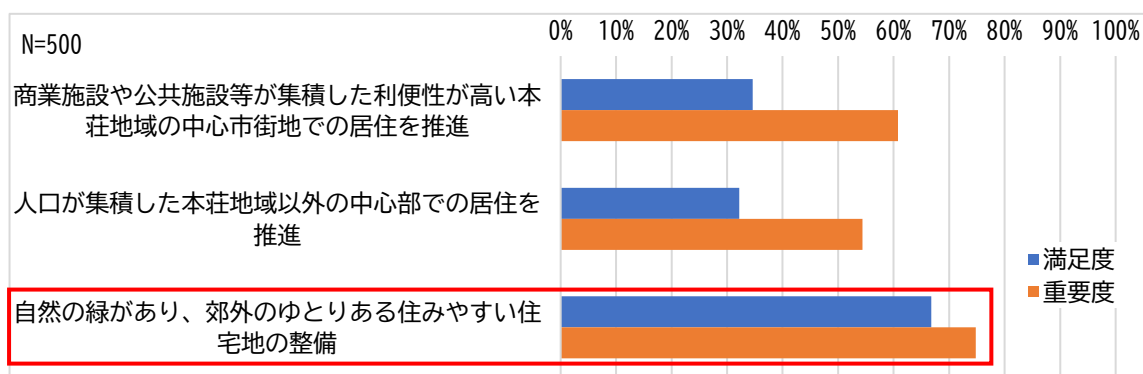


図 4-33 居住地の方向性（高校生）

② 交通

交通に関わる各項目について満足度及び重要度を問うたところ、由利本荘市の地域特性として、積雪時の除雪の重要度が最も高くなっています。また、高校生や大学生は公共交通に関する重要度が一般に比べて大幅に高くなっています。

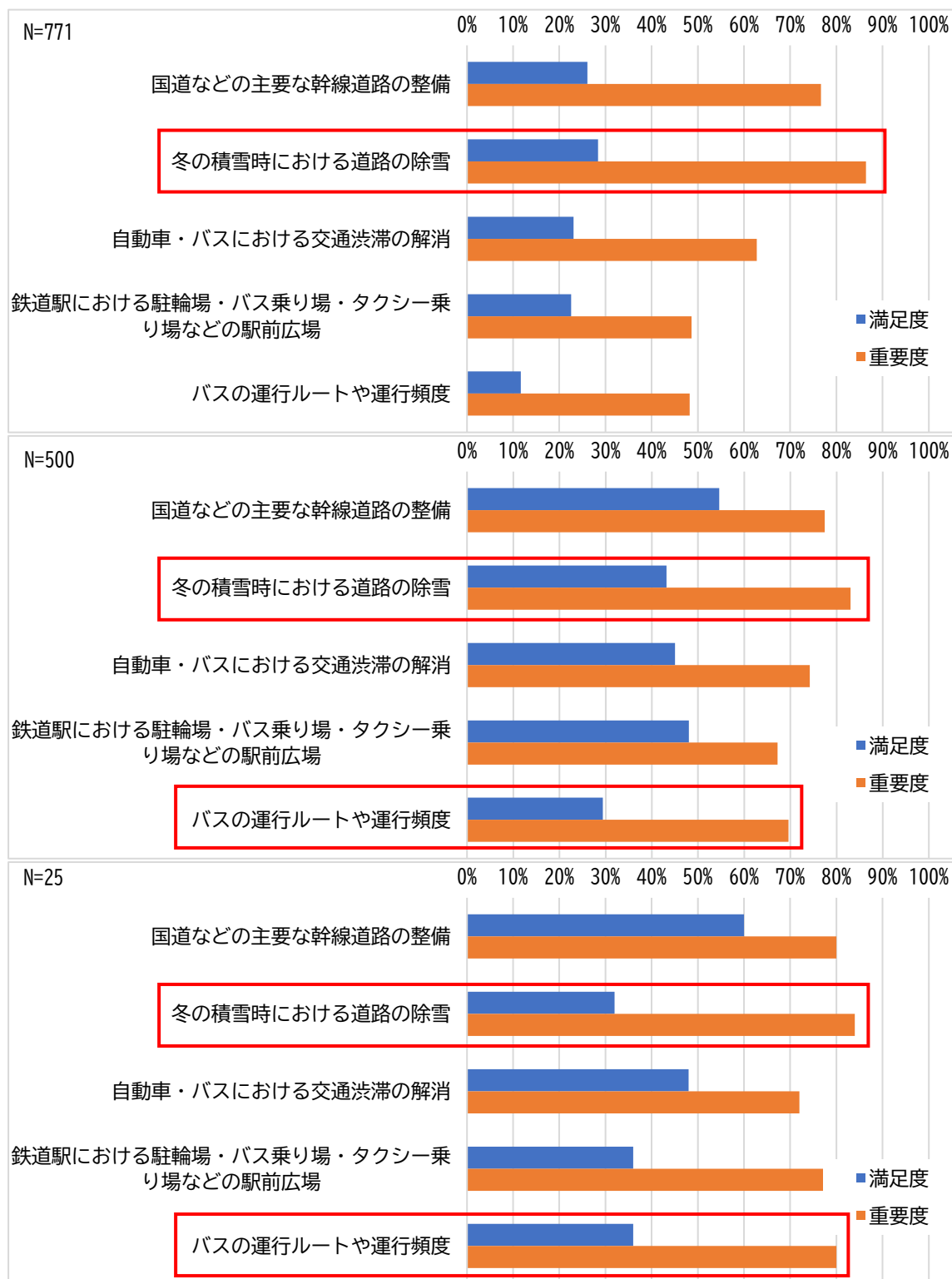


図 4-34 交通に関する意向（上：一般、中：高校生、下：大学生）

③ 防災

防災に関わる各項目について満足度及び重要度を問うたところ、近年の頻発する災害の影響もあり、一般、高校生及び大学生ともに重要性の認識が高くなっていますが、一般では満足度が非常に低くなっています。

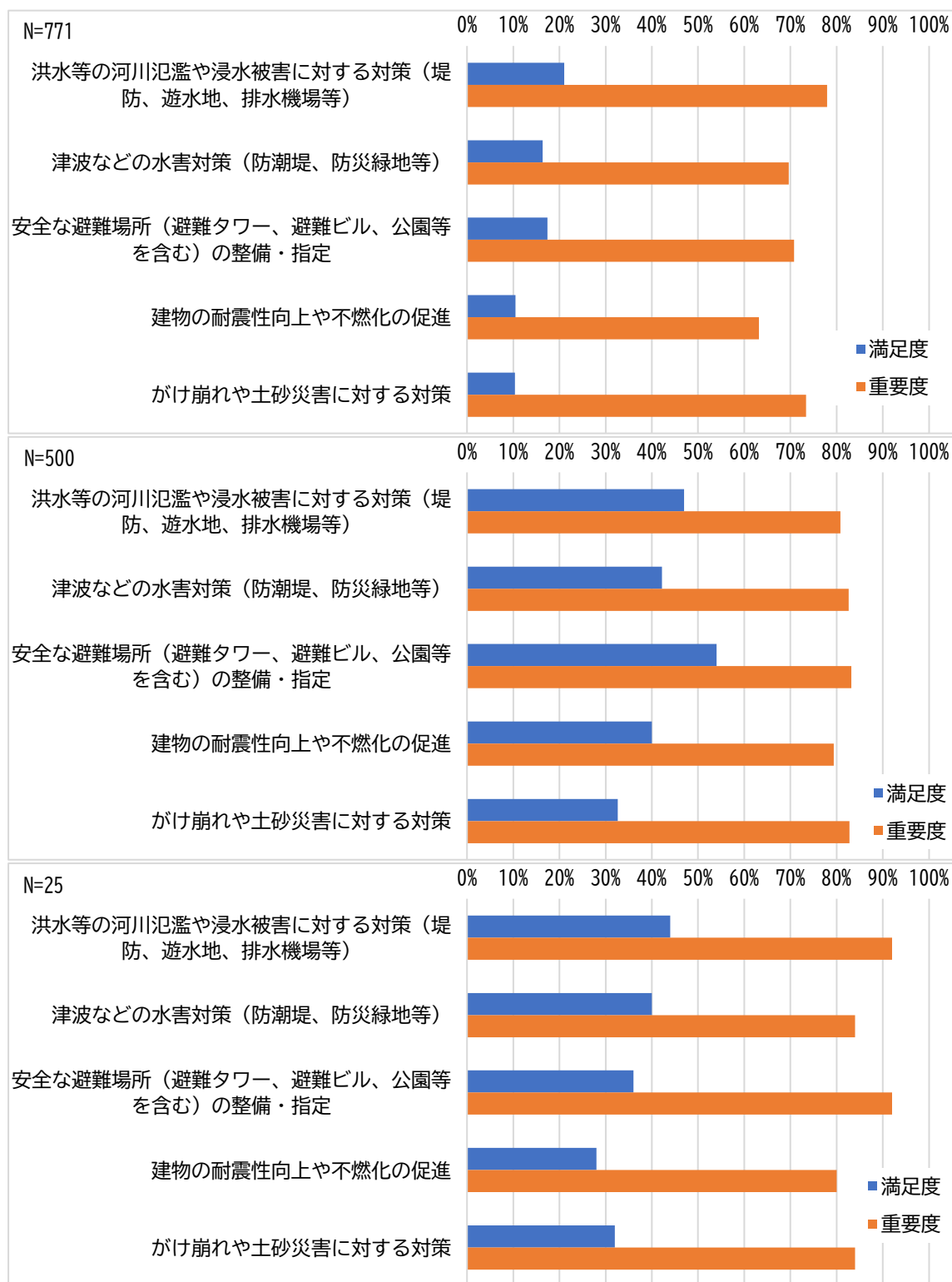


図 4-35 防災に関する意向（上：一般、中：高校生、下：大学生）

④ 地区に必要な施設

地区に必要な施設を問うたところ、本荘地域の中心市街地では、一般は「15. 総合的な医療サービス（総合病院等）」「1. ショッピングセンター」「5. 観光・レジャー・レクリエーション施設」、高校生は「1. ショッピングセンター」「4. 飲食店・レストラン」「5. 観光・レジャー・レクリエーション施設」が多くなっています。

各居住地域の必要な施設（地域合計）を見てみると、一般では「2. スーパーマーケット」「16. 単科の医療サービス（診療所、医院）」「7. 引出・預入・振込機械（ATM等）」「15. 総合的な医療サービス（総合病院等）」が多く、高校生は「1. ショッピングセンター」「4. 飲食店・レストラン」が多くなっています。

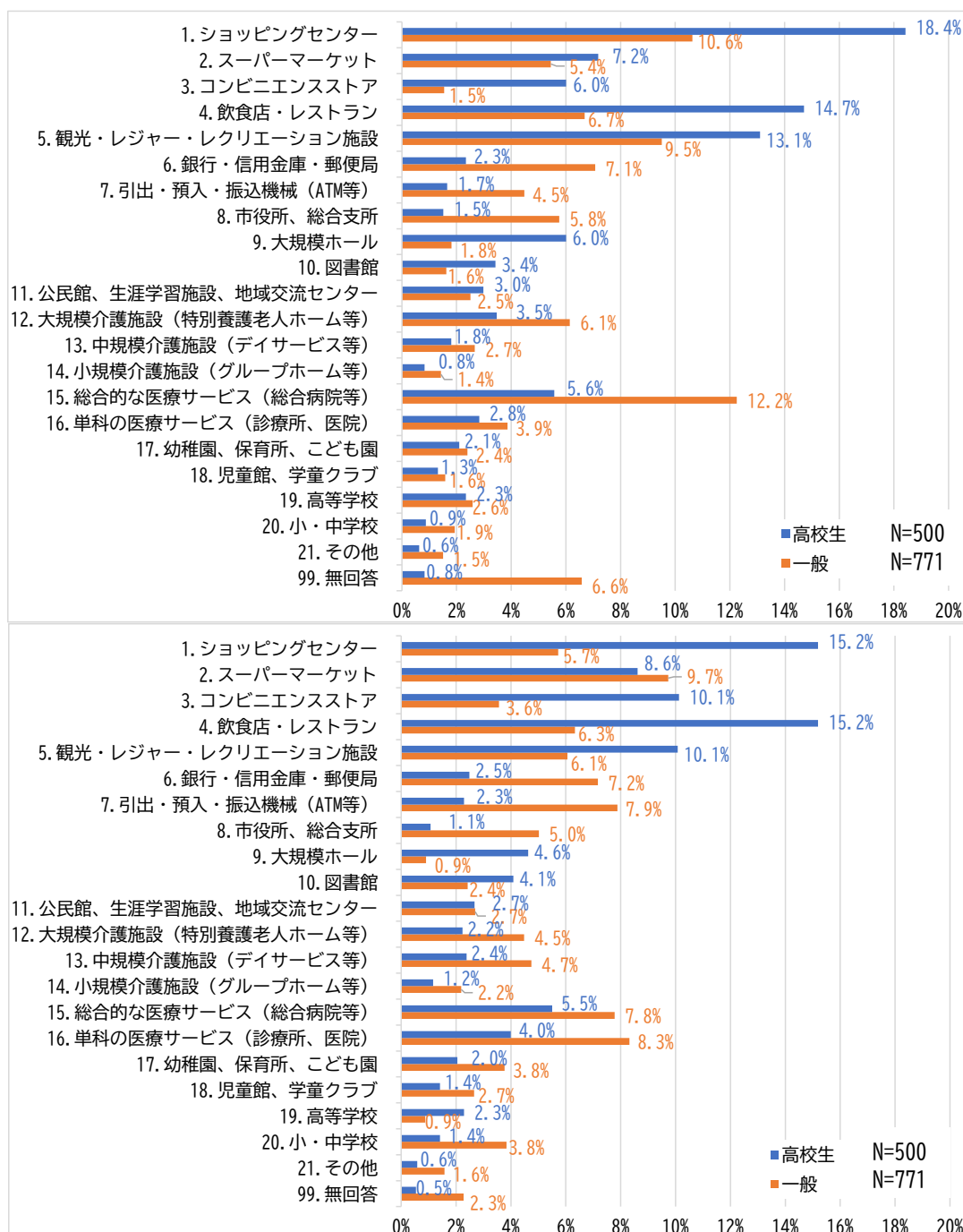


図 4-36 必要な施設（上：本荘地域中心市街地、下：居住地域の合計）

⑤ 人口減少や少子高齢化の影響で困ること

人口減少や少子高齢化の影響で困ることを問うたところ、「7. 高齢化の進行により、医療費などの社会保障費が増加する」「8. 人口が減少するため、1人あたりの税負担が増加する」が多くなっており、「社会保障費が増加」は高齢者、「税負担が増加」は若年層が多い結果となっています。なお、10歳代では「鉄道やバスの運行本数が減る、路線がなくなる」、20歳代では「スーパーなどの撤退」も多くなっています。

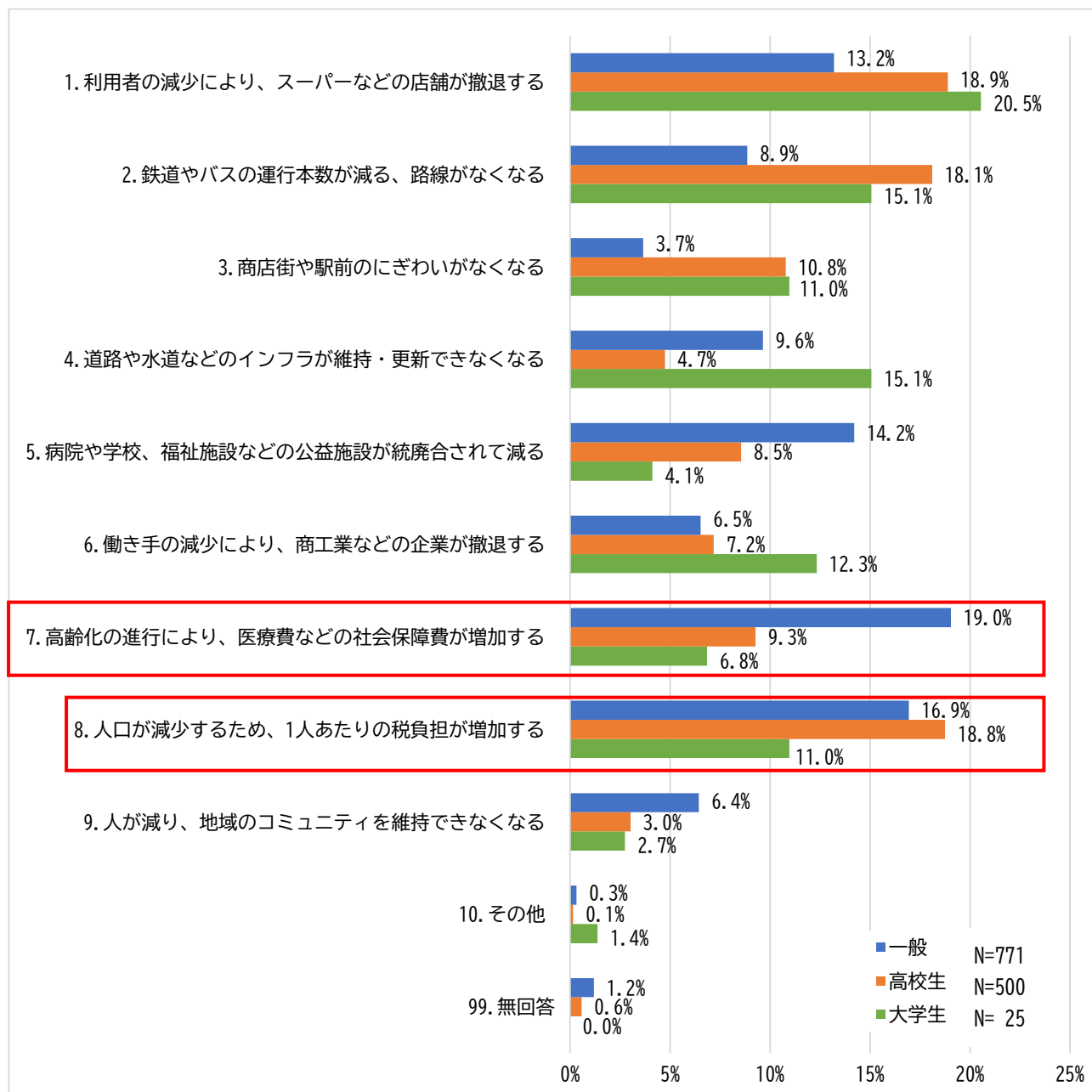


図 4-37 人口減少や少子高齢化の影響で困ること

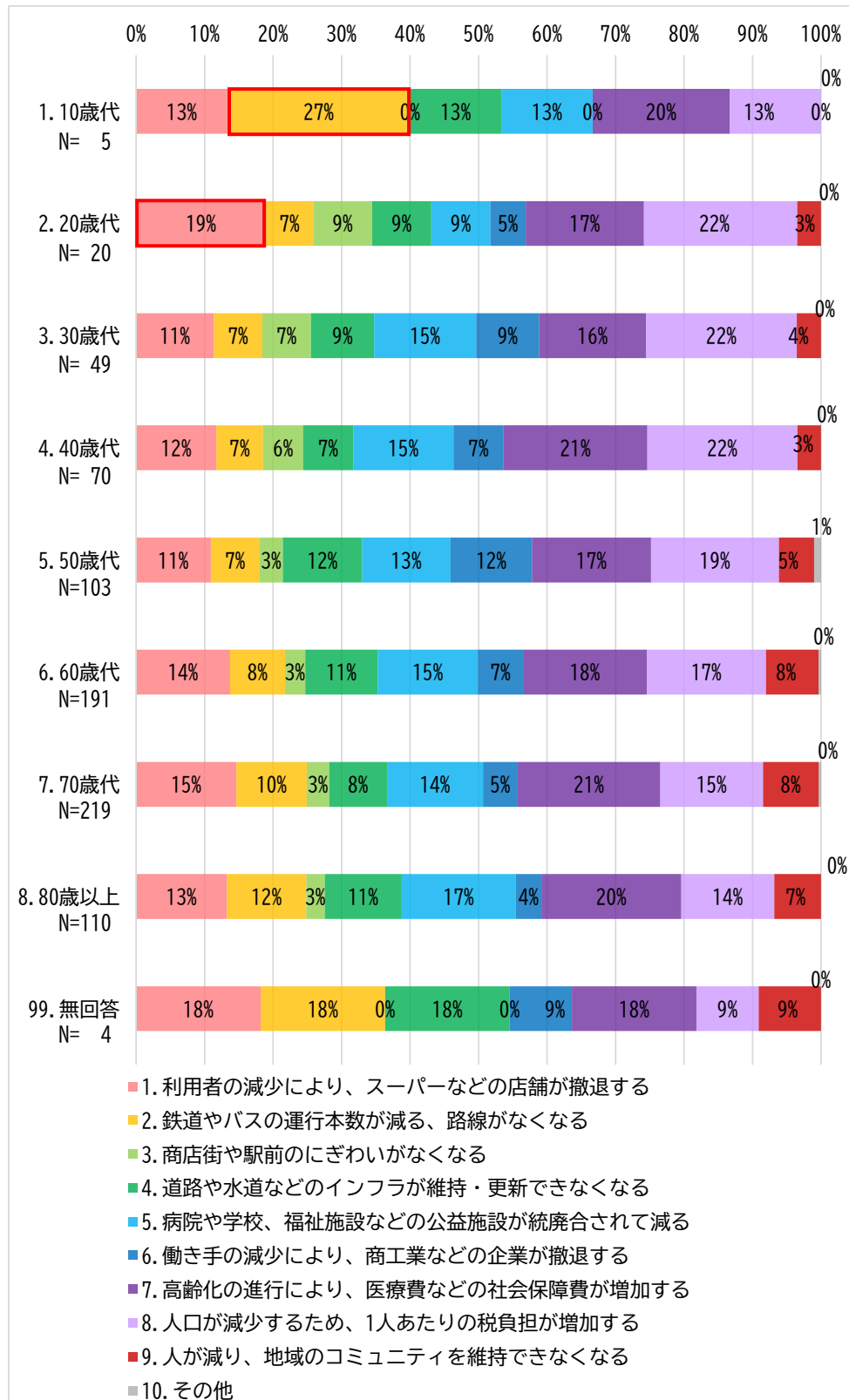


図 4-38 人口減少や少子高齢化の影響で困ること（一般年齢別）

⑥ 居留意向

市民の居住継続意向や住み続けたい理由を問うたところ、比較的継続的な居留意向が高く、その理由としては、「なじみや愛着がある」が多くなっています。

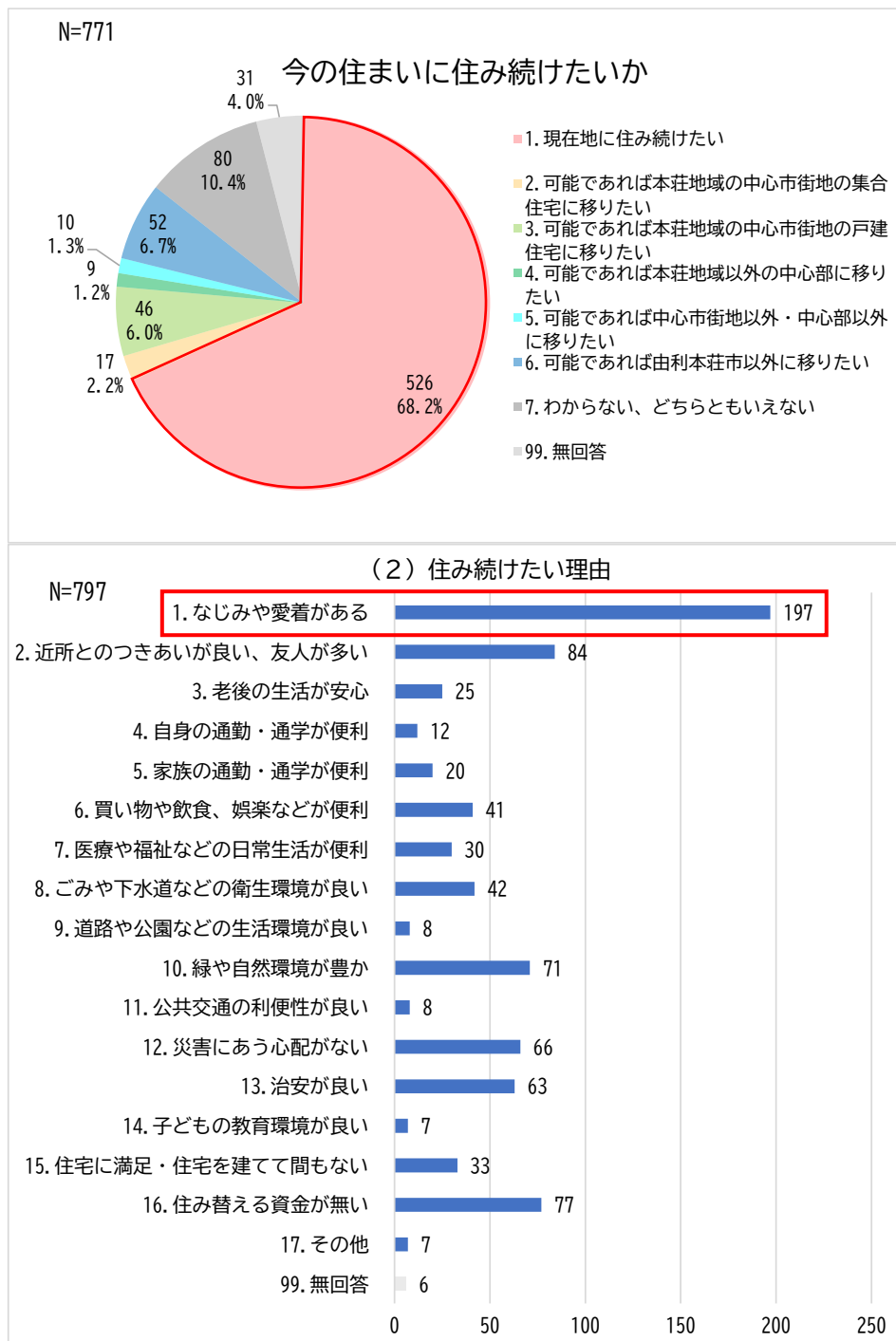


図 4-39 居留意向（上：一般全体、下：住み続けたい理由）

地域別では郊外を中心に「現在地に住み続けたい」の割合が少なくなっており、特に、「本荘北部地区」「矢島地域（市街地地区を除く）」「鳥海地域」「本荘南部地区」「由利地域（中心地区を除く）」で低くなっています。

一方で、「本荘北部地区」は由利本荘市以外への移転、「矢島地域（市街地地区を除く）」「由利地域（中心地区を除く）」は本荘地域の中心市街地への戸建住宅への移転を希望しています。

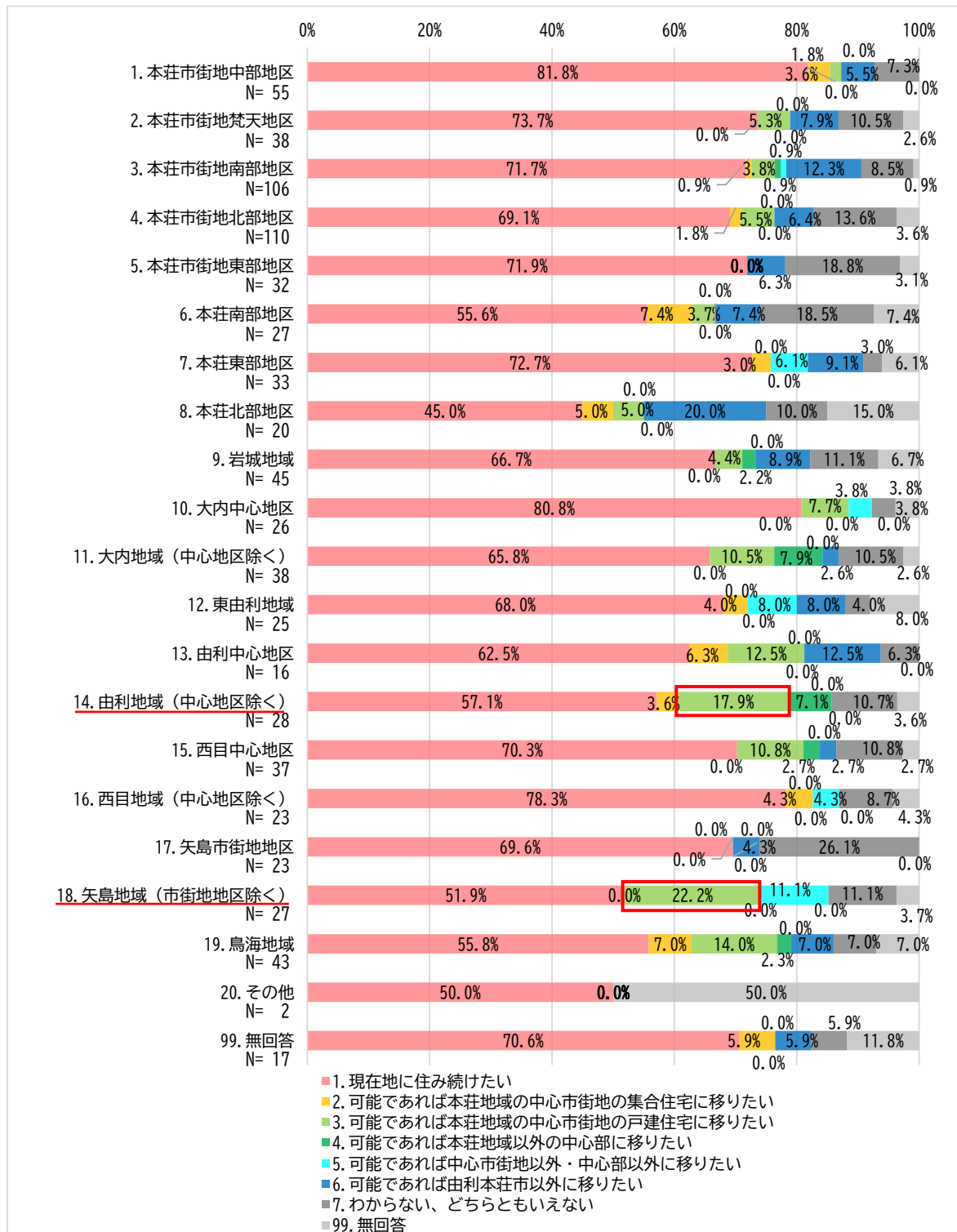


図 4-40 居住意向（一般の地区別居住意向）

(5) アンケート調査結果のまとめ

持続可能なまちづくりを進めていく上では、人口の急激な減少と高齢化を背景として、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題であり、コンパクト・プラス・ネットワークの考えが重要です。

アンケート調査結果によると、市民は中心部の賑わいや公共交通の維持が重要と考えていますが、スーパーの撤退や公共交通の利便性低下への懸念を抱えるなど、将来への不安があることが分かります。特に、16年前に比べて住み続けたい意向の割合が低下しており、持続可能なまちづくりを進めていくためにも、中心部の魅力を高め、市民がアクセスしやすいまちをつくっていく必要があります。

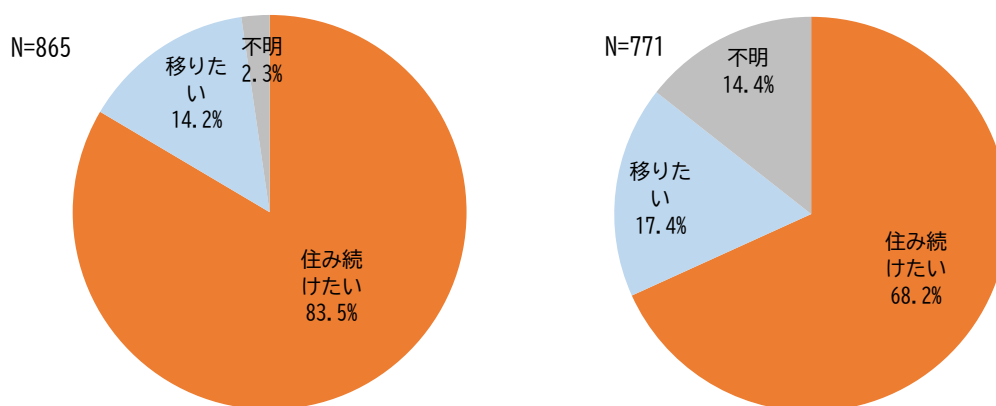


図 4-41 居留意向の変化（左：2006 年調査、右：2022 年調査）

また、居住の意向としては、郊外のゆとりある住みやすい住宅地を求める傾向がある中で、郊外に居住する人は現在地に住み続けたい意向の割合が少なく、本荘地域の中心市街地への移転を希望しています。このため、周辺部との連携を高めることや本荘地域の中心市街地周辺への居住を誘導することが求められます。

防災に関する意識では、津波や洪水による浸水が想定される中で災害に対する満足度が低い一方で重要度が高くなっています。将来にわたって、持続可能な都市を形成するためには、安全・安心な居住環境の確保が必要です。

本調査では、市民の皆さんや高校生からの調査票の回収率が高く、まちづくり活動等への関心についても「できる範囲で参加したい」との回答が 34%ありました。皆さんのまちづくりに対する関心度や協力姿勢が非常に高いことがうかがえることから、様々な主体が一体となってまちづくりを進めていくことの重要性を改めて認識できました。

4-10 まちづくりの現状と課題

分野別の主な調査結果を以下に整理しました。

(1) 人口減少・高齢化

- 総人口はピーク時（昭和 60（1985）年ごろ）に比べ、令和 2（2020）年現在は約 75,000 人と 2 万人以上減っています。人口推計結果によると、今後 20 年でさらに 2 万人減少するとされています。
- 地域別人口は、特に市役所周辺の本荘市街地の人口減少が深刻になっています。
- 高齢化率は上昇し続け、令和 22（2040）年では 46%に達するとされており、用途地域内のほとんどで 40%を超えると見込まれています。
- 産業別人口については、事業所数・従業者数ともに徐々に減少傾向にあります。産業大分類別では、第 3 次産業が 6 割近くを占めています。
- 本市からの通勤・通学者と他市町村からの通勤・通学者は、本市を除いて秋田市・にかほ市の順に多くなっています。
- 市民アンケートでは、利用者数の減少によるスーパー等の店舗の撤退が懸念されています。

(2) 公共交通

- 市内を走る路線バス、鉄道ともに利用者数が減少傾向にあります。
- 一方で、本市が運行する循環バスなどのコミュニティバスについては増加傾向にあります。
- 市民アンケートでは、地域特性でもある積雪時の除雪の重要度が高くなっています。
- また、10 代、20 代からは路線バスの運行本数の減少・路線廃止に対する懸念が高まっています。

(3) 災害リスク

- 津波浸水では、2.0m以上の浸水想定区域は沿岸部のほか、子吉川下流の石脇字田尻野地区、日役町地区など本荘市街地にも広がっています。
- 洪水浸水では、想定最大規模で 3.0m以上の浸水想定区域が子吉川の JR 羽越本線東側で広がっており、用途地域内では下大野地区などでの危険性が高くなっています。
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、用途地域内では石脇字竜巻地区、砂糖畑地区、薬師堂駅西側で見られます。
- 市民アンケートでは、災害に対する重要度が高い一方で満足度は低くなっています。将来にわたって、持続可能な都市を形成するためには、安全・安心な居住環境の確保が必要です。



(4) 財政

- 本市の歳入は、概ね 500 億円前後で推移していますが、人口減少などにより令和 8（2026）年以降は 480 億円程度に減少することが見込まれており、自主財源確保が困難になる恐れがあります。
- 歳出は児童福祉費が特に増加傾向であり、社会福祉費や老人福祉費においても増加傾向にあります。
- また、公共施設などについて、現状のまま推移した場合の全体更新費用は、今後 40 年間で約 6,424 億円、年平均更新費用は約 160 億円となり、更新費用の増大が見込まれています。
- 市民アンケートでは、人口減少や高齢化の進行により、社会保障費や税負担が増加することに対する不安が大きいことが分かります。

(5) 土地利用

- 本市の土地利用は都市計画区域のうち、自然的土地利用が 73.6%を占めており、豊かな自然に囲まれた地域となっています。
- 本荘市街地は、羽州浜街道や本荘街道、矢島街道が交差し、子吉川の舟運拠点として古雪地区や旧亀田藩領の石脇地区、本荘城を中心にまちが発展し、人口の増加や鉄道の開通とともに市街地が拡大しています。
- DID は平成 27（2015）年が最も広がっていましたが、その後徐々に縮小しています。一方で、駅東側の梵天地区では徐々に市街地が拡大しています。
- 市民アンケートでは、中心市街地の賑わい創出や市街地におけるまちづくりの重要度が高い傾向にあります。
- また、市街地周辺部における整備の重要度も高い傾向にあります。

(6) 居住環境

- 市民の今後の居住意向は 68.2%と比較的高いが、平成 18（2006）年と比較すると、15%近く低下しています。
- 現在地に居住し続けたい理由としては、「なじみや愛着がある」が多くなっています。
- 郊外のゆとりある住みやすい住宅地を求める傾向がある中で、郊外に居住する人は現在地に住み続けたい意向の割合が少なく、本荘地域の中心市街地への移転を希望しています。

本市のまちづくりに関する現状・問題点をふまえて、分野別の課題を整理しました。

分野	現状と問題点	課題
人口	・ 深刻な人口減少 ・ 高齢化の進行に伴うまちなかの空洞化 ・ DID 内の人口密度低下 ・ 事業所数・従業者数の減少 ・ 利用者減少による店舗の撤退【市民意向】	・ 本市の存続を懸けたまちなかの魅力創出 ・ まちなかの人口密度の維持 ・ 産業誘致による雇用の創出 ・ 生活利便施設等の集積による生活サービスの維持・向上
公共交通	・ 路線バス・鉄道の利用者減少 ・ 運行本数の減少・路線廃止への懸念【市民意向】 ・ 自動車・バスにおける交通渋滞の解消【市民意向】	・ 公共交通ネットワークの維持 ・ 誰もが快適に移動できる交通手段の確保
災害リスク	・ 中心市街地において津波浸水・洪水浸水が想定される ・ 浸水被害の対策、土砂災害対策等を含む防災対策に対する重要度は高いが、満足度が低い【市民意向】	・ 災害リスクの低い区域への誘導 ・ 防災まちづくりの実施 ・ 安全・安心な居住環境の確保
財政	・ 人口減少などにより自主財源確保が困難になる恐れ ・ 公共施設の更新費用の増大 ・ 高齢化の進行による社会保障費の増加、税負担の増加【市民意向】	・ コンパクトシティ形成による都市経営の効率化 ・ 公共施設の再編等による維持管理費の縮減
土地利用	・ 中心市街地の賑わい、市街地におけるまちづくりの重要度が高い【市民意向】 ・ 市街地周辺部のまちの整備の重要度が高い【市民意向】	・ 中心市街地（本荘地域）の魅力向上 ・ 中心市街地（本荘地域）への機能集積 ・ 市街地内及び市街地周辺部への居住誘導の推進
居住環境	・ 「住み続けたい」の回答が 68.2%と比較的高いが、2006 年の 83.5%と比較すると低下している【市民意向】 ・ その理由として、「なじみや愛着がある」の回答が最も多い【市民意向】 ・ 郊外に居住する人は本荘地域への移転希望【市民意向】 ・ 郊外のゆとりある住みやすい住宅の満足度・重要度が高い	・ 快適に住み続けられる居住環境の整備 ・ 本荘地域への居住誘導 ・ 郊外における快適な住宅整備

5 まちづくりの将来像

5-1 基本方針

由利本荘市は、1市7町の合併により平成17(2005)年に誕生しました。県下最大の市域であり、県南地域の交通の要衝でもある本市は、秋田・にかほ方面、大曲・盛岡方面、横手・北上方面、鳥海山方面をつなぐハブ機能を担い、そのポテンシャルは高いものとなっています。

市総合計画に基づき、本市のまちづくりの基本方針を「鳥海山を望む歴史あるまちの賑わいと田園の暮らしの魅力があふれるまちづくり」と定めます。また、これを踏まえた課題解決のための誘導方針として、3つの方針を設定します。

■市総合計画 まちの将来像

人と自然が共生する躍動と創造の都市^{まち}
～新たな「由利本荘市」への進化～

【まちづくりの基本方針】

鳥海山を望む歴史あるまちの賑わいと田園の暮らしの魅力があふれるまちづくり

本市は「出羽富士」の愛称でも親しまれている鳥海山を望めるほか、広大な日本海に面した場所に位置しており、古くから豊かな自然と共存してきました。また、まちの成り立ちに目を向けると、かつて城下町が築かれた市街地を中心に発展し、その周りを取り囲むように田園地域が広がっています。さらに、県内最大の面積を誇る本市は、県南地域の広域拠点として、市内だけでなく周辺の市町村で生活する人々の暮らしを支える役割を担っています。

こうした本市の特性をふまえ、立地適正化計画では、地域の中核を担うまちなかの賑わい創出に加えて、まちなか以外の地域でも地域固有の新たな魅力を創出することで、本市で暮らす人々が「これからも住み続けたい」と思えるまちづくりを進めます。危機的な人口減少に直面している今、地域への愛着を原動力に市民が生き生きと活躍できるまちを目指します。

【まちづくりの基本方針】

鳥海山を望む歴史あるまちの賑わいと田園の暮らしの魅力があふれるまちづくり

誘導方針1 地域力を結集し、人々の交流を育む魅力的なまちなかの創出

中心市街地の魅力を高め、若年者も含めた様々な人を呼び込むことで交流を育み、地域に活力を取り戻す『多世代交流のまちなかづくり』を進めます。

本市の中枢となる都市機能を中心市街地に誘導し、多様な暮らし方・働き方を受け入れる拠点の形成を目指します。特に行政機関や大学・高校等の高等教育の集積、産業誘致による雇用の創出等の取組を進め、都市機能を効率よく維持することで県内の広域拠点として牽引していきます。

同時に、広域交通結節点としての拠点形成の観点から、本市の顔となるまちなかの魅力創出を図ります。また、歴史ある城下町で培った由利本荘ならではの文化を継承し、市内だけにとどまらず、広域的な拠点として、持続可能性を担う強いまちなかづくりを進めます。

■対応すべき分野別の課題

人口	本市の存続を懸けたまちなかの魅力創出、まちなかの人口密度の維持、産業誘致による雇用の創出、生活利便施設等の集積による生活サービスの維持・向上
災害	災害リスクの低い区域への誘導、防災まちづくりの実施
財政	コンパクトシティ形成による都市経営の効率化、公共施設の再編等による維持管理費の縮減
土地利用	中心市街地（本荘地域）の魅力向上、中心市街地（本荘地域）への機能集積

誘導方針2 災害に強く、住み続けやすい居住環境の整備

本市における災害リスクを最小限に抑え、安全・安心に暮らすことのできる居住環境を整備します。また、子育て環境や医療の充実、住みやすさの向上に取り組み、これからも住み続けたい、次の世代にもぜひ住み続けてほしいと感じられる居住環境をつくります。さらに、本市に新しくやって来る人が住んでみたくなるような快適な居住環境を整備します。

■対応すべき分野別の課題

人口	まちなかの人口密度の維持
災害	災害リスクの低い区域への誘導、防災まちづくりの実施、安全・安心な居住環境の確保
土地利用	市街地内及び市街地周辺部への居住誘導の推進
居住環境	快適に住み続けられる居住環境の整備、本荘地域への居住誘導、郊外における快適な住宅整備

誘導方針3 市街地と郊外を結ぶ公共交通ネットワークの確保

本市で暮らす全ての人が安全に移動できるよう、利便性の高い公共交通ネットワークの確保を図ります。全国有数の広い面積をもつ本市だからこそ、人々の日常生活を支える重要な基盤として、官民一体となって交通ネットワークの形成に取り組みます。

■対応すべき分野別の課題

公共交通	公共交通ネットワークの維持、誰もが快適に移動できる交通手段の確保
------	----------------------------------



5-2 都市構造

本市の人口は今後も減少することが予想され、生活する上で必要なスーパーなどの生活サービス施設の撤退や、それに伴う都市圏の求心力低下による更なる利便性の低下などが、市民の日常生活に大きな影響を与えることが危惧されます。また、高齢化の進行により自動車を利用できない市民の増加も想定される中、人口や都市機能が分散する都市構造では、市民が安心して住み続けることが困難になることが想定されます。さらに、社会福祉費や児童福祉費などが増加し、インフラの維持更新費用の増加も見込まれている状況であり、効率的な都市運営が望まれます。

そこで、本市では、都市全体の中で拠点となる区域や居住を誘導する区域として本荘地域を想定し、将来のまちづくりをかんがみて人口や都市機能を集約・再編することで、市民の利便性や公共投資の効率性の維持・向上を図っていくものとします。

以上を踏まえて、各種都市機能が集積している羽後本荘駅や市役所周辺を「中心拠点」として、公共交通利便性や人口密度が比較的高い石脇、川口の一部と薬師堂駅周辺を「生活拠点」として、矢島地域の核となる矢島総合支所周辺を「地域拠点」としてそれぞれ位置づけ、都市機能及び居住機能の確保を図るとともに、これら拠点を地域生活軸で結び連携の確保を図ります。なお、立地適正化計画の対象区域は都市計画区域ですが、都市計画区域外でも都市拠点である本荘地域の都市機能を享受できる環境を確保するため、岩城、由利、大内、東由利、西目及び鳥海地域の総合支所周辺も地域拠点と位置づけます。また、交通ネットワークを活用し、これら地域拠点への都市活力軸を備えた都市構造を目指します。加えて、近隣都市との連携を高める広域連携軸を位置づけます。

(1) 拠点

羽後本荘駅や市役所周辺を「中心拠点」として、石脇、川口の一部と薬師堂駅周辺を「生活拠点」として、用途地域の北西部や南東部を「産業拠点」として、岩城、大内、東由利、由利、西目、矢島、鳥海の各地域の総合支所周辺を「地域拠点」として位置付けます。

表 5-1 拠点の位置づけ

拠点		基本的な考え方
都市 拠点	中心拠点	由利本荘市全域の暮らしや経済活動を支える様々な都市機能の集積を図ります。
	生活拠点	公共交通により中心拠点と連携可能であり、良好な居住環境が整備されており、かつ生活利便施設が一定程度立地している石脇、川口の一部と薬師堂駅周辺では、将来にわたって暮らし続けられる居住環境の形成を図ります。
産業拠点		用途地域の北西部や南東部には、本市の経済や雇用を支える重要な工場等が集積しており、今後も工場や流通機能の強化・充実を図る拠点として位置付けます。
地域拠点		公共交通等によるネットワークを維持した上で、日常生活に必要な各種サービスを享受できるコミュニティ拠点として位置づけるとともに、持続的な生活圏の確保を支援していく仕組みづくりを検討します。

(2) 公共交通ネットワーク

由利本荘市の公共交通の強みを活かし、弱みを改善しながら、より公共交通の利便性を高め、市民や来訪者の方が安心して「おでかけ」できる環境を創り上げ、持続可能な地域公共交通を再構築することを基本方針とします。また、目指すべき将来ネットワークイメージとして、アクセスする範囲に応じて、広域（市内～市外）、地域間・地域内、本市中心部の3つの公共交通ネットワークを位置づけます。

表 5-2 公共交通ネットワークの位置づけ

公共交通ネットワーク	基本的な考え方
広域 (市内～市外)	本市内から本市外へのアクセスを担う公共交通ネットワークであり、大量輸送・定時性が確保できる鉄道（JR 線）及び市町村間を跨ぐ路線バスにより、利用者が安心できる公共交通サービスを中心に提供し、スムーズな市町村間の移動を確保します。
地域間・地域内	由利高原鉄道や民間路線バスを中心に、広域の公共交通ネットワークを補完し、各地域間の移動を確保します。加えて、コミュニティバスを中心に、旧町村ごとの各地域内における市民の日常生活の移動を確保します。
本市中心部	羽後本荘駅や本市役所、カダレー等の主要な施設等が集積する本市中心部において、広域の公共交通ネットワークや地域間ネットワークを補完するために、市街地での移動を円滑にする公共交通を運行します。

(3) 軸

それぞれの拠点が互いに人・モノ・情報の交流により機能連携を図りながら、それぞれの地域における豊かな暮らしの基盤となる交通や生活サービスを支えるため、機能連携のレベルに応じて広域連携軸、都市活力軸、地域生活軸の3つの軸を位置づけます。

表 5-3 軸の位置づけ

軸	基本的な考え方
広域連携軸	羽越本線、高規格幹線道路に沿って、本市と近隣都市を連絡し、広域的な都市間の連携を高める交通ネットワークを位置づけます。
都市活力軸	都市拠点と地域拠点を結び、各地域が相互に連携しながら機能を補完していくための交通ネットワークを位置づけます。
地域生活軸	都市拠点の暮らしを支えるため、交通ネットワークのみならず、医療、福祉、子育て支援、商業などのサービスネットワークや、これらサービスの基盤となる ICT 等のデジタル技術を活用した情報通信等のネットワークの連携・強化を図ります。

以上を踏まえ、本市の都市構造を以下の通り定めます。

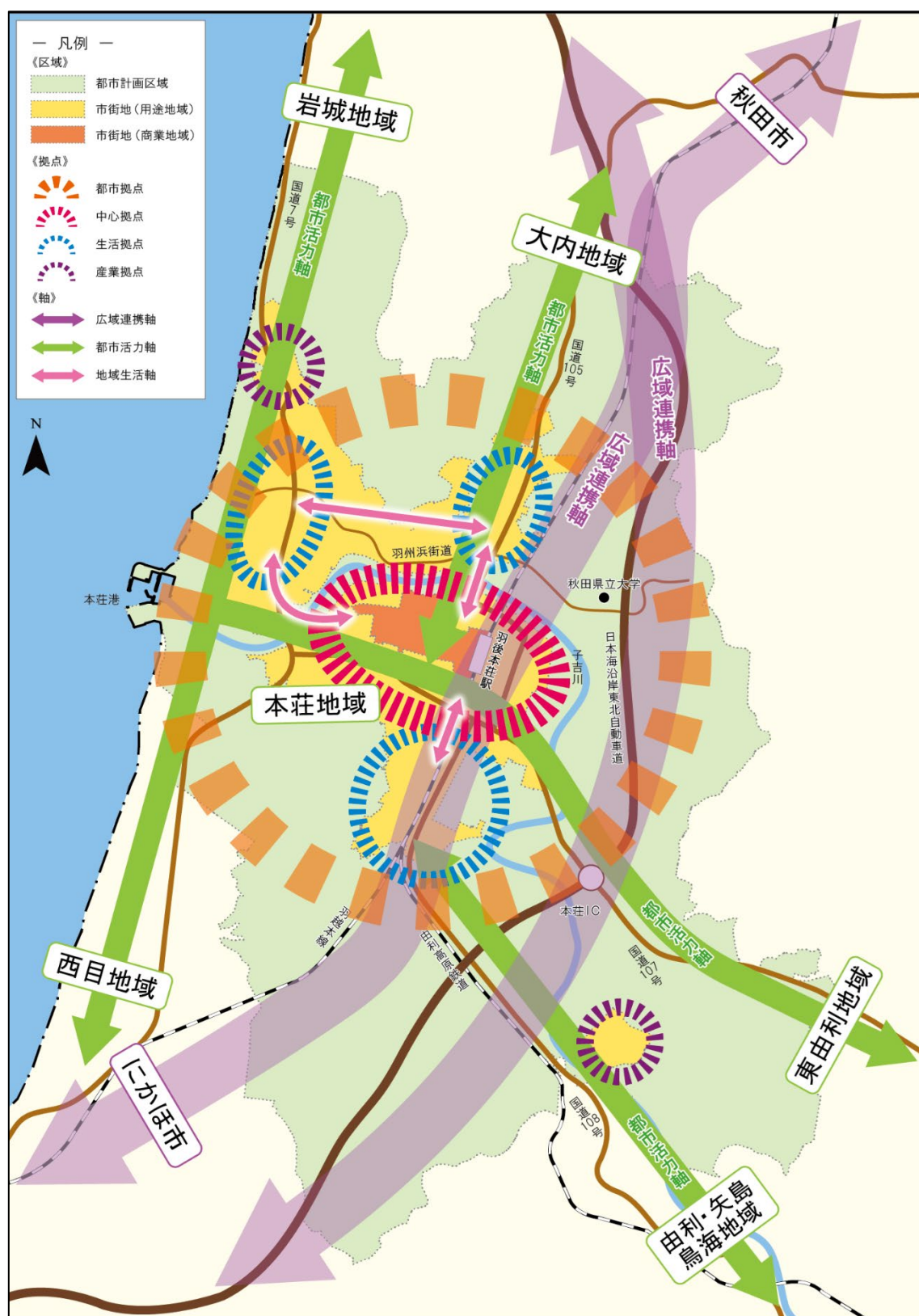


図 5-1 都市構造図

6 誘導施設

6-1 都市機能増進施設の立地状況

都市機能として必要な施設の立地を誘導するため、都市機能増進施設の中から誘導施設を設定します。都市機能増進施設とは、都市再生特別措置法により「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」と定められています。誘導施設の候補として、都市機能増進施設の分布を把握し、さらにカバー率（周辺 800m）を把握することで、誘導施設の設定および都市機能誘導区域の設定にあたっての検討材料とします。都市機能増進施設の立地状況は、下記のとおりです。

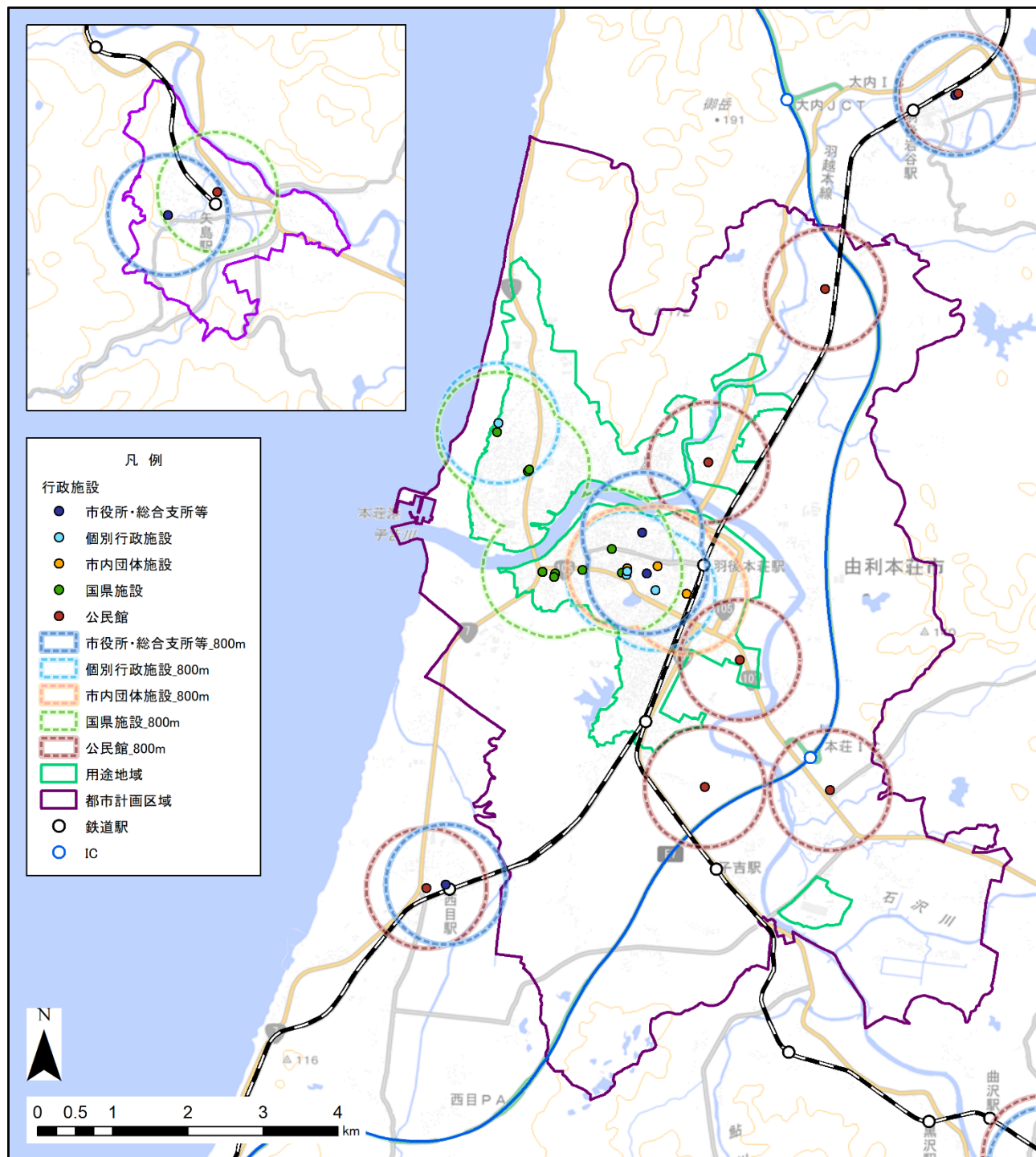
表 6-1 都市機能増進施設の立地件数

区分	施設分類	用途 地域内	都市計画 区域内
行政施設	市役所・総合支所等	2	3
	個別行政施設	3	3
	市内団体施設	3	3
	国県施設	12	12
	公民館	2	6
文化交流施設	文化交流施設	4	4
医療施設	病院	4	5
	診療所	21	24
商業施設	スーパーマーケット	6	8
	ドラッグストア	10	13
	コンビニエンスストア	15	19
	大規模小売店舗	17	18
金融施設	銀行	6	7
	信用金庫	4	5
	労働金庫	1	1
	JA（農業協同組合）	1	4
	郵便局	4	7
教育施設	小学校	4	6
	中学校	2	4
	高等学校	2	4
	大学	0	1
	特別支援学校	0	1
児童福祉施設	保育所	8	11
	認定こども園	4	4
	子育て支援センター	2	3
高齢者福祉施設	通所介護施設（デイサービス・日帰り介護）	9	15
	通所リハビリテーション施設	1	2
	介護老人保健施設（老健）	1	2
	介護老人福祉施設（特養）	1	6
	地域密着型通所介護施設	6	7
	地域密着型介護老人福祉施設	1	2
	認知症対応型通所介護	0	0
	地域包括支援センター	1	2

(1) 行政施設

市役所や総合支所、国県施設などの行政施設の立地は、以下のとおりです。

行政サービスを担う施設のうち市役所、総合支所、公民館は石脇地区には立地がない状況で、本荘市街地南部も施設の立地が徒歩圏内にはありません。また、国や県の施設は本荘市街地の西部に多く立地しています。



出典) 地理院タイル (地形図)

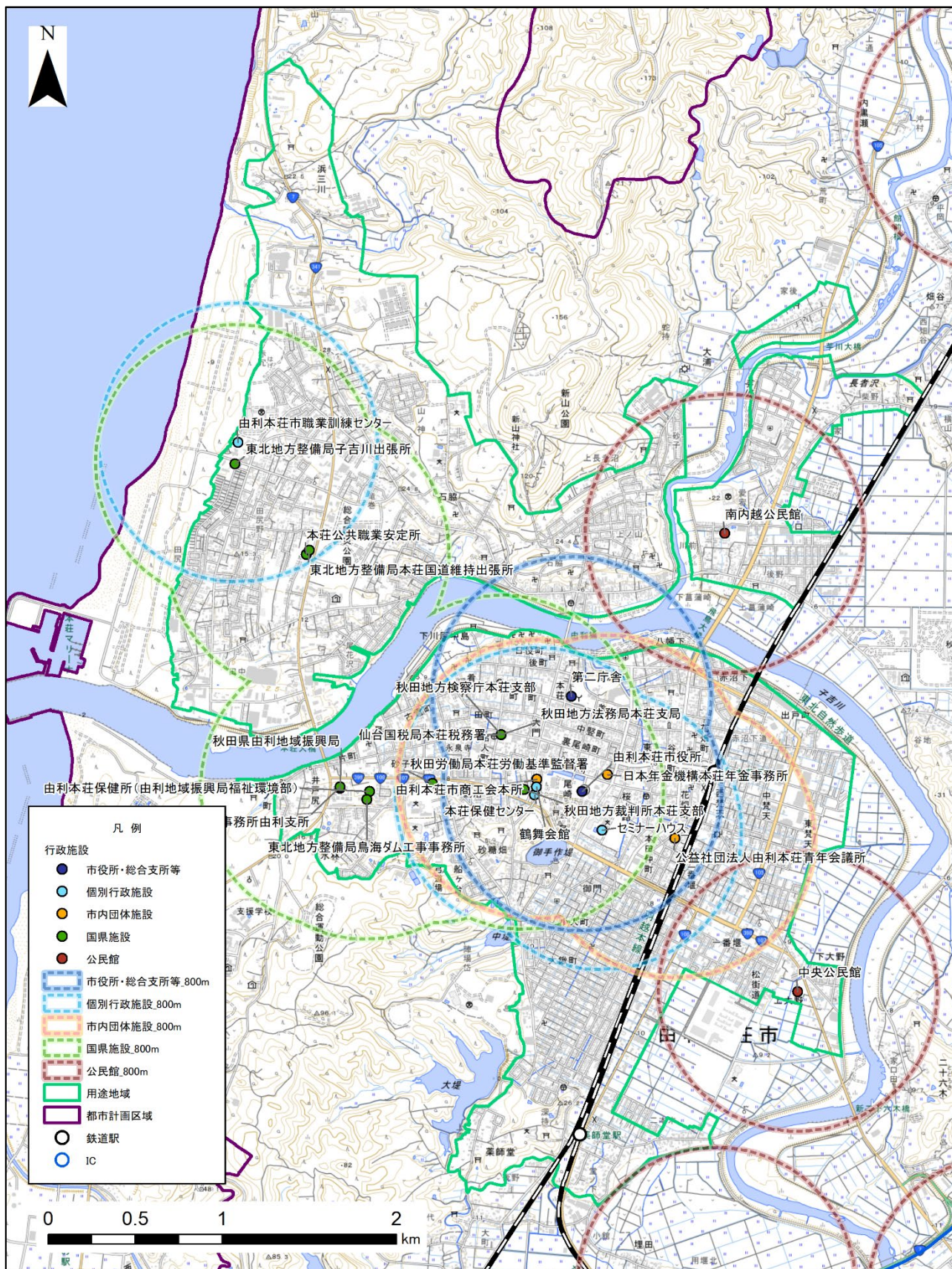


図 6-2 行政施設の立地状況（本荘地域拡大）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

(2) 文化交流施設

文化交流施設の立地は以下のとおりです。

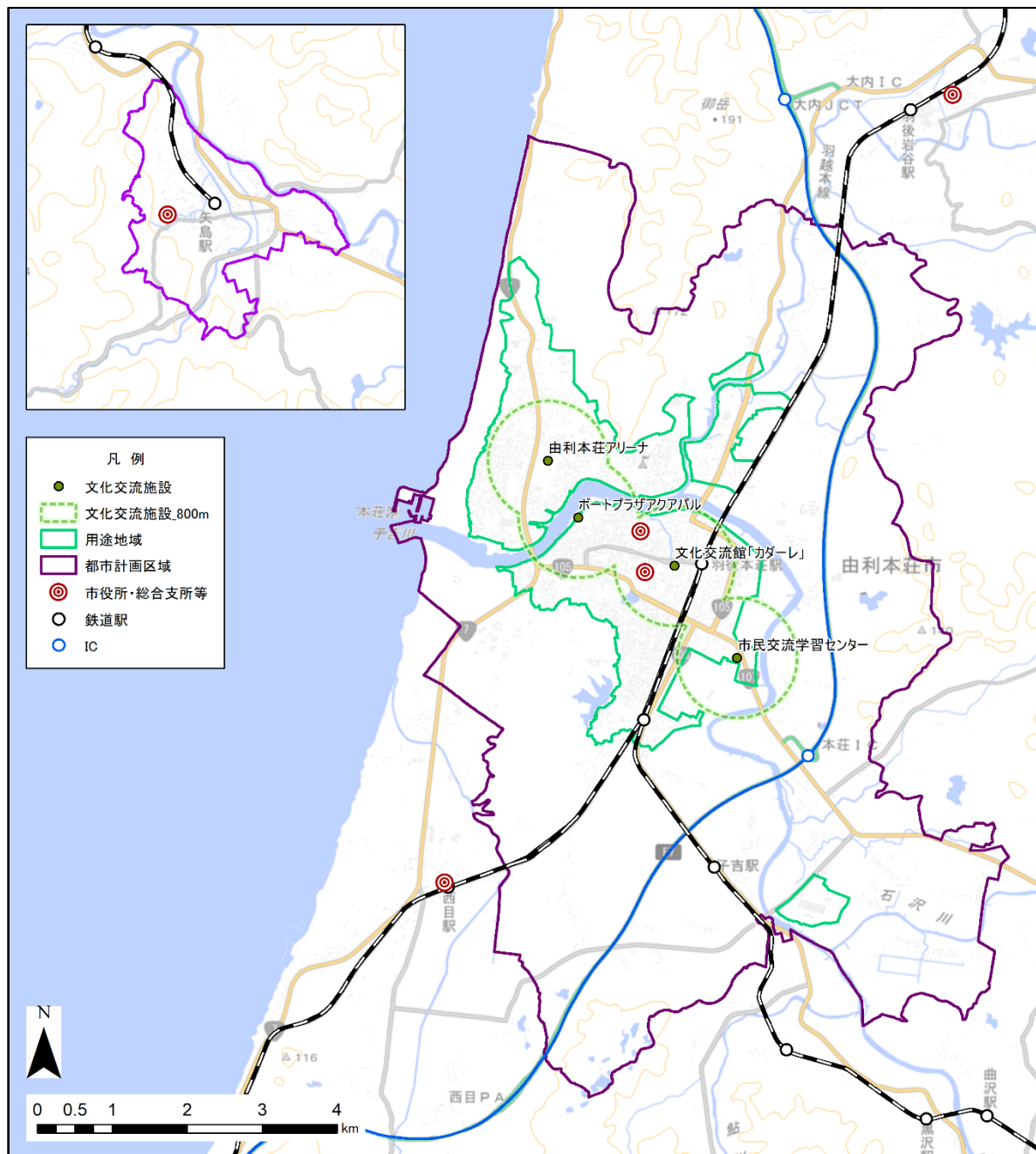


図 6-3 文化交流施設の立地状況

出典) 地理院タイル (地形図)

表 6-2 文化交流施設一覧

施設分類	施設名称	所在地	備考	出典
文化交流施設	文化交流館「カダーレ」	東町15	用途地域	由利本荘市HP
文化交流施設	市民交流学習センター	上大野16	用途地域	由利本荘市HP
文化交流施設	ポートプラザアクアバル	北裏地54-1	用途地域	由利本荘市HP
文化交流施設	由利本荘アリーナ	石脇字田尻野18	用途地域	由利本荘市HP

※文化交流施設は、ホール機能を有する文化施設及び市民活動の拠点、かつ規模が大きな施設を抽出

(3) 医療施設

病院や診療所などの医療施設の立地状況は以下のとおりです。

医療施設は、病院、診療所を含めると概ね用途地域全域をカバーしていますが、大湫町地区や石脇地区には病院、診療所ともに立地が少ない状況です。

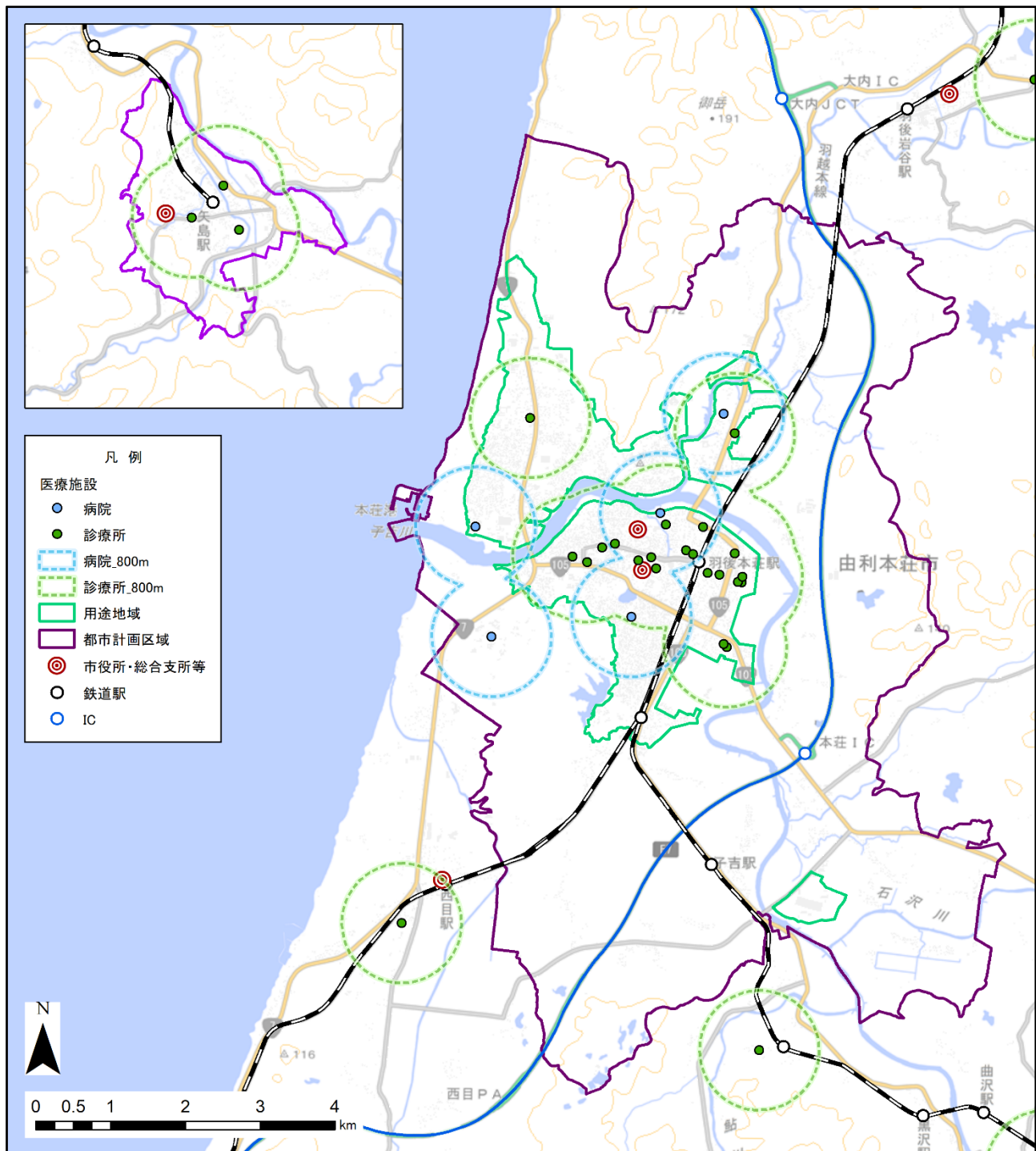


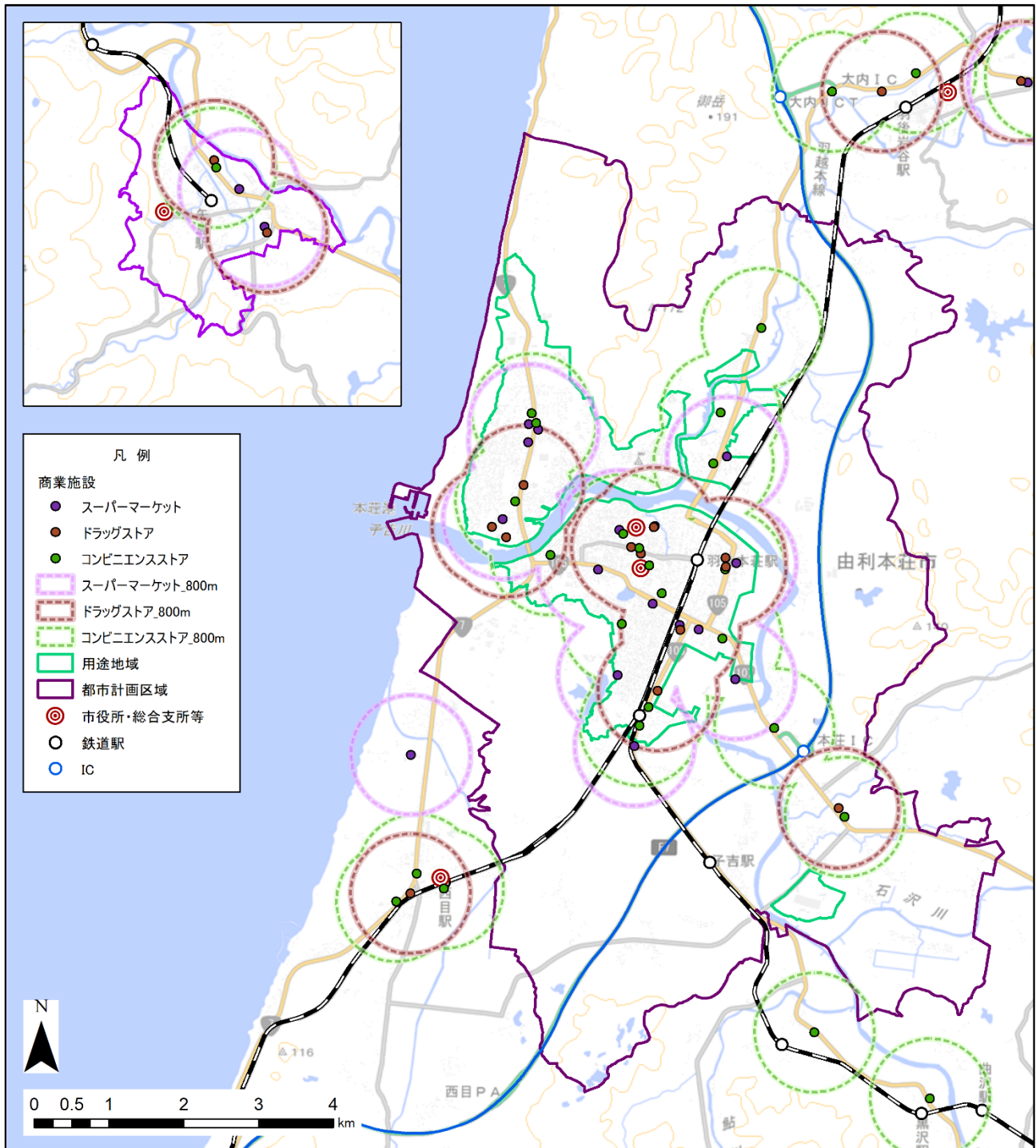
図 6-4 医療施設の立地状況

出典) 地理院タイル (地形図)

(4) 商業施設

スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストアなどの商業施設の立地状況は以下のとおりです。

商業施設は、スーパーマーケットで概ね用途地域全域をカバーできています。



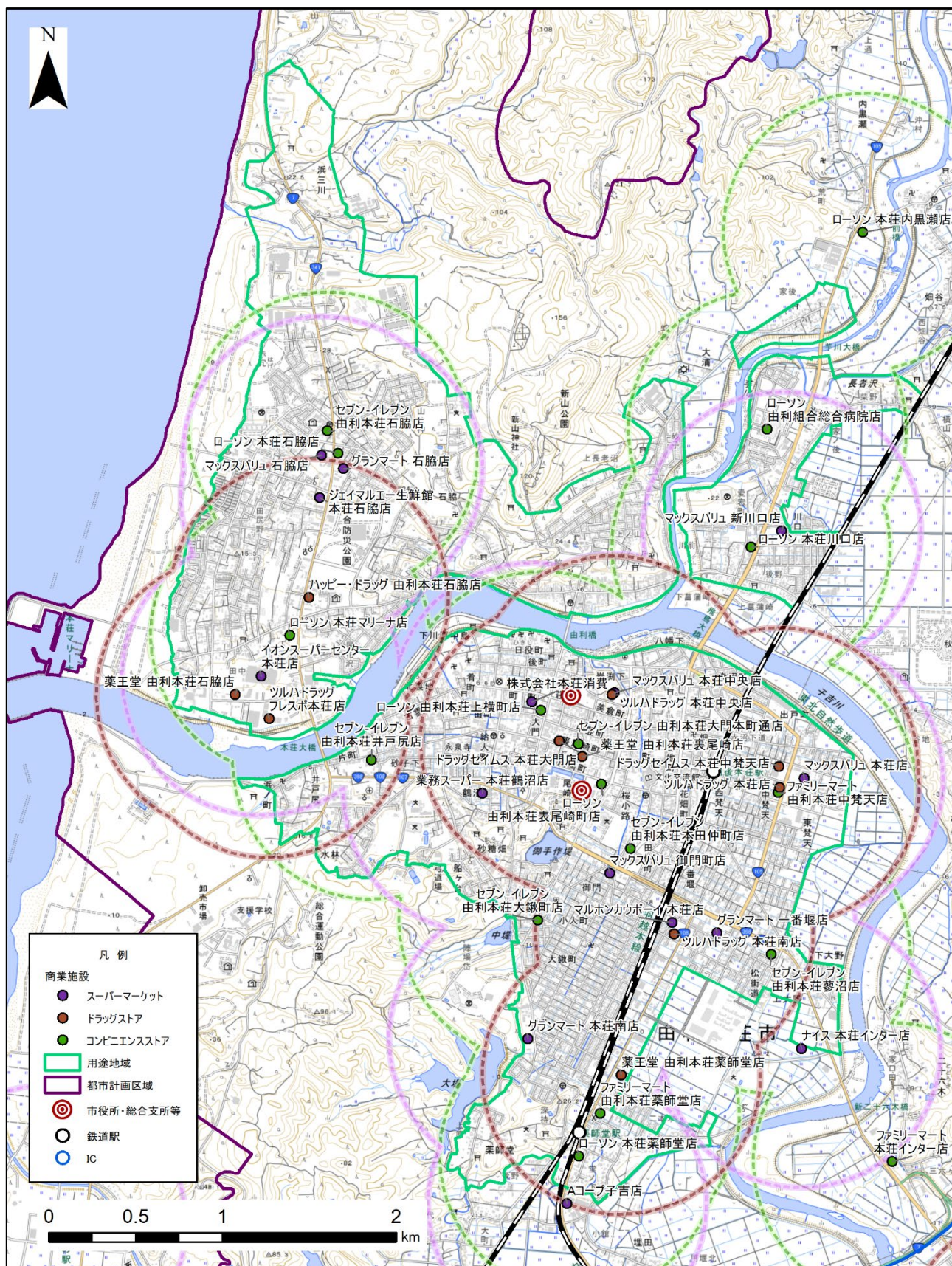
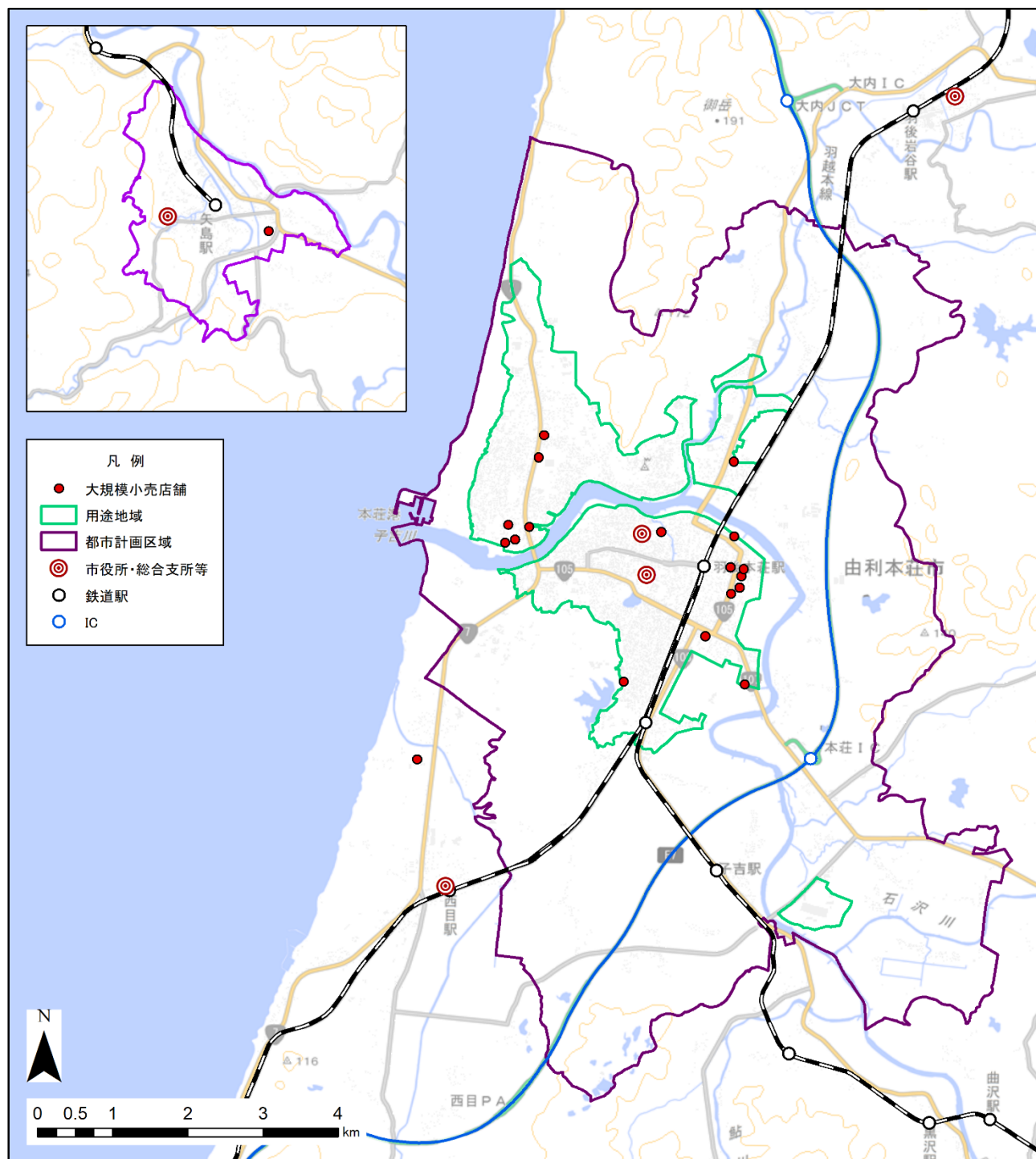


図 6-7 商業施設の立地状況（本荘地域拡大）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

また、大規模小売店舗の立地状況は以下のようになっています。



出典) 地理院タイル (地形図)
都市計画基礎調査 (令和 4 年 3 月) (大規模小売店舗)

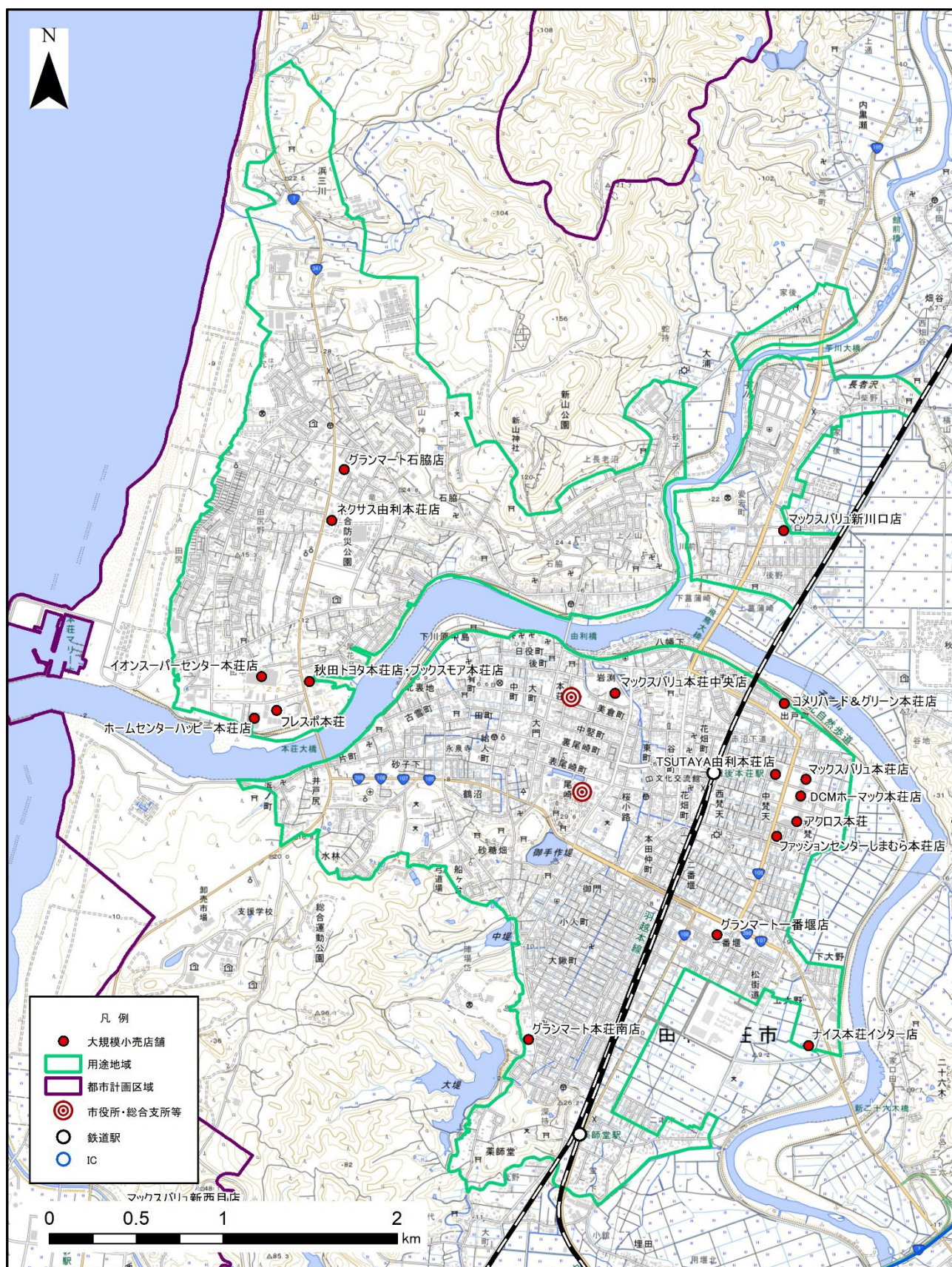


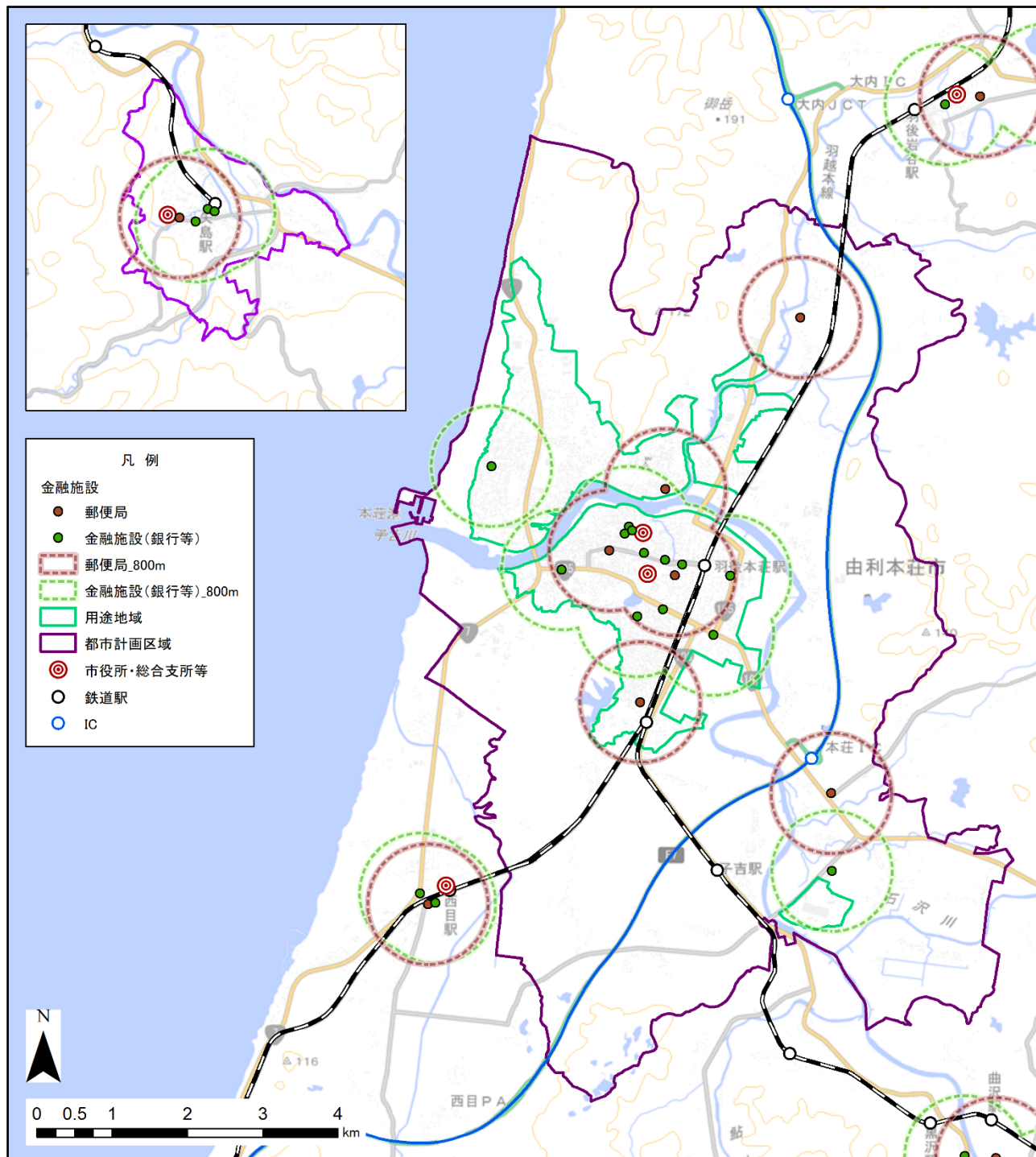
図 6-9 大規模小売店舗立地状況（本荘地域拡大）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）
都市計画基礎調査（令和 4 年 3 月）（大規模小売店舗）

(5) 金融施設

銀行、信用金庫、J A、郵便局などの金融施設の立地状況は以下のとおりです。

石脇地区において、金融施設の立地が少ない状況にあります。



出典) 地理院タイル (地形図)

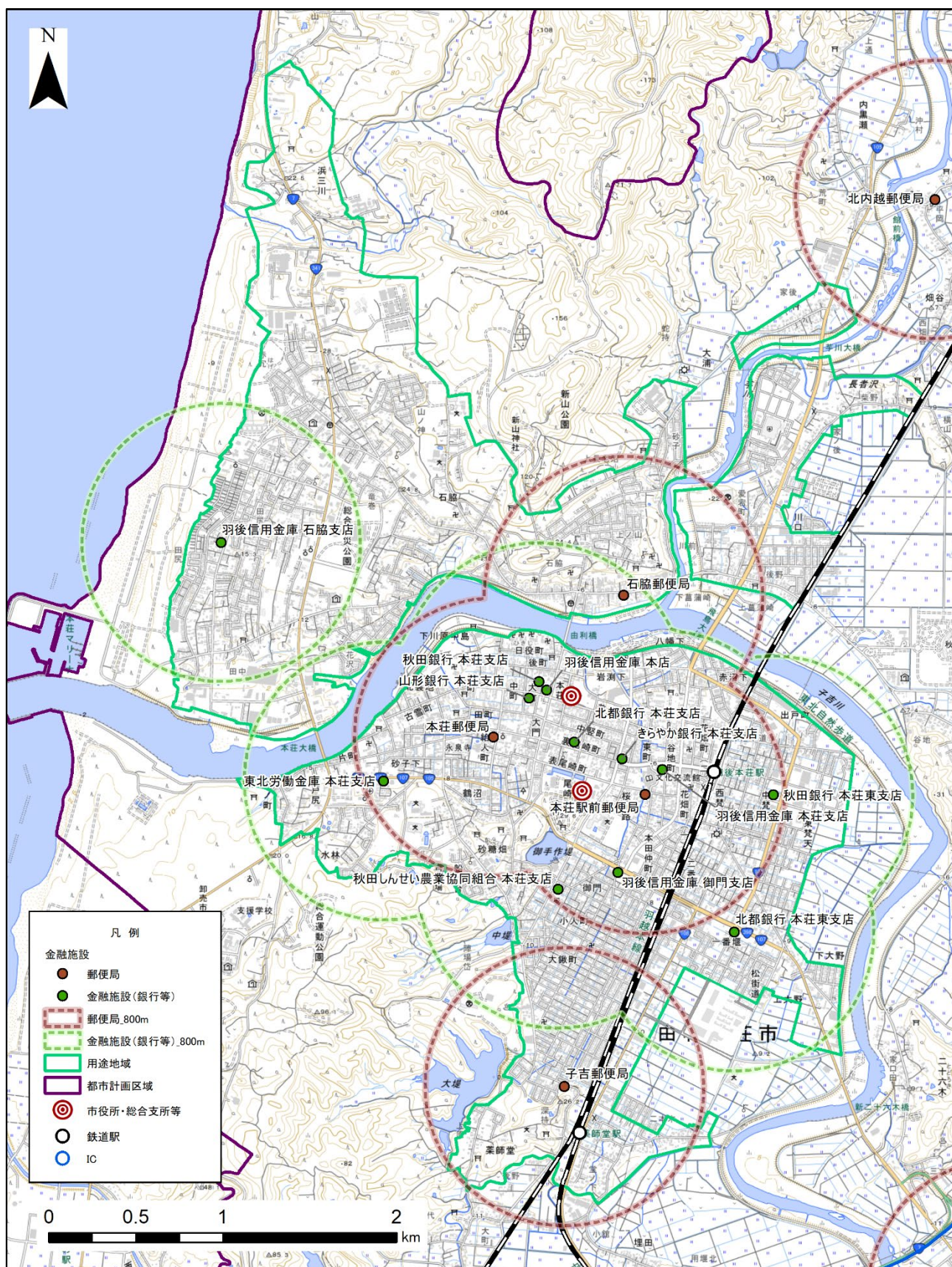


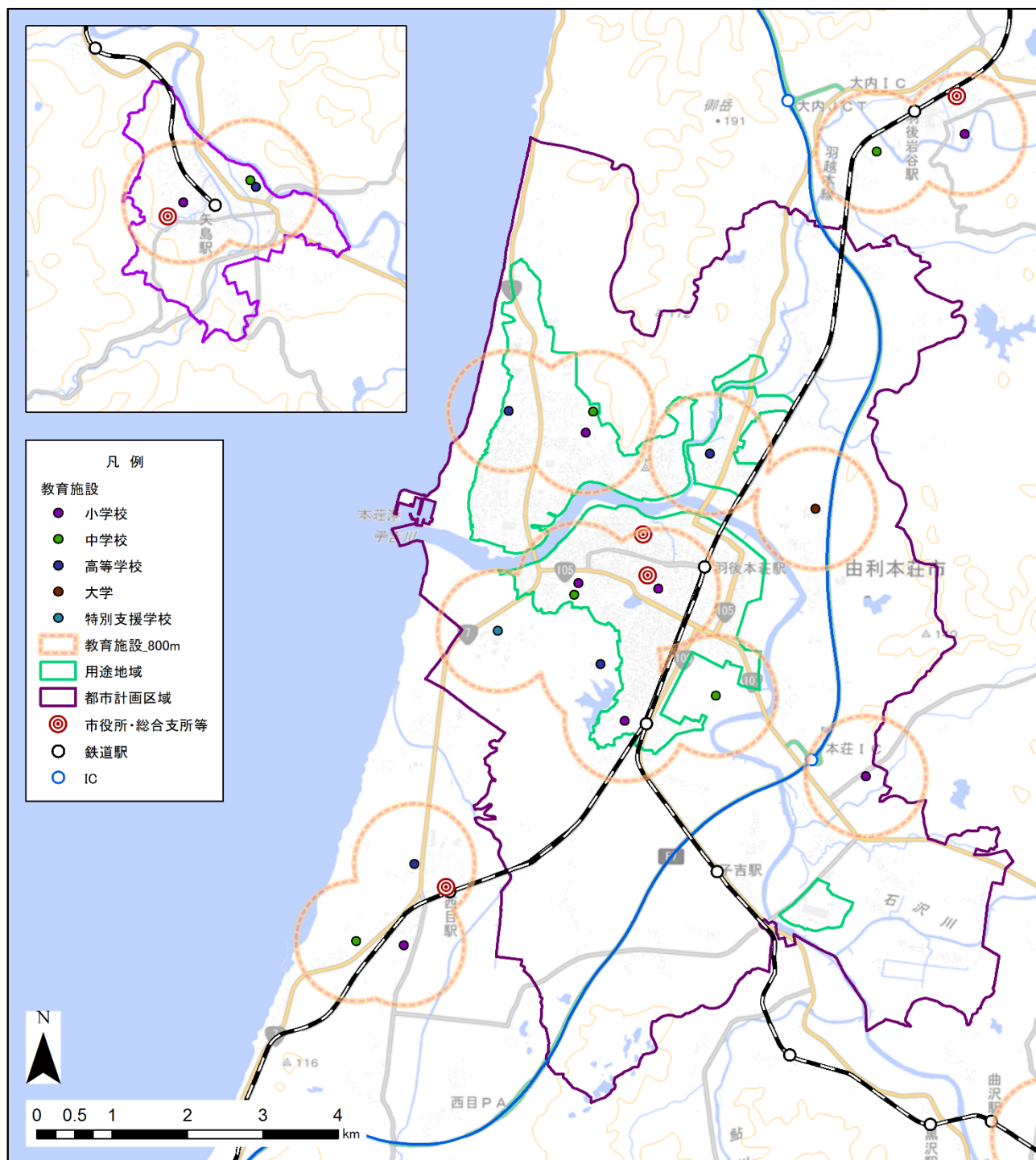
図 6-11 金融施設の立地状況（本荘地域拡大）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

(6) 教育施設

小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校などの教育施設の立地状況は以下のとおりです。

用途地域内に小学校は4校、中学校は2校ありますが、川口地区においては立地がなく、石脇地区では一部空白地帯が見受けられます。

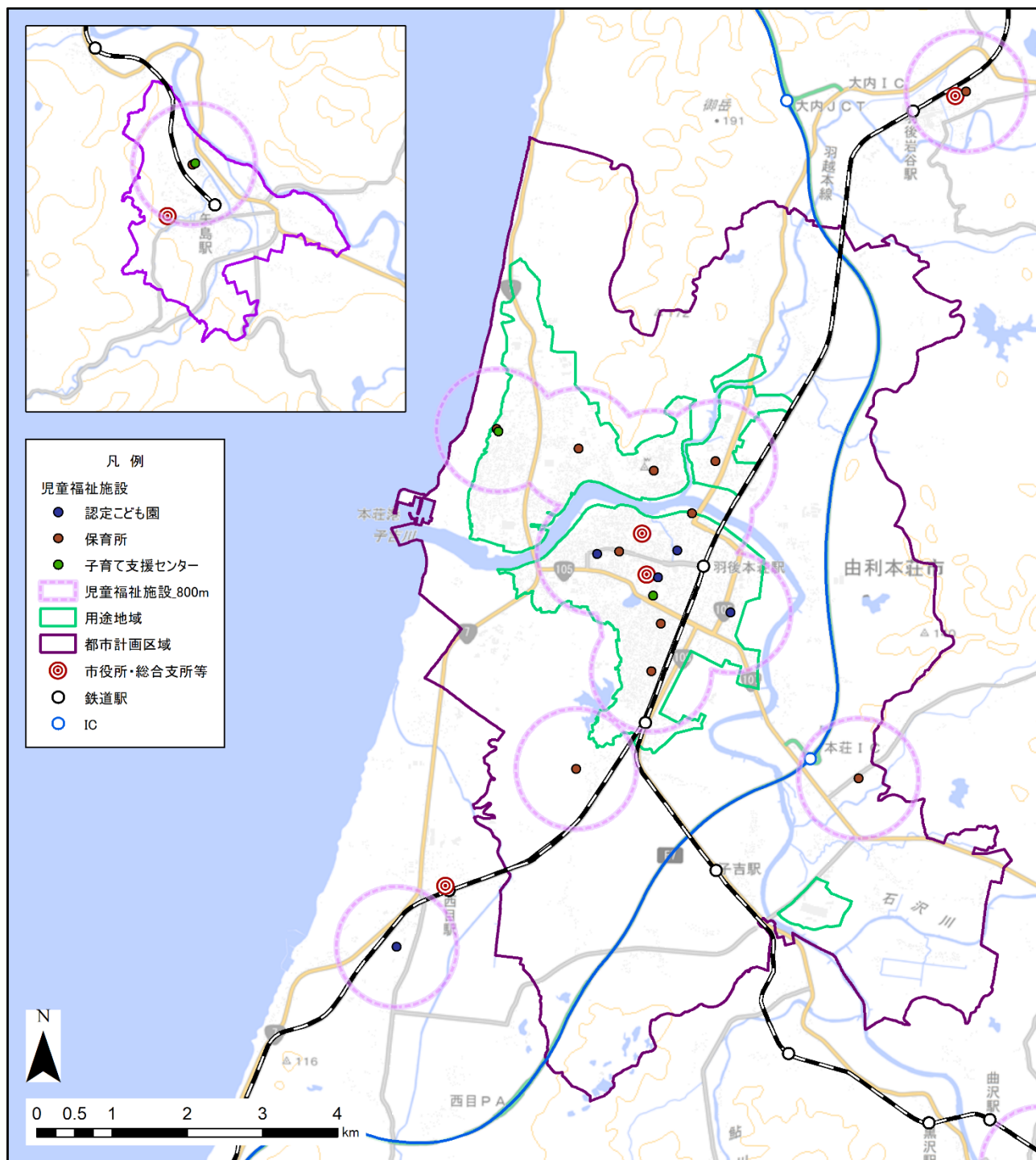


出典) 地理院タイル (地形図)

(7) 児童福祉施設

幼稚園、認定こども園、保育所などの児童福祉施設の立地状況は以下のとおりです。

概ね用途地域全域に立地していますが、石脇字田尻野地区には立地がありません。



出典) 地理院タイル (地形図)

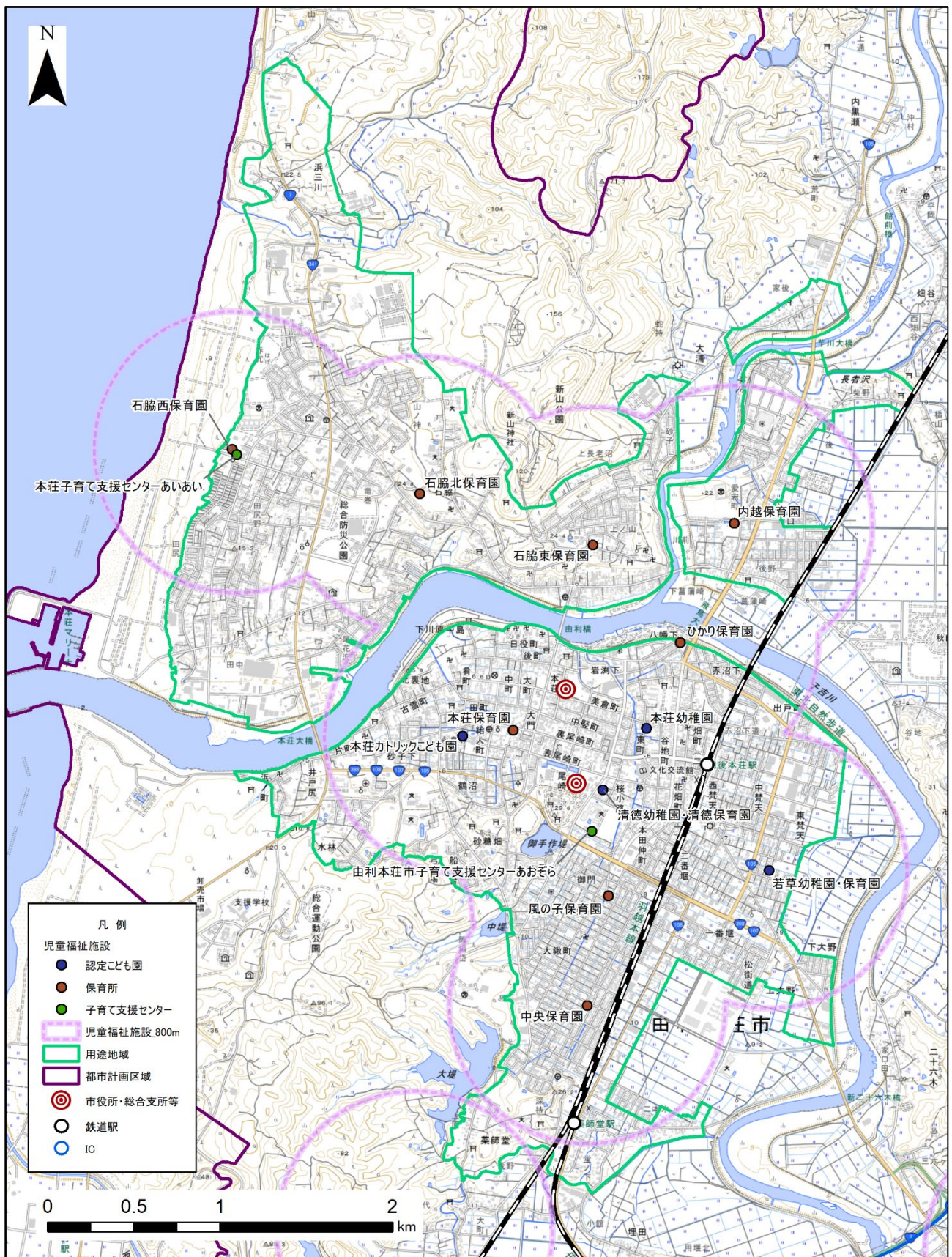


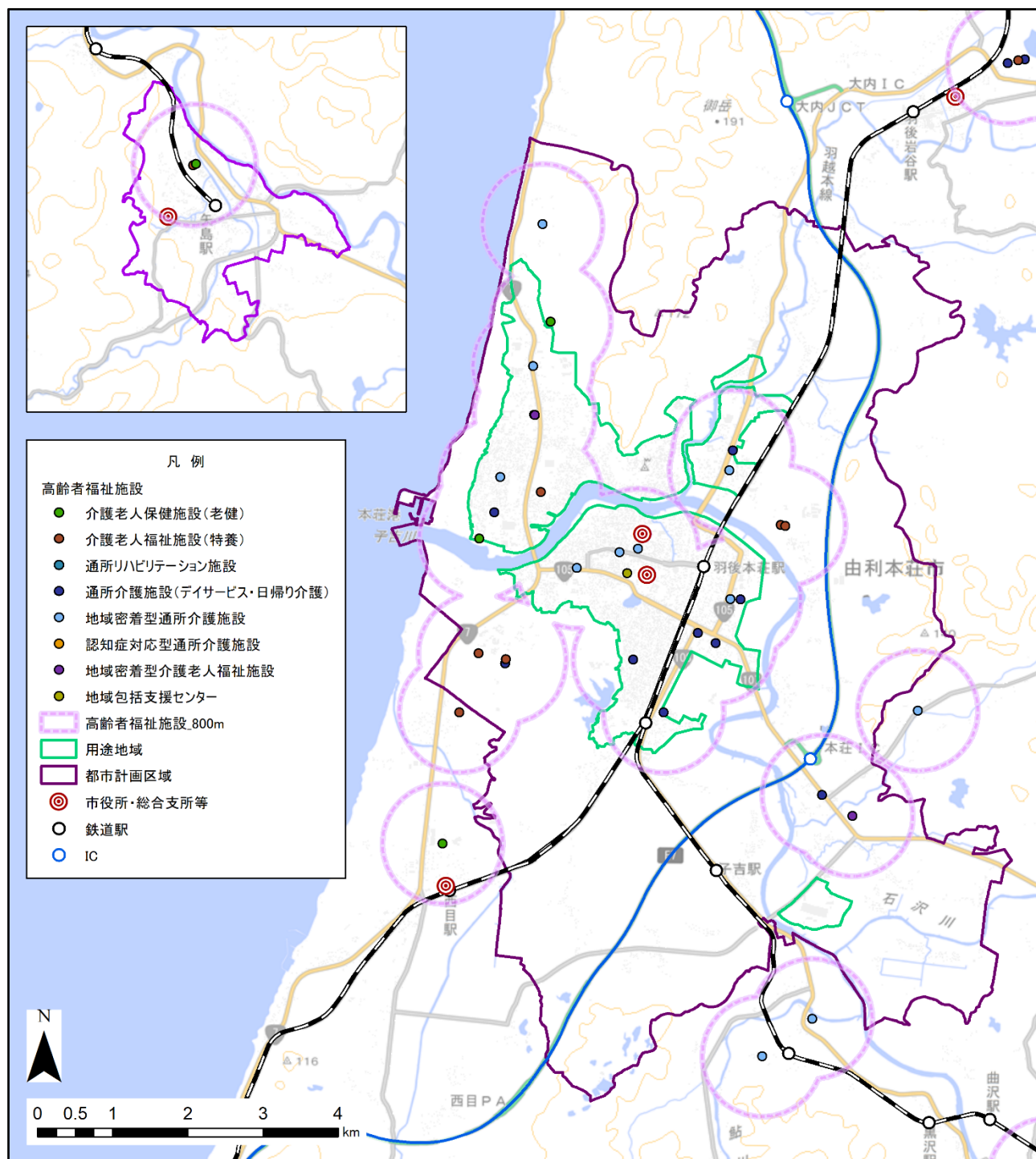
図 6-15 児童福祉施設の立地状況（本荘地域拡大）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

(8) 高齢者福祉施設

介護老人福祉施設、通所介護施設など高齢者福祉施設の立地状況は以下のとおりです。

高齢者福祉施設は、概ね用途地域全域に立地しています。



出典) 地理院タイル (地形図)

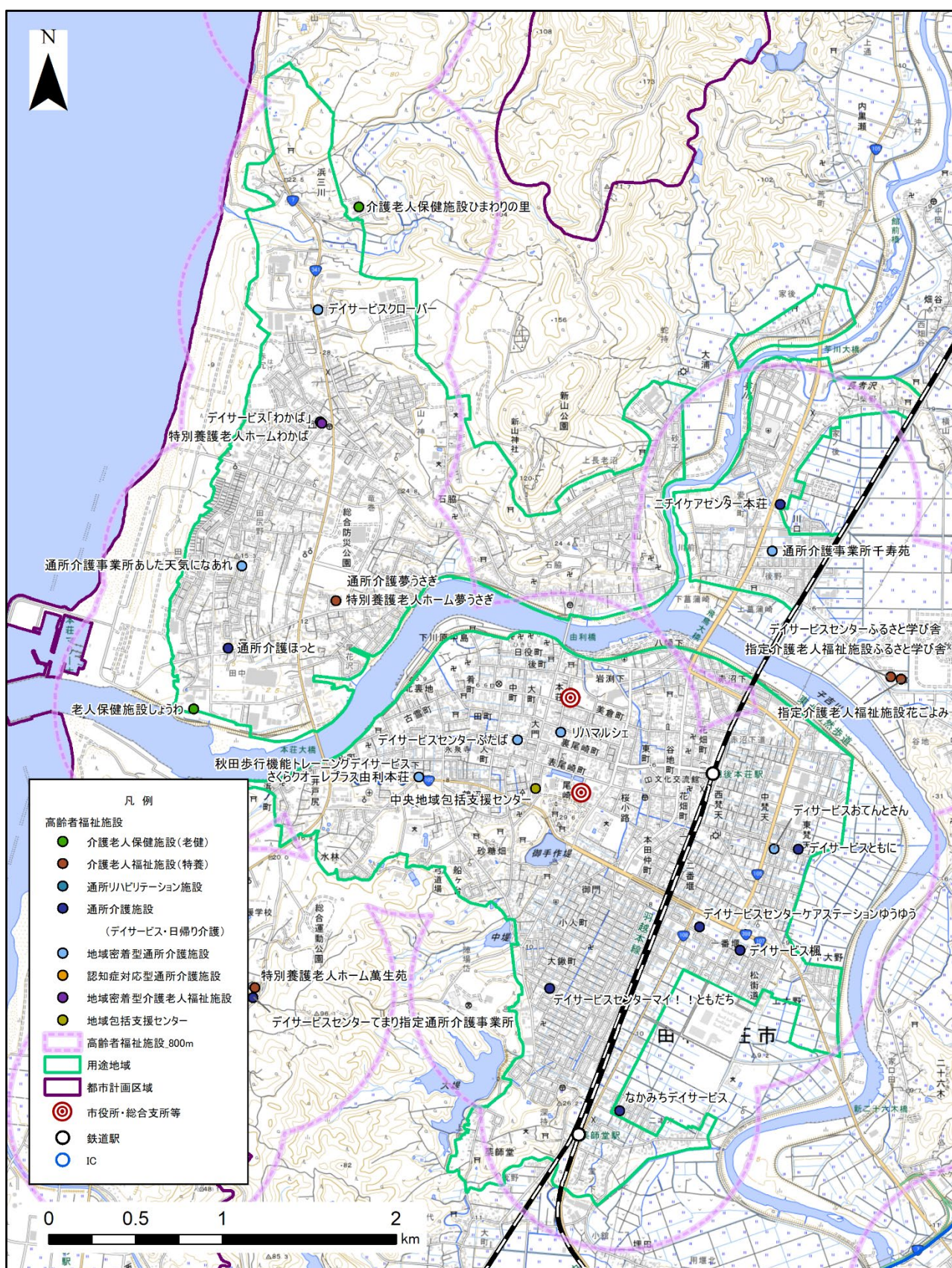


図 6-17 高齢者福祉施設の立地状況（本荘地域拡大）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

6-2 誘導施設のかえ方

誘導施設は、居住の利便性や福祉の向上、にぎわいの創出に向けた必要な施設として、現有機能の維持を図るとともに、新たな施設の立地により、本荘市街地に居住する住民の他、鉄道やバスなどを通じて市民全体の利便性確保・向上に資する施設を下記のとおり位置づけます。

表 6-3 誘導施設の考え方 (1/2)

区分	機能	具体施設内容	考え方
行政施設	■ 中心市街地における中枢機能	・ 市役所、個別行政施設 ・ 市内団体施設 ・ 国県施設	× 計画策定段階ではこれら施設の動向が不明であることから、誘導施設に設定しません。
	■ 日常生活に必要な行政窓口機能など	・ 総合支所 ・ 公民館	× 都市機能誘導区域外も含めて、身近に必要な施設として、誘導施設に設定しません。
文化交流施設	■ 市民などを対象とした文化拠点機能	・ 大ホールや図書館などの複合機能を有する文化交流施設	○ 各種催しなどに来訪しやすい中心部に立地し、来訪者による中心部の賑わい形成などに資することから、誘導施設に設定します。
医療施設	■ 総合的な医療サービス(二次医療)を受けることができる機能	・ 救急告示病院	○ 全地域の市民が利用する高次医療施設であり、公共交通ネットワークが充実したエリアに立地すべき施設であることから、誘導施設に設定します。 × 救急告示病院であっても、秋田県医療保健福祉計画に位置づけられた災害拠点病院は対象外とします。
	■ 日常的な診療を受けることができる機能	・ 病院(救急告示病院に認定されている病院を除く) ・ 診療所	× 都市機能誘導区域外も含めて、身近に必要な施設として、誘導施設に設定しません。
商業施設	■ 様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能	・ 大規模小売店舗	○ 買回り品を含めた様々なニーズに対応できる環境を全市民で共有するため、誘導施設に設定します。
	■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品などの買い物ができる機能	大規模小売店舗を除く ・ スーパーマーケット ・ ドラッグストア ・ コンビニエンスストア	× 都市機能誘導区域外も含めて、身近に必要な施設として、誘導施設に設定しません。

表 6-4 誘導施設の考え方 (2/2)

区分	機 能	具体施設内容	考え方
金融 施設	■ 決済や融資などの金融を提供する機能	・ 銀行、信用金庫、労働金庫 ・ JA(農業協同組合) ・ 郵便局 (集配局)	○ 全地域の市民を対象に日常生活及び地域経済を支える上で重要な機能であることから、誘導施設に設定します。
	■ 日々の引き出し、預け入れ等ができる機能	・ 郵便局 (集配局以外)	× 都市機能誘導区域外も含めて、身近に必要な施設として、誘導施設に設定しません。
教育 施設	■ 広域から通学する教育機能	・ 大学・高等学校 ・ 特別支援学校	× 具体的な移転などが想定されないことから、誘導施設に設定しません。
	■ 居住地周辺の身近な教育機能	・ 小学校・中学校	× 都市機能誘導区域外も含めて、身近に必要な施設として、誘導施設に設定しません。
児童 福祉 施設	■ 子育て世代が日々必要なサービスを受けることができる機能	・ 幼稚園 ・ 認定こども園 ・ 保育園	× 都市機能誘導区域外も含めて、身近に必要な施設として、誘導施設に設定しません。
	■ 市民を対象とした児童福祉に関する支援・相談の窓口や活動などの拠点機能	・ 子育て支援センター	○ 全地域の市民が利用する子育て支援施設であり、来訪者による中心部の賑わい形成などにも資することから、誘導施設に設定します。
高 齢 者 福祉 施設	■ 市民を対象とした高齢者福祉の指導や活動機能	・ 通所介護施設 ・ 通所リハビリテーション施設 ・ 地域密着型通所介護施設 ・ 認知症対応型通所介護施設	○ 高齢者を中心に利用される施設であり、公共交通ネットワークが充実したエリアに立地すべき施設であることから、誘導施設に設定します。
	■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守りなどのサービスを受けることができる機能	・ 介護老人保健施設や介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設など、利用者の来訪とならないもの	× 施設外からの来訪が無く、周辺の土地利用に大きく影響しない施設については、誘導施設に設定しません。
	■ 市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動などの拠点機能	・ 地域包括支援センター	× 各地域での活動に必要な施設であることから、誘導施設に設定しません。

6-3 誘導施設の設定

以上を踏まえて、本市における誘導施設を以下の通り設定します。

表 6-5 本市における誘導施設の定義

区分	施 設	定 義
文化 交流 施設	文化交流施設	・ 由利本荘市文化交流館条例に規定する施設
医療施設	救急告示病院	・ 救急病院等を定める省令に規定された基準に該当する病院から 県知事が認定した施設 ・ ただし、秋田県医療保健福祉計画に位置づけられた災害拠点病院 は除く
商業施設	大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する施設 (大規模小売店舗立地法施行令(平成 10 年 10 月 16 日政令第 327 号)において、面積は千平方メートルと規定)
金融施設	銀行	・ 銀行法第 2 条第 1 項に規定する施設
	信用金庫	・ 信用金庫法第 4 条に基づく免許を受けて金庫事業を行う信用金 庫
	労働金庫	・ 労働金庫法第 6 条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金 庫
	JA(農業協同組合)	・ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再 編及び強化に関する法律第 2 条に規定する協同組合
	郵便局(集配局)	・ 日本郵便株式会社法第 2 条 4 項に規定するもののうち、集配業 務を行うもの
児 童 福 祉 施設	子育て支援センター	・ 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項に規定する施設
高齢者 福祉施設	通所介護施設	・ 介護保険法第 8 条第 7 項に規定する、通所介護を行う施設
		・ 介護保険法第 8 条第 8 項に規定する、通所リハビリテーション を行う施設
		・ 介護保険法第 8 条第 17 項に規定する、地域密着型通所介護を行 う施設
		・ 介護保険法第 8 条第 18 項に規定する、認知症対応型通所介護を 行う施設

7 誘導区域

7-1 誘導区域に含めない区域

(1) 制度上位置づけられている「誘導区域に含めない区域」

都市再生特別措置法及び都市計画運用指針等では、居住を誘導すべきでない区域について、以下のように示されています。

① 定められない区域（都市再生特別措置法・政令）

区域名等	本市における区域指定の有無
市街化調整区域	指定区域なし
災害危険区域のうち、条例により住居の用に供する建築物の建築が制限されている区域	
農用地区域	用途地域内に指定区域なし
集団の農地若しくは採草放牧地の区域 (農地法 第5条第2項第1号ロ)	
自然公園の特別地域	
保安林の区域、保安林予定森林の区域	
原生自然環境保全地域	
// 特別地区	
保安施設地区、保安施設地区に予定された地区 (森林法 第41条、第44条)	
地すべり防止区域	
急傾斜地崩壊危険区域	あり
土砂災害特別警戒区域	あり
浸水被害防止区域	指定区域なし

② 原則として含まない区域（都市計画運用指針）

区域名等	本市における区域指定の有無
津波災害特別警戒区域	指定区域なし
災害危険区域（上記に掲げる区域を除く）	

③ 災害リスクや警戒避難態勢の整備状況等を勘案し、適当でないと判断される場合、原則として含まない区域（都市計画運用指針）

区域名等	本市における区域指定の有無
土砂災害警戒区域	あり
津波災害警戒区域	あり
浸水想定区域（水防法 第14条第1項）	あり
浸水の区域及びその他災害の発生のおそれのある区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第4条第1項、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項、特定都市河川浸水被害対策法第4条第2項第4号）	指定区域なし

④ 含めることについて慎重に判断することが望ましい区域（都市計画運用指針）

区域名等	本市における区域指定の有無
工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	指定区域なし
特別用途地区や地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	指定区域なし
過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	指定区域なし
工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	あり（工業地域、準工業地域）

(2) 本市における「誘導区域に含めない区域」

本市においては、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）、工業地域は全て「誘導区域に含めない区域」とします。

津波災害警戒区域のうち基準水位が 2.0m 以上の区域、及び浸水想定区域（洪水想定最大規模）のうち、浸水深が 3.0m 以上の区域は、垂直避難が困難であるため「誘導区域に含めない区域」とします。また、津波災害警戒区域のうち基準水位が 2.0m 未満の区域、及び浸水想定区域（洪水想定最大規模）のうち、浸水深が 0.5m 以上 3.0m 未満の区域は、誘導区域からの除外が難しいため、十分に災害リスクを考慮した上で防災対策を実施することにより、継続的に安全性の向上に取り組むこととします。

以上から、本市における誘導区域設定方針を表 7-1 に示します。

表 7-1 本市における誘導区域に含めない区域

都市計画運用指針上の位置づけ	定められない区域等	本市における誘導区域設定方針
含めないこととされている区域	土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域	含めない
災害リスクや警戒避難態勢の整備状況等を勘案し、適当でないと判断される場合、含めない区域	津波災害警戒区域	津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第 53 条）（最大クラス）基準水位 2.0m 以上は、垂直避難が困難であるため含めない
	浸水想定区域（洪水）	洪水浸水（水防法第 15 条第 1 項 4 号）（想定最大規模）3.0m 以上は、垂直避難が困難であるため含めない 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）は含めない
含めることについて慎重に判断することが望ましい区域	工業系用途地域	工業地域は除外
-	家屋倒壊等氾濫想定区域	含めない

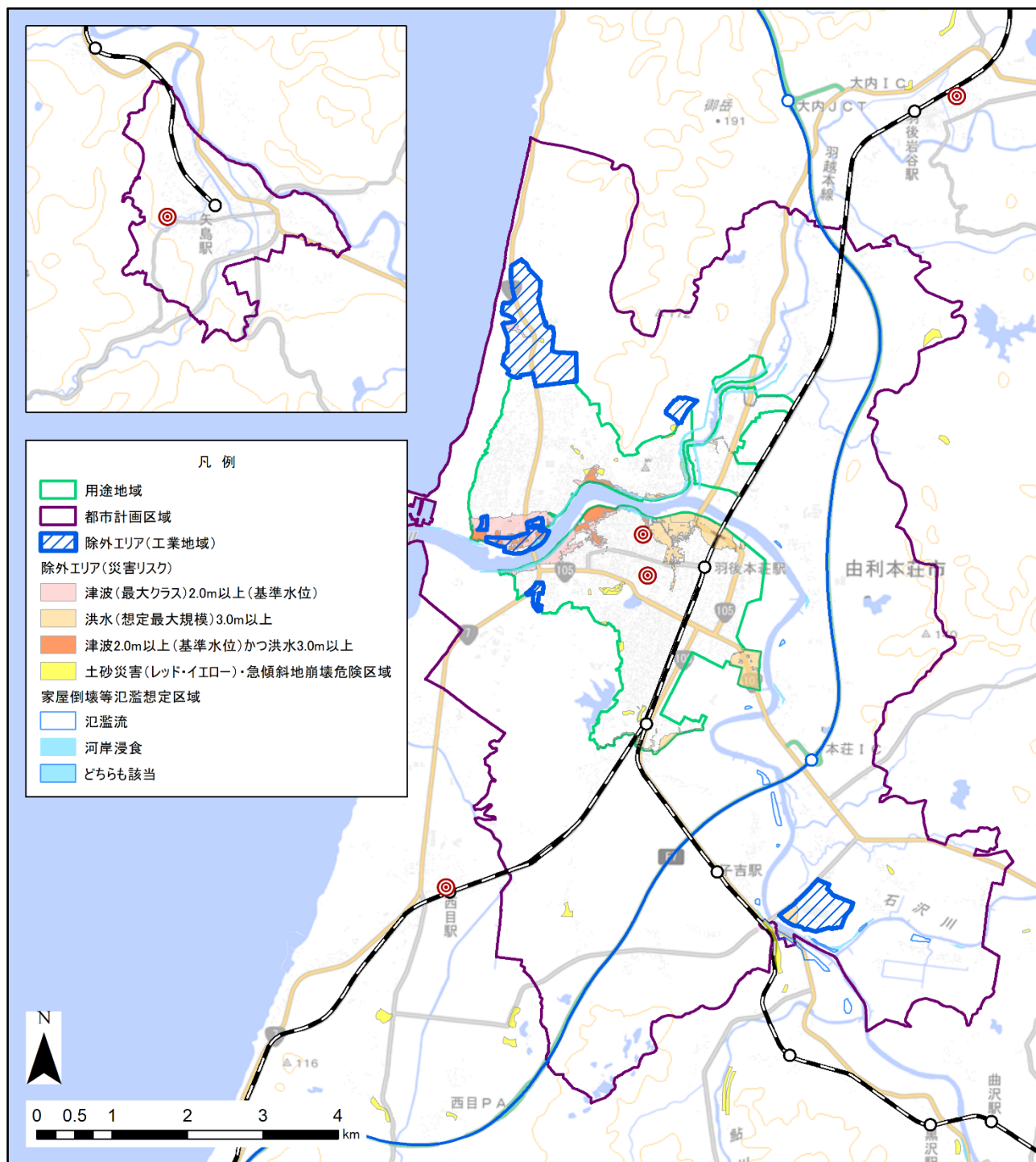


図 7-1 誘導区域に含めない区域

出典) 地理院タイル(地形図)

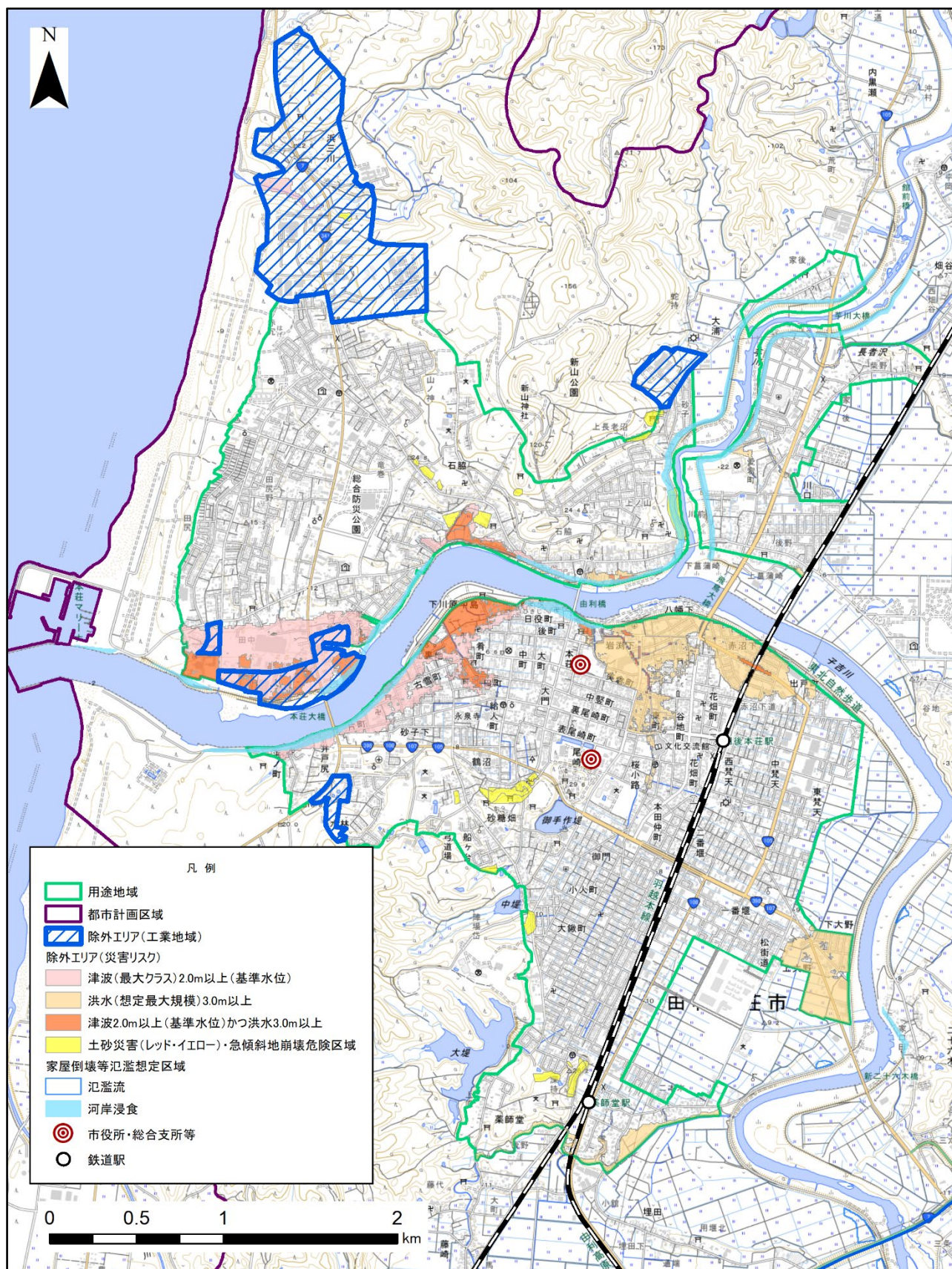


図 7-2 誘導区域に含めない区域（本荘地域拡大）

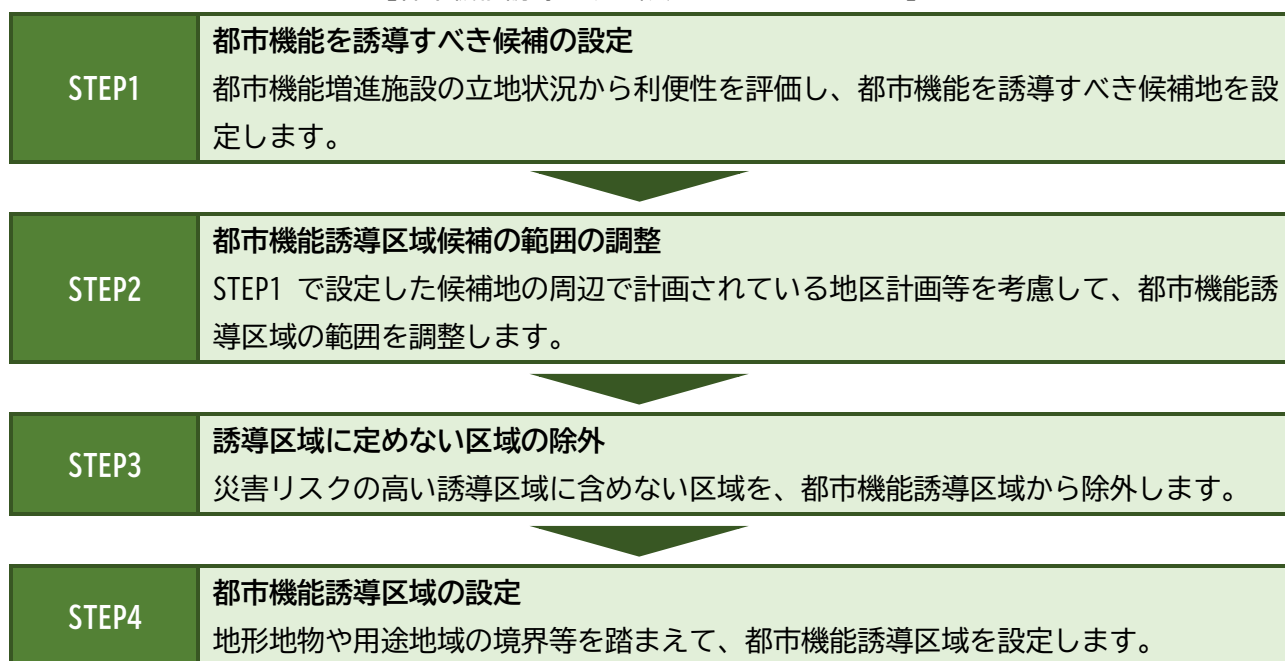
出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

7-2 誘導区域の設定

(1) 都市機能誘導区域

都市機能誘導区域を以下の手順で設定します。都市機能誘導区域は文化、医療、商業、介護福祉等の都市機能を維持・誘導することにより、効率的なサービス提供を図る区域です。本計画では、都市機能増進施設の立地や地区計画、災害リスク等を考慮して、都市機能を誘導すべき区域を設定します。

【都市機能誘導区域の設定に向けたステップ】



STEP1：都市機能を誘導すべき候補の設定

都市機能誘導区域では、市民の生活を支える都市機能の維持・充実を図る必要があるため、都市機能増進施設の集積状況から利便性を評価しました。

市役所周辺を中心に羽後本荘駅も含めたエリアは、利便性のポイントが高く都市機能の集積が進んでいます。

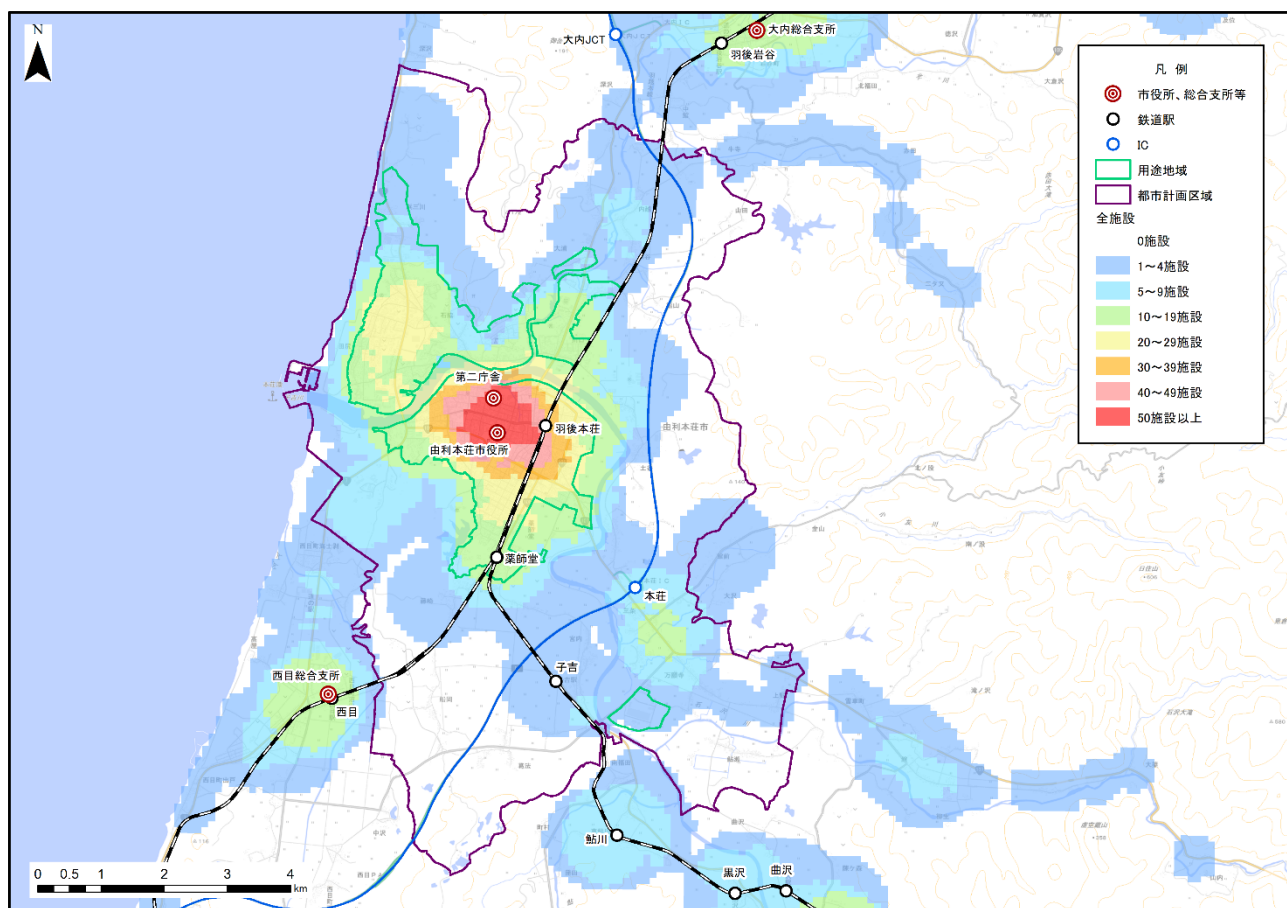


図 7-3 都市機能等利便性評価結果

出典) 地理院タイル (地形図)

※利便性の評価方法

100mメッシュごとに、次表の行政施設、文化交流施設、医療施設、商業施設、大規模小売店舗、金融施設、教育施設、児童福祉施設、高齢者福祉施設、鉄道駅・バス停など都市機能増進施設の徒歩圏内（800m、バス停は300m）が何施設含まれるかを計測して評価

表 7-2 都市機能増進施設（評価対象施設）

分類	都市機能増進施設	備考
行政施設	市役所・総合支所	
	個別行政施設	
	市内団体施設	商工会本部など
	国県施設	
	公民館	
文化交流施設	文化交流施設	カダーレなど
医療施設	病院	
	診療所	
商業施設	スーパーマーケット	大規模小売店舗と重複するものを除く
	ドラッグストア	
	コンビニエンスストア	
	大規模小売店舗	
金融施設	銀行・信用金庫・労働金庫・JA	
	郵便局	
教育施設	小学校	
	中学校	
	高等学校	
	大学	
	特別支援学校	
児童福祉施設	幼稚園	
	認定こども園	
	保育所	
	子育て支援センター	
高齢者福祉施設	通所介護施設（デイサービス・日帰り介護）	
	通所リハビリテーション施設	
	介護老人保健施設（老健）	
	介護老人福祉施設（特養）	
	地域密着型通所介護施設	
	地域密着型介護老人福祉施設	
	認知症対応型通所介護施設	
	地域包括支援センター	
公共交通	鉄道駅	
	バス停	300m圏域

STEP2：都市機能誘導区域候補の範囲の調整

図 7-4 に赤枠で示す区域では、一番堰まちづくりプロジェクトが進行中です。令和 3（2021）年 1 月に、プロジェクト関連の施策を市総合計画に追加搭載することについて市議会の議決を得て、同年 9 月には、「一番堰まちづくり地区計画」を都市計画決定し、施設整備が進められています。同プロジェクトでは、民間企業などと市が連携し「雇用創出」及び「若年者の定住促進」に寄与する共同住宅の建設と商業・福祉・医療施設や教育施設の整備を一体的に行うことで、地域の活性化や産業振興の場を創出することを目的としています。

この地区計画に基づく施設整備により、本市の重要な都市機能としての役割を担うことが期待されるため、地区計画の対象区域を都市機能誘導区域の候補として抽出します。

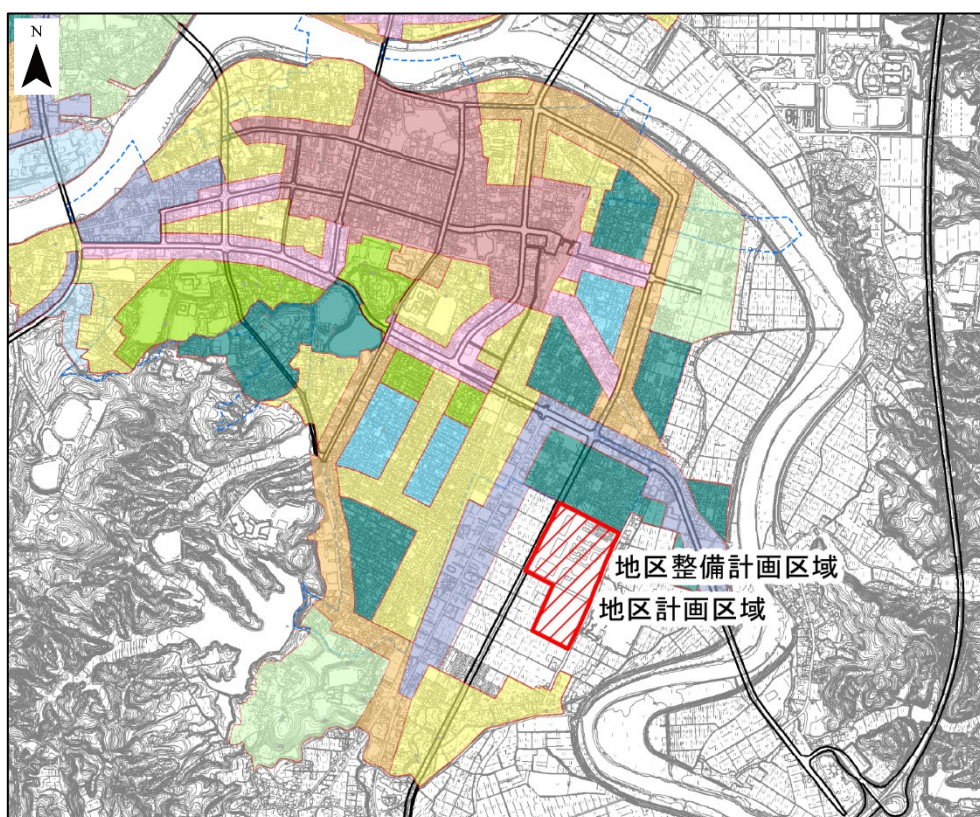


図 7-4 一番堰まちづくり地区計画位置図

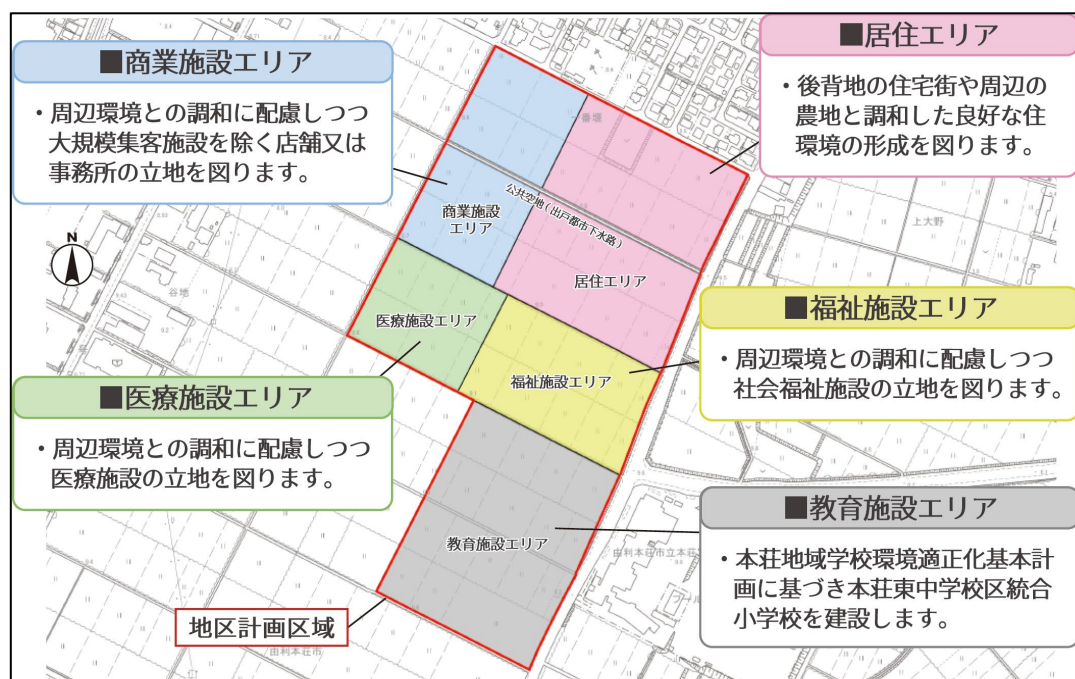


図 7-5 まちづくりの方針

STEP3：誘導区域に定めない区域の除外

制度上で定められている「誘導区域に含めない区域」を都市機能誘導区域から除外します。

STEP1 及び STEP2 で抽出した区域の周辺では、工業地域と土砂災害特別警戒区域、洪水浸水（想定最大規模）3.0m以上、家屋倒壊等氾濫想定区域、津波災害警戒区域のうち基準水位 2.0m以上の区域を除外します。

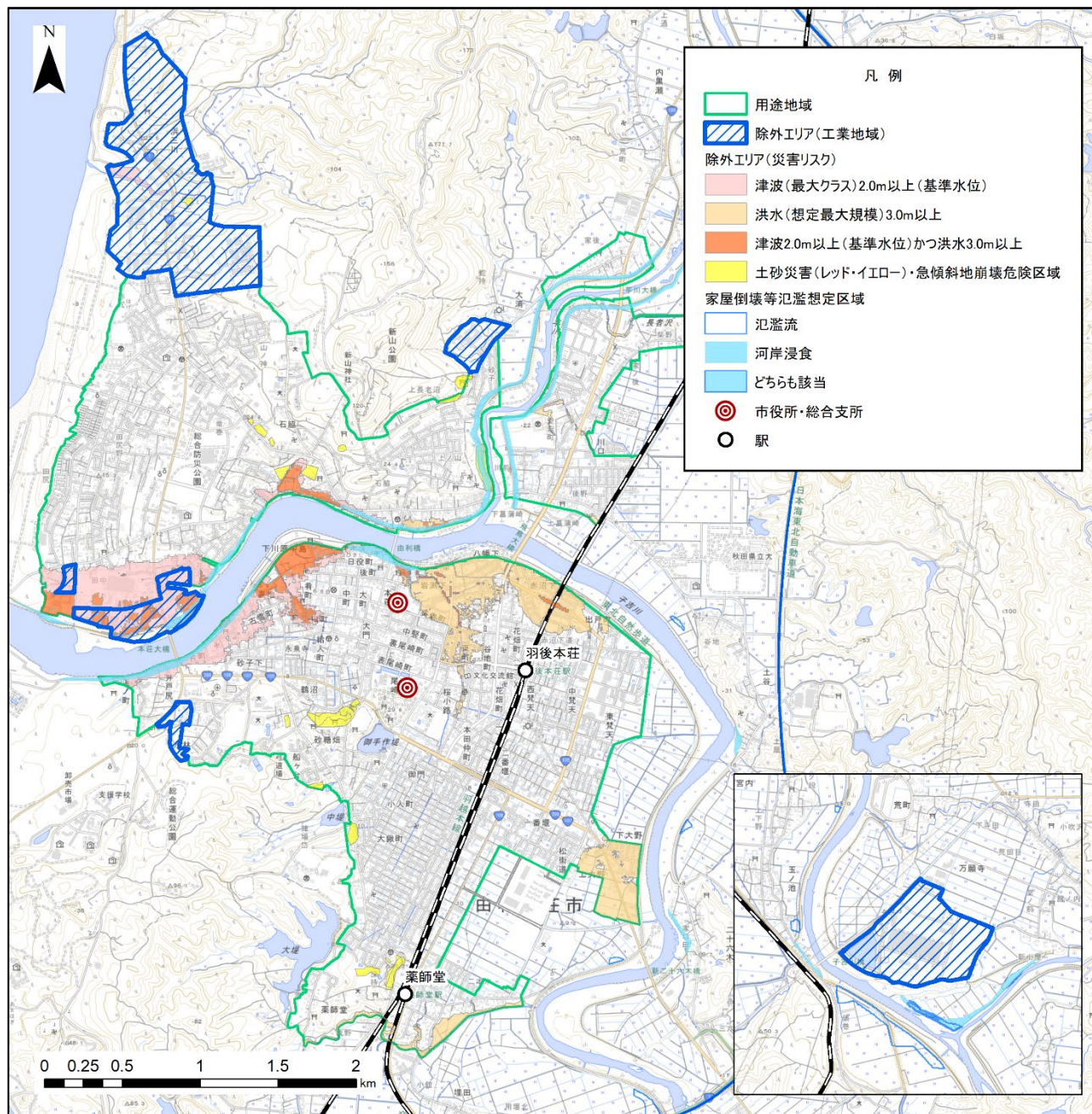


図 7-6 除外エリア

出典) 地理院タイルを加工して作成(地形図)

STEP4：都市機能誘導区域の設定

STEP1～STEP3 までの検討を踏まえ、本市における都市機能誘導区域は以下の通り設定します。

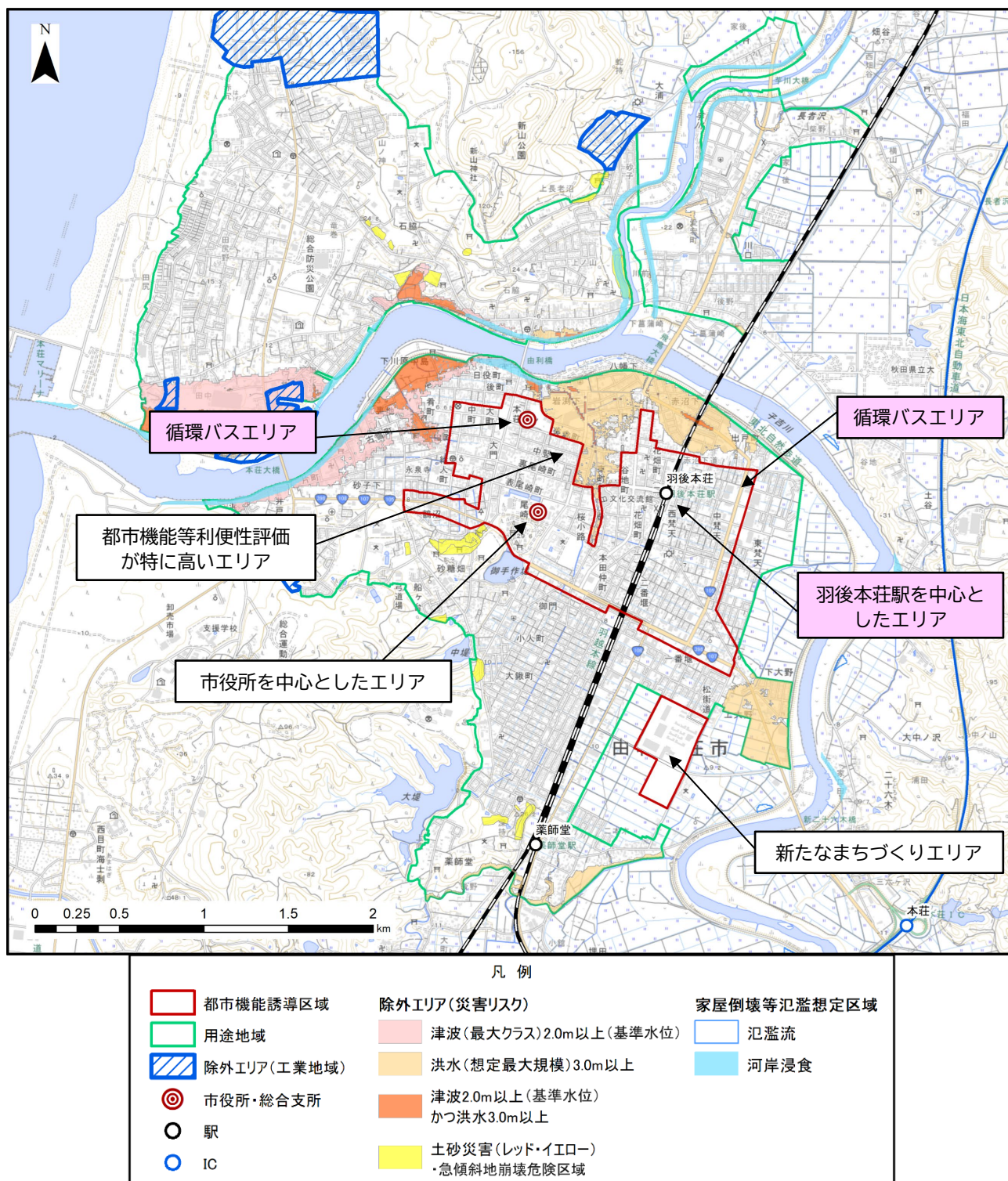


図 7-7 都市機能誘導区域（設定理由）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

決定した都市機能誘導区域は、以下のとおりとなります。

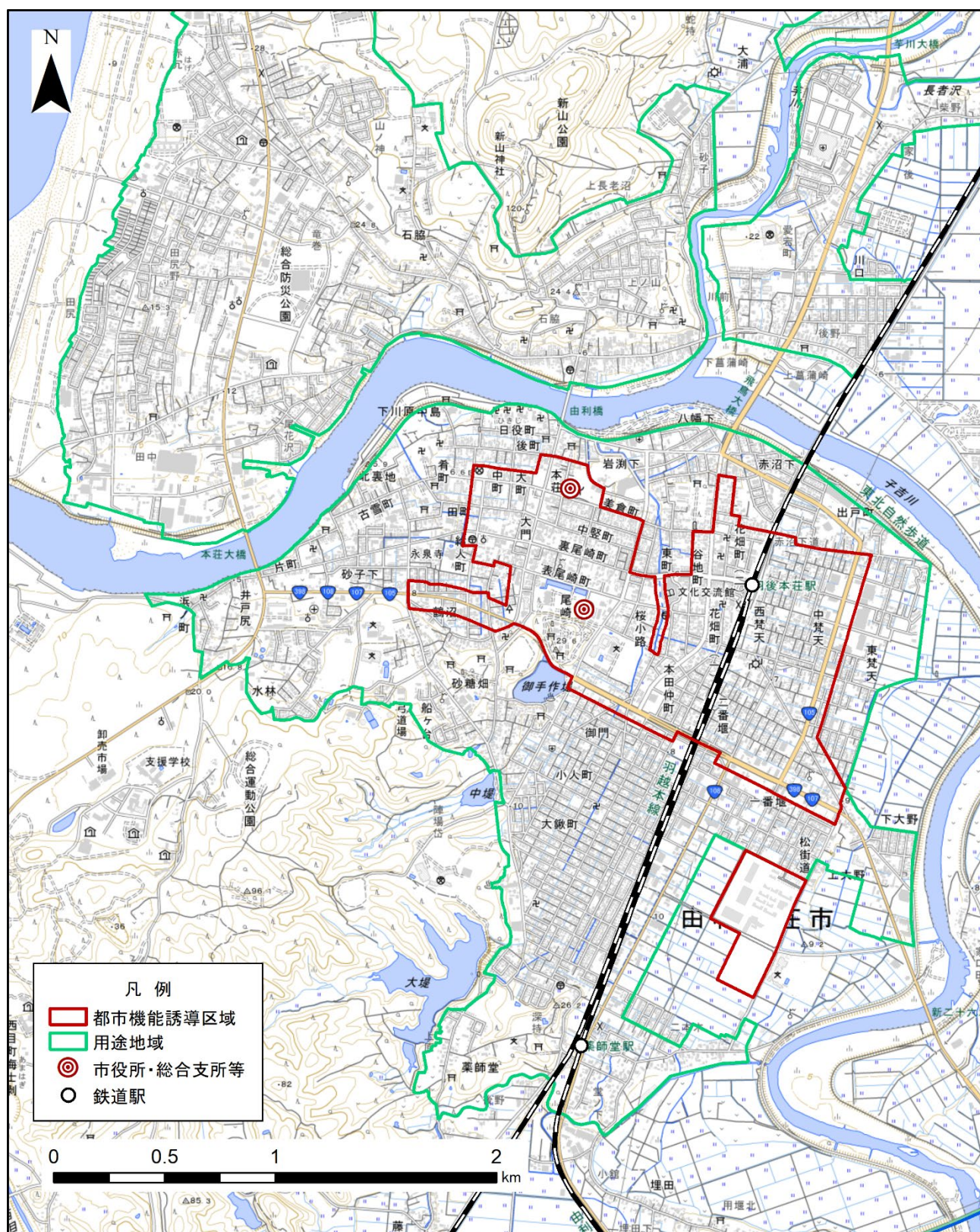


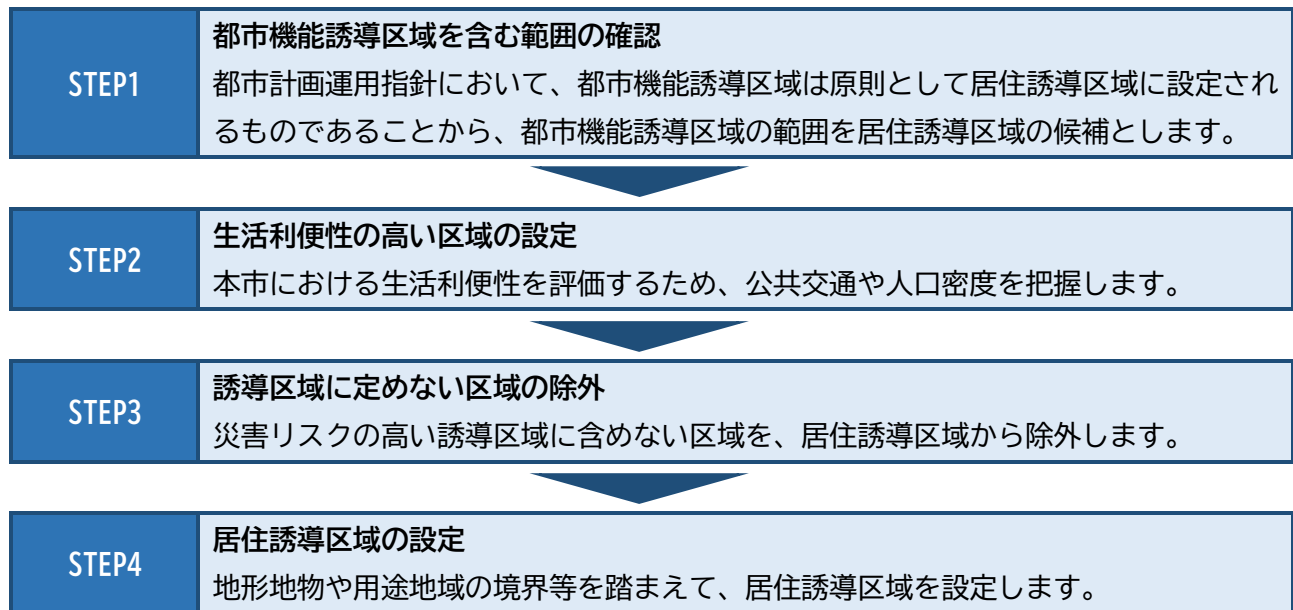
図 7-8 都市機能誘導区域

出典) 地理院タイルを加工して作成 (地形図)

(2) 居住誘導区域

居住誘導区域を以下の手順で設定します。居住誘導区域は、用途地域内を対象として公共交通の利便性確保と居住環境の向上等に取り組む区域です。本計画では、公共交通や人口密度、災害リスク等を考慮して、居住を誘導すべき区域を設定します。

【居住誘導区域の設定に向けたステップ】



STEP1：都市機能誘導区域を含む範囲の確認

都市機能誘導区域は、原則として居住誘導区域内に設定されるものとされていることから、前述で抽出した都市機能誘導区域を抽出します。

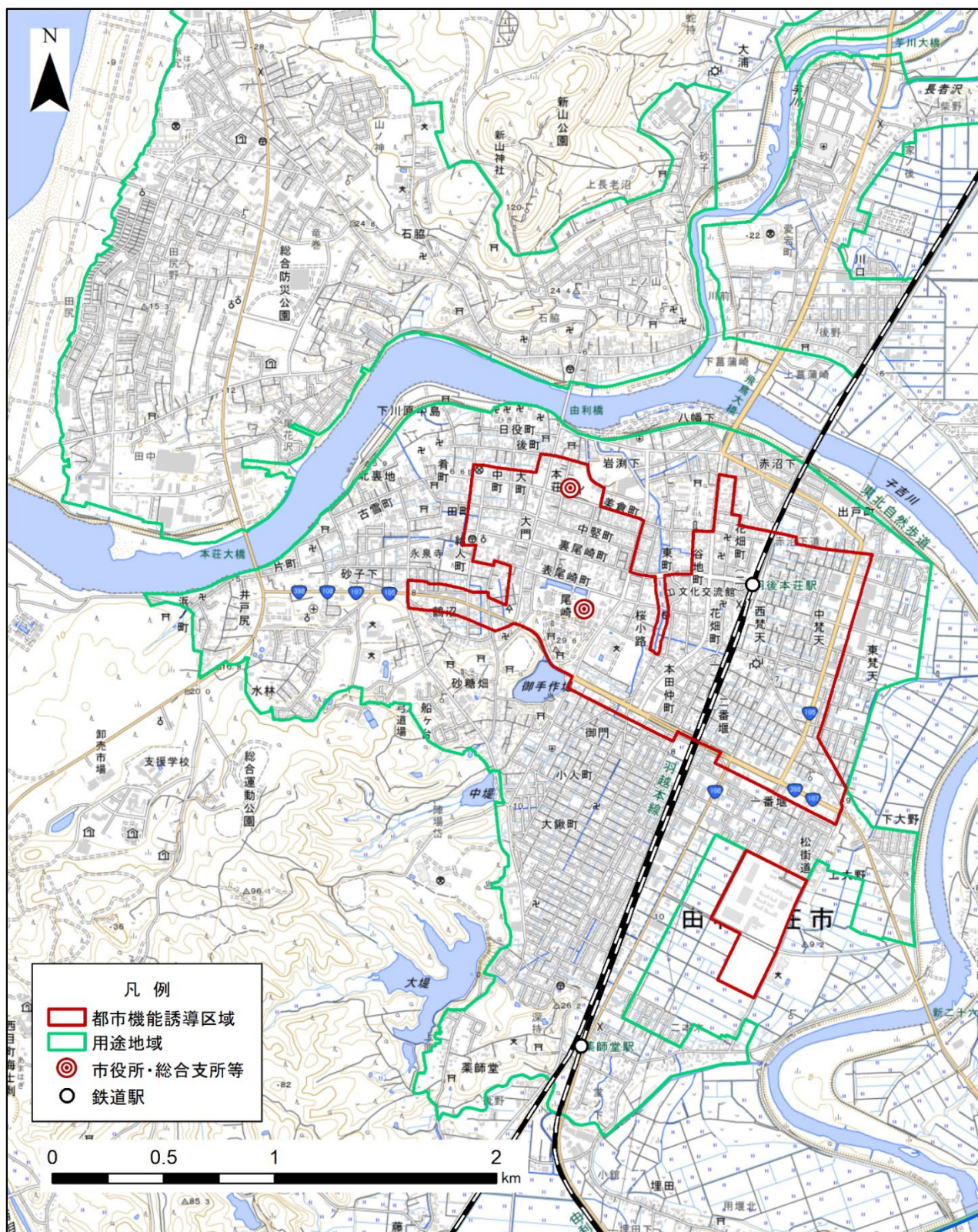


図 7-9 都市機能誘導区域

出典) 地理院タイルを加工して作成 (地形図)

STEP2：生活利便性の高い区域の設定

ア 公共交通

居住誘導区域内では市民の公共交通の利便性を確保するため、広域連携の役割を担う鉄道駅からの徒歩 800m圏と、地域間移動を助ける路線バスおよび循環バスの停留所からの徒歩 300m圏を抽出しました。

バス路線網は、国道 7 号を始め、国道 105 号、国道 107 号、国道 108 号など、幹線道路の沿道を中心に運行しており、この範囲は公共交通の利便性が比較的高いエリアとなっています。

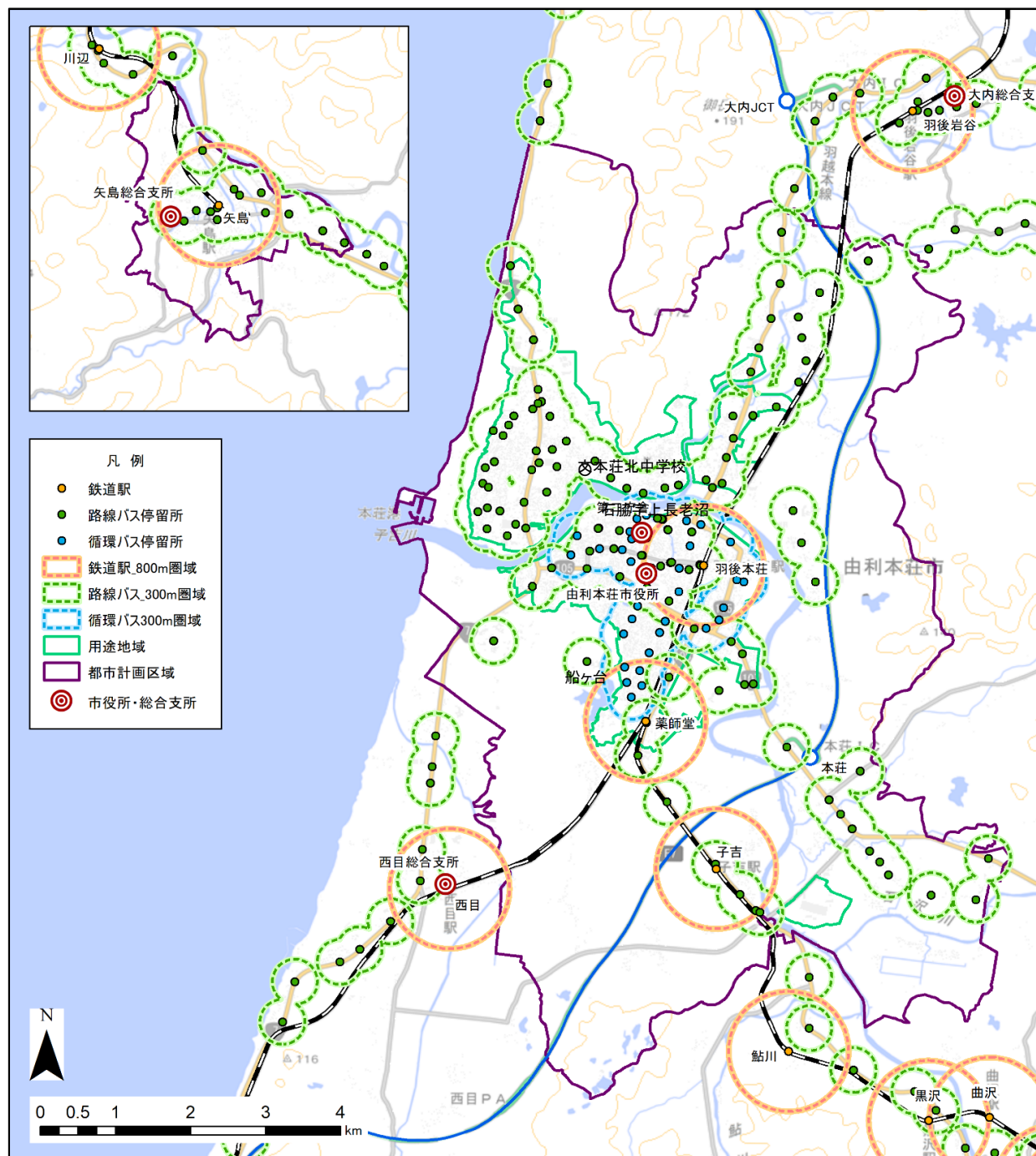


図 7-10 バス停 (300m)・鉄道駅 (800m) の徒歩圏

出典) 地理院タイルを加工して作成 (地形図)

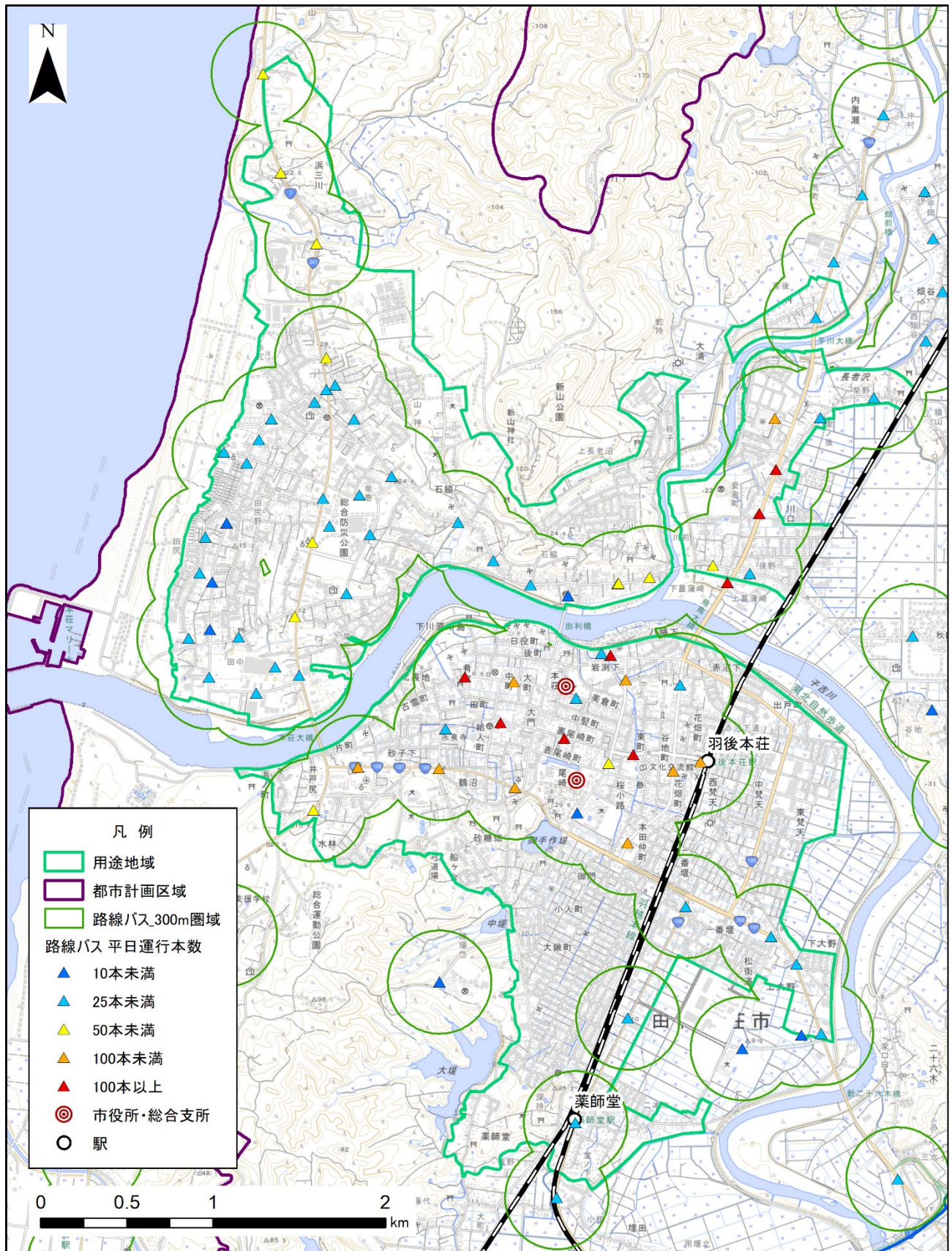


図 7-11 路線バスのバス停（300m）の徒歩圏（本荘地域拡大）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

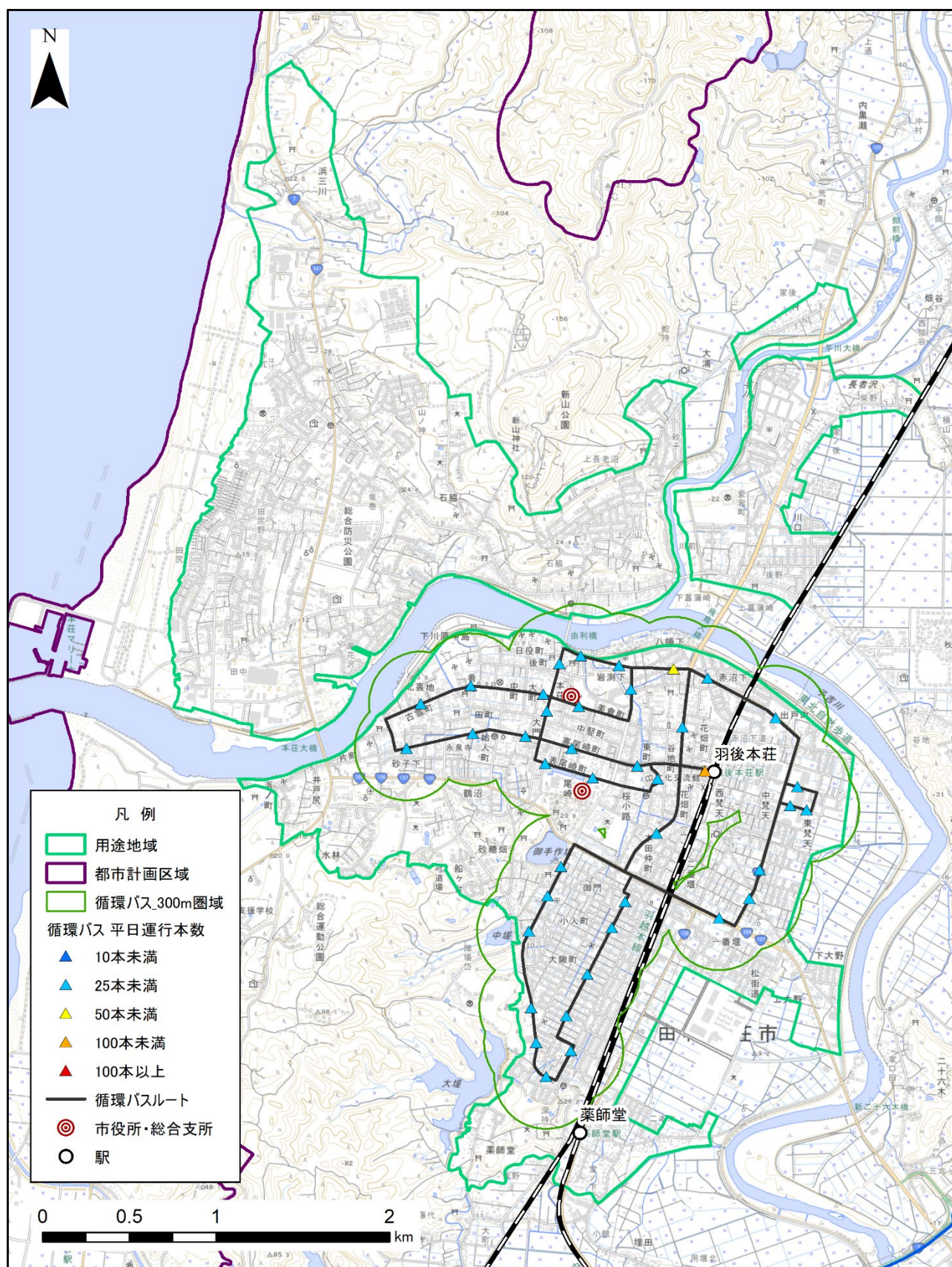


図 7-12 循環バスのバス停（300m）の徒歩圏（本荘地域拡大）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

循環バスは本荘市街地中部地区と梵天地区、南部地区を中心に運行しています。一方で、市内線は本荘市街地中部地区と北部地区、東部地区をつなぐように運行しており、このエリアは公共交通利便性が比較的高い範囲となっています。

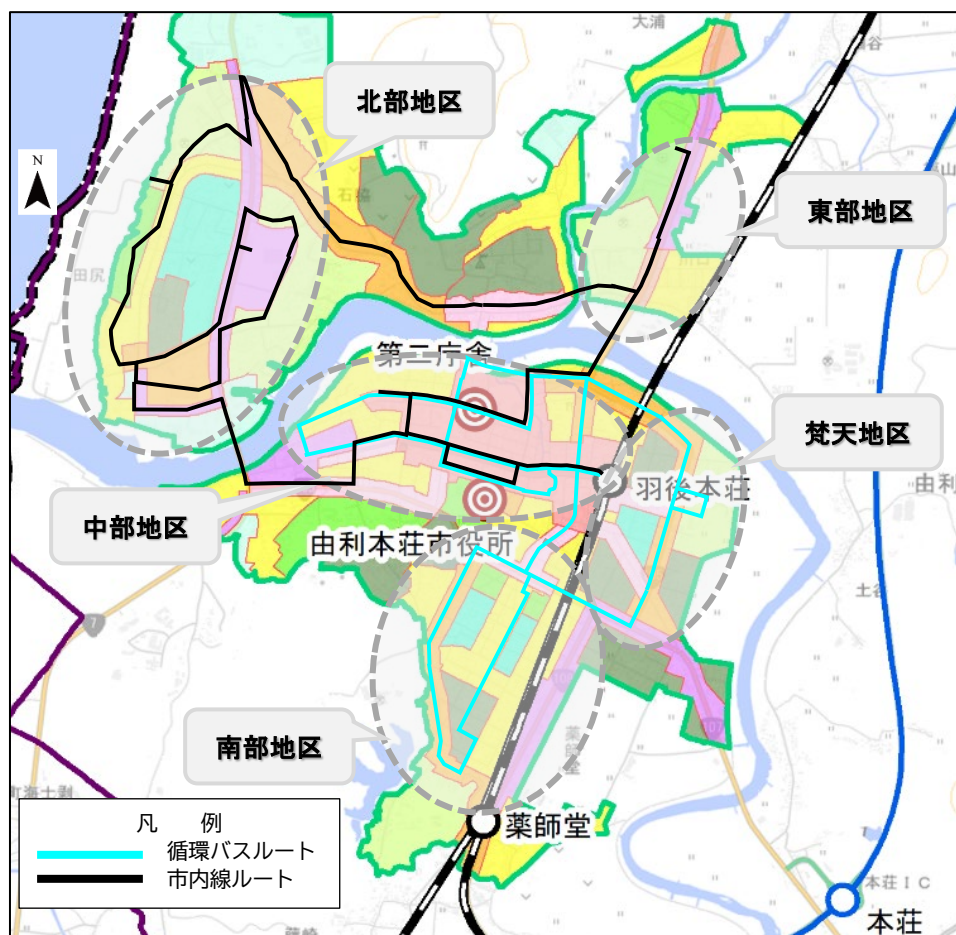


図 7-13 循環バスと市内線のルート

出典) 地理院タイル (地形図)

イ 人口密度の動向

居住誘導区域においては、生活利便施設等の撤退を防ぐためにも人口を確保する必要があるため、用途地域内を中心に、現在（令和 2（2020）年）の人口集積状況と将来（令和 27（2045）年）の人口集積状況を把握し、将来的にも人口集積が予想される区域を抽出しました。

現在人口が集積している地区のうち、特に本荘市街地梵天地区、南部地区の一部、北部地区の一部、東部地区の一部では、令和 27（2045）年時点でも 20 人/ha 以上の人口が集積していることが想定されます。

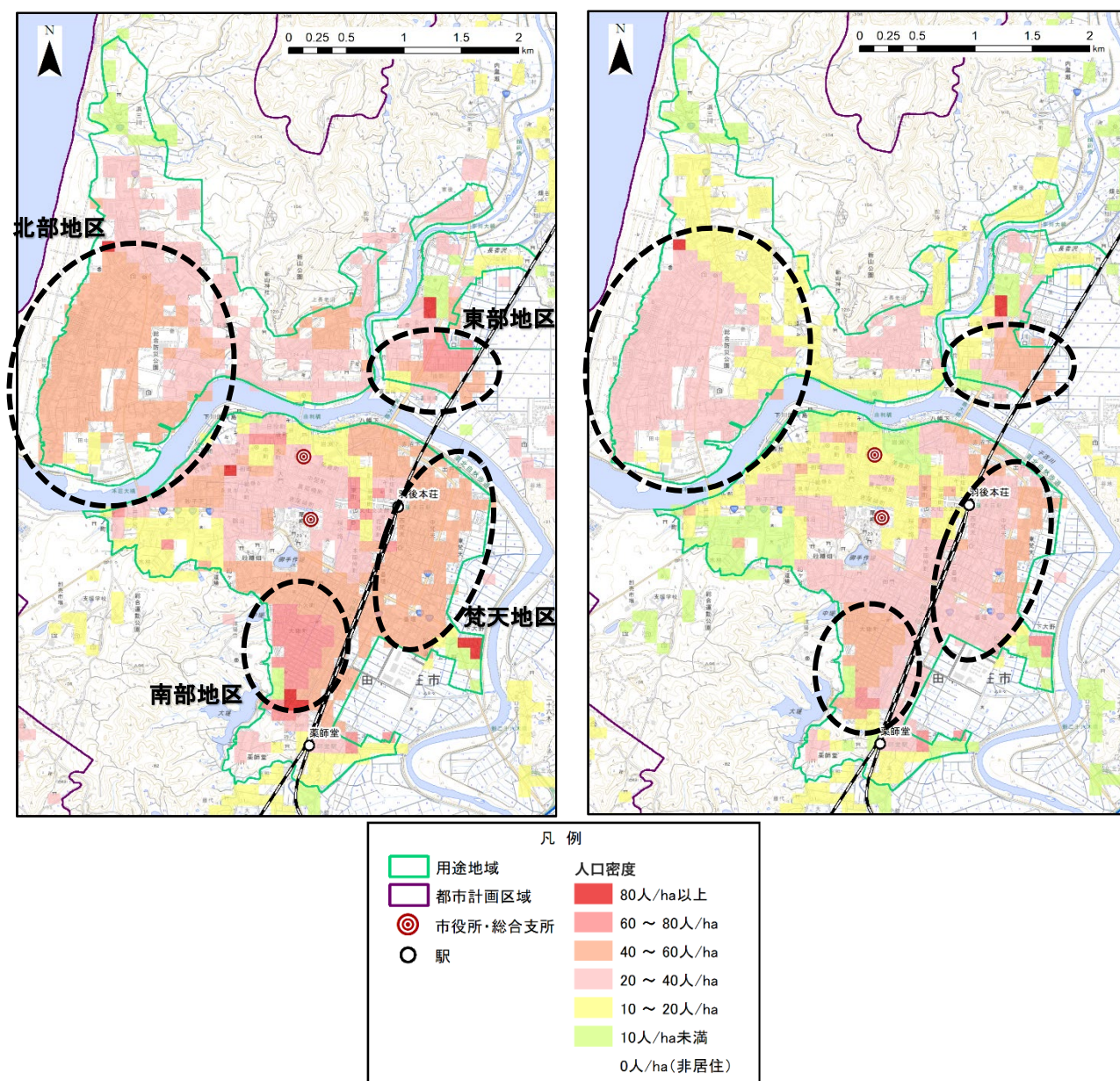


図 7-14 人口密度の動向（左：令和 2 年、右：令和 27 年）

出典）「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」
 （国土技術政策総合研究所）による推計（人口密度）
 地理院タイル（地形図）

STEP3：誘導区域に定めない区域の除外

制度上で定められている「誘導区域に含めない区域」を居住誘導区域から除外します。

STEP1 及び STEP2 で抽出した区域の周辺では、工業地域と土砂災害警戒区域、洪水浸水（想定最大規模）3.0m以上、家屋倒壊等氾濫想定区域、津波浸水基準水位 2.0m以上の区域を除外します。

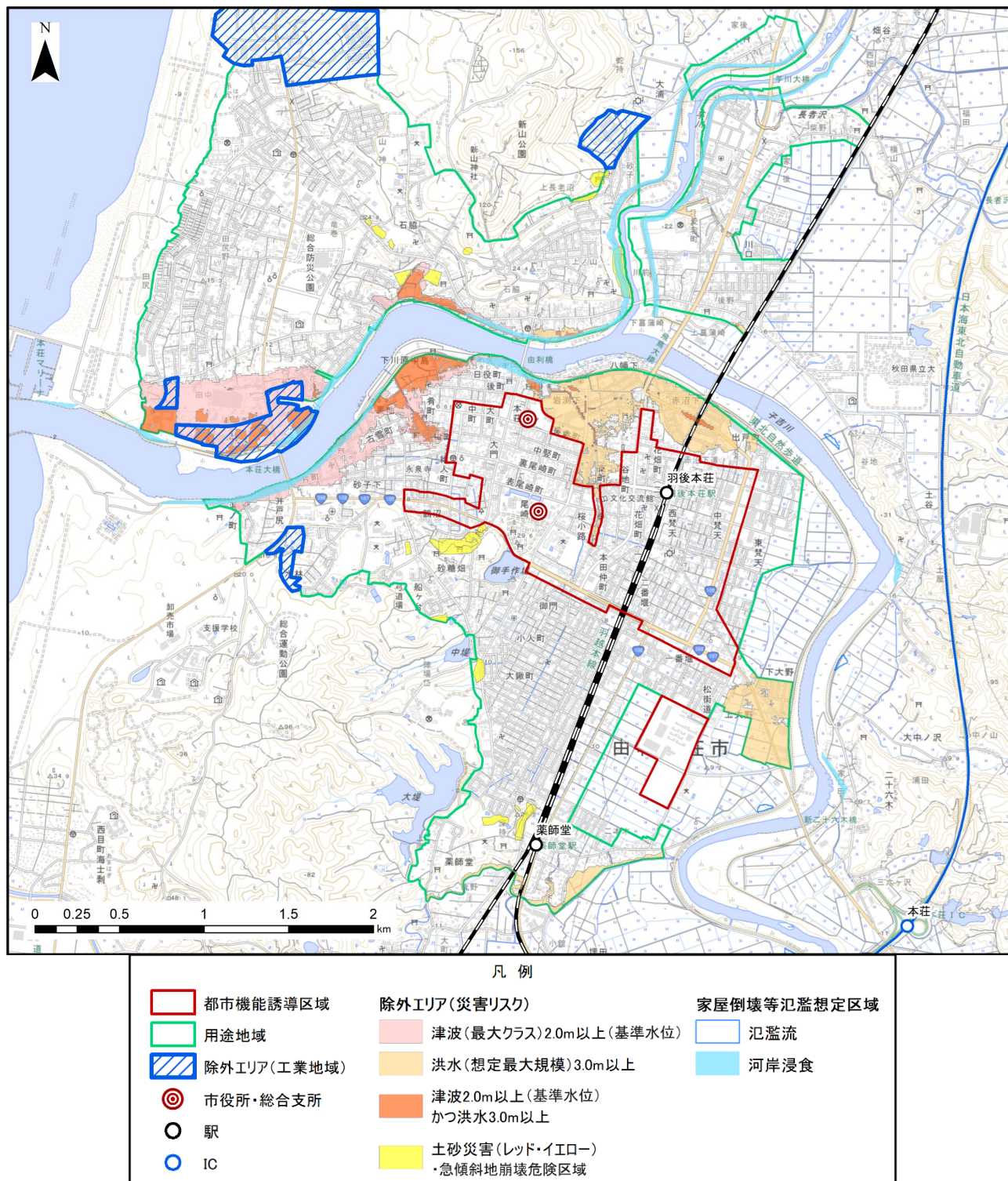


図 7-15 除外エリア

出典) 地理院タイルを加工して作成(地形図)

STEP4：居住誘導区域の設定

STEP1～STEP3 までの検討を踏まえ、本市における居住誘導区域は以下の通り設定します。

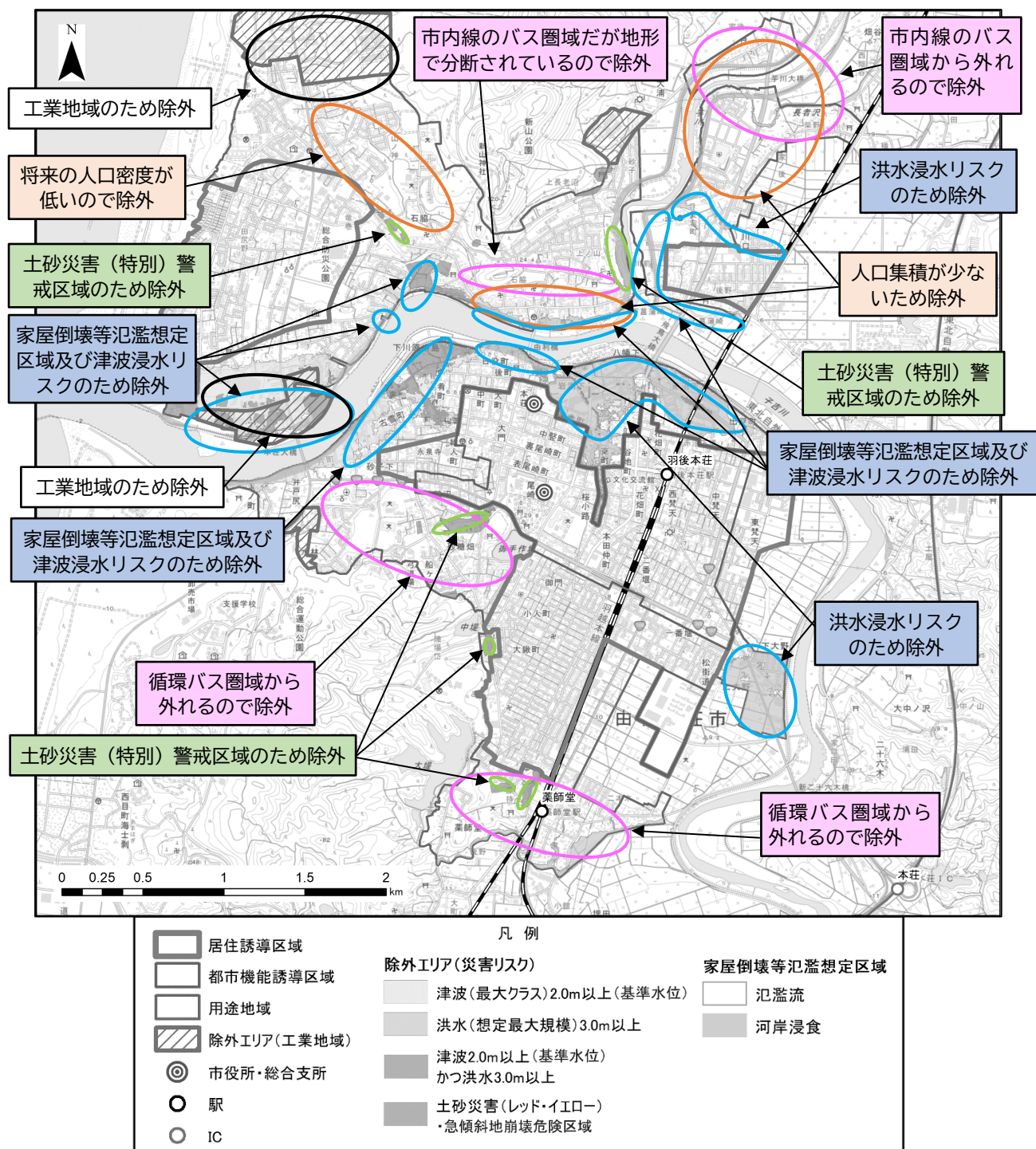


図 7-16 居住誘導区域（除外理由）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

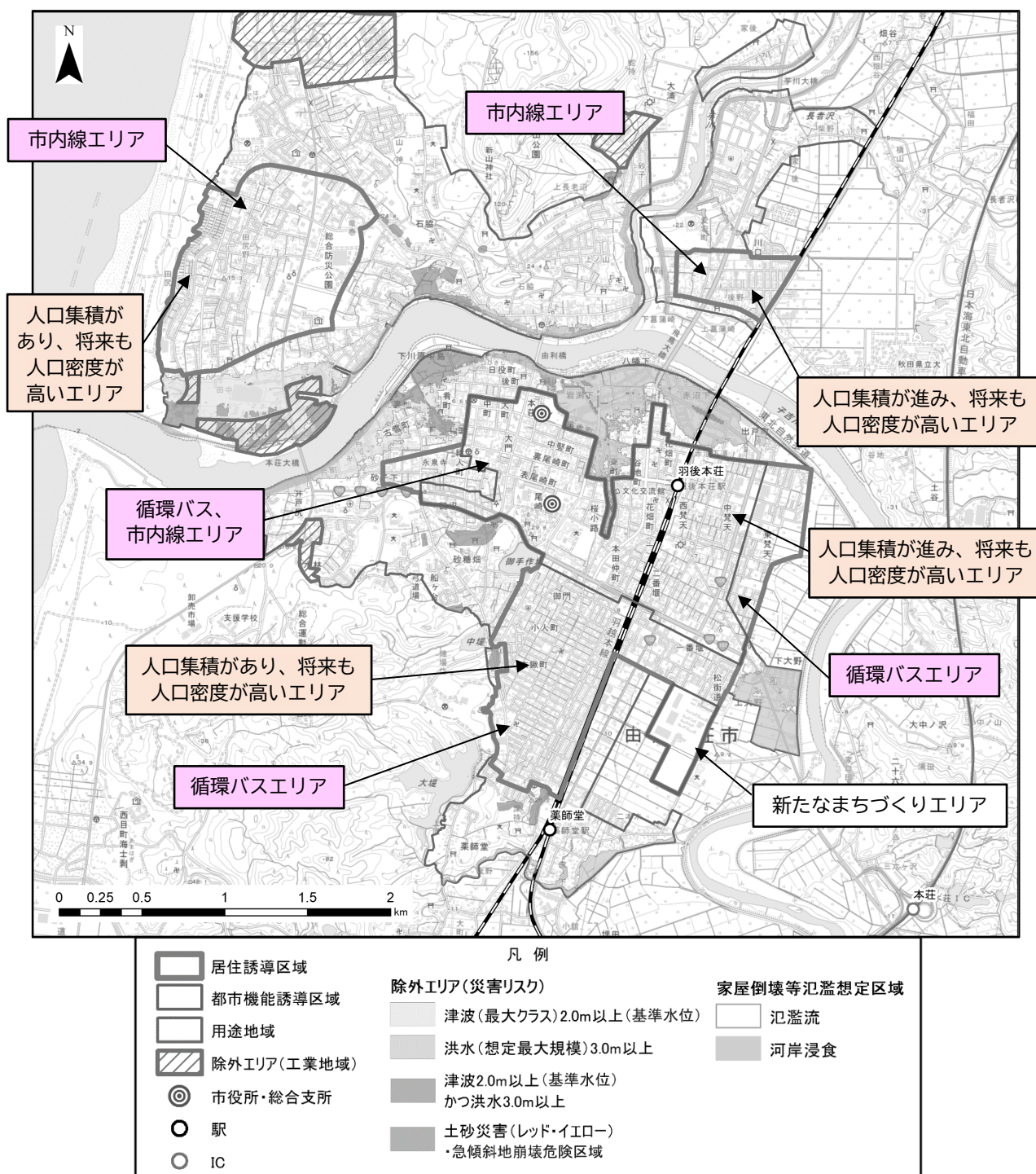


図 7-17 居住誘導区域（設定理由）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

決定した居住誘導区域は、以下の通りです。

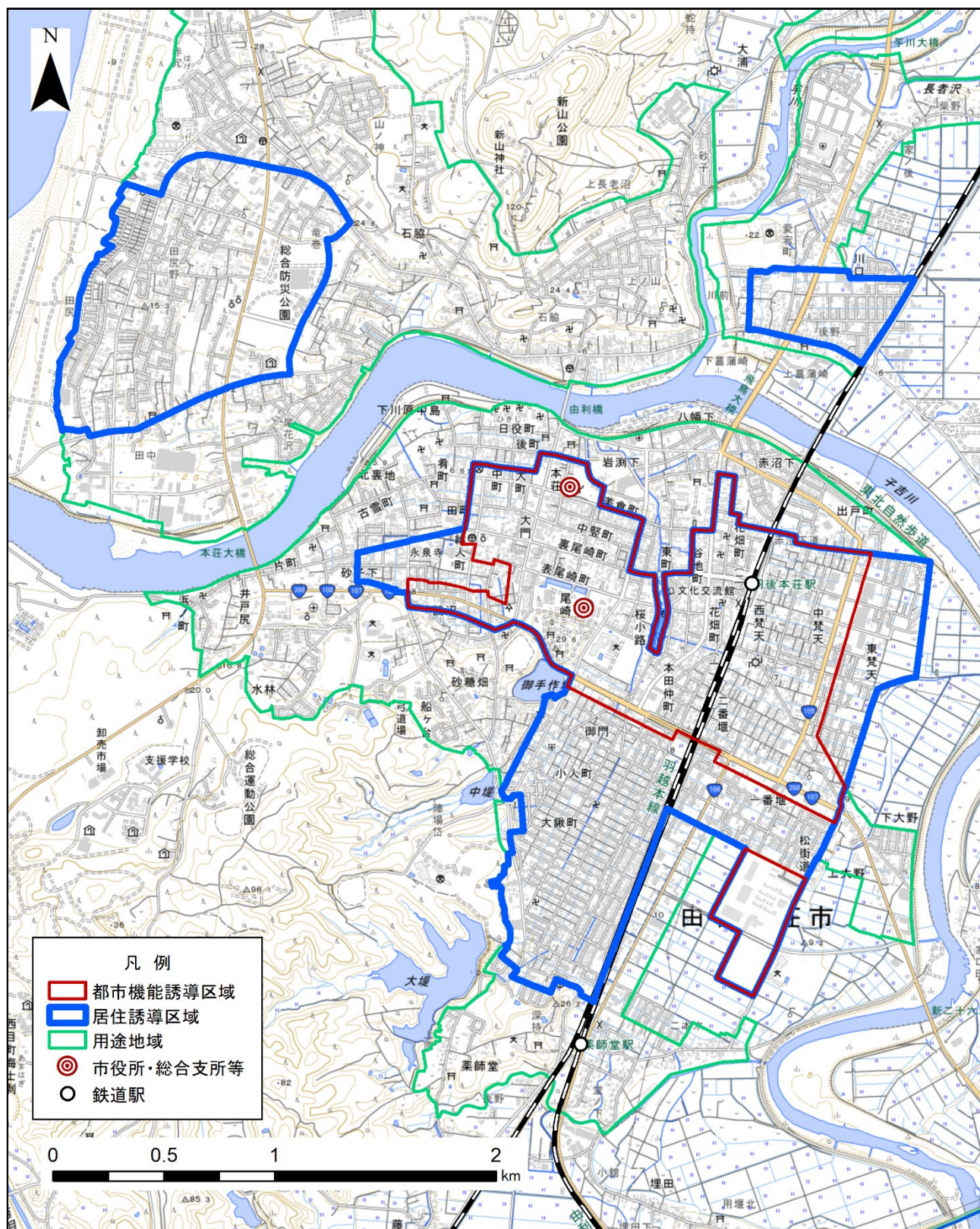


図 7-18 居住誘導区域

出典) 地理院タイルを加工して作成 (地形図)

(3) 誘導区域の検証

設定した誘導区域の人口及び人口密度は、下記のとおりとなっています。

表 7-3 誘導区域における人口関連の指標

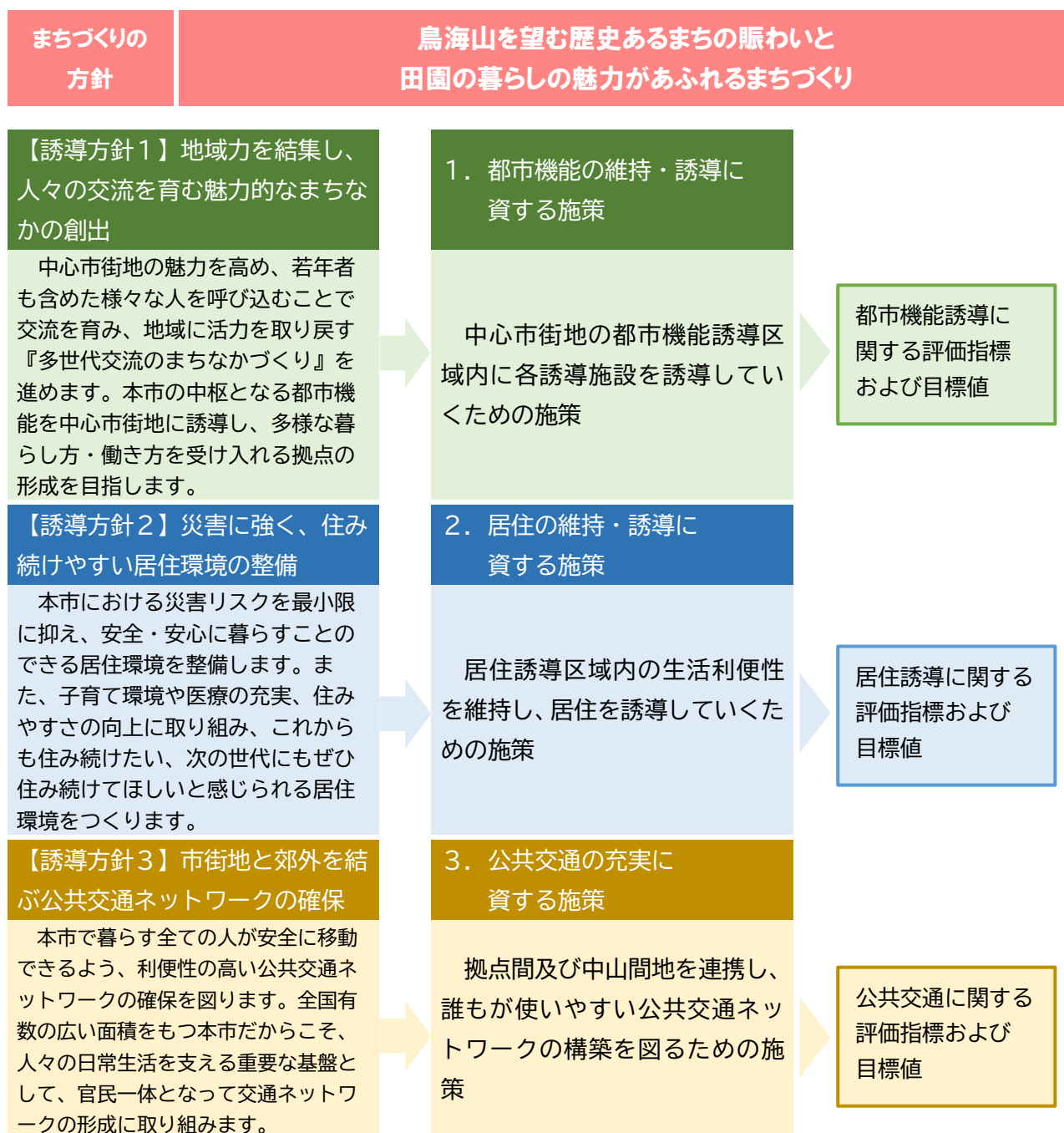
区分	面積	用途地域面積に 対する割合	令和 2 年		令和 26 年（推計）	
			人口	人口密度	人口	人口密度
用途地域	1,129.7ha	—	31,742 人	28.1 人/ha	21,590 人	18.1 人/ha
都市機能誘導区域	175.4ha	15.5%	5,358 人	30.5 人/ha	3,631 人	20.7 人/ha
居住誘導区域	443.0ha	39.2%	16,461 人	37.2 人/ha	11,524 人	26.0 人/ha

※ 出典：「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」（国土技術政策総合研究所）による推計。ただし、令和 26 年の人口・人口密度は、令和 22・27 年の推計値を元に、線形補完により求めた。

8 誘導施策の設定

本市の目指す「鳥海山を望む歴史あるまちの賑わいと田園の暮らしの魅力があふれるまちづくり」の実現を目指し、都市機能及び居住を誘導するための各種施策（誘導施策）を展開していきます。

誘導施策には、5章で示した「課題解決のための誘導方針」の3つの柱に基づき、「都市機能の維持・誘導に資する施策」「居住の維持・誘導に資する施策」「公共交通の充実に資する施策」を位置づけます。



8-1 都市機能の維持・誘導に資する施策

都市機能の維持・誘導に資する施策について、以下のとおり位置づけます。なお、表で「※」を付けた施策では、都市機能誘導区域内への誘導に資する場合に、補助等の優遇を検討します。

表 8-1 都市機能の維持・誘導に資する施策

誘導施策	具体的な内容	実施時期		ソフト/ハード 所管部署
		短期 ～R12	中・長期 R13～	
一番堰まちづくりプロジェクトに伴うインフラ整備				
都市機能誘導を担う一番堰まちづくり地区計画区域におけるインフラ整備を行う。	道路改良事業			ハード 建設部
	一番堰周辺地区雨水排水整備事業			ハード 建設部
	上水道施設整備事業			ハード 企業局
	ガス導管、ガバナ整備事業			ハード 企業局
羽後本荘駅前周辺地区の整備による都市機能の維持・誘導				
本市の交通拠点である羽後本荘駅周辺における整備を行う。	停車場東口線道路整備事業			ハード 建設部
商業施設等への戦略的支援による都市機能の維持・誘導				
本市の都市機能を担う商業施設等への各種補助事業により、都市機能の向上を図る。	※ 商業店舗リフォーム補助事業			ソフト 産業振興部
	※ 商工会や金融機関等と連携したプラン策定等の創業支援事業			ソフト 産業振興部
	※ 中小企業融資あっせん事業			ソフト 産業振興部
	※ 創業支援補助金の交付			ソフト 産業振興部
文化施設の整備・更新による都市機能の維持・誘導				
誘導施設に該当する文化交流施設の改修を行う。	文化交流館カダレー大規模改修事業			ハード 観光文化スポーツ部
都市機能誘導区域内で活用可能又は嵩上げ等のある予算・金融上の支援措置の利用を検討				
都市機能誘導区域における公共施設の再編や複合化に向けて、交付金等の活用による支援を行う。	公共施設等の集約化に係る支援制度の活用			ソフト 建設部
都市再生特別措置法に基づく届出の運用による誘導施設の動向把握及び都市機能の緩やかな誘導				
都市機能を適切に誘導するための届出制度を運用する。	誘導施設の開発・建築等に係る届出（都市機能誘導区域外）			ソフト 建設部
	誘導施設の休止・廃止に係る届出（都市機能誘導区域内）			ソフト 建設部

8-2 居住の維持・誘導に資する施策

居住の維持・誘導に資する施策について、以下のとおり位置づけます。なお、表で「※」を付けた施策では、居住誘導区域内への誘導に資する場合に、助成等の優遇を検討します。

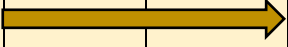
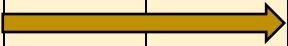
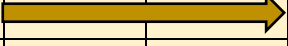
表 8-2 居住の維持・誘導に資する施策

誘導施策	具体的な内容	実施時期		ソフト/ハード 所管部署
		短期 ～R12	中・長期 R13～	
首都圏を中心とした県外からの移住（UI ターン）の促進				
本市での新しい暮らしを始める移転者向けの支援の充実により、居住を誘導する。	事業所、団体、地域等と連携した移住希望者等の移住体験の受け入れ			ソフト 企画振興部
	市及び移住専用サイトや SNS、関係機関のウェブサイトを活用した情報発信			ソフト 企画振興部
	首都圏等での移住希望者の掘り起こしと個別相談による後押し			ソフト 企画振興部
	「仕事」や「住まい」等、移住にかかる相談をワンストップで対応			ソフト 企画振興部
	※ 移住前後にかかる費用に対する助成			ソフト 企画振興部
安心して子どもを産み育てることのできる支援の充実				
住みやすいまちの実現に向けて、結婚・子育て支援を行う。	結婚新生活支援事業			ソフト 企画振興部
学校卒業者の地元就職促進による居住機能の維持				
本市における住みやすさや働きやすさの向上に向けて、就職活動に係る支援を行う。	中学校、高校、大学等及び関係機関と連携した地元企業の情報提供			ソフト 産業振興部
	事業所、団体、地域等と連携した「地域交流型インターンシップ」の実施			ソフト 企画振興部
	奨学金返還への助成・就活相談			ソフト 企画振興部
良質な住環境の形成による居住機能の維持・誘導				
安全・安心で質の高い住環境の整備により、居住を誘導する。	※ 住宅リフォーム資金助成事業			ソフト 建設部
	市営住宅の建替え整備・長寿命化の実施			ハード 建設部
	※ 木造住宅耐震改修支援事業			ソフト 建設部
空家等の除却の推進による居住機能の維持・誘導				
良好な居住空間を整備するため、空家の除却および利活用を推進する。	※ 由利本荘老朽危険空家等解体事業撤去費補助金			ソフト 市民生活部
	空家の状況把握及び危険家屋の特定			ソフト 市民生活部
	「空き家バンク」による空き家物件の情報提供			ソフト 企画振興部
居住誘導区域内で活用可能又は嵩上げ等のある予算・金融上の支援措置の利用を検討				
居住誘導区域内における公共施設の再編や複合化に向けて、交付金等の活用による支援を行う。	公共施設等の集約化に係る支援制度の活用			ソフト 建設部
都市再生特別措置法に基づく届出の運用による住宅開発等の動向把握及び居住機能の緩やかな誘導				
居住を適切に誘導するための届出制度を運用する。	一定規模以上の住宅開発・建築等に係る届出（居住誘導区域外）			ソフト 建設部

8-3 公共交通の充実に資する施策

公共交通の充実に資する施策について、以下のとおり位置づけます。

表 8-3 公共交通の充実に資する施策

誘導施策	具体的な内容	実施時期		ソフト/ハード
		短期 ～R12	中・長期 R13～	
公共交通機関への市民の利用促進				
本市における公共交通の利用促進を図る。	高齢者いきいき「おでかけ」事業			ソフト 企画振興部
地域間を結ぶ地域幹線路線の維持確保と交通空白地域の新たな交通サービスの導入				
公共交通が運行していない空白地域等において、新たな路線や交通サービスの導入を検討する。	コミュニティバス運行事業			ソフト 企画振興部
	地域交通導入事業			ソフト 企画振興部
道路網の整備				
公共交通の利便性向上に向けて、主要な道路網の整備を行う。	道路改良事業			ハード 建設部
	橋梁長寿命化修繕			ハード 建設部
	トンネル修繕事業			ハード 建設部

9 防災指針

9-1 防災指針の概要

(1) 防災指針の目的

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化しており、立地適正化計画においてもまちづくりにおける災害リスクの分析・課題抽出を通じた防災・減災対策を位置づける「防災指針」の作成が、令和2（2020）年6月の改正都市再生特別措置法で定められました。

防災指針は、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針」とされており、必要となる具体的な取組と併せて計画に定めます。

そのため、本章では以下の項目に沿って検討を進めていきます。

【災害の状況】（4章） ○災害ハザード情報等の収集、整理 ・津波 ・洪水 ・土砂
【防災指針の概要】
【災害リスク分析】 ・津波浸水リスク ・洪水浸水リスク（想定最大規模の浸水想定、降雨規模による多段階の浸水想定） ・家屋倒壊リスク ・浸水継続時間のリスク ・雨水出水（内水）リスク ・ため池決壊リスク ・土砂災害リスク
【防災まちづくりの将来像、全体の取組方針の検討】 ・将来像 ・全体の取組方針
【防災施策とスケジュール】
【災害リスクの高い地域の抽出】
【地域ごとの防災上の課題の整理】 ・中心市街地・梵天地域（洪水浸水） ・中心市街地北西部（津波浸水） ・本荘大堤下流（大鋤町）（ため池決壊による浸水） ・防災上の課題の図示 ・地域ごとの防災施策の一覧
【地域ごとの防災まちづくりの取組方針】 ・中心市街地・梵天地域 ・中心市街地北西部 ・本荘大堤下流（大鋤町） ・取組方針図 ・地域ごとの防災施策の一覧
【参考：子吉川河川整備等による災害リスクの減少】

(2) 対象とする災害と地域

防災指針においては、洪水（外水氾濫）、雨水出水（内水）、津波、高潮、土砂災害などの災害要因毎に検討を行うことが必要であるとともに、災害が同時に発生することによる被害の拡大なども想定し、これらの災害を総合的に検討し、ソフト及びハード対策の現状及び将来の見通しなどを踏まえた上でのリスク分析が必要とされています。

本市は子吉川の舟運拠点として発展してきたことから、市街地に水災害を中心とした災害リスクが存在しています。よって本指針では、対象とする災害を津波や洪水による浸水、土砂災害とし、居住誘導区域を中心にこれらの回避・低減に向けた具体的な取組の検討を行います。

表 9-1 本計画で対象とする災害

種 類		現 象
津波	津波災害警戒区域の基準水位	津波浸水想定により公表された最大クラスの津波（L2津波）による浸水深に、津波が建物に衝突したときのせり上がりの高さを加えたもの
洪水	洪水浸水深	想定最大規模降雨（1000年に1回程度の確率で発生する降雨量）による浸水 （多段階の発生頻度による降雨は、10年に1回程度の規模で高頻度に発生するもの、30年に1回程度の規模で中高頻度に発生するもの、50年に1回程度の規模で中頻度に発生するもの、100年に1回程度の規模で発生する計画規模、についても整理）
	家屋倒壊等氾濫想定区域	洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲
	浸水継続時間	洪水時に浸水深が50cmになってから50cmを下回るまでの時間
	雨水出水（内水）	一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと、又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水
	ため池決壊	大雨や地震により、ため池が決壊した場合を想定したもの
土砂	急傾斜地の崩壊	傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象
	土石流	山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象
	地すべり	土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

(3) 子吉川水系流域治水プロジェクト 2.0 の概要及び防災指針との関係

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があります。子吉川流域においては、子吉川水系流域治水プロジェクト 2.0 を策定し、流域の様々な関係者が治水対策に取り組むこととしています。

同プロジェクトでは、国、県と由利本荘市が一体となって流域治水を推進するため、対応施策を協議しており、本計画で定める防災施策へも組み入れています。本計画の運用にあたっては、流域治水プロジェクトの取組状況に合わせて防災施策の見直しを検討する等、流域治水プロジェクトとの連携を図っていきます。



9-2 災害リスク分析

(1) 津波浸水リスク（最大クラス）

本市では、令和5（2023）年3月28日に秋田県により津波災害警戒区域が指定され、居住誘導区域内では、市役所西側で基準水位※が1.0m以上となっています。

居住誘導区域外では、大沢川等の水路沿いや、羽後本荘駅の北側で基準水位が1.0m以上となっています。特に、赤沼アンダーパスでは、2.0m以上の浸水が想定されています。

※基準水位：津波浸水想定により公表された浸水深に、津波が建物に衝突したときのせり上がりの高さを加えたもの

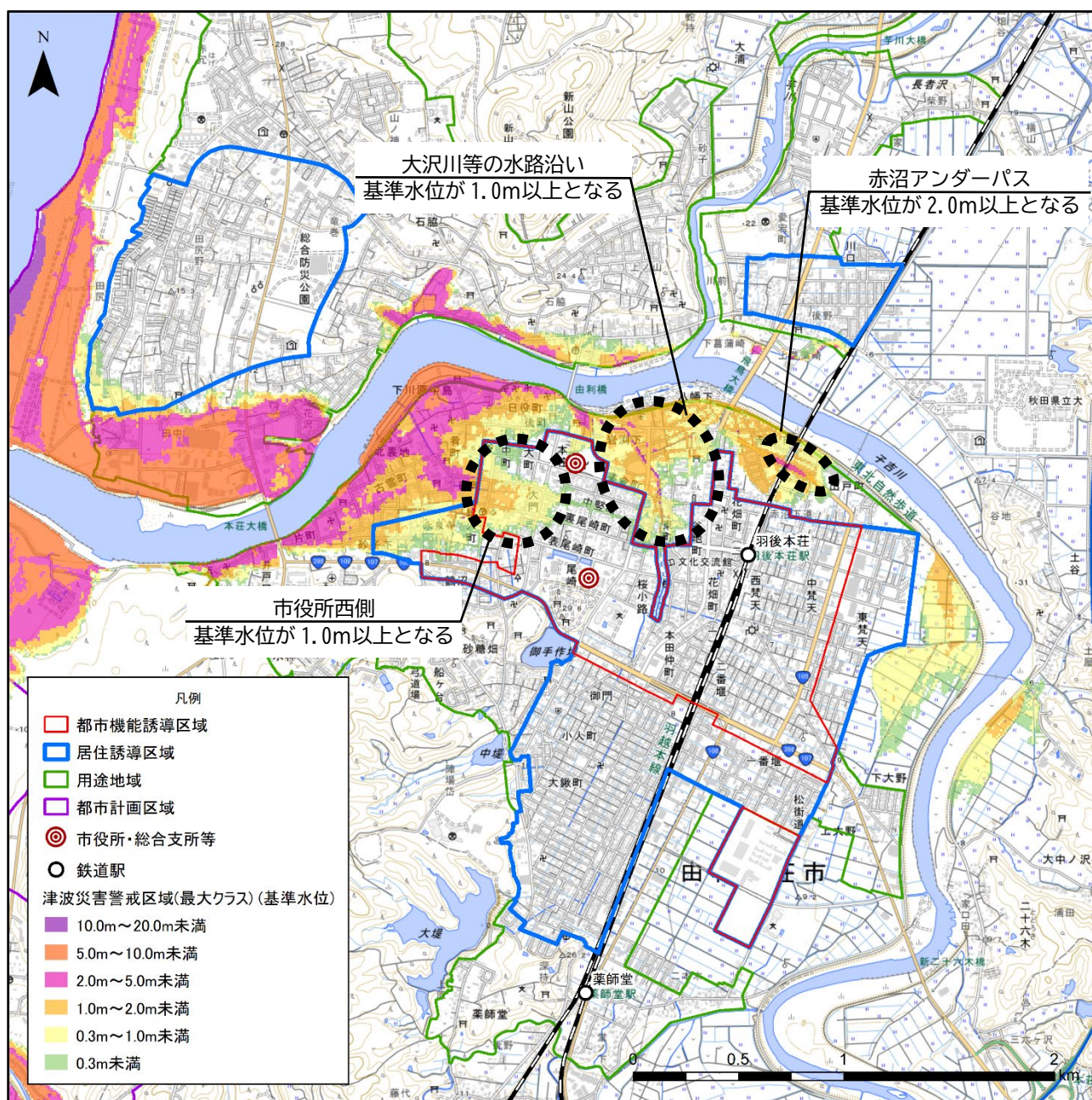


図 9-2 津波浸水リスク

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

(2) 洪水浸水リスク（想定最大規模の浸水想定）

居住誘導区域の中でも都市機能誘導区域のほとんどが浸水深 0.5m以上のエリアとなっています。また、新たな都市拠点として居住誘導区域及び都市機能誘導区域に設定した一番堰地区も洪水浸水想定区域に含まれています。

居住誘導区域外では、赤沼アンダーパスの浸水深が 5.0m以上となっているほか、大沢川等の水路沿いや、国道 107 号沿道に浸水深 3.0m 以上のエリアが広がっています。

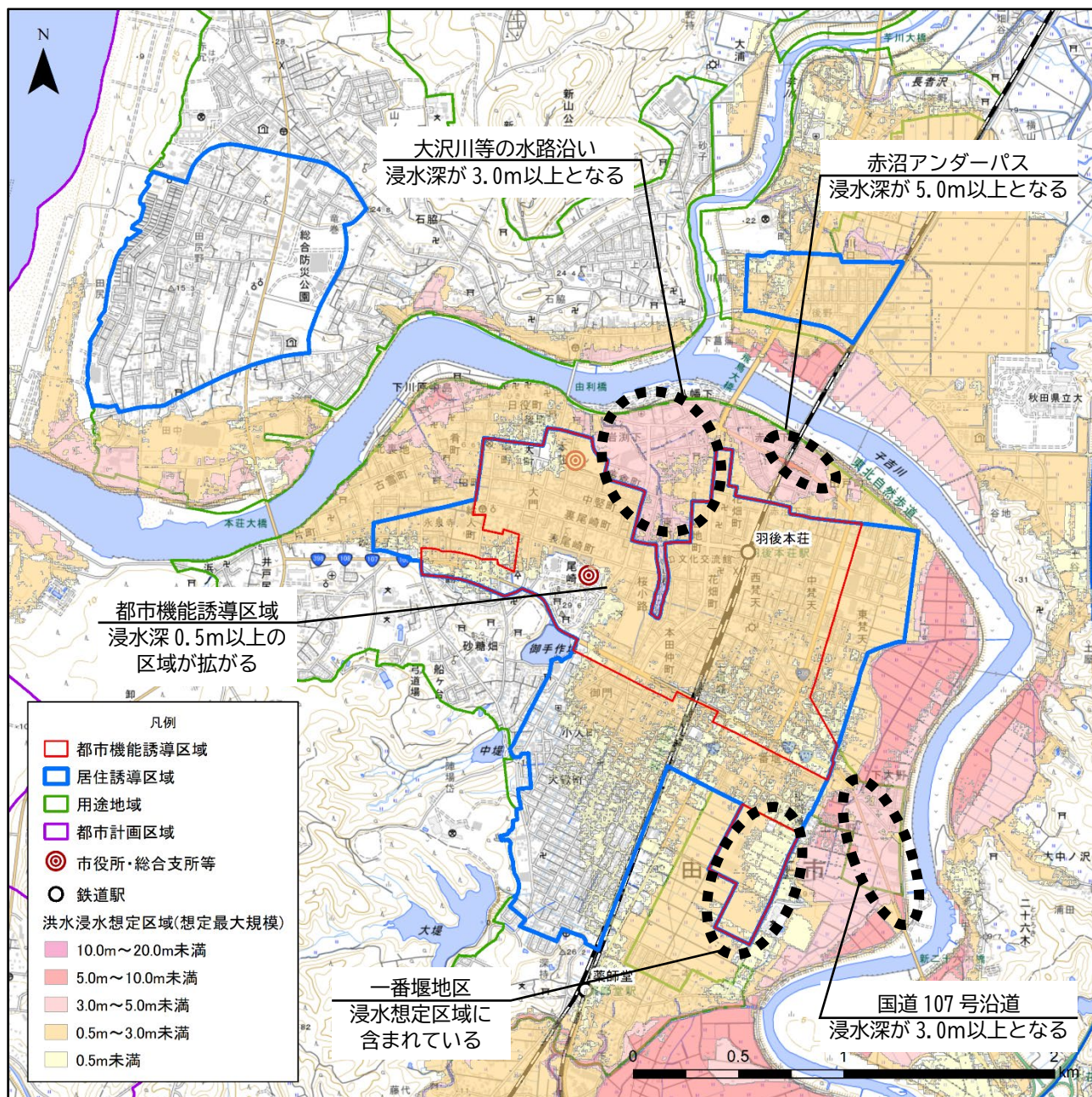


図 9-3 洪水浸水リスク

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

(3) 洪水浸水リスク（降雨規模による多段階の浸水想定）

洪水による浸水は、想定最大規模（1000 年に 1 回）による評価を行ってきましたが、想定する降雨の規模（発生確率年）に応じて、その範囲と深さが変化します。そのため、最も影響が大きい子吉川を対象に、降雨規模ごとの浸水想定区域についても確認を行います。

表 9-2 降雨規模による発生頻度と洪水流量

発生頻度	洪水流量	降雨規模		備考
		①高頻度	10 年に 1 回程度の規模	子吉川流域の 2 日間の総雨量 153.6mm
		②中高頻度	30 年に 1 回程度の規模	子吉川流域の 2 日間の総雨量 188.9mm
		③中頻度	50 年に 1 回程度の規模	子吉川流域の 2 日間の総雨量 205.2mm
		④計画規模	100 年に 1 回程度の規模	子吉川流域の 2 日間の総雨量 227.5mm

出典）国土交通省秋田河川国道事務所

居住誘導区域内は、10 年確率（高頻度）で発生する降雨規模では、浸水が想定されていません。30 年確率（中高頻度）、50 年確率（中頻度）、100 年確率（計画規模）で発生する降雨規模では、0.5 m以上の浸水想定区域が市役所北東側の大沢川周辺等に広がりますが、3.0m 以上の浸水想定は、いずれの降雨規模でも、一部の区域を除き想定されていません。

居住誘導区域外は、30 年確率（中高頻度）以下の頻度で発生する降雨規模で、用途地域東側の国道 107 号沿道において 0.5m以上 3.0m未満の浸水想定区域が広がっています。

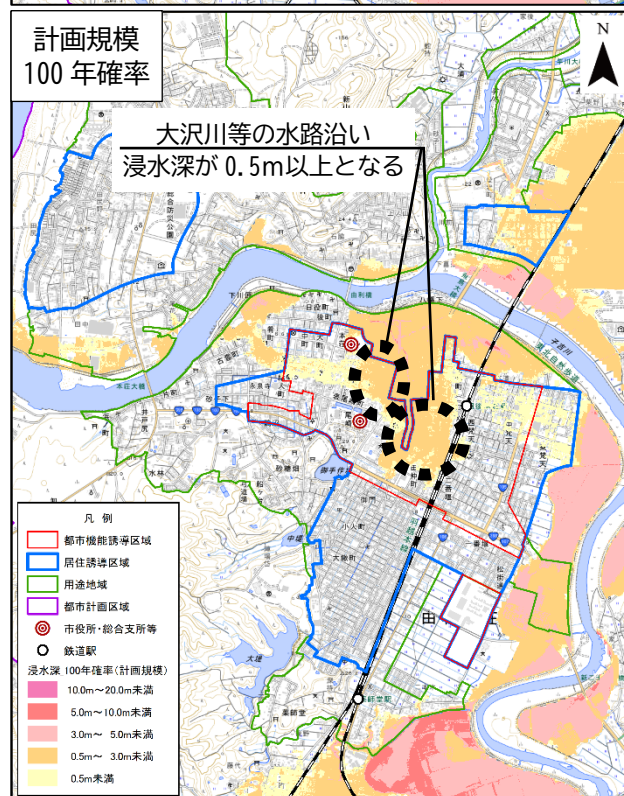
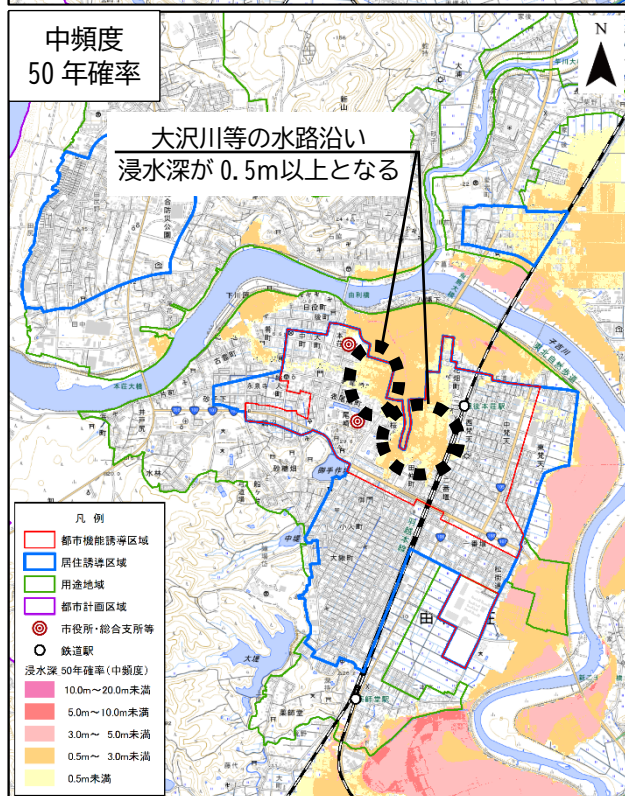
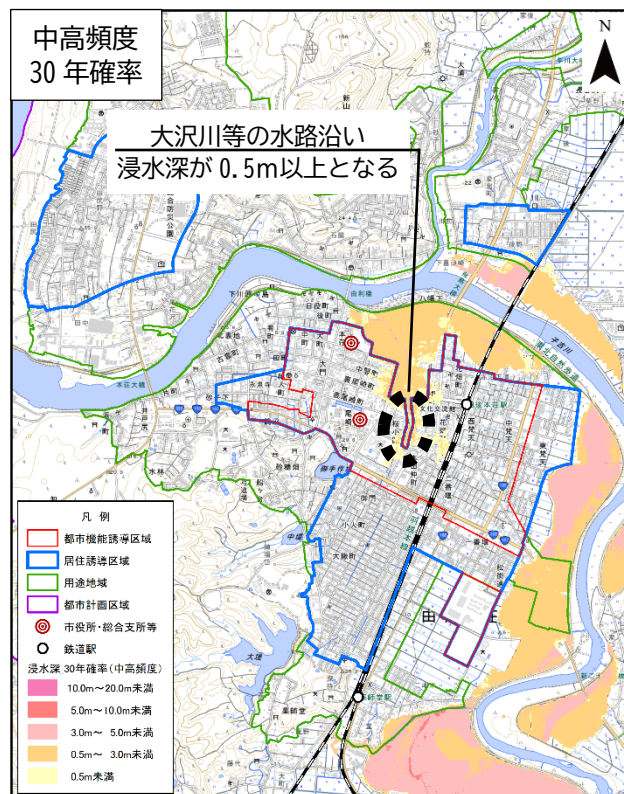
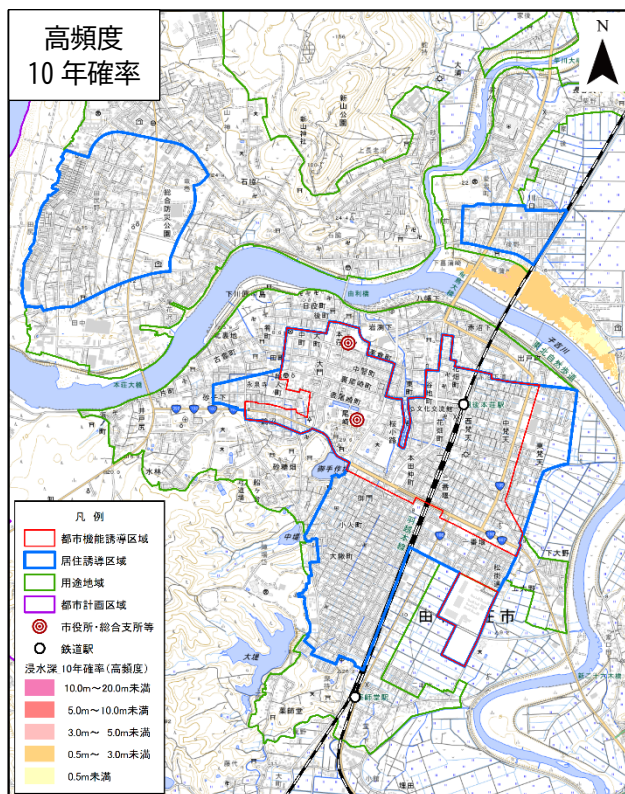


図 9-4 現況河道（2020 年度末）における降雨規模による浸水想定区域

出典）国土交通省秋田河川国道事務所（浸水想定区域）
地理院タイルを加工して作成（地形図）

(4) 家屋倒壊リスク

家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋等の流失の可能性が高く、垂直避難による人命の保護が困難であることから、浸水深に関わらず居住誘導区域から除外することとしています。

なお、子吉川沿岸では、本荘大橋周辺の片町地区・井戸尻地区付近、由利橋周辺の鍛冶町地区・日役町地区付近で洪水による家屋倒壊のリスクが高くなっています。

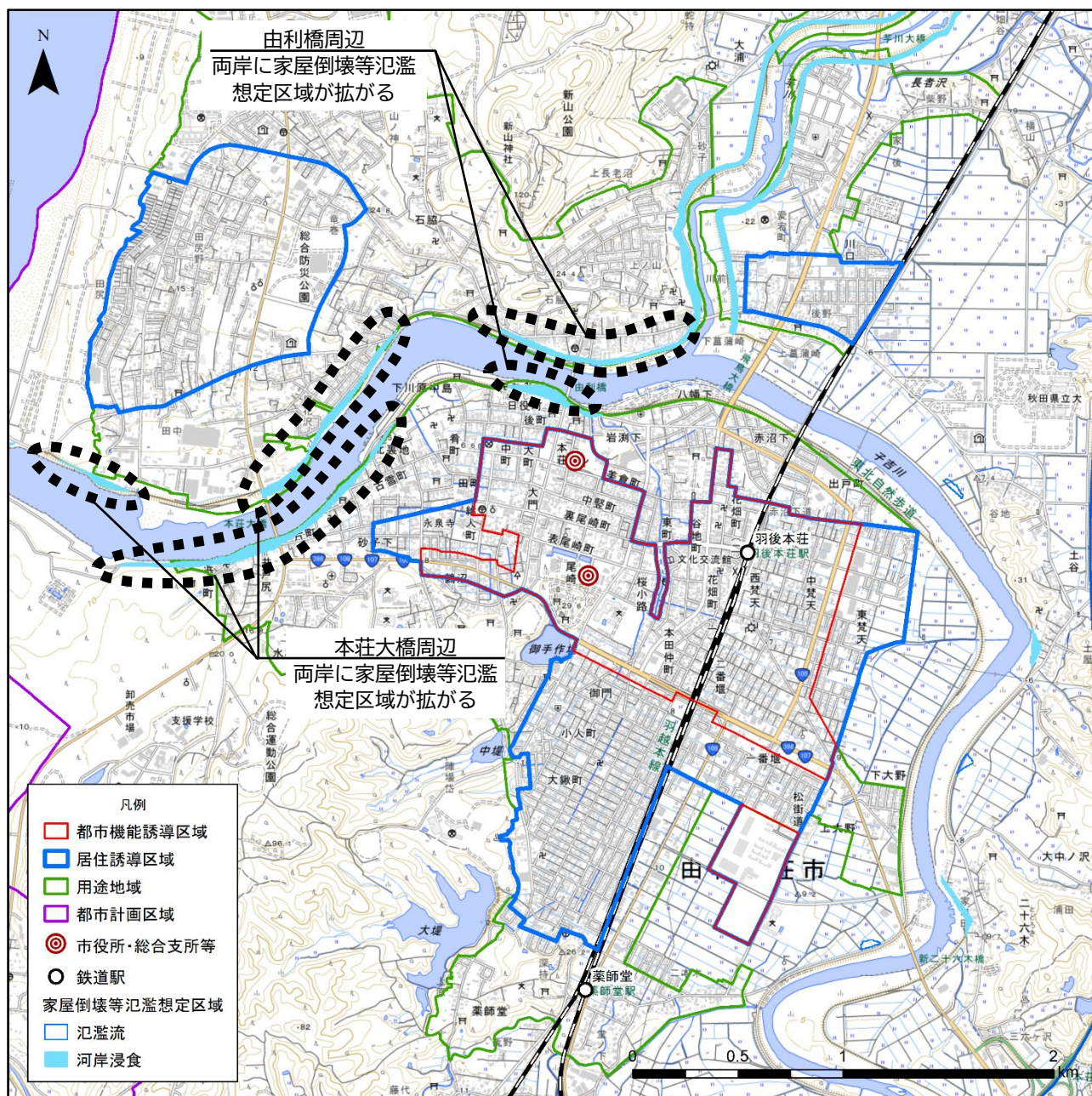


図 9-5 家屋倒壊リスク

出典) 地理院タイルを加工して作成 (地形図)

(5) 浸水継続時間のリスク

居住誘導区域内では、大沢川等の水路沿いの一部を除き、1 日を超える浸水継続は想定されていません。

居住誘導区域外では、大沢川沿いや、赤沼アンダーパス周辺、国道 107 号沿い等で浸水継続時間が 1 日を超えています。

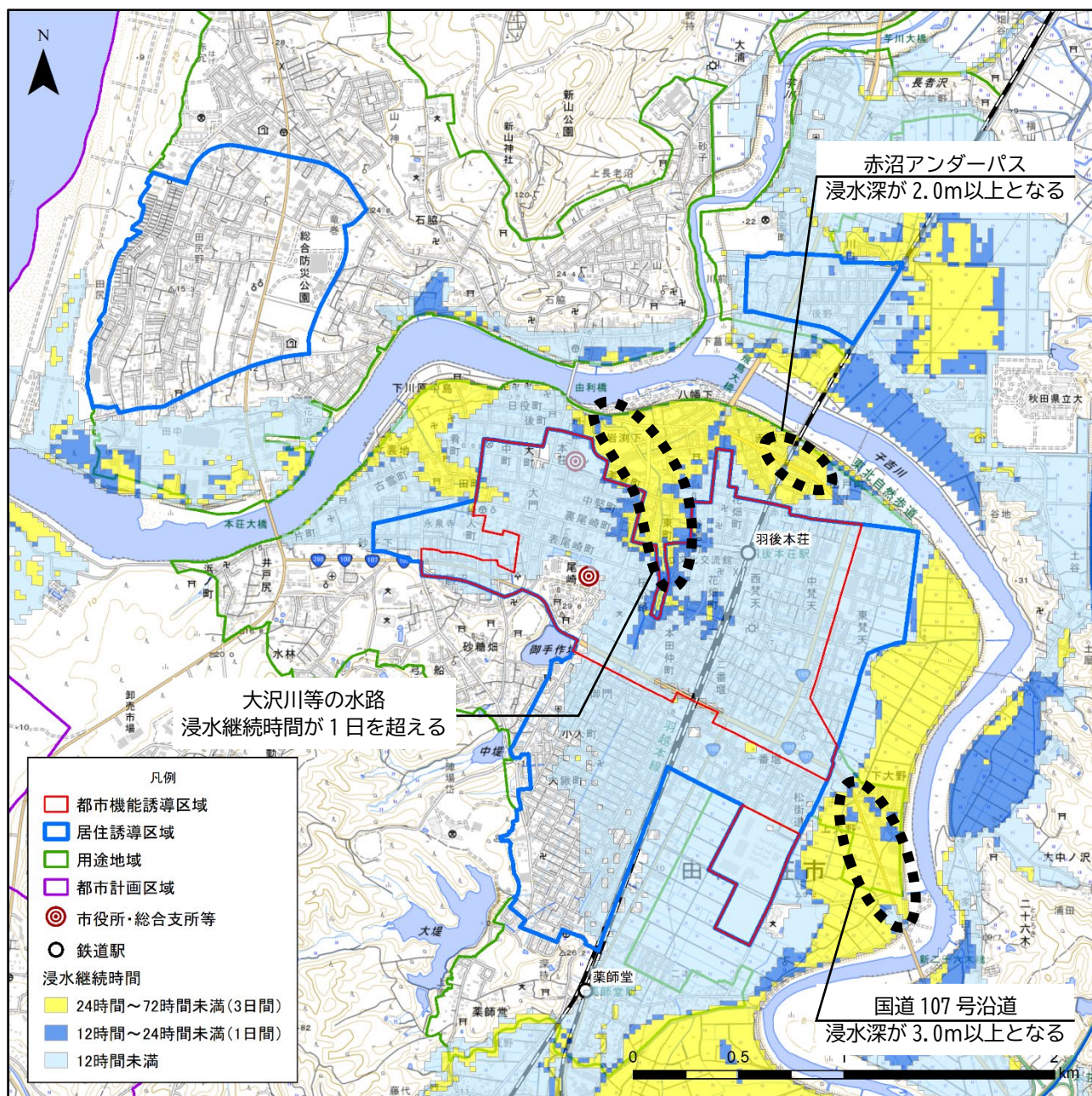


図 9-6 洪水における浸水継続時間のリスク

出典) 地理院タイルを加工して作成 (地形図)

(6) 雨水出水（内水）リスク

羽後本荘駅と市役所に挟まれたエリアは、これまで子吉川の増水に伴って大沢川等の水路で内水氾濫が度々発生しています。また、赤沼アンダーパスは、冠水が懸念される箇所になっています。

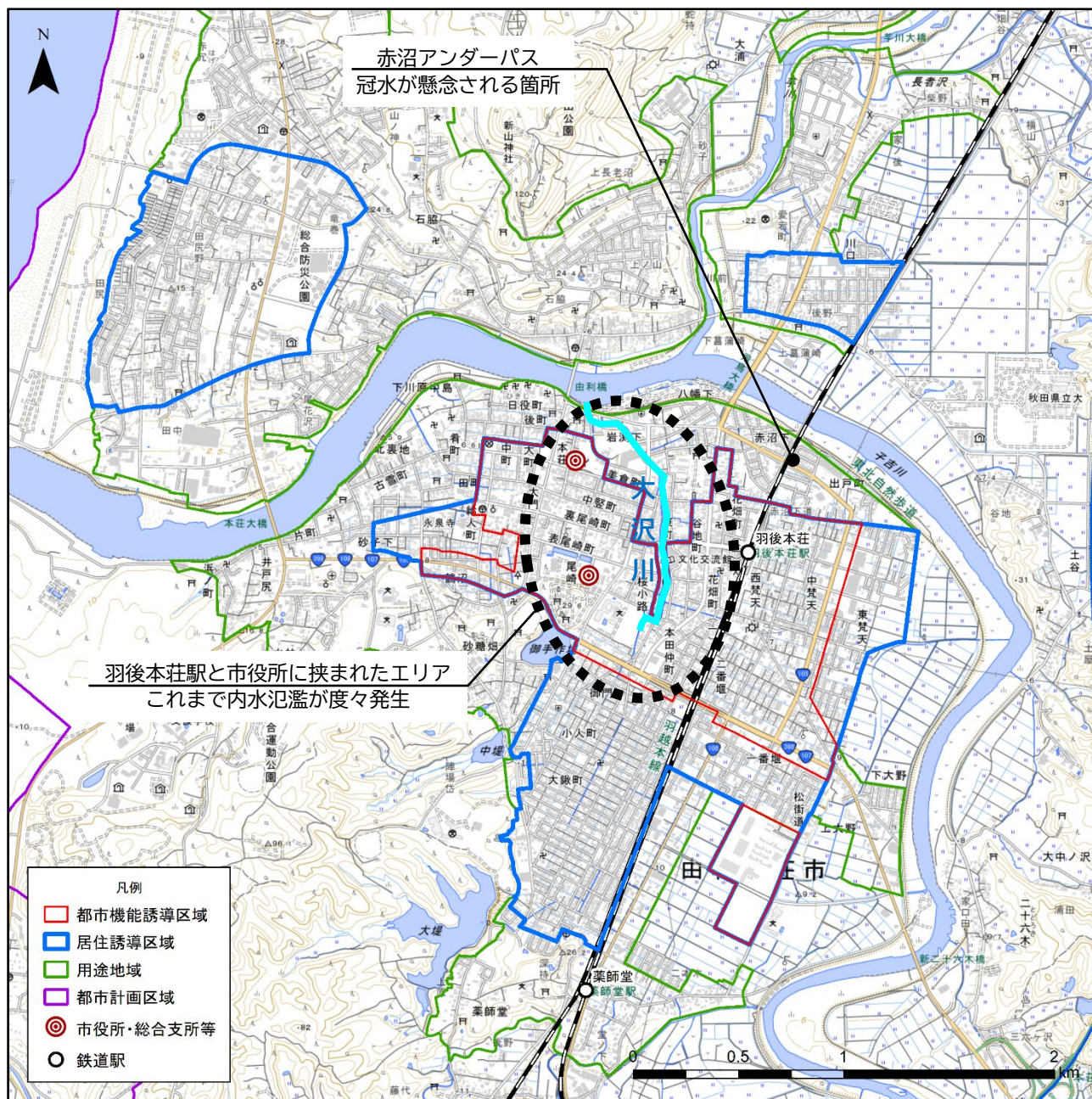


図 9-7 雨水出水（内水）リスク

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

(7) ため池決壊リスク

市内には複数のため池が存在します。本荘市街地には、防災重点農業用ため池として大規模なため池（御手作堤、本荘中堤、本荘大堤）が指定されており、地震や豪雨により決壊した場合、居住誘導区域内で浸水が発生するリスクが存在します。特に本荘大堤は堤高が高く、貯水量が多いため、洪水浸水想定区域から外れたエリアも含めて下流域に及ぼす影響が大きくなっています。

表 9-3 本荘市街地の防災重点農業用ため池

名称	所在地	所有者 (堤)	管理者	ため池の諸元		
				堤高 (m)	堤頂長 (m)	総貯水量 (千 m3)
御手作堤	切通 2-1	由利本荘市	由利本荘市	3.6	137	36
本荘中堤	陳場岱 3	由利本荘市	由利本荘市	3.2	105	31
本荘大堤	薬師堂字大堤 1	由利本荘市	子吉土地改良区	10.4	205	238

出典)「農業用ため池に関する管理及び保全に関する法律におけるデータベース」秋田県 HP

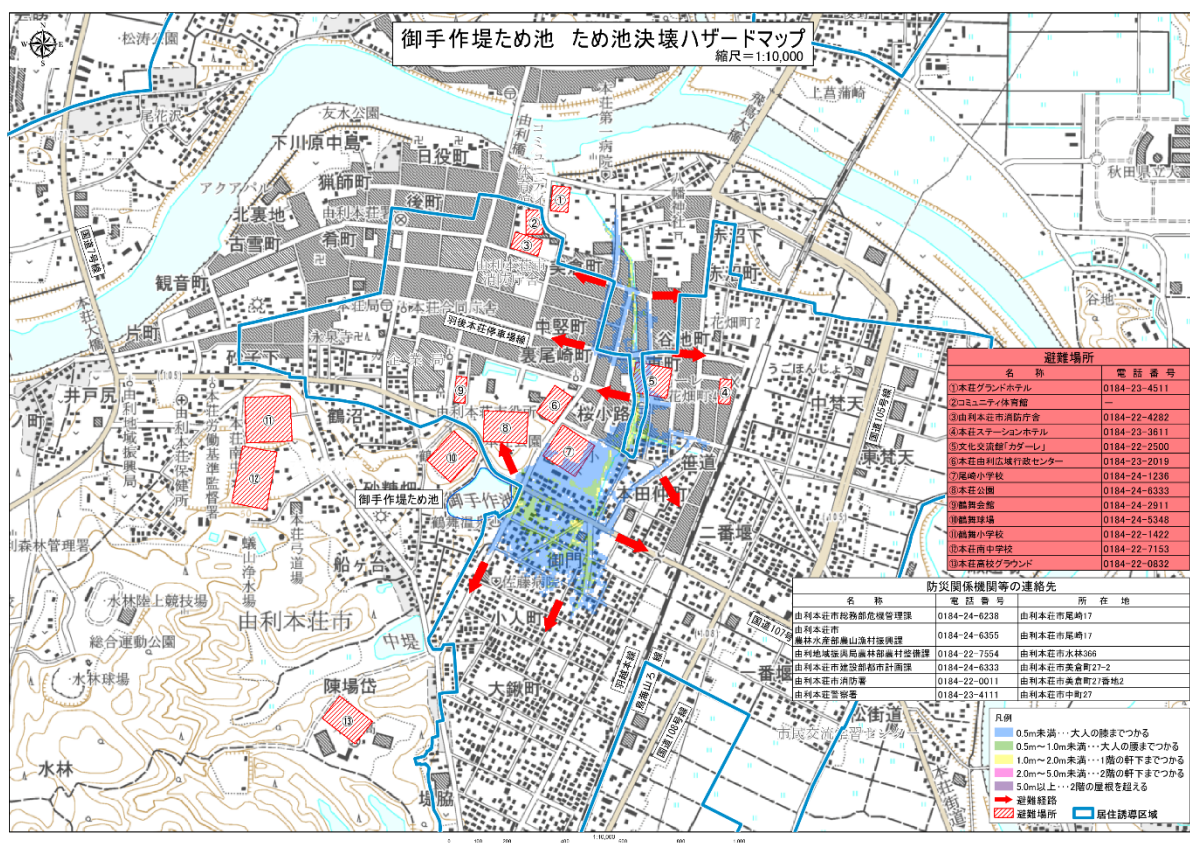


図 9-8 ため池決壊ハザードマップ（御手作堤）

出典)ため池決壊ハザードマップ（由利本荘市 HP）を加工して作成

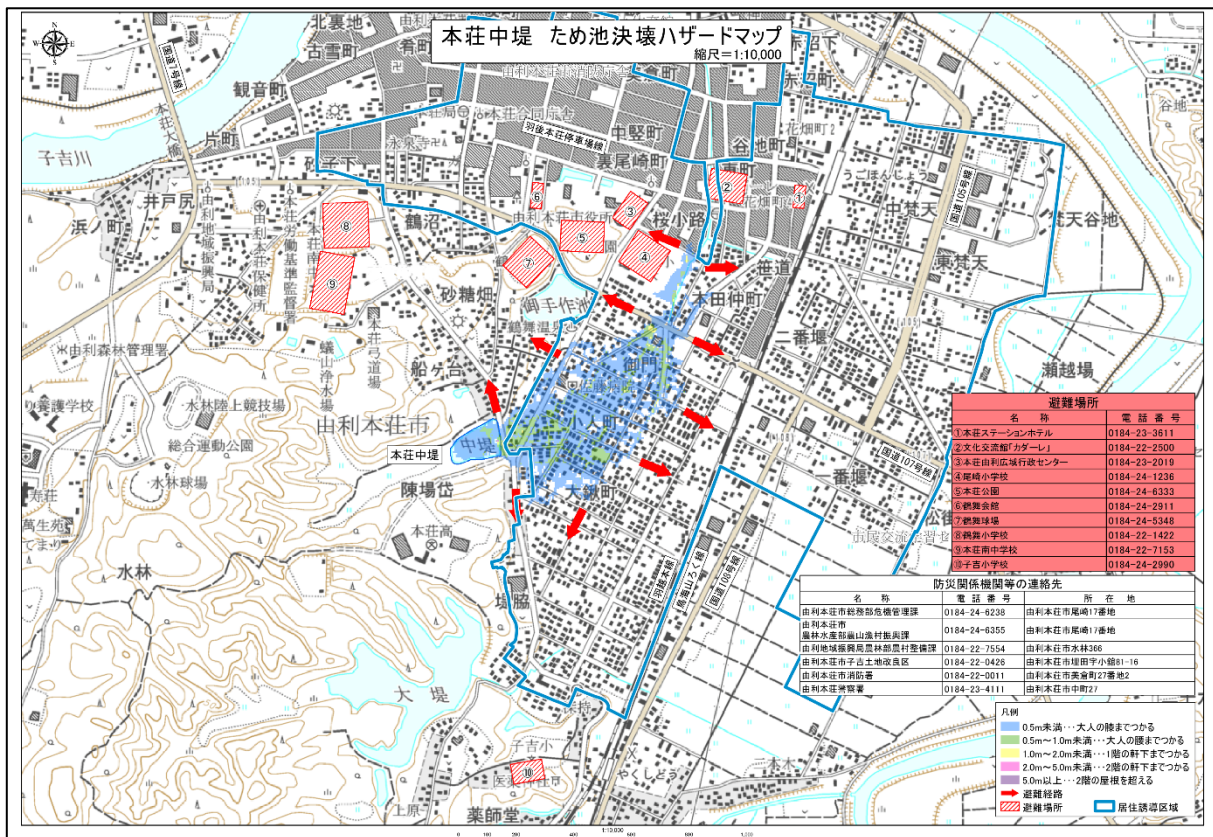


図 9-9 ため池決壊ハザードマップ（本庄中堤）

出典）ため池決壊ハザードマップ（由利本庄市 HP）を加工して作成

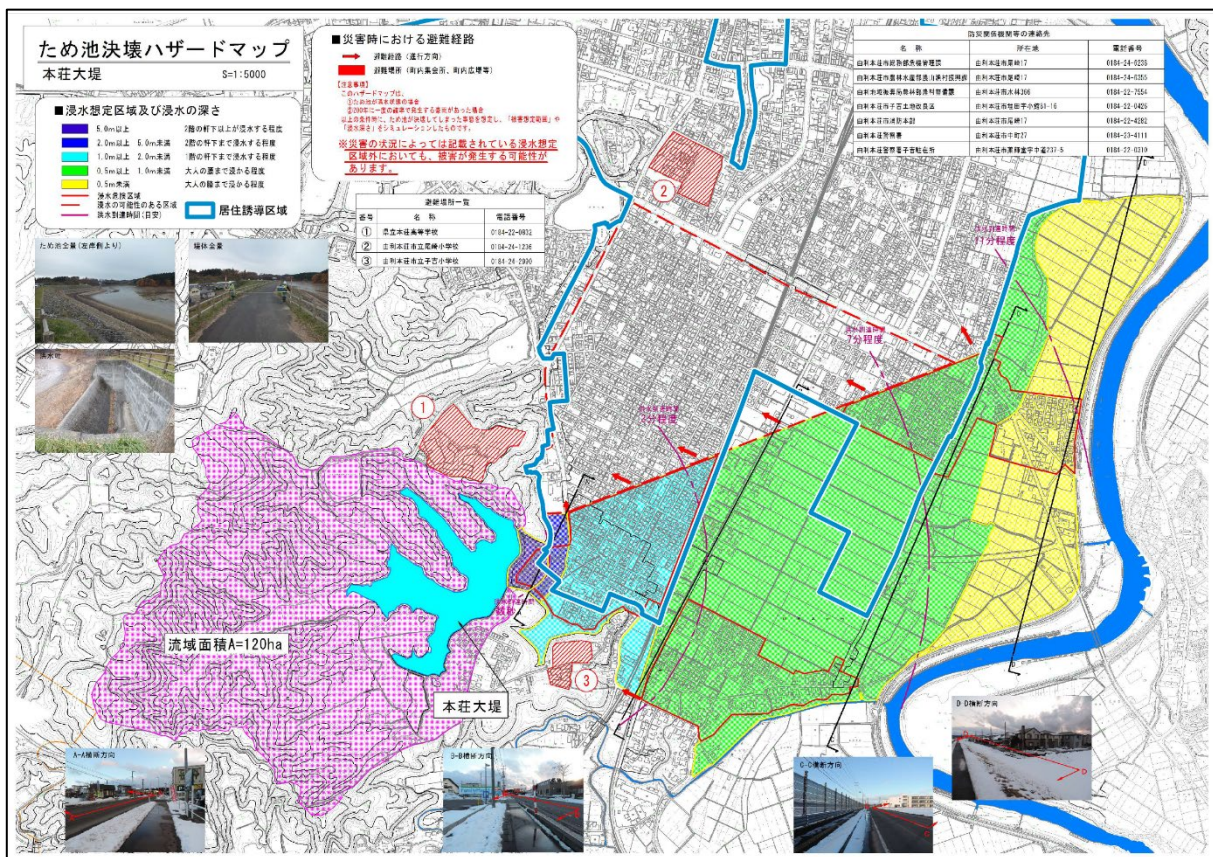


図 9-10 ため池決壊ハザードマップ（本庄大堤）

出典）ため池決壊ハザードマップ（由利本庄市 HP）を加工して作成

(8) 土砂災害リスク

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、家屋等の倒壊の可能性が高く、人命に被害が生じる恐れがあることから、居住誘導区域から除外することとしています。

土砂災害警戒区域の中でも、薬師堂駅西側や中堤南東側では循環バスなどのコミュニティバスルート、石脇北保育園付近や芋川橋西側では路線バスルートに近接しており、土砂災害が発生した場合に公共交通の運行が確保できないおそれがあります。

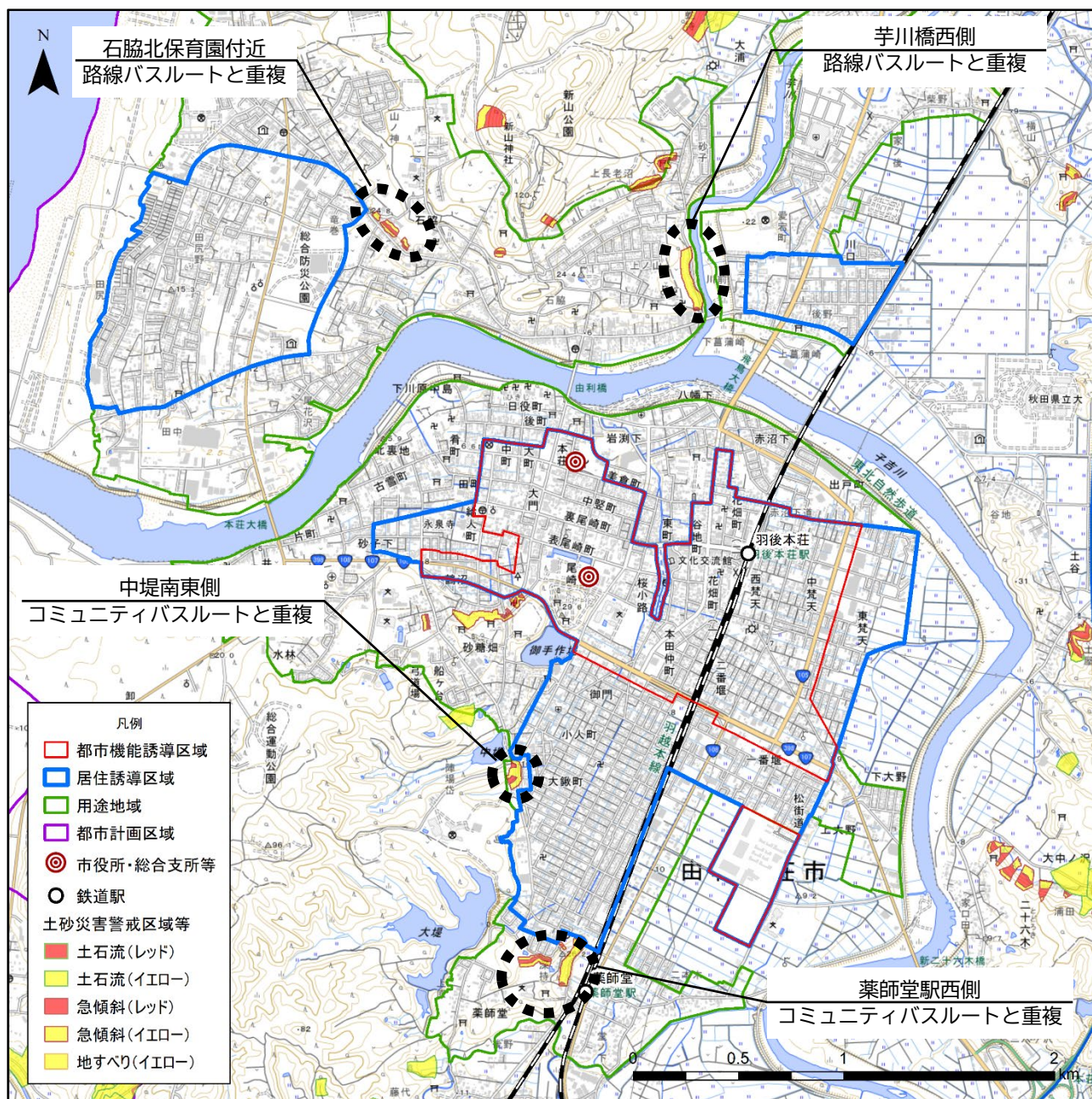


図 9-11 土砂災害警戒区域等

出典) 地理院タイルを加工して作成(地形図)

9-3 防災まちづくりの将来像、全体の取組方針の検討

(1) 将来像

本市の居住誘導区域には、水災害を中心とした災害リスクの高いエリアが存在しています。近年の気候変動に伴い災害が激甚化・頻発化する中で災害リスクを完全に取り除くことは不可能ですが、安心して住み続けられる環境を確保していくためには、多様な主体が様々な取組を通じて総合的に防災・減災対策を講じていく必要があります。

安全・安心で持続可能なまちづくりを目指し、本計画の防災指針における将来像を以下のとおり設定します。

将来像：

官民一体となって災害リスクに備える、
安全・安心で持続可能なまちづくり

(2) 全体の取組方針

防災まちづくりの将来像を実現するため、防災上の課題を踏まえ、国、県、民間と連携しながら、次表のとおり取組方針を定めます。

表 9-4 防災上の取組方針

取組方針	対象となる災害リスク		
	津波	洪水	土砂
1 災害リスクの高いエリアを誘導区域から除外	○	○	○
2 届出・勧告制度を活用した立地誘導	○	○	○
3 河川整備による浸水被害対策	○	○	
4 ダムによる洪水調整機能の強化		○	
5 雨水貯留機能向上の検討		○	
6 民間と連携した水害に強いまちづくり		○	
7 避難場所、避難路、緊急時輸送手段の確保	○	○	○
8 避難体制の充実	○	○	○
9 防災体制の充実	○	○	○
10 情報発信	○	○	○
11 防災教育の充実	○	○	○

9-4 防災施策とスケジュール

防災施策は、災害時に被害が発生しないようにするためのリスク回避に向けた対策と、災害リスクの発生可能性を下げる、もしくは発生した場合の影響を小さくするためのリスク低減に向けた対策を実施します。

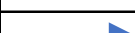
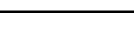
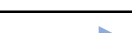
実施時期の目標については、取組開始時期である「取組開始期間」、取組を継続して実施する「継続取組期間」それぞれについて、「短期：おおむね 5 年以内」「中期：おおむね 5～10 年以内」「長期：おおむね 10 年後以降」の区分で設定します。

表 9-5 防災施策とスケジュール

取組方針・防災施策	実施主体	実施時期の目標		
		短期 5年 ※実施済含	中期 5～10年	長期 10年後以降
1 災害リスクの高いエリアを誘導区域から除外				
1-1 災害リスクの高いエリアを誘導区域から除外	市	→		
2 届出・勧告制度を活用した立地誘導				
2-1 届出・勧告制度を活用した立地誘導	市	→	---	→
3 河川整備による浸水被害対策				
3-1 河道掘削による浸水被害対策	国・県・市	→	---	→
3-2 堤防整備による浸水被害対策	国・県	→	---	→
4 ダムによる洪水調整機能の強化				
4-1 洪水調節施設の設置（鳥海ダムの建設）	国	→	→	
4-2 既存ダムにおける洪水調節機能の強化	県・市	→	---	→
5 雨水貯留機能向上の検討				
5-1 森林の整備及び保全	国・県・市	→	---	→
6 民間と連携した水害に強いまちづくり				
6-1 民間施設との災害協定 （垂直避難場所、一時避難場所、車両避難所等）	市	→	---	→
6-2 一時的、自主的な避難所（場所）としての 民間施設活用の推進	市	→	---	→
6-3 市内事業所等における非常用物資の備蓄の促進	市	→	---	→
7 避難場所、避難路、緊急時輸送手段の確保				
7-1 道路、橋梁等の整備及び維持管理	市	→	---	→
7-2 緊急輸送道路や優先啓開道路の優先的確保	市	→	---	→

→ 取組開始期間

--- 継続取組期間

取組方針・防災施策	実施主体	実施時期の目標		
		短期 5年 ※実施済含	中期 5～10年	長期 10年後以降
8 避難体制の充実				
8-1 指定緊急避難場所及び指定避難所の点検及び見直し	市			
8-2 ハザードマップの改良、周知及び活用	市			
8-3 避難行動の目安となる簡易水位計・簡易型カメラの整備	国・県			
8-4 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練支援	市			
8-5 災害発生時に迅速に行動するための、避難誘導体制整備の促進	市			
8-6 災害時における避難所の備蓄品や資機材等の確実な確保	市			
9 防災体制の充実				
9-1 自主防災組織の育成	市			
9-2 水防資機材の適切な管理	国・県・市			
10 情報発信				
10-1 メディアとの連携による災害情報提供	国・県・市			
10-2 防災行政無線の適正な維持管理	市			
10-3 ウェブサイト・SNS等情報発信体制の充実	市			
10-4 消防・防災メール登録の推進	市			
10-5 ため池ハザードマップの更新及び周知	市			
11 防災教育の充実				
11-1 教育施設における防災教育や出前講座の実施	国・県			
11-2 地域におけるまちづくり宅配講座の実施	市			
11-3 各種防災訓練の実施	県・市			
11-4 自主防災アドバイザー派遣事業	県			
11-5 重要水防箇所の合同巡視	国・県・市			
11-6 水防訓練の実施	国・県・市			
		 取組開始期間	 継続取組期間	

→ 取組開始期間

→ 継続取組期間

9-5 災害リスクの高い地域の抽出

以上の災害リスク分析を踏まえて、居住誘導区域内で災害リスクの高い地域を抽出します。

居住誘導区域のうち、中心市街地・梵天地域では0.5m以上3.0m未満の洪水浸水（想定最大規模）が想定されています。災害発生時には広範囲にわたって影響が生じると考えられるため、災害リスクの高い地域として抽出し、防災対策を位置づけます。

また、中心市街地北西部は基準水位2.0m未満の津波災害警戒区域に指定されているほか、本荘大堤下流では最大で5.0m以上のため池による浸水が想定されています。これらも災害発生時の市街地への影響が大きいと、災害リスクの高い地域として抽出し、防災対策を位置づけます。

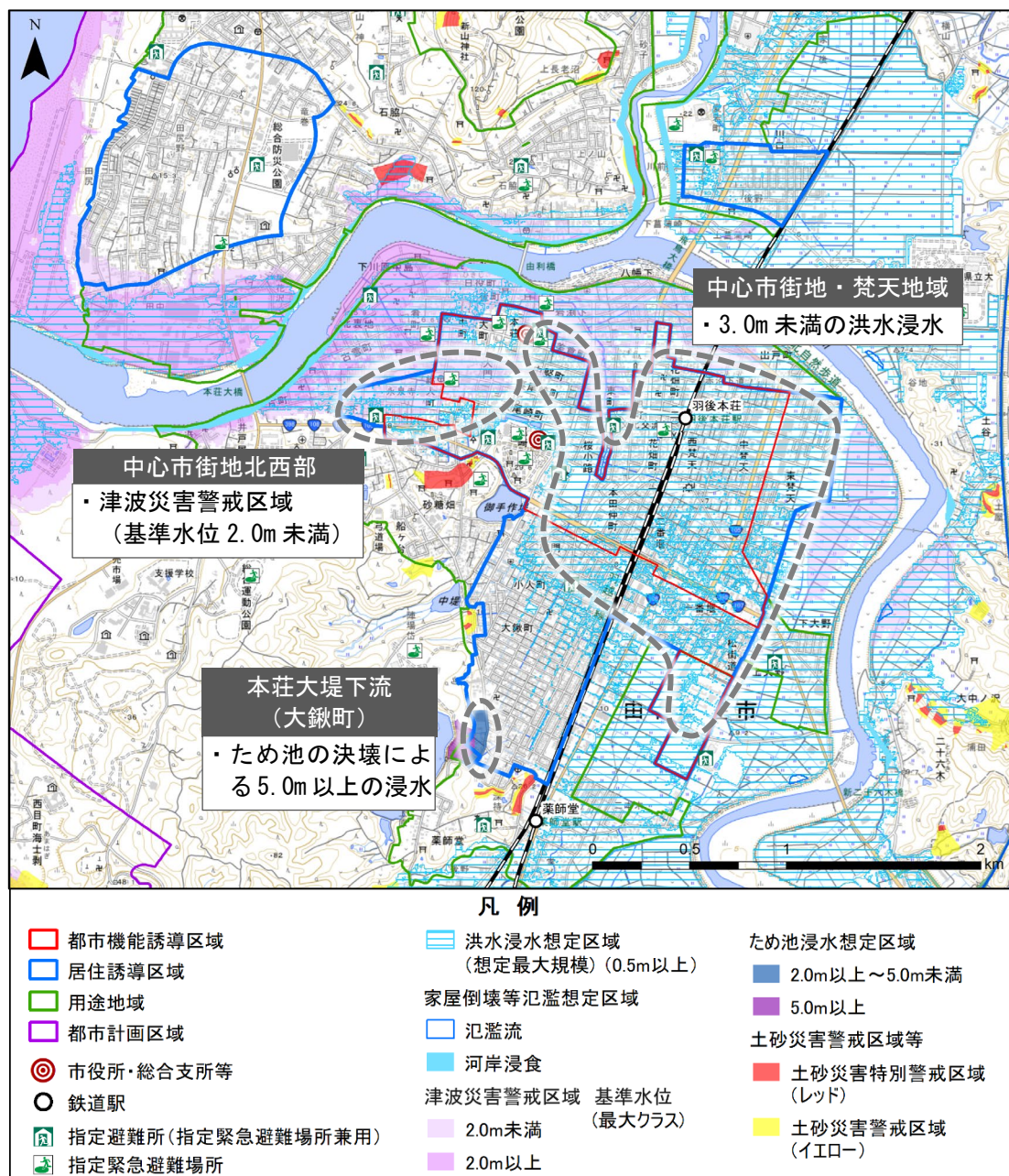


図 9-12 災害リスクの高い地域の抽出

出典) 地理院タイルを加工して作成(地形図)
ため池決壊ハザードマップ(由利本荘市 HP)(ため池浸水想定区域)

9-6 地域ごとの防災上の課題の整理

(1) 中心市街地・梵天地域（洪水浸水）

本荘市街地の中心部として、市役所や文化交流施設、医療施設、商業施設といった各種都市機能施設が集積しており、由利本荘市全体の都市機能の確保の観点から重要な地域です。また、地域全体を通して多くの低層住宅が立地しているほか、幹線道路沿いには大型商業施設が立地しています。

想定最大規模の洪水が発生した場合、0.5m以上の洪水浸水想定区域と住宅地が重なっているため、床上浸水が生じる恐れがあります。浸水時には、大規模商業施設や行政施設等に垂直避難した人が取り残される可能性を想定し、数日間は施設内で過ごせるように備えることが必要です。また、赤沼アンダーパスの浸水や、由利橋周辺の河岸浸食による通行困難への対策が必要です。なお、想定浸水深が3.0m以上の区域は、居住誘導区域から除外しています。



図 9-13 洪水浸水想定区域（想定最大規模 中心市街地・梵天地域）

出典）地理院タイルを加工して作成（地形図）

(2) 中心市街地北西部（津波浸水）

街道沿いに建ち並ぶ低層住宅を主とした地域です。住宅以外に、本荘郵便局や由利本荘警察署といった都市機能施設も立地しており、由利本荘市の都市機能の一部を担うとともに、3 階建て以上の施設として、浸水時の垂直避難施設としての機能発揮も期待されています。

市街地の広範囲が、基準水位 2.0m 未満の津波災害警戒区域に指定されています。このうち、本荘郵便局では基準水位が 1.0m 以上 2.0m 未満、由利本荘警察署では 0.3m 以上 1.0m 未満となっています。

浸水時にこれら行政施設等に垂直避難した人が取り残される可能性を想定し、数日間は施設内で過ごせるように備えることが必要です。加えて、地域の広範囲で津波又は洪水浸水が想定されていることから、地域防災力の向上を図ることが必要です。



図 9-14 津波災害警戒区域の基準水位（最大クラス 中心市街地北西部）

出典）地理院タイル（地形図）

(3) 本荘大堤下流（大湫町）（ため池決壊による浸水）

基盤整備された住宅地を主とする地域で、3 階建て以上の建物や都市機能施設の立地は限定的です。

大湫町、谷地等では床上浸水の恐れのある浸水深 0.5m 以上の浸水が想定されているほか、地域の広範囲でため池決壊による浸水が想定されていることから、地域防災力の向上を図ることが必要です。

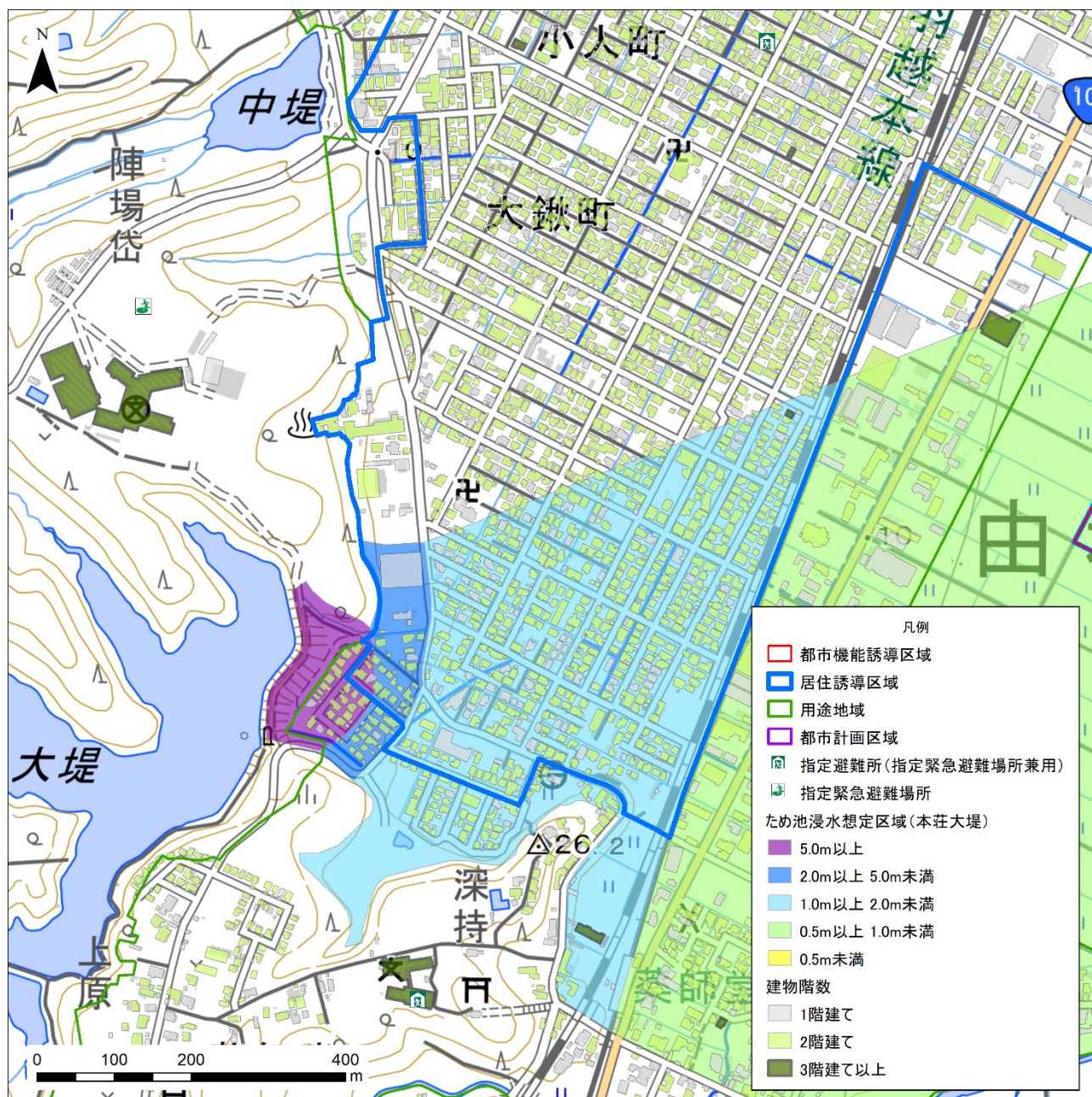


図 9-15 ため池浸水想定区域（本荘大堤下流）

出典) 地理院タイル（地形図）

ため池決壊ハザードマップ（由利本荘市 HP）（ため池浸水想定区域）

(4) 防災上の課題の図示

以上を踏まえ、防災上の課題を図 9-16 に示します。

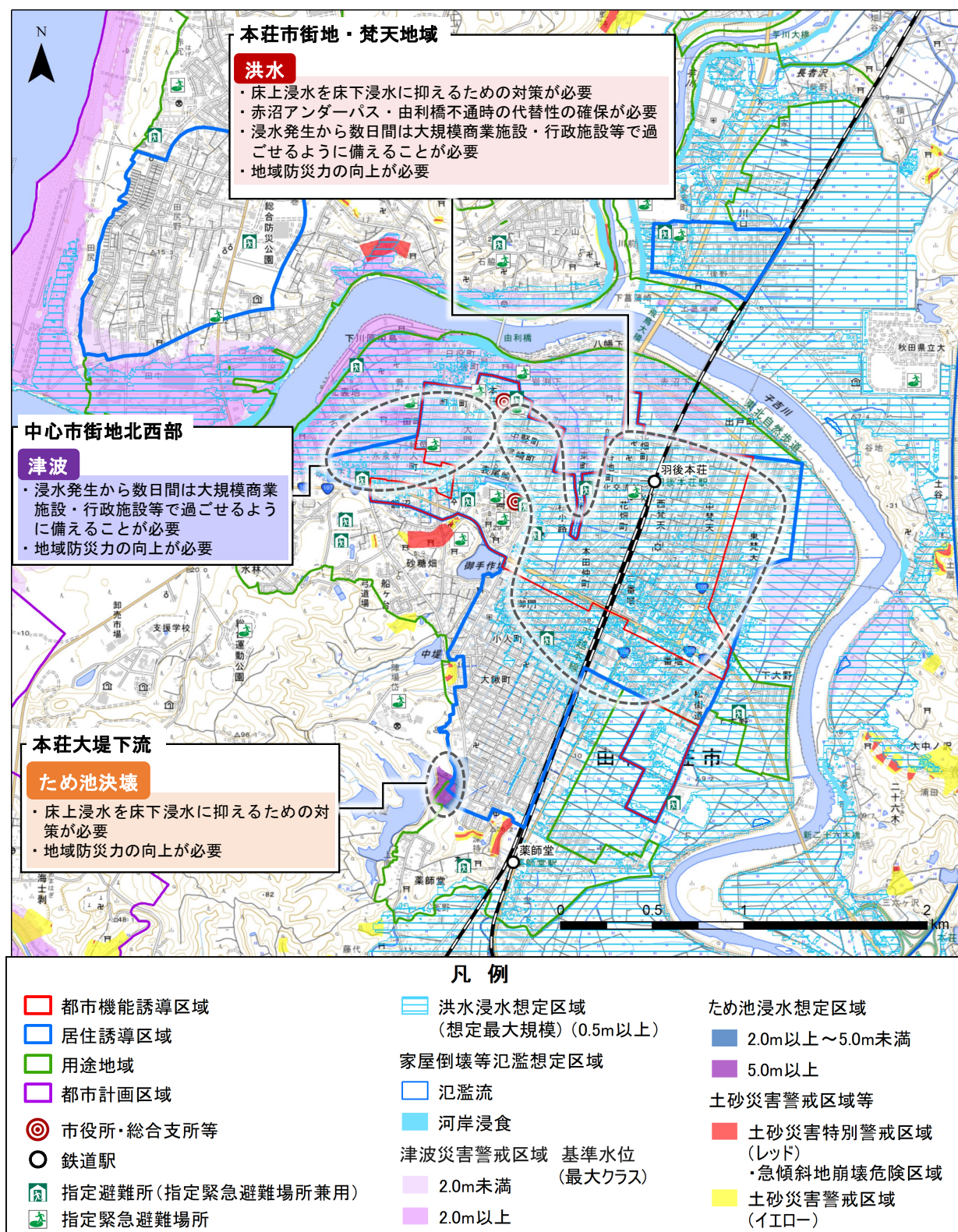


図 9-16 防災上の課題

出典) 地理院タイルを加工して作成(地形図)
ため池決壊ハザードマップ(由利本荘市 HP)(ため池浸水想定区域)



9-7 地域ごとの防災まちづくりの取組方針

災害リスク分析や課題を踏まえ、居住誘導区域内で災害リスクの高い地域では、以下に示す防災施策を実施することにより、災害リスクの回避や低減を図ります。

(1) 中心市街地・梵天地域

中心市街地・梵天地域では、河川整備による浸水被害対策として、河道掘削や堤防整備、堤防強化による浸水被害対策に、民間と連携した水害に強いまちづくりとして、民間施設との災害協定、一時的、自主的な避難所（場所）としての民間施設活用の推進や、市内事業所等における非常用物資の備蓄の促進に取り組みます。

また、避難場所、避難路、緊急時輸送手段の確保として、道路、橋梁等の整備及び維持管理、最新の浸水想定区域を考慮した指定避難所の再検討、緊急輸送道路や優先啓開道路の優先的確保に取り組みます。

避難体制の充実として、指定緊急避難場所及び指定避難所の点検及び見直し、ハザードマップの改良、周知及び活用、避難行動の目安となる簡易水位計・簡易型カメラの整備、要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練支援、災害発生時に迅速に行動するための避難誘導体制整備の促進、災害時における避難所の備蓄品や資機材等の確実な確保に取り組むとともに、防災体制の充実として、自主防災組織の育成、水防資機材の適切な管理に取り組みます。あわせて、災害時に避難を確実にを行うための情報発信として、メディアとの連携による災害情報提供、防災行政無線の適切な維持管理、ウェブサイト・SNS 等情報発信体制の充実、消防・防災メール登録の推進に取り組みます。

さらに、防災教育の充実として、教育施設における防災教育及び出前講座、地域におけるまちづくり宅配講座、各種防災訓練、自主防災アドバイザー派遣事業、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練に取り組みます。

(2) 中心市街地北西部

中心市街地北西部では、河川整備による浸水被害対策として、堤防整備や堤防強化による浸水被害対策に、民間と連携した水害に強いまちづくりとして、民間施設との災害協定、一時的、自主的な避難所（場所）としての民間施設活用の推進や、市内事業所等における非常用物資の備蓄の促進に取り組めます。

また、避難場所、避難路、緊急時輸送手段の確保として、道路、橋梁等の整備及び維持管理、最新の浸水想定区域を考慮した指定避難所の再検討、緊急輸送道路や優先啓開道路の優先的確保に取り組めます。

避難体制の充実として、指定緊急避難場所及び指定避難所の点検及び見直し、ハザードマップの改良、周知及び活用、避難行動の目安となる簡易水位計・簡易型カメラの整備、要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練支援、災害発生時に迅速に行動するための避難誘導体制整備の促進、災害時における避難所の備蓄品や資機材等の確実な確保に取り組むとともに、防災体制の充実として、自主防災組織の育成、水防資機材の適切な管理に取り組めます。あわせて、災害時に避難を確実にするための情報発信として、メディアとの連携による災害情報提供、防災行政無線の適切な維持管理、ウェブサイト・SNS 等情報発信体制の充実、消防・防災メール登録の推進に取り組めます。

さらに、防災教育の充実として、教育施設における防災教育及び出前講座、地域におけるまちづくり宅配講座、各種防災訓練、自主防災アドバイザー派遣事業、重要水防箇所の合同巡視、水防訓練に取り組めます。

(3) 本荘大堤下流（大湫町）

本荘大堤下流（大湫町）では、民間と連携した水害に強いまちづくりとして、民間施設との災害協定、一時的、自主的な避難所（場所）としての民間施設活用の推進に取り組めます。

また、避難場所、避難路、緊急時輸送手段の確保として、道路、橋梁等の整備及び維持管理、最新の浸水想定区域を考慮した指定避難所の再検討、緊急輸送道路や優先啓開道路の優先的確保に取り組めます。

避難体制の充実として、指定緊急避難場所及び指定避難所の点検及び見直し、要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練支援、災害発生時に迅速に行動するための避難誘導体制整備の促進、災害時における避難所の備蓄品や資機材等の確実な確保に取り組むとともに、防災体制の充実として、自主防災組織の育成、水防資機材の適切な管理に取り組めます。あわせて、災害時に避難を確実にするための情報発信として、メディアとの連携による災害情報提供、防災行政無線の適切な維持管理、ウェブサイト・SNS 等情報発信体制の充実、消防・防災メール登録の推進、ため池ハザードマップの更新及び周知に取り組めます。

さらに、防災教育の充実として、地域におけるまちづくり宅配講座、各種防災訓練の実施に取り組めます。

(4) 取組方針図

以上を踏まえ、地域ごとの防災まちづくりの取組方針を図 9-17 に示します。

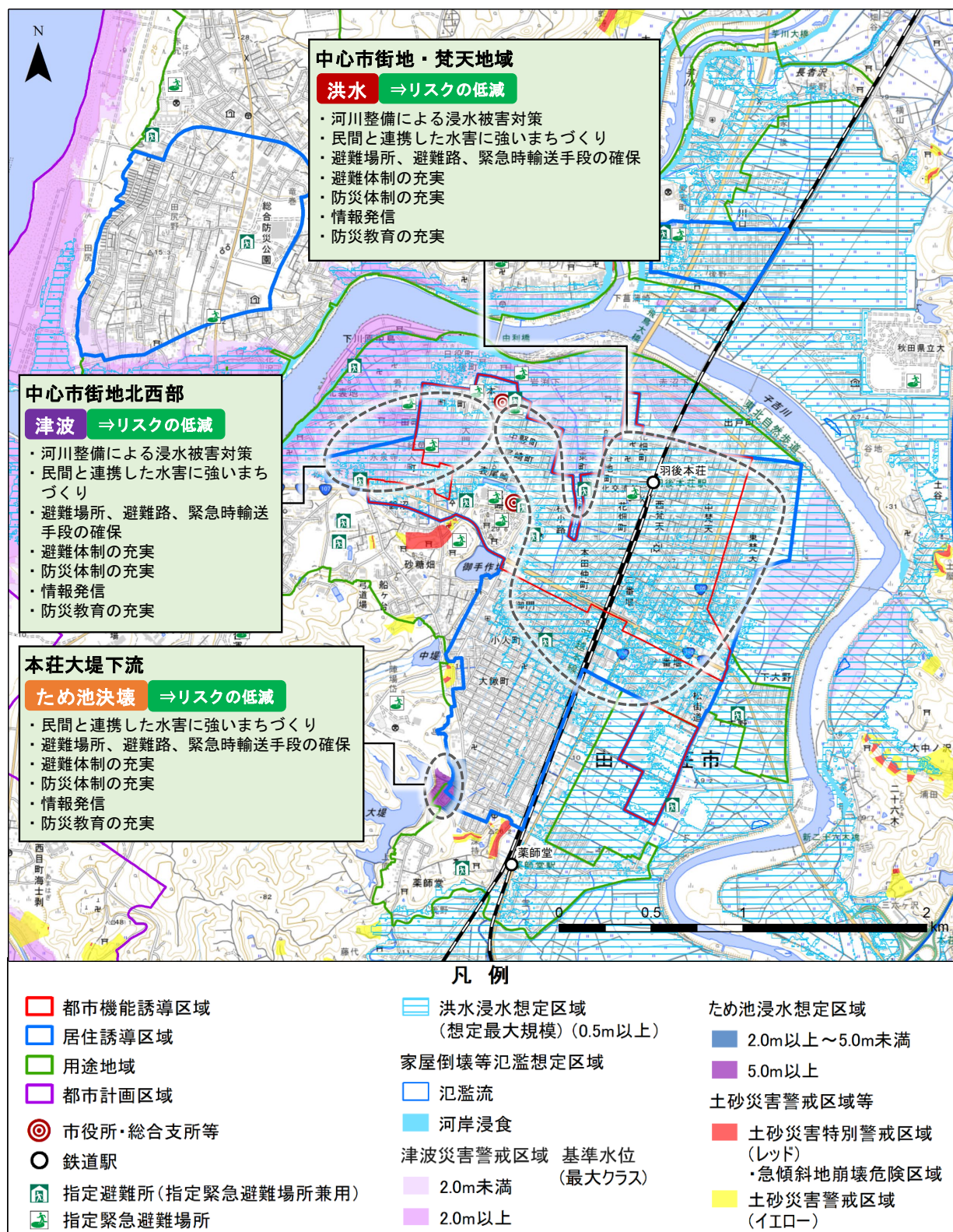


図 9-17 取組方針図

出典) 地理院タイルを加工して作成 (地形図)
 ため池決壊ハザードマップ (由利本荘市 HP) (ため池浸水想定区域)

(5) 地域ごとの防災施策の一覧

災害リスクの高い地域それぞれで取り組む防災施策を表 9-6 に示します。

表 9-6 地域ごとの防災施策の一覧

取組方針・防災施策	実施主体	対象（災害リスクの高い地域）		
		中心市街地・梵天地域	中心市街地北西部	本荘大堤下流
1 災害リスクの高いエリアを誘導区域から除外				
1-1 災害リスクの高いエリアを誘導区域から除外	市	○	○	○
2 届出・勧告制度を活用した立地誘導				
2-1 届出・勧告制度を活用した立地誘導	市	○	○	○
3 河川整備による浸水被害対策				
3-1 河道掘削による浸水被害対策	国・県・市	●	○	○
3-2 堤防整備による浸水被害対策	国・県	●	●	○
4 ダムによる洪水調整機能の強化				
4-1 洪水調節施設の設置（鳥海ダムの建設）	国	○	○	○
4-2 既存ダムにおける洪水調節機能の強化	国・県・市	○	○	○
5 雨水貯留機能向上の検討				
5-1 森林の整備及び保全	国・県・市	○	○	○
6 民間と連携した水害に強いまちづくり				
6-1 民間施設との災害協定（垂直避難場所、一時避難場所、車両避難所等）	市	●	●	●
6-2 一時的、自主的な避難所（場所）としての民間施設活用の推進	市	●	●	●
6-3 市内事業所等における非常用物資の備蓄の促進	市	●	●	○
7 避難場所、避難路、緊急時輸送手段の確保				
7-1 道路、橋梁等の整備及び維持管理	市	●	●	●
7-2 緊急輸送道路や優先啓開道路の優先的確保	市	●	●	●

●：当該地域に直接的な効果が見込まれる施策

○：当該地域に直接は関係しないが、間接的な効果が見込まれる施策

取組方針・防災施策	実施主体	対象（災害リスクの高い地域）		
		中心市街地・梵天地域	中心市街地北西部	本荘大堤下流
8 避難体制の充実				
8-1 指定緊急避難場所及び指定避難所の点検及び見直し	市	●	●	●
8-2 ハザードマップの改良、周知及び活用	市	●	●	○
8-3 避難行動の目安となる簡易水位計・簡易型カメラの整備	国・県	●	●	○
8-4 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練支援	市	●	●	●
8-5 災害発生時に迅速に行動するための、避難誘導体制整備の促進	市	●	●	●
8-6 災害時における避難所の備蓄品や資機材等の確実な確保	市	●	●	●
9 防災体制の充実				
9-1 自主防災組織の育成	市	●	●	●
9-2 水防資機材の適切な管理	国・県・市	●	●	●
10 情報発信				
10-1 メディアとの連携による災害情報提供	国・県・市	●	●	●
10-2 防災行政無線の適正な維持管理	市	●	●	●
10-3 ウェブサイト・SNS等情報発信体制の充実	市	●	●	●
10-4 消防・防災メール登録の推進	市	●	●	●
10-5 ため池ハザードマップの更新及び周知	市	○	○	●
11 防災教育の充実				
11-1 教育施設における防災教育や出前講座の実施	国・県	●	●	○
11-2 地域におけるまちづくり宅配講座の実施	市	●	●	●
11-3 各種防災訓練の実施	県・市	●	●	●
11-4 自主防災アドバイザー派遣事業	県	●	●	○
11-5 重要水防箇所の合同巡視	国・県・市	●	●	○
11-6 水防訓練の実施	国・県・市	●	●	○

●：当該地域に直接的な効果が見込まれる施策

○：当該地域に直接は関係しないが、間接的な効果が見込まれる施策

9-8 参考：子吉川河川整備等による災害リスクの減少

国土交通省で作成・公表を行っている「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」によると、河川整備等の防災施策の実施により、整備段階に応じて洪水浸水リスクが減少することが想定されています。想定では、河川の整備段階をそれぞれ現況（令和2（2020）年度）河道、短期（令和7（2025）年度）河道、中長期（令和16（2034）年度）河道として区分しています。

中長期河道（令和16（2034）年度）における用途地域内の浸水深3.0m以上の浸水想定区域については、高頻度（10年確率）で当該区域の解消が見込まれています。また、計画規模（100年確率）においても4.76haに区域が縮小する見込みとなっています。なお、現時点での洪水浸水（奥底最大規模）3.0m以上の区域は、居住誘導区域内から除外しています。

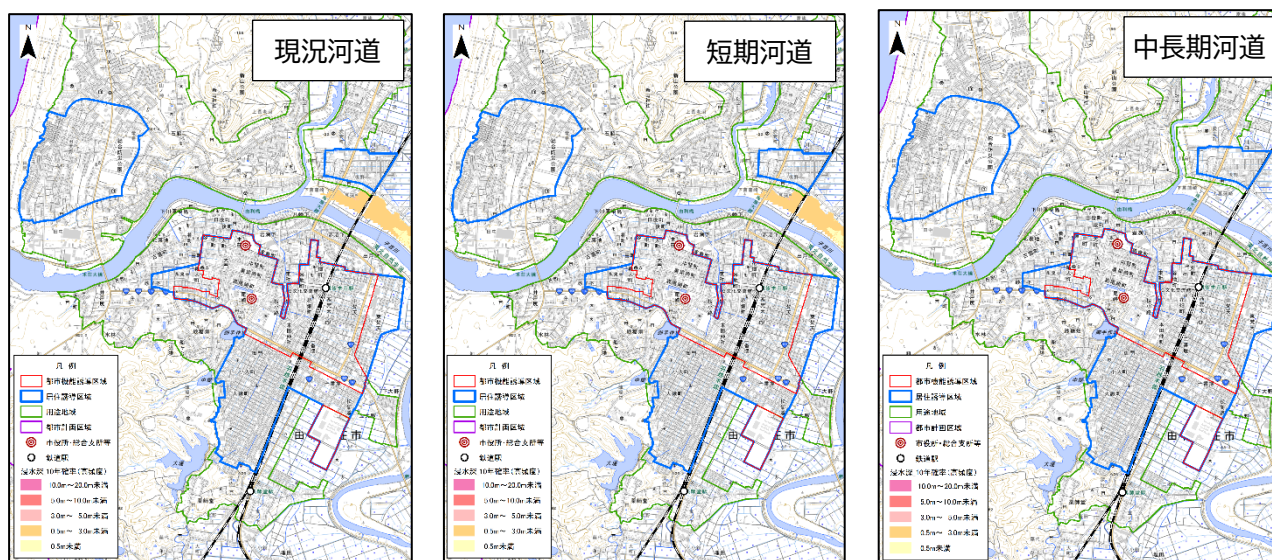


図 9-18 高頻度（10年確率）における浸水想定区域

出典）国土交通省秋田河川国道事務所資料（浸水想定区域）
地理院タイルを加工して作成（地形図）

表 9-7 高頻度（10年確率）における浸水想定区域面積と浸水想定区域人口

高頻度浸水深	面積（ha）			人口（人）		
	浸水深3.0m以上			浸水深3.0m以上		
	10年確率	現時点	短期	中長期	10年確率	現時点
都市計画区域		23.60	21.24	0.38		0
用途地域		0.46	0.23	0.00		0
居住誘導区域		0.00	0.00	0.00		0
都市機能誘導区域		0.00	0.00	0.00		0

出典）国土交通省秋田河川国道事務所資料を基に算出

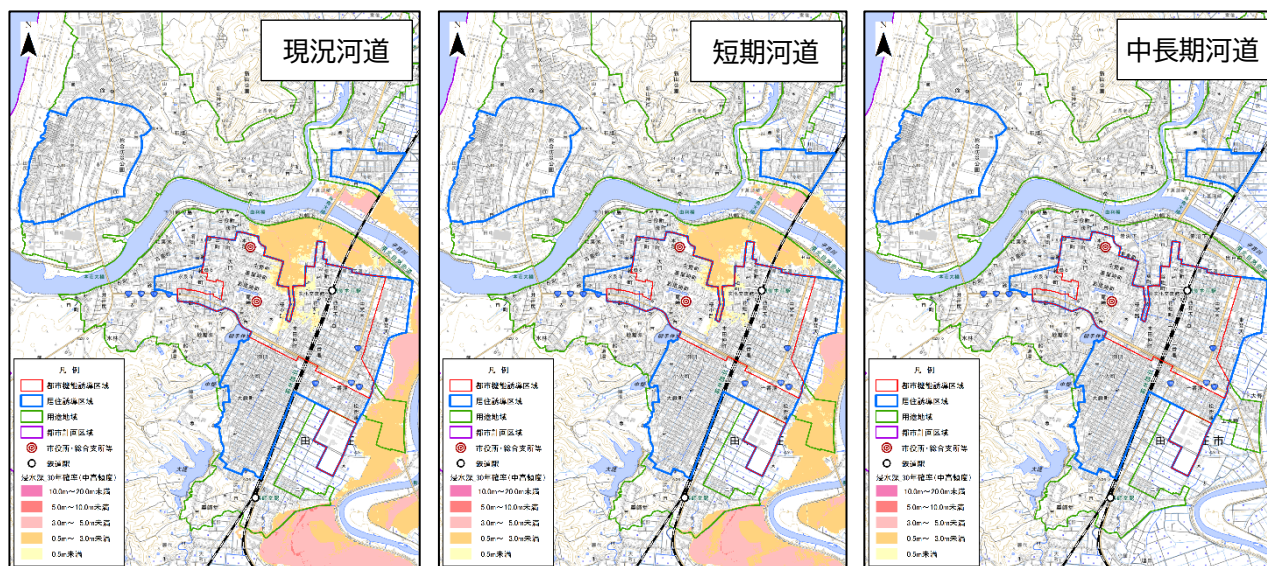


図 9-19 中高頻度（30 年確率）における浸水想定区域

出典）国土交通省秋田河川国道事務所資料（浸水想定区域）
地理院タイルを加工して作成（地形図）

表 9-8 中高頻度（30 年確率）における浸水想定区域面積と浸水想定区域人口

中高頻度浸水深	面積 (ha)			人口 (人)		
	30年確率	現時点	短期	中長期	30年確率	現時点
都市計画区域		237.37	211.77	61.30		67
用途地域		6.19	5.14	0.87		10
居住誘導区域		0.00	0.00	0.00		0
都市機能誘導区域		0.00	0.00	0.00		0

出典）国土交通省秋田河川国道事務所資料を基に算出

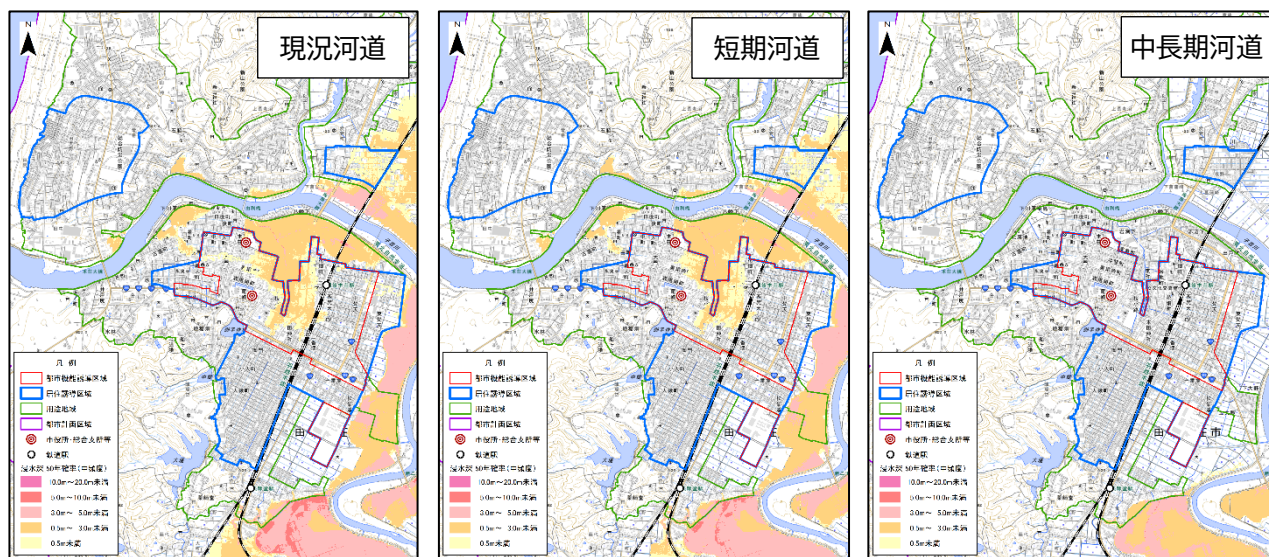


図 9-20 中頻度（50 年確率）における浸水想定区域

出典）国土交通省秋田河川国道事務所資料（浸水想定区域）
地理院タイルを加工して作成（地形図）

表 9-9 中頻度（50 年確率）における浸水想定区域面積と浸水想定区域人口

面積（ha）				人口（人）			
中頻度浸水深		浸水深3.0m以上		中頻度浸水深		浸水深3.0m以上	
50年確率	現時点	短期	中長期	50年確率	現時点	短期	中長期
都市計画区域	291.82	277.28	153.60	都市計画区域	157	86	24
用途地域	10.69	9.13	3.51	用途地域	68	10	10
居住誘導区域	0.00	0.00	0.00	居住誘導区域	0	0	0
都市機能誘導区域	0.00	0.00	0.00	都市機能誘導区域	0	0	0

出典）国土交通省秋田河川国道事務所資料を基に算出

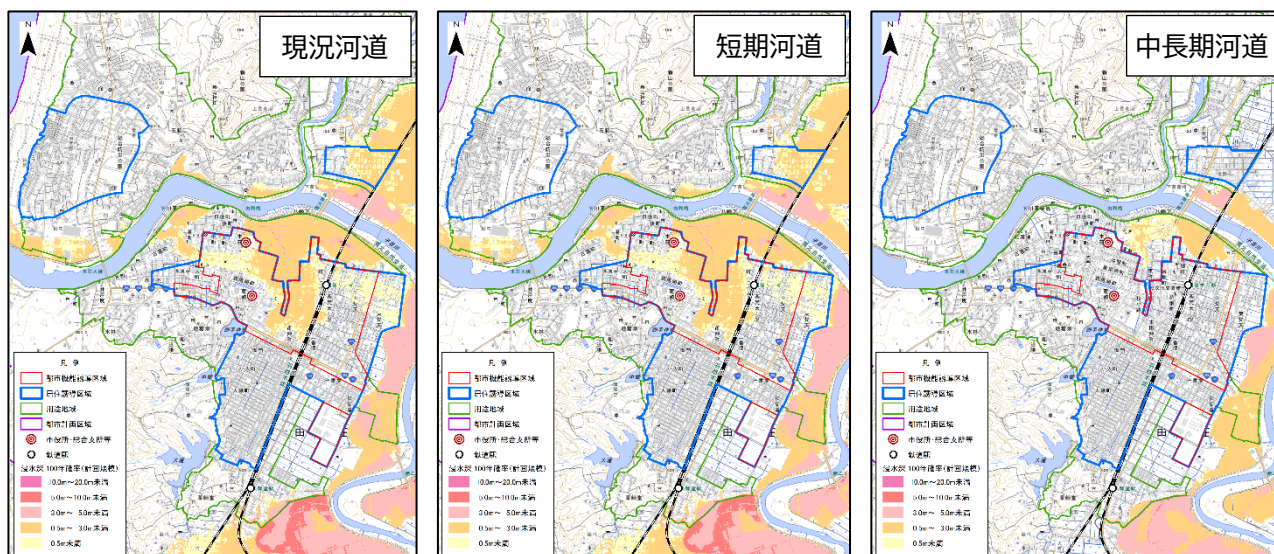


図 9-21 計画規模（100 年確率）における浸水想定区域

出典）国土交通省秋田河川国道事務所資料（浸水想定区域）
地理院タイルを加工して作成（地形図）

表 9-10 計画規模（100 年確率）における浸水想定区域面積と浸水想定区域人口

面積 (ha)				人口 (人)			
計画規模浸水深		浸水深3.0m以上		計画規模浸水深		浸水深3.0m以上	
100年確率	現時点	短期	中長期	100年確率	現時点	短期	中長期
都市計画区域	319.44	319.44	227.35	都市計画区域	200	200	83
用途地域	14.52	14.52	4.76	用途地域	92	92	10
居住誘導区域	0.00	0.00	0.00	居住誘導区域	0	0	0
都市機能誘導区域	0.00	0.00	0.00	都市機能誘導区域	0	0	0

出典）国土交通省秋田河川国道事務所資料を基に算出

10 数値目標の設定

本計画における様々な取組の進捗状況やその効果等を検証するため、「数値目標」と「期待される効果」を次のとおり設定します。目標年次を20年後の令和26（2044）年とし、達成状況の確認は、概ね5年ごとに実施するものとします。

10-1 数値目標

(1) 数値目標の設定

各種施策の効果を評価するため、数値目標を次のとおり設定します。

表 10-1 数値目標の設定

項 目	基準値	目標値 (令和26年)
1 居住の誘導に関する目標		
1-1 居住誘導区域の人口密度 (居住誘導区域内人口／居住誘導区域面積)	37.2人/ha (令和2年) ※1	31.6人/ha 以上※2
1-2 行政区域人口に対する居住誘導区域内人口の割合 (居住誘導区域内人口／由利本荘市全体の人口)	22.0% (令和2年) ※1	28.9% 以上※2
2 都市機能の誘導に関する目標		
2-1 都市機能誘導区域の誘導施設数	15施設 (令和5年)	基準値維持
3 公共交通に関する目標		
3-1 路線バスの延べ利用者数	251,262人 (令和5年)	251,262人以上
3-2 コミュニティバスの延べ利用者数	50,119人 (令和5年)	50,119人以上
4 防災に関する目標		
4-1 自主防災組織を組織している自治会等の割合 (自主防災組織を組織している町内数／全町内数)	90.3% (令和5年)	93.2% 以上
4-2 危険度の高い空き家等の戸数 (特定空き家戸数)	66戸 (令和5年)	60戸 以下

※1 出典：平成27年国勢調査結果、及び「将来人口・世帯予測ツールV2（H27国調対応版）」
(国土技術政策総合研究所) による推計

※2 本計画で独自に設定した目標値です。目標値設定の考え方は、次頁で示します。

(2) 居住の誘導に関する目標値設定の考え方

居住誘導区域の人口は、令和 2（2020）年は 16,462 人で、人口密度は 37.2 人/ha でした。今後は、人口が減少するため、目標年次の令和 26（2044）年には、人口が 11,524 人、人口密度は 26.0 人/ha に減少すると推計されています。※

本計画では、まちなかの人口を維持する重点的な施策により、居住誘導区域の人口減少を推計の半分程度に抑えることとし、令和 26（2044）年の居住誘導区域の人口を 13,993 人、人口密度を 31.6 人/ha に維持することを目指します。

また、利便性の高いまちなかへの居住誘導を推進することで、由利本荘市の人口のうち、居住誘導区域内に居住する人の割合を 28.9%へ高めることを目指します。

※平成 27 年国勢調査結果、及び「将来人口・世帯予測ツール V2（H27 国調対応版）」（国土技術政策総合研究所）による推計

表 10-2 居住の誘導に関する目標値設定の考え方

年	令和 2 年	令和 26 年 (予想)	令和 26 年 (目標)
市全域の人口 (人)	74,707 ^{※1}	48,447 ^{※2}	48,447
居住誘導区域の人口 (人)	16,462 ^{※3}	11,524 ^{※3}	13,993
居住誘導区域の人口密度 (人/ha)	37.2 ^{※3}	26.0 ^{※3}	31.6
行政区域人口に対する 居住誘導区域内人口の割合	22.0% ^{※3}	23.8% ^{※3}	28.9%

※1 出典：令和 2 年国勢調査結果

※2 出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
(令和 5（2023）年推計)

※3 出典：平成 27 年国勢調査結果、及び「将来人口・世帯予測ツール V2
(H27 国調対応版)」(国土技術政策総合研究所)による推計

10-2 期待される効果の設定

将来像の実現に向けた様々な取組の実施による目標値の達成を目指すことにより、以下のような持続可能な都市の形成に資する効果が期待されます。

表 10-3 期待される効果の設定

効果指標	基準値	想定値 (令和 26 年)
1 居住誘導区域のエリア価値を高めていくことで、土地利用が促進され、地価の維持・上昇が期待される		
1-1 居住誘導区域内の平均地価 (県地価調査箇所のうち居住誘導区域内 8 箇所の平均値)	28,350 円/㎡ (令和 5 年)	基準値以上
1-2 空き店舗活用開業数	3 店 (令和 4 年)	5 店

11 施策の達成状況に関する評価方法

本計画における施策は、市総合計画や都市計画マスタープラン等の上位・関連計画と連携し、都市をマネジメントしていくことを新たな視点として、目標達成に向けて取り組んでいく必要があります。そのため、各分野との綿密な連携を図りつつ、さらには、市民や民間事業者の主体的な参画のもと、取組の推進を図っていく必要があります。

目標年次は、令和 26（2044）年としていますが、PDCAサイクルによる計画の進捗評価や、社会情勢や上位・関連計画の見直し等を踏まえ、適宜見直していきます。進捗評価においては、国勢調査や都市計画基礎調査等の統計データ、市民アンケートの結果等を用いることに加え、本計画に基づく届出のデータ化や分析を行いながら、まちづくりの方針に即した居住や都市機能の動向となっているか評価を行います。

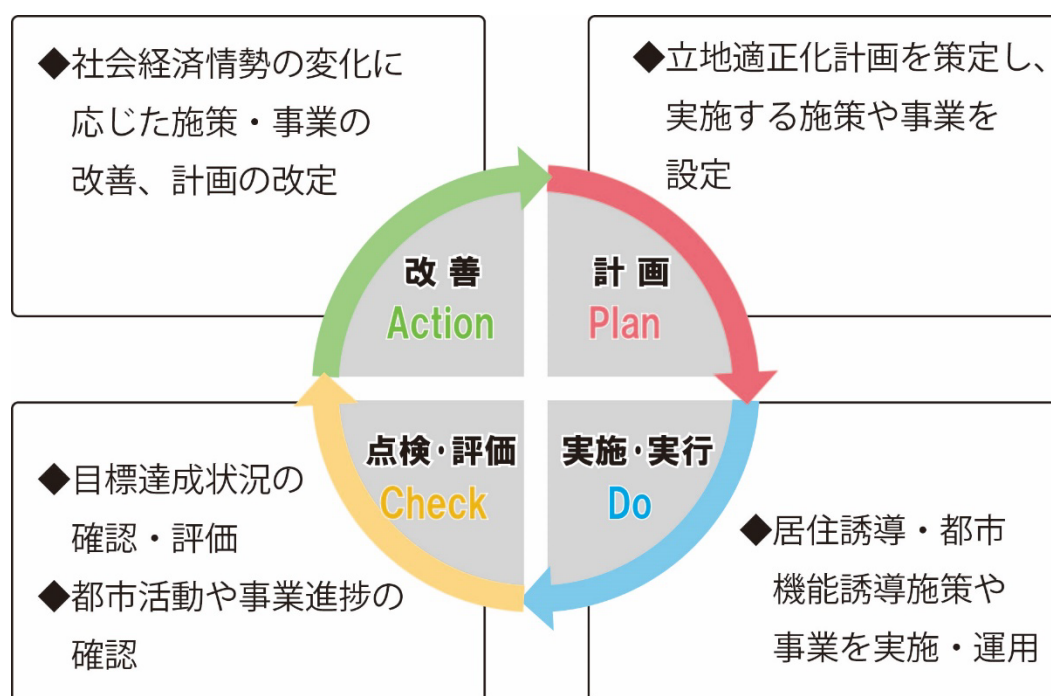
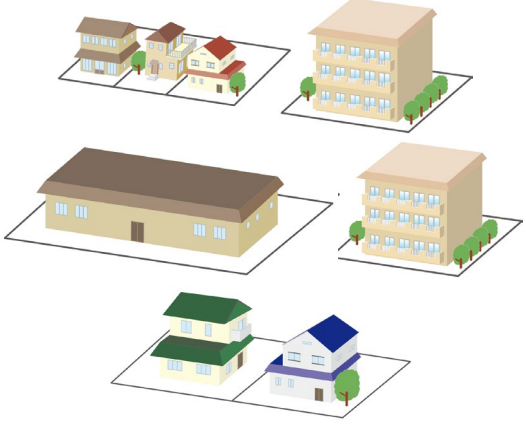
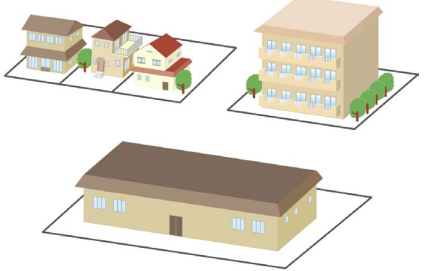


図 11-1 PDCA サイクルのイメージ

12-3 居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅開発等を行う場合には、着手の30日前までに市長への届出が義務付けられます。（都市再生特別措置法第88条第1項）

表 12-2 居住誘導区域外における届出

区 分	行為の内容
開発行為	①3戸以上の住宅（共同住宅を含む）の建築目的の開発行為を行う場合 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、1,000㎡以上の規模となる開発行為を行う場合 ①の例示 3戸の開発行為 届出必要 ②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為 届出必要 ②の例示 800㎡ 2戸の開発行為 届出不要 
建築等行為	①3戸以上の住宅（共同住宅を含む）を新築する場合 ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合 ①の例示 3戸の建築行為 届出必要 ①の例示 1戸の建築行為 届出不要 

※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋等の用に供する建築物をいい、兼用住宅を含みます。

※建築等行為を行おうとする区域の全部又は一部が居住誘導区域外にある場合は、届出の対象になります。